

令和元年 9 月 5 日（木）

（第 1 日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会は、令和元年9月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和元年第6回苓北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、山口利生君、2番、野田謙二君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に日程（案）を作成し配布しておりますとおり、本日から9月13日までの9日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月15日、「島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進地方大会」に出席しました。

6月18日、「天草陶石研究開発推進協議会総会」に出席しました。

6月29日、第25回吟詠「泊天草洋」全国大会歓迎セレモニーに、6月30日、第25回吟詠「泊天草洋」全国大会に出席しました。

7月1日、「社会を明るくする運動、苓北町推進委員会」に出席しました。

7月8日、天草広域連合中央消防署有明分署落成式に出席しました。その後、益城町グランメッセで開催された、県町村議会議長会の常任委員長・議会運営委員長研修会に浜口総務文教厚生常任委員長、山本建設経済環境常任委員長、倉田議会運営委員長とともに出席しました。

7月10日、「苓北町青少年育成町民会議総会」に出席しました。

7月13日、苓北じゃっと祭歓迎レセプションに出席しました。

7月14日、苓北じゃっと祭天草苓北ペーロン大会に出席しました。

7月25日、天草広域連合議会議会運営委員会に出席しました。8月議会提出議案等について協議しました。

同日、天草八代架橋促進民間期成会総会に田嶋副議長とともに出席しました。

7月28日、長崎ペーロン選手権大会に出席しました。

8月1日、県町村議会議長会理事会に出席しました。

8月2日、天草広域連合南消防署天草西分署・河浦分署落成式に出席しました。

8月3日、八代・天草架橋建設促進総決起大会に出席しました。

8月5日、県町村議会議長会の正副議長研修会に田嶋副議長とともに出席しました。

8月9日、天草郡市原爆死没者追悼式に全議員、出席しました。

同日午後、天草広域連合議会定例会に出席しました。

苓北町監査委員から、平成30年度令和元年5月分、令和元年度令和元年5月6月7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をいたします。少し長くなります。申し訳ありませんがよろしくお願いします。

まず、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

7月28日に、長崎市で開催されました令和元年度長崎ペーロン選手権大会に、今年も苓北町から、都呂々若獅子会が出場しました。都呂々若獅子会は、健闘されましたが、準決勝進出はなりませんでした。

また、7月28日には、苓北さわやかクリーン作戦が町内各地で一斉に行われ、早朝から約2,400名のご参加により、道路沿いの草払いや海岸・河川の清掃等を行っていただきました。また、クリーン作戦終了後には、苓北町避難訓練を実施し、約1,400名のご参加があり、各行政区ごとに避難場所の確認等を行っていただきました。

次に、8月17日、18日には、苓北シニアサッカーフェスティバル2019を、麟泉運動公園で開催いたしました。大会には、鹿児島県から1チーム・熊本県内から5チームの合計6チームの参加がありまして、大いに賑わいました。

次に、8月25日に、唐津市の西の浜海水浴場で開催されました第15回唐津ペーロン大会に、苓北町から『苓北魂でゆかいな仲間たち』チームが参加し、友好姉妹都市で

ある唐津市の皆様方と、より一層交流を深めて帰ってきております。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

熊本県民体育祭宇城地域大会が、9月14日（土曜日）、15日（日曜日）に宇城地域の各会場で開催され、苓北町からも9競技、11種目に出場いたします。

次に、9月22日（日曜日）に、九州オルレ「天草苓北コース」を開催いたします。

次に、各地区の町民体育祭ですが、9月29日（日曜日）に、坂瀬川地区は坂瀬川公民館グラウンドで、都呂々地区は都呂々小学校グラウンドで、10月6日（日曜日）には、志岐地区は志岐小学校グラウンドで、富岡地区は富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催されます。

次に、10月11日から15日までの5日間、苓北町5窯元、天草町3窯元が参加いたしまして、第31回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されます。なお、開会式は10月11日（金曜日）、午前11時から内田皿山焼窯元で開催されます。

次に、敬老会の日程であります。10月17日（木曜日）に、志岐地区は志岐小学校体育館で、富岡地区は富岡公民館で、10月18日（金曜日）には、坂瀬川地区は坂瀬川小学校体育館で、都呂々地区は都呂々公民館で、それぞれ午前10時から開催いたします。

次に、熊本天草幹線道路の早期完成を求める「天草島民集会」が、10月26日（土曜日）午前10時から、天草市民センターで開催されます。

次に、富岡城お城まつりが、10月26日（土曜日）、27日（日曜日）の両日開催されます。26日には、オルレ富岡まち歩き、苓北イルカウォッチングなどの催しが、27日には、百間土手前をメインステージとして、郷土芸能・もち投げ等の催しや、飲食・物産展、マルシェの出店が行われます。また、富岡城内施設等においては、絵画展も計画されております。

また、10月26日（土曜日）には、唐津市との友好姉妹都市締結25周年記念式典を午後1時30分から、志岐集会所で開催いたします。

次に、苓北夕やけマラソン2019大会の開催についてであります。11月2日（土曜日）、午後2時10分から、農村運動広場前をスタート、麟泉運動公園をゴールとして、ハーフマラソン、10キロ、4キロのコースで開催いたします。なお、今回はゲストランナーの参加も予定されております。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせであります。11月17日（日曜日）午前8時30分から、天草灘地先を震源とした震度5強の地震発生を想定した、津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施いたします。

また、この訓練に引き続き、都呂々小学校の建物火災を想定した消火活動・避難誘導・人命救助等の防災訓練も実施いたします。これらの訓練を通して、相互協力体制の

確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に、11月24日、東京都の霞が関ビル「東海大学校友会館」において、関東ふるさと苓北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員皆様方には大変お忙しい中とは存じますが、ご出席、ご声援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

それでは、通告1番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） おはようございます。通告1番、6番議員の石田みどりでございます。

本日は、町長に大きく2点で質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。町道及び町河川の維持管理についてということでございますが、町河川の件でございますけれども、今まで複数の議員から質問も出されており、私も質問をしてきましたが、目に見えて改善されているということは感じられません。河川に覆いかぶさっている立木、河川の中に我が物顔に根をはっている竹や暖竹。堆積している土砂などについては、作業員を雇用して対処すると町長の答弁であったと思うのですが、私が見るところでは、未だに改善されていない河川がたくさん見受けられます。今から台風の時期でもあります。先日も北部九州で、特に佐賀県で河川が氾濫をして大きな被害がでております。昨日もそうでありました。昨日も河川が氾濫して結構水浸しになっているという町がたくさんでております。尊い人命まで失われております。このごろの雨は予想もできない降り方で、予想さえできない大きな被害が毎年毎年全国ででているのが現状ではないでしょうか。苓北町でも河川から溢れた水で町が水浸しになった、また大きな被害がでたのも記憶に新しいところです。

そこで町長にお尋ねをいたします。河川管理のため作業員を雇用されたというふうにお聞きしたのですが、どういう雇用の仕方であったのかお聞きをいたします。また、どの河川のどのあたりの作業をされたのでしょうか。河川によっては、緊急性の高いところと低いところがあると思うのですが、どのような形で進めておられるのかお聞きをいたします。予定などは立っているのでしょうか、お尋ねいたします。

町道についてもたびたび質問が出ております。当然町は質問に対しての対処、改善は図られているとは思っているのですが、たびたび同ような質問が出るということは、改善の速度が追い付いていないということではないでしょうか。

私の本日の質問は、町民からの悲痛な訴えがあった件についてお尋ねをいたします。

毎年7月に行われるクリーン作戦とは別に、各集落で自主的に町道の草刈りなどやっていただいています。苓北町も年々高齢化が急速に進行し、60代、70代が若いと言われるような状況になってきているのではないのでしょうか。高齢率も40%を突破しそうで、町民からの訴えでは、年齢が高くなり身体も弱ってきている。今までは集落で行っている町道の草刈りにも無理をして参加していたが、もう限界を感じている。出ないと5,000円の徴収金を納めなくてはいけないのだが、国民年金受給者にとっては大変な痛手であるとのことでした。集落によっては2,000円のところ、また3,000円のところ、出さなくていいところなどまちまちのようですが、町はそのような状況を把握していらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。また、区長からの意見などがあがってきていないのかお聞きします。

町道です。町民が協力して維持するというのは当然のことですが、どうしても協力できない人に対しては免除するのが当たり前ではないのでしょうか。町道だからこそ町が維持管理をするべきではないのですか。その点いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

もう一つ、町道についてです。町道善亀線の地滑り箇所ですが、個人の畑にも地滑りのセンサー設置がしてあります。自分の畑でありながら畑の草刈りも思うようにできない。いつまでこのままにしておくのか。町からは状況報告もなければ、いつごろまでどうするのかという説明もない。町の誠意のなさに立腹しているとの訴えもありました。町道もイノシシの遊び場にもなっていて、法面は掘られ石が転げ落ちてきています。町の管理下にある町道なのに、地権者へ状況説明もなく放置しておくということは、町民の信頼も裏切ることになるのではないのでしょうか。地権者に対して説明責任を果たし、センサー設置の畑の草刈りぐらいは、町が責任を持ってやる必要があるのではないかと思います。その点をお聞きいたします。

大きな2つ目の質問でございます。苓北町の観光についてです。

町の観光についても何回か質問しています。今回の質問は、苓北町の観光を少しでも盛り上げたいと思い、町長に提案という形でさせていただきます。

九電苓北発電所は「電気のふるさと」として町のキャッチフレーズにもなっています。また、苓北町は、九州電力苓北発電所の株主でもあります。発電所にはどこからでも目につく高い大きな煙突があります。この煙突を町の観光のシンボルとしてぜひ活用できるようになれば、素敵なことで画期的なことだとは思いませんか。

そこで町長に提案をいたします。今の時期から冬場にかけて、どこの町でも、また観光地でも、イルミネーションで観光客を呼び込んでいます。あの高く大きなどこからでも目につく煙突を、イルミネーションで飾って観光客を呼び込むことはできないでしょ

うか。今でも夜になると石炭運搬船がライトを点けて停泊している様は、美しいし、どこからでも目につくしきれいです。以前から私は考えていました。電気を生み出す発電所で、母体から電気をアピールできれば素晴らしいことだし、話題にもなるのではないかと。苓北の観光にも大いに役立つし、発電所としても町に貢献してもらうことができるのではないかと思います。町長の力で九州電力に働き掛けていただいて、ぜひ実現させてほしいと願いを込めて町長に提案をいたします。町長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、町河川の管理についてであります。本年度は、これまでに重機借り上げ等により、竹木等の伐採をした河川が3河川、土砂撤去等を実施した河川が1河川であります。10月からは臨時職員2名を雇用し、その他の河川の竹木等の伐採を実施する予定としております。災害予防のための事前対策の必要性を十分踏まえたうえで、今後も対応する所存であります。

次に、町道の維持管理についてであります。各区で町道等の草刈り作業を実施していただいております。町はその作業にかかわる経費の一部をお支払いをしております。平成30年度は18地区、本年度は8月末現在で11地区に実施していただいております。この道路愛護作業につきましては、町が実施を強制するものではなく、あくまでお願いするということであります。作業を実施するかどうかは各区の判断によるわけでありませう。高齢化に伴い、ご指摘のように作業ができなくなっている方たちが増えておられます。各区によって年齢制限等を設けたりしまして、その出不足の徴収をするしない、決めておられるようでございます。

昨年の坂瀬川地区区長会懇談会の中でも同様のご意見がございました。町といたしましては、できる範囲を区で実施していただき、高所の支障木等、区で実施困難な箇所があれば、町で伐採することを申し上げたところであります。

また、作業に出ないと徴収金が取られるとのことでございますが、確かにその件で住民の方からもご指摘があつております。先ほども申し上げましたが、町が作業を強制するものではなく、各区の判断で実施していただいておりますので、徴収金の件につきましては、各区でご検討をいただきたいと考えておりますが、やはりご高齢の方の年齢をどこで区切るかということ、あるいは、どうしても病気に臥せっておられて出席できない方々、こういう方からは、なるべくお取りにならないようなことを願うわけでありませう。どうしても自分の都合でその日に出られない方は、各区で適切なその徴収金を決めていただいて、どのようになさるか各区の話し合いで決めていただければと考えている

ところであります。

次に、町道善亀線の地滑り箇所のことですが、確かに地滑り調査関係の機器等を民地の畑に設置させていただいております。土地所有者の方にはその都度説明申し上げ、設置等の承諾を得ております。しかしながら、調査期間が長引いており、土地所有者の方や地元関係者の方々には、大変ご心配をかけているのは実情でございます。

今後の方針といたしましては、8月末までの観測データをもとに、県及び国との協議を予定しております。早く結論を出していただき、地滑り対策等の工事にかかれるように、我々も頑張ってまいりたいと思っております。

土地所有者の方々には、再度今後の方針等をご説明を申し上げまして、併せて、周辺町道等の除草作業等を実施し、ご理解いただくように努めてまいります。

次に、九州電力の煙突を町の観光シンボルとして利用できるように、働き掛けをしてもらいたいというようなご提案がございました。苓北町の観光についてということで、九州電力苓北発電所の煙突を町の観光シンボルにということですが、以前、建屋全体にはですね、クリスマス前後、年末にかけて大きなイルミネーションを設置された経緯もあります。町といたしましても只今のご提案について、九州電力へご相談をしたいと考えているところでございます。

以上、石田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ご答弁をいただきました。町長から、河川の立木などの伐採は3カ所、3河川、それから堆積物の除去は1河川ということをお聞きいたしました。が、どこの河川でしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） お答えいたします。

伐採をしたところは、石出し川・都呂々、小路川・坂瀬川、山の迫川・年柄でございます。そして土砂を取り除いたところは、小川内川・都呂々でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今後どのような形で河川のそういう管理をなさっていくのか、予定は立っておりますか。そこら辺予定が立ってましたら、その予定箇所と大体の時期というのをお答えねがえたらありがたいです。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） このあとの予定につきましてはですね、具体的というのはまだ立てておりませんけども、10月からですね、雇用して、臨時職員さんを雇用して、各河川をですね、見回って、目星をつけて伐採等をしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 緊急を要するところというのが多分あると思うんです。そこら辺をちゃんと把握していただいて、今までも何回か質問をさせていただいております。でもまだそこら辺がまだはっきりしてないような今の答弁でございましたけども、やっぱり緊急性をちゃんと把握していただいて、順位をつけてきっちりやっていただきたい。そうでなかったら、本当に昨日もすごい豪雨で、雷が鳴って大変で、うちの前の細い本当に溝ですけど、そこもドードーと流れてるような状態でした。本当に1時間に100ミリを超えるような集中豪雨があるということも報道されておりますので、そういうことで本当に人家、それから町民の財産を守るという意味では、早急にその順位をつけていただいてやっていただくということでお願いをしたいし、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） おっしゃられるように民家ですね、近くとかいうふうなのを加味しまして、順位をつけて作業させていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今まで何回かほかの議員さんからも質問がされてますけども、今まで調査をして順位をつけてるということはございませんか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） ご指摘のあったところということで、そこを集中的にしております。こちらで順位というのは特段つけてはおりません。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町民からの指摘があったところだと思いますけども、やっぱり町としても町民からの指摘だけではなくて、調査をして、ここは大変なところだということで、やっぱり見回りをしていただいて、町としても把握をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ご指摘のとおり、消極的すぎるやり方であったと反省をいたします。今後は町といたしましても、優先順位をつけながら、危険箇所の高いところから、もう既に準備を始めさせたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ということの答弁をいただきましたので、それをぜひ実行していただきたい。やっぱり町は町民の命と財産、暮らしを守ることが行政の一番の役目であろうかと思います。今、町長が申されたように、ぜひそれをやっていただきたいというふうに思います。

それから、町道善亀線の地滑り箇所でございますけども、私が質問趣意書を出しまし

た。火曜日にまた再度見に行きました。水曜日です。そしたら草刈りをしてありました。だから、私が質問趣意書を出して、それで慌てて草刈りをされたのかなあというふうに思いましたが、状況説明はしてるのかというふうに地権者にお話をしましたら、そこは聞いてないと。まだセンサーが張ってあるところ、そこはまだ草が刈ってなかったんですね。道のところは草刈りをしてありました。地権者の近くは自分で町道ですけど草を刈ったというふうにおっしゃってましたが、それこそイノシシが法面を掘り起こして石が落ちて、石もそのままに落ちたままになっておりました。だからそこら辺はやっぱり町としてですね、町道の管理というところへんでは、もうちょっと気を使っていたきたいなあというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 確かにですね、趣意書をいただいてから実は行ったということは事実でございます。ただし、そのところでのですね、地権者の方にはご説明は申し上げたんですけども、今度はっきりしましてからですね、協議の結果等を持って行って、また一応今後の状況、方針ということはしたいと思います。あとイノシシがですね、掘りくり返しとるというところはですね、イノシシ等をですね、依頼をお願いして、通行止めをしとりますもんですから、そこは今のうちの管理というのはあまりあれなんですけども、イノシシが出没するところにはですね、何か検討させていただきたいと。周辺の町道のですね、ありましたので、そこは刈らせていただきました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） このごろですね、雨も降るし草もすごく生い茂ります。町道の草がすごく生い茂っていて、離合の際にですね、草に隠れた縁石で車の前を擦ったということも私もございます。それから、町道ですけども、本当に草に埋もれて、側溝がわからないような状態になってますよね。そこへ脱輪をして動けなくなった車を2回見受けました。ここ2、3年の間に。通行している人も呼び止めて、一緒に引っ張ったり抱えあげたりして、脱輪をちゃんとしたんですけども、やっぱり大きい事故が起らなかったということで、本当に幸いなことではありますけども、大きい事故につながる可能性、人命にかかわる可能性もあるんじゃないかなというふうに思います。だから、町道のやっぱりその草刈り、町民の住民の人ができないところの町道っていっぱいありますよね。そういうところもやっぱり作業員を多分臨時で雇っていらっしゃると思いますので、そこも調査をしていただいて、側溝が見えないような、また縁石が隠れてしまうような草が生え茂っているというところは、やっぱりちょっと町としてもきちっと管理をしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町道につきましては、当然非常勤のですね、長期雇用の方にですね、2人でタイヤショベル等を利用しながらですね、維持管理をお願いしてるところですけども、当然職員もですね、パトロールをして、率先してですね、ここがというところにつきましてはですね、順次除草作業等を行っている現状でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） やってる現状ということでおっしゃいましたけども、できてないから質問をしてるわけなんですね。なんかそこら辺は、やっぱり町としてもそれは今、職員さんも少なくなつて大変でございましょうけども、やっぱりどこか回つたついでに見回してみるとか、そういうこともやっぱりやっていただきたいなあと。やっぱり気を使っていたきたいというふうに思うんですね。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 当然ですね、パトロールということでしております。ここをですね、ずっと現地に行ったりとか、または、雨が降ったりですね、したあとにも回っておりますし、定期的にですね、するということで回って、その草が生い茂ったりですね、しとる町道は把握しておりますが、なにせ申し訳ないんですけども、順番というかですね、それがありますので、ちょっと至らない点もあると思いますけども、パトロールも行つてはおります。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） パトロールもやっていらっしゃるということでございますが、やっぱりさっきも言いましたように、職員さんの数も少なくなつてということでございますので、臨時の職員さんを2人雇っているということです。その人たちにももっとやっぱり見回りをしていただいて、というのも考えていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、大きな事故が起こってからでは遅いです。だから事故が起こらない前にそこら辺の対策はちゃんと立てていただきたいというふうに思っておりますので、どうかそこら辺はぜひお願いしたいというふうに思ってます。

それからですね、私は以前、西川内のガードレールの件で質問しました。そのときに町民からの要望などに対して、「報・連・相」、「報告・連絡・連携・相談」、これを徹底するというので、当時の総務課長が答弁していただきました。「報・連・相」というのは、庁内だけではなくて、やっぱり町民に対しても重要なことだと思います。その点はどうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） おっしゃるとおりですね、大変重要だと認識しておりますので、今後もですね、そこを徹底させたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほどの善亀線の件でも地滑りの状態が把握まだできてないと。センサーは付けているけども把握できてないということでございましたけども、そこら辺はいつごろまでにどうするという途中経過をですね、やっぱり地権者にも報告をしないと、地権者も本当に「線を切ってしまうかと思うとんねん」と言って怒っていらっしゃいました。だからそういう報告というのは絶対必要だと思います。

公務員は住民の公僕であるとうたってあると思いますが、あえて今日は公僕という言葉はあまり使いたくないんですけども使わせていただきましたが、特に住民に対しては報告が必要というふうに思っております。報告を密にすることによって、職員と住民との信頼、強いては町の信頼につながっていくのではないのでしょうか。もう一度「報・連・相」の徹底を図るべきだと思いますけども、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） そのとおりだと思いますので、徹底させたいと思います。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 大きな2つ目でございますが、苓北町の観光についての苓北発電所のイルミネーションについてですけども、町長、ぜひこの点は九電に言っていたいて、本当にどこからでもあの煙突は見えるんですよ。だから、ぜひそういう形で、観光の目玉にでもしていただきたいかなというふうに思っておりますので、働き掛けをお願いしたいと思います。

北九州ではですね、八幡製鉄所の煙突から出る煙や工場群のライトアップしているのを海から見るといふ、ナイトクルージングをやっているということもお聞きいたしました。あの煙突にイルミネーションを付ければ、ナイトクルージングも可能になるんじゃないかなというふうに思いますので、いろんな方面から多角的な観光を考えていかなければ、観光客だって寄ってこないと思うんです。新しいことも打ち出していく必要があると思うので、町長の力を大いに発揮していただき、実現されるように期待をしておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ぜひ九州電力も我が町に立地してるわけでございますので、その点もしっかりと受け止めていただきながら、注目されるようなイルミネーションを付けていただけるように、しっかりお願いをしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） では町長の力を期待をしておりますので、期待をして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

通告２番、田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君） 通告２番、１１番議員、田嶋豊昭でございます。総括質問方式で行います。

高齢運転者所有自動車への急発進防止装置（後付け）への補助制度の創設についてを議題といたします。

一度交通事故が発生しますと、被害者をはじめ加害者、ご家族や関係者も耐え難い苦しみを抱えることとなります。現在多発している高齢者の交通事故は、現代の日本社会が抱える様々な課題が複雑に絡み合っているように思います。こうした問題を多角的に検証されまして、丁寧に解決していくことが今求められているように思います。

そこで、緊急の対策といたしまして、「アクセル」と「ブレーキ」の踏み間違いによります急発進を防ぐなどの装置を取り付ける費用（後付け）に対しまして、苓北町としての補助金制度を創設することはできないでしょうか。喫緊の課題とも思われる今年度の予備費での対応も含め、支援を行っていただけないでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

加えて、運転免許の自主返納の促進、自主返納後の移動手段の確保など、実効性のある対策を包括的に検討されることを望みます。

以上、町長にお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えます。

まず、高齢運転者所有自動車への「アクセル」と「ブレーキ」の踏み間違いによる、急発進防止装置を取り付ける費用の補助制度の創設をすることはできないかということでございます。高齢者ドライバーによる交通事故は大きな社会問題になっています。ご指摘のとおりであります。交通事故分析センターの資料によりますと、毎年１，２００人を超える７０歳以上の高齢ドライバーが、「アクセル」と「ブレーキ」の踏み間違いによる事故を起こしており、事故発生場所については、駐車場などが一番多く発生しており、次に交差点付近、カーブ、直線となっているようでございます。また、この苓北町管内でも、最近２件発生しております。

全国的には、本年４月に東京都豊島区池袋で、高齢者ドライバーが運転する暴走した車にはねられ、１２人が死傷するという痛ましい事故が発生したことは皆様方もご承知のとおりだと思います。東京都では、こういった中で、７月から「東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金」を開始されておられます。内容としましては、対象者は、都内在住で令和元年度中に７０歳以上となる方で、安全運転装置を設置することが可能な車であり、自家用車などとなっております。補助につきましては、設置費用の９

割補助で、補助限度額は1台10万円となっております。

熊本市内では、玉名市のみが本年4月から、オートマチック車におけるATワンペダルの整備費用に係る補助事業を開始されておられます。補助対象者は、市内に住所を有する方、または市内の事業所に5年以上勤務されている方で、市税の滞納がない方等となっております。年齢制限はございません。補助額は、ATワンペダル本体及びその取り付け費用の2分の1以内で、5万円が上限となっております。玉名市におかれましては、市内にそのワンペダルを開発した会社があること、改造費用が約20万円かかるということで始められたものだそうでございます。

踏み間違い防止装置につきましては、調べましたところ、取り付け工事費込みで最低約4万円程度からワンペダルの約20万円など、製品等によりばらつきがございます。苓北町といたしましては、今後の製品の普及状況等を調査しながら、対象年齢や補助率及び補助金等について検討し、調整をしたあかつき補助制度をなるべく早くつくってまいりたいと考えているところでございます。

次に、運転免許の自主返納の促進、返納後の移動手段の確保等についてであります。自主返納につきましては、本人の意思だと考えますが、周りの方のお勧めや家族での話し合いのうえに返納されたとのこともお聞きしておりますので、ぜひ一度ご家族での話し合いをしていただきたいと思いますと考えております。

また移動手段につきましては、町内巡回バス、都呂々小学校のスクールバスの混乗、タクシー利用による在宅高齢者移送サービス等を行っておりますので、今後もこういった現在の制度を活用していただくとともに、これは町民の方々のご意見もいただきながら、さらにより良い施策があれば改善を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 今、答弁いただきました高齢運転者所有の自動車への急発進防止装置への補助制度創設についての前向きな答弁で、本当ありがとうございました。今一番テレビ、ラジオで毎日のように報道されています。都会でのことと思っていましたが、最近、町村あたりでもよくお聞きします。答弁の件でも我が町苓北でも2件ほど事故があったと聞きました。早急な対策が必要ではないかと感じています。いろんな価格の対応など大変なことだと思いますが、昨日の新聞でも新車の自動ブレーキ義務化へ、国交省が性能の時期を年内結論と報道されていまして。日本全国でいろんな検討をされているみたいですが、苓北町では頑張って早急の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、運転免許の自主返納の促進、返納後の移動手段の確保などについてですが、い

ろいろ家族での話し合い等で、返納も考えているとよくお聞きします。一番問題は交通の便だと思います。最近苓北でも、病院、買い物でも送り迎えで対応してるところもいっぱいあります。町も巡回バス、スクールバス、タクシー利用券などで移送サービスも行っていると今、答弁いただきました。

病院・商店とも連絡を取って考えたいかがでしょうか。もしあったら答弁をお願いします。ないようでしたらよかです。終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

これで田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

通告3番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） こんにちは。通告3番、7番議員、浜口雅英。

質問の相手は、町長、質問形式は一問一答です。

まず、1、活力あるまちづくり。

（1）産業の振興。町の振興策の大きな柱である一次産業の振興、特に農業の振興策について、その現状と課題、そして今後の取り組みについてお尋ねをします。

農業の生産体制は、過疎地域特有の人口減少による後継者不足、従事者の高齢化等の課題があらうかと考えます。例えば、本町における農業従事者と、農業従事戸数等の年次別推移を町の統計資料に基づき比較した場合、平成17年と27年の10年間では、17年の戸数が552戸で就業人口は612人。27年の戸数は466戸で就業人口は413人となっております。戸数は84%、就業者数は67%に落ち込んでいます。平成7年と27年の20年間では、戸数は、697戸から466戸へ67%。就業者数は1,134人から413人と36%に大きく減少しております。さらに生産額は、平成7年の14億4,000万円が、平成27年度では8億円で56%と約半分に落ち込んでいます。

このような中で、人手不足、あるいはイノシシなどによる農地への被害、さらには用水路や農地への作業道路の維持管理の不足などにより遊休農地は増えているのではないかと危惧しますが、この遊休農地の推移、現状はどのようになっているのかお尋ねします。

また、今年は、空梅雨による水不足が発生しました。幸いにも日照り続きの中に雨が降り、いわゆる慈雨により最悪の事態は免れたのではないのでしょうか。現在は逆に今度は雨が多すぎてですね、秋の野菜作りに向けての田の深耕ができないという、今度は逆の悩みを持っておられるようです。

町の人口そして農業従事者の減少が続く中、町は、一次産業を基幹産業として位置づけておられます。当然、農業の振興は一次産業のメインとなるものではないでしょうか。そして、農業用水の確保はこの農業振興の絶対要件の一つです。現在、本町の農業

用水は、志岐ダムなどの溜池、及び河川からの取水が主であろうかと思います。今年の水不足の経験から、今後の水不足対策として、水の大切さと節水を町民へお伝えしながら、安定的な農業用水等を確保するために、新たな水源の検討をすべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

ところで、イノシシ等による農作物への被害が依然として減らないようです。以前は山間部の農地に限られておりました害獣の侵入を防止するための電柵が、最近では町内の至る所の農地に電柵が設置されているという、まさに異様な情景が見受けられます。このことから、イノシシ、タヌキ、カラスなど鳥獣による被害額や被害面積の状況をお尋ねします。

そして、農業を基幹産業として町づくりに努めるのであれば、人口減少や農業従事者の高齢化、後継者不足が叫ばれ、さらに遊休農地の増加や鳥獣被害等々、幾多の課題に対して現実を見ながら、このことに確実に対応し、その成果を見いだすことが行政の責務であろうと考えますが、いかがでしょうか。

2、安全安心のまちづくり。

(1) 防災計画書の対応。本年6月の第4回定例会一般質問において、安全安心のまちづくり、危険箇所への対応として、防災計画書の内容が記載されている事項と町内の様子が合致していない。危険箇所が複数年そのまま記載されているなどの問題提起を行いました。これに対して町は、「道路の危険箇所に掲載すべき箇所の掲載が抜けている。見直しを行う」ということでした。防災計画書という位置づけから、これへの記載内容の修正はスピード感を持って対応すべきと考えますが、その進捗状況はいかがでしょうか。

また、この計画書の資料編に記載されている箇所については、道路に限らずその注意すべき所在箇所の表示が大雑把です。例えば、町道何とか線に何カ所という書き方しかしてありません。もう少し細やかな表示をしないと、住民にはわかりにくいと考えます。さらに、この資料編に記載されている項目のうち、道路以外は民地にかかわる区域が多く、行政でこれの改善の取り組みは難しいものがあるかと考えますが、水防区間、道路危険箇所として記載されている箇所は、公共区域が主ではないでしょうか。特に道路については、普段の町民生活が円滑な生活を営むためには欠かすことのできない施設です。少しでも早くこの危険箇所の欄から消去できるよう、復旧・補修の取り組みを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、この防災計画書の内容は、どのような形で町民へ告知されているのかお尋ねします。

(2) 防潮保安林の維持。苓北町の富岡半島の海岸線は、雲仙天草国立公園に指定されており、白岩崎などその地形と、そして夕陽を望む西海岸、東海岸から雲仙普賢岳を

望めば、その優雅な稜線の景観は、まさに南国の風光明媚という言葉そのものです。その中でも、特に元袋地区から突き出ております巴崎、曲崎は、全国的にもまれな地形でしょう。

富岡半島の先端から海に向かって細長く突き出た砂礫の洲を砂嘴といい、その先端部は湾の内側に湾曲しています。砂嘴は河川等から供給される砂礫が沿岸流によって運ばれ形成されるところです。砂嘴が伸びて湾や入り江を閉塞するものを砂州といい、島が砂州によって陸地とつながったものは陸繋島と呼ばれ、和歌山県の潮岬があり、本町の富岡地区もこの陸繋島の一例ではないでしょうか。

ところで、この富岡、曲崎の現状についてですが、本地域は熊本県により防潮保安林に指定されていることはご承知のとおりです。しかし、曲崎の地盤を守るために自生している樹木や、植栽されている樹木の保護と考えられる木柵は大部分が倒壊し、その機能を十分に果たすことができない状況にあります。

保安林とは、水源の涵養や土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全と形成等の公益目的を達成するため、農林水産大臣または県知事によって指定される森林を言うそうです。防潮保安林には、津波や高潮、潮風などに対して、主として立木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を補足して塩害を防止する機能が求められているようです。

曲崎の湾内には、富岡港、学校等の公共施設、そして元袋の集落をはじめ、広くは富岡地区のほとんどの住家が集中しております。万が一この防潮林機能が損なわれ、曲崎が分断されるという最悪の事態が発生した場合、富岡地区の住民への被害は計り知れないと考えますし、場合によっては富岡の地勢が西の海海岸と東海岸に分断されることも視野に入れるべきではないでしょうか。このようなことから曲崎が果たしている役割とこの現状を再確認され、不具合の箇所や、状況は直ちに修復し、防潮保安林の育成と維持に努め、湾域の住民に被害が及ばない対策をすべきと考えますがいかがでしょうか。

さらに、本曲崎の外洋側の中途まで管理道路が建設されていますが、これの終点部は大きく崩壊し、とても危険な状況で早急な整備が必要です。さらに、この管理道路の路面は全線がコンクリートで舗装されておりますが、コンクリートは剥離し混合材の石が突出している状況にもあります。管理道路として適切な機能を果たすための手当てを施すべきと考えますがいかがでしょうか。

(3) 危険箇所への対応。白木尾、内田海岸は、住家が存在する中、東シナ海、天草灘からの大波が打ちつけ、これの越波により陸地が浸食されています。地域住民の生活の安寧のために、これまでも複数の議員が、議会の中で幾度となく問題提起しております。

この海岸には、年柄と内田、白木尾の集落間連絡道路として町道が通っております。

ご承知のように、この町道沿いには、内田と年柄の境付近では工場の材料置き場があり、複数の民家も存在しております。この民家から道路をまたいだ路側の海岸線には、高さ約20メートルぐらい崩壊しております。そして、この崩壊箇所の上部、町道の路側は地肌が露出し、いつ崩落してもおかしくない状況です。最悪の場合この路側が崩壊し、道路や民家へ大きな影響を及ぼすことが考えられます。人や車の通行に万全を期す必要があります。

この崩落箇所の危険標示のためにパイプが設置されていますが、鉄棒が設置されていますが、正規のガードレールではなく、鉄の棒を打ち込みこれらをトラロープで結んであるという、まさに苓北町の公共土木の技術の質を如実に表している非常に簡易なものです。さらに、この箇所の約30メートルぐらい白木尾側に寄った町道路側も同様の危険防止柵が設置されています。同様の危険防止柵というのは、鉄棒を打ってそれをトラロープで結んでいるだけということですね。これらの状況から、関係地域住民の生活の安寧のために、早急な対策をすべきと考えますがいかがでしょうか。

(4) 海岸施設の景観の確保。6月の第4回定例会一般質問で、「海岸施設の整備による景観の確保」として、「富岡港海岸に整備されている緩傾斜護岸、いわゆる『ふるさと海岸』の植栽を護る防風ネットの管理、東側の金網は破損したまま、一部の鉄骨製支柱は腐食により折れて倒れている。西側の富岡漁港海岸の富岡海水浴場を望む松の木への防風柵は倒れたまま、これらのラインは、いずれも地域住民の散策コースでもあり、また町民の憩いの場、そして漁業従事者の生産基盤の区域でもあり、オルレのコースにもなっているのではないのか。東側の海岸線には、富岡港『きずなステーションみなとオアシス』として平成30年に登録され、住民参加の地域振興が期待されております。町の発展のために観光振興に力を入れるのであれば、海岸線の景観保持のために、このような防風・防潮ネット柵の補修を早急に実施すべき。実態と現状をよく観察、把握し、観光振興に整合性のとれた、そして一貫した施策に力を入れるべき」と尋ねました。

これに対して町長は「東海岸の防風・防潮ネットにつきましては、管理者である熊本県によりますと、この防風・防潮ネットは、設置されたその目的が達成されていると私は判断をしている。そういったことで県のほうに申し込みをしたところ、腐食をした部分を替えるというよりも、ネットをもう取り去る時期であるので、そのような作業をしたいということでありました。また、西海岸の防風・防潮林の防護柵については、平成30年11月に富岡地区区長会からの要望もあったので、管理者である熊本県へ再度改善のお願いをした。その際は、「予算の範囲内で随時改善を図っていく」との回答をいただいたところでございますが、残念ながら昨年度中の施工はありませんでした。今年度に入りましてからも、あらためて改善のお願いをしたところでございますが、県にお

かれましても、予算の執行の優先順位で厳しい状況もあり、今後は、町において簡易的な補修・撤去などを行うことも含めて検討をしてまいりたい」との考えを示されました。

この西・東の海岸線の景観の保全が住民の生活に密着している状況から考えると、富岡城の景観整備を急ぐよりも、この海岸景観整備が重要な施策の一つだと考えます。

しかし、現状ではこの海岸の景観整備の方向は何ら見えておりません。今後は、町において簡易的な補修・撤去等を行うことも含めて検討をしたいとのことですが、早急な景観の整備が求められます。どのような具体的な取り組みを検討しておられるのか、その方法や施工予定時期をお尋ねします。

(5) 海岸地域の生活環境の保全。富岡港ふるさと海岸の陸地側の富岡2丁目から5丁目にかけて町道富岡港線、そして、東目線の富岡神社下付近の道路側溝は、V字型側溝により雨水等の排水処理が図られています。

しかし、降雨時の排水対策は不完全です。この側溝の雨水処理が不適切なために、処理されなされない雨水が当然のごとく町道の路面に冠水し、車両や人の交通の妨げになっており、住民生活に支障を及ぼしています。このことについて、これまでも議会の中で幾度となく問題提起してきましたが、このことに対しても何の取り組みも対策もなされていません。

私は、これまでこのような状況が起きているのは、敷設してある側溝の型式、敷設工事時の勾配のあり方等々が原因だと考えておりましたが、先日この側溝が溢れ、道路に冠水している状況を目の当たりにしました。その結果、植栽されている防風・防潮用の松の木の落ち葉が主たる原因と思われました。

側溝に沿って流れてきた松の葉が、集水桝の蓋に覆いかぶさり、網目状になっている蓋の機能を阻害し、網目状の蓋、いわゆるグレーチングがその役割を果たせずにいたのです。このことにより、側溝水が集水桝を通して海岸に流れ出ることができず、側溝が溢れ、道路に冠水し、通行車両や地域住民の生活に悪影響を与えていたのです。

このため、各集水桝のそばには地元住民の方々がほうきを準備され、そのたびごとに集水桝にかぶさった松の葉を払い除けておられるようです。しかし雨が降るたびごとの作業は大変だと考えます。

このような事態に対して、当然これらの管理者である町や県は、現状を十分に調査され、根本的な解決策を見だし、早急に取り組み、そして、地域住民の不便と不安を払拭することが当然の責務だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

(6) 河川護岸の整備による農地の保全。川の護岸や川の中に自生している竹木の処理や、河川水の農業用水の堰に堆積した土砂の取り除き、そして、河川敷に生育している大木の処理等が、河川の適切な維持管理につながるかと考えます。

近年のゲリラ豪雨は想像を絶する集中的な豪雨が発生しております。本町においても平成27年の集中豪雨は、町内の各河川が氾濫し、坂瀬川の小路川も増水し、その河川護岸と町道の路側が洗掘され、地域間の唯一の公的連絡道路を遮断するなどの被害が発生しました。洗掘され、路側が抉られ、わずかに残された路面を見た時のその恐怖感は未だに脳裏から離れません。このため本河川については、順次改良を進めていくということでしたが、なかなかこれらの進捗が見られないようです。

改良にあたって民有地が改良工事の区域にかかる場合は、言うまでもなく、所有者の協力が絶対要件です。また、当然のことですが、よそにおられる地権者と、及びその関係者にも工事の必要性を丁寧に説明し、ご理解いただき完成を急ぐべきです。ゲリラ豪雨に備え、1分1秒でも早く町内全ての河川改修の完成に努めるべきです。河川の良好な維持管理により、農地の保全や下流域住民の生命財産を守るべきと考えますがいかがでしょうか。

(7) 高齢者対策。本町の高齢化率は、令和元年7月末現在人口7,195人で、65歳以上の高齢化率は40.1%に達しております。人口の約半分は65歳以上という体制は、町づくりを進めていく中でこれへの対策は最重要課題です。

先日、本町在住の高齢者の方が、認知症であるがために財産管理委託契約を結びながら、このことに適切な対応をしなかったという相手の人が準詐欺の疑いで天草警察署に逮捕されました、という報道がありました。高齢化率が高くなっていく中で、体調を崩される高齢者が増えていくのではないかと推測されますが、外見からはこれらの症状を理解することができない症状のものもあります。このような事例が二度と起こらないような見守りの体制づくりは、これからの高齢化社会の中で重要な取り組みと考えます。このような体調を崩され、そして単身で生活しておられる高齢者の皆さんの症状と人数はどのくらいなのでしょう。そして、これらの皆さんへの見守りはどのような体制でしょうか、お尋ねします。

また、地域の集落に昔からあった生活用品等の小売店が、いろんな事情で撤退や廃業をしておられます。このような状況の中で、そういう区域の高齢者は、生活必需品を確保するために苦労されている状況があると考えます。このため町内の小売店が出張販売や、車による利用者の送り迎えなどをなされているようですが、このような状況を町はどのように考えておられるのか、対策はどうされるのか、併せてお尋ねします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、活力あるまちづくり、産業の振興についてのご質問でありました。はじめに、遊休農地の推移現状についてであります。苓北町におきましては、毎年農地最適化推

進委員を中心に、町内の全ての農地の利用状況調査を実施しており、これにより、今後伐根、整地等により再生利用が可能な農地のA分類と、森林化しているなど農地復元が困難な農地のB分類等に分け、農地の現状を把握していただいております。いわゆる遊休農地といわれるものは、このA分類とB分類をたしたもので、ここ3カ年の推移を見ますと、平成28年が377ヘクタール、平成29年が366ヘクタール、平成30年が377ヘクタールであり、町内の農地面積に占める割合で申し上げますと、平成28年が34%、平成29年が34%、平成30年が35%となっております。

なお、遊休農地の解消に向けての取り組みにつきましては、一つ、復元が困難と見込まれるB分類の農地につきましては、耕作放棄地解消用途転換促進事業補助金を活用し、農業以外の利用を施行する非農地化を計画的に進めております。二つ、再生利用が可能なA分類の農地につきましては、所有者等への意向調査に基づき、農地中間管理機構やJAによる貸付希望者と借受希望者のマッチングを図ることや、耕作放棄地解消有効利用促進事業補助金を活用し、草刈りや伐根作業にかかる経費を支援することでの耕作放棄地解消に努めているところであります。

次に、安定的な農業用水等を確保するための新たな水源の検討についてであります。議員ご承知のとおり、今年は例年に比べまして梅雨入りが遅く、志岐ダムにつきましては、5月下旬から1カ月を超える期間給水停止となり、この間は平成7年に掘削したコミセン橋のヤツモン井戸や富岡浄化センター、上津深江的場橋付近に水中ポンプを設置し、対応したところでありますが、農業従事者のご苦勞も多かったことと拝察をしているところでございます。

しかしながら、志岐ダムの利用につきましては、圃場への水を出しっぱなしの者がいるとの苦情も多く寄せられており、利用者のモラル改善により給水停止期間の短縮も図られたものではないかと考えておられるようでございます。なお、志岐ダムにつきましては、長年の土砂流入で貯水量が減っているのではないかと意見もございますので、ご指摘のとおりでありますので、今後土地改良区と協議のうえ、ダムの深淺測量及び必要に応じて堆積土砂の除去につきましても、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、イノシシ等有害鳥獣による被害の状況についてであります。農業共済組合によると、平成30年度の値で申し上げますと、イノシシによる被害が、米で被害面積141アール、被害額53万7,000円、果樹で被害面積110アール、被害額が49万5,000円、鳥類ではカモによる被害が、野菜で被害面積10アール、被害額30万円であり、タヌキによる被害報告はなかったようでございます。全体で被害面積261アール、被害額133万2,000円となっております。参考までに、平成28年度は被害面積424アール、被害額254万8,000円、平成29年度は被害面積325

アール、被害額１０３万円であり、被害面積についてはここ数年減少傾向にあるようがあります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、苓北町におきまして、熊本県猟友会苓北支部の会員２９名の方に、イノシシ等の捕獲に取り組んでいただいていること。併せまして、イノシシ等の侵入防止のための電気柵等に購入にかかる経費を支援するイノシシ等有害鳥獣防除施設事業補助金を予算計上するほか、国の中山間地域所得向上支援対策補助金を活用し、進入防止柵の設置にかかる資材代を支援しているところであります。

では、農業を基幹産業としてのまちづくりについてであります。議員ご指摘のとおり、ご承知のとおり、農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、担い手、労働者不足による農家数の減少に加えて、生産経費、流通コストの上昇など多くの課題を抱えております。このような中、苓北町におきましては、中山間地域直接支払制度をはじめとして、多面的機能支払等の日本型直接支払制度や、農業次世代人材投資事業による新規就業者の育成など、国・県の農業振興施策を活用するほか、農協とも協議を行う中で、必要な施策についての予算措置をとっているところであります。

なお、国の施策につきましては、平成３０年度から新たに米の政策が始まり、これまでの行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者、産地の主体的な判断により、需要に応じた生産、販売を行うことになりました。つまり自由につくって、自分の判断でやってくれというようなことであります。

併せまして、今回の補正予算に計上しております人・農地問題解決加速化事業につきましては、地域の皆様方がこれまで築き上げてこられました地域の農業、農地を、それを取り巻く環境や伝統、文化、自然環境などと一緒に、子どもや孫の世代までしっかり引き継いでいくためには、地域の話し合いを活性化して、将来にわたり地域の農地をだれが担っていくのか、だれに農地を集積、集約していくのかなど、将来の農地利用のあり方を地域の皆さんで決める、いわゆる人・農地プランの作成、実質化の取り組みを進めていかなければならないというものであります。これら国の施策は、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため、農業者、産地の主体的な取り組みを支援するものであり、今後の農地利用のあり方と併せ、有害鳥獣や農業用水確保の問題など、様々な課題についても地域での話し合いの中で、将来展望を明確にしていかなければなりません。町、ＪＡ等関係機関が連携を図る中で、地域での徹底的な話し合いを通じて、地域農業の５年後、１０年後に抱えるであろう危機を認識、共有しながら、今後も町の基幹産業であります農業の振興に努めてまいります。

次に、安心安全のまちづくりについて、７項目のご質問がございました。

まず、１項目目の防災計画書の対応でございます。防災計画書の資料編に掲載しております道路危険箇所の見直し状況につきましては、現在、土木管理課と打ち合わせをし

ながら見直し作業を行っておりますので、終わり次第、防災会議委員の皆様方に配布させていただくことにしております。また、危険箇所の欄から消去できるよう、補修の取り組みを行うべきであるとのこと指摘ございます。現在行っております見直し作業の中で、危険箇所の確認も行ったうえで、なるべく早くその検討を進めて、補修を行ってまいりたいと考えております。

また、防災計画書の内容は、どのような形で町民へ告知されているかということですが、苓北町地域防災計画は、計画の目的として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、苓北町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有期有的に関連を持って、苓北町の地域にかかる災害予防、災害要求対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、防災対策に万全を期することとしております。

計画の方針といたしましては、町・県・防災関係機関は、緊密な連携のもとに、その実施責任を明確にし、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図ることとしており、行政としての対策計画であると認識しております。また方針の中で、住民は災害初期においては、「自らの身の安全は自らが守る」を認識し、地域・職場等において、お互い協力し合い、常日頃から災害時を念頭に置いた防災対策を講じるものとしておりますので、避難訓練や防災訓練などの実動訓練、自主防災会の設立及び活動の推進、広報誌による啓発等により、日ごろから防災意識を持っていただく、高めていただくよう周知を図っているところでございます。なお、防災計画書につきましては、今後町のホームページでご覧できるよう掲載を図ってまいります。

次に、防潮保安林の維持についてのご質問でありました。富岡半島曲崎の富岡字曲崎2番地及び富岡字高松4番地は、昭和3年に設立されました九州大学理学部天草臨海実験所の誘致の折に九州大学に寄附され、現在も学校法人九州大学の所有で、地目は保安林となっております。なお、同地は明治30年12月に潮害の設備を目的として保安林に指定され、熊本県において管理なされております。

議員ご承知のとおり、潮害防備保安林の役割は、津波や高潮の勢いを弱め、住宅への被害を防ぐこと、また、海岸から塩分を含んだ風を弱め、田畑への塩害を防ぐことであります。ご指摘の倒壊したものの木柵につきましては、平成10年度に県において施工された保安林改良事業にて、山桃などの植栽の折に幼木の保護を目的に設置されたもので、その役目は既に終わっていると解釈をしております。なお、県に確認いたしましたところ、保安林管理者である熊本県が、今後も曲崎が潮害防備保安林としての機能を高めていく必要があると判断した場合においては、所有者である九州大学の意向にもよるが、改植等を行うことは可能であるとのことございました。

また、曲崎の外洋側の所有者は苓北町でございます。九州大学の意向もあり、町のも

のでありますが、普段の立ち入りを規制しているところでもあります。議員ご指摘のとおり、道路の傷みが激しい箇所もありますが、管理道としての使用において、現時点で早急な対応は必要ないと判断するところでございますが、今後必要に応じて補修等を検討してまいります。あらためて曲崎の潮害防備保安林としての役割につきましては、今後関係機関が連携した中で、その機能維持に努めてまいります。

しかし、ここで残念なのはですね、例年 J A れいほくの女性部の方々を中心に、町民も一緒になって年に2回曲崎の清掃を行っているところでございます。当然これは九州大学の所有地でありますので、九州大学にもその折に出てきていただくようお願いをしに行くんですが、今までかつて1人として出てこられたことがございません。本当に自分たちの責任も感じておられるのかどうか疑問でもありますし、なんか九州大学の要請で町道に特別な用事がない限り、入らないようにですね、町所有道路に入られないように鍵もちゃんとかけてしてあるわけですが、釣りとかなんかそういう状況の折には、一般の方が入ってきておられます。長崎に行く船から見れば目前に見えますので、非常にその辺の管理状況に疑いを持っているわけでありまして、今後ともですね、九州大学には、自分の土地であるので、我々もお手伝いをいたします。そのような中で、九州大学、県そして町一体となって、あの素晴らしい景観を守っていくようにしてまいりたいと思います。ありがたいご指摘をいただいたと思っております。

次に、危険箇所への対応についてのご質問でありました。議員ご指摘の町道貝曲線の崩落箇所につきましては、今年度熊本県単県治山事業補助金を活用し対応することとしております。7月29日付けで交付決定の通知を受けたところでございますが、現在工法の再検討を行っており、今後早期に着工できるよう努めてまいります。

併せまして、工事施工箇所の路肩部分につきましては、転落防止のためのガードレールを設置する計画としております。また、同工事施工箇所から白木尾川へ30メートル付近の道路路肩の処置につきましても、今年度予算での改善を検討してまいります。

なお、白木尾台地海岸線の崩壊につきましては、本年5月9日に内田、白木尾、年柄区長の連名により、白木尾台地内の陸側から海岸へ流れだす伏流水による畑地法面の崩壊防止についての要望を受けたところでございます。苓北町におきましては、この白木尾台地崩壊防止策について、国の国土強靱化対策での改善を図っていくことを検討しており、この事業採択にあたって各自治体ごとに策定しなければならない国土強靱化地域計画策定について、現在準備を進めているところでございます。

これに至った原因といいますか経緯はですね、あの白木尾台地の畑地がどんどん崩れていく。崩れていくんですが、これに対して町がやるべき法的な根拠がない。あとは農地所有者の方が、受益者負担を行ってやっていく。受益者負担といいましても、もう既に3分の1ぐらいは亡くなっておりますので、なかなかその意欲がお湧きにならないと

いうか、なかなか大変な決断を迫られておられるわけです。我々としたらこの農地が崩れていきますと、そのまま今度は家屋にも影響していく可能性がございます。そのことで県ともこれは長年相談をしてきているわけですが、その裏付けになる法律がないということでありました。そのことの中で、昨年度、3カ年の国土強靱化をやっていくという国の方針が出ましたので、ここで全体的に内田から白木尾までの国土強靱化、つまり我々が町民の皆様がお住まいになってるところ、そして生産の場所である畑が崩れてしまうわけでありまして、黙っておくと。私の推測では、これは100年も経つと白木尾台地がなくなるんじゃないか、今のままでいくと。心配してます。そのことを含めて今回この国土強靱化によることを、採択していただけるように頑張ってみようと考えているところでございます。

次に、海岸施設の景観の確保についての質問にお答えをいたします。東側の防風・防潮ネットにつきましては、6月議会一般質問において、管理者である熊本県が腐食している支柱等は順次撤去し、景観保持に努める旨を回答させていただきました。しかしながら、まだ施工に至っておりませんので、あらためて早期の施工について県へ要望いたします。

次に、西海岸の防風・防潮林の防護柵につきましては、同様に管理者である県へ早期の改善をお願いしたところでありますが、これはまだその防風板垣といいますか、あれが本当に早急に必要でありますので、これは県の動きを待っていたらどんどんまた悪くなると考えておまして、今回の補正予算に施設の補修にかかる費用を計上して改善を図るということにしておりますが、今後とも熊本県にはですね、しっかり管理をしていただきたいと。

そしてまた遡ったことを申し上げますと、東海岸のあの防潮ネット、非常に頑丈なやつを付けていただいたわけですが、そのときの施工のとき、10年もすれば根がついてしっかり植えたものが、その防潮ネットが必要でないぐらい丈夫になるので、10年ぐらいしたら全部取り外すということでありました。そういった意味でですね、もう取り外していただいているのではないかと考えております。何度も県にお願いをしていきたいと考えているところでございます。

次に、海岸地域での生活改善の環境の保全についてのご質問でありました。現地を確認いたしましたところ、議員ご指摘のとおり、側溝に溜まった松の葉が、集水桝のグレーチングの蓋に覆いかぶさる側溝の雨水が、集水桝に流れにくくなっております。これは先ほども申し上げました東海岸のあの松林のところの集水桝であります。また10カ所ある集水桝の中で、3カ所の集水桝付近は、集水桝と側溝の高さが合っておらず、雨がやんでも側溝に雨水が溜まっている状態でありました。今後この3カ所の側溝改修を含め、他の箇所につきましては、雨水等が流れやすくなるような方策を検討してまい

ります。これはですね、当然最初は富岡港をつなぐ県の運輸道路だったわけでありますが、町に最近移管されまして、町が今、管理をしております。このだから側溝との高さというのは、町のミスじゃなくて、これは工事をやられた県のときにできたことであります。この辺のとは、でも町の管理になっておりますので、調整をさせていただき、今後集水桝からグレーチングに流れるような状況をつくってまいりたいと考えているところでございます。

次に、河川・護岸の整備による農地の保全についての質問であります。小路川をはじめ町河川の護岸整備等を実施するにあたりましては、議員ご指摘のとおり用地確保の件もありますが、財源確保についても重要であると認識しております。国は現在、国土強靱化対策を実施しております。令和３年度以降、この事業により補助金や交付金等の交付を受けるためには、令和２年８月ごろまでには、各自治体で国土強靱化地域計画を策定する必要があります。先ほども申し上げましたが、苓北町といたしましても県の支援を受けながら同計画を策定し、国からの補助金等を確保したいと考えております。この計画の中に町河川の護岸整備事業も盛り込めないか、県と協議しながら検討してまいります。

次に、高齢者対策についてのご質問でありました。平成３０年度において介護保険認定者数は６１２人です。そのうち認知症状のある方は４６５人です。その内訳といたしまして、独居の方が２４人、施設入所や入院の方が２６５人、２名以上の同居の方が１７６人です。

次に、見守り体制でございますが、福祉関連のサービスの利用を一番に検討いたします。介護保険を申請していただき、認定後は介護支援専門員と協議しながら、介護支援計画を作成してまいります。金銭管理ができなくなってこられた方や、判断能力が低下された方々には、成年後見人制度の適用や地域・福祉・権利・養護等の公的なサービスの導入を行います。また、町内の福祉関連施設の整備が進んでおりますので、施設の利用をお勧めしたり、地区内の民生委員の方々にも見守りをお願いをしているところでございます。

その他といたしまして、脳いきいき教室の開催など、予防事業にも取り組んでまいります。予防事業につきましては、介護保険サービス費の削減につながるという利点もございますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域の小売店の減少に伴う高齢者対策につきまして、浜口議員からのご指摘もありましたが、小売店が出張販売や利用者の送迎を独自に行っておられます。町といたしましては、小規模事業者支援補助金等により、小規模事業者の起業、後継者支援を行っており、今年度新たに移動販売事業の起業申請１件がございますので、補助金交付を

決定しているところでございます。

また、町の交通対策といたしましては、在宅高齢者等移送サービス事業や町内巡回バスの運行を通して、住民の方々の利便性の向上に努めているところであります。しかし、小売店等々で買った方の見送りをしていただくそうでありますが、なかなかあっち行ったりこっち行ったりで1台でやっておられますので、1時間もいくらも待たなければならない。あるいは、何人かおられるときには遠慮しなければならないというようなこともございます。そんなことをどう解決していくかというのが課題でありますので、これは町も小売業者の方々と一緒になってですね、話し合いをしていきたいと思いますが、先ほどの運転免許返納のときに、今、町での巡回バス等の説明を行いました、まだ良い方法があるのかどうかも含めてですね、町民の方々、あるいは議会でのご発言など、そしてやっぱり職員の発案等もですね、受け入れながら、少しでも利便性の高い交通問題のよい循環にですね、していきたいと考えているところであります。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、高齢者対策についてですが、限界集落という言葉があります。この行政区単位を離れてですね、単に集落ごとで集計した場合、この限界集落に該当する箇所もしくは区域はあるのか。といいますのは、先ほど石田議員からも質問があってございましたけども、例えばクリーン作戦などを実施して、道路の草刈り、いわゆる肉体労働ですね、そういったものが区役になった場合に、どうしても出ていけない、そういう状況もあります。そういう限界集落に類似したような集落、区域をつかんでおられるのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。限界集落に類似した状況はつかんでおりません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これだけ人口減少、高齢化社会が進むわけですので、苓北町も当然その先端を進んでいる状況があらうかと思います。ぜひ高齢化の実態ですね、先ほどひとり暮らしのお年寄りの方、それもお尋ねしましたけれども、そういうものをつかんでありますので、さらに詳しく高齢者の実態、生活実態をつかんで、苓北町における高齢化社会に適切な対応をすべきだろうというふうに思います。

それから、海岸施設の景観の確保の件ですが、西海岸の木柵は、私の見たかぎりでは、いくつかの支柱をですね、支柱が両方にあって、1メートルぐらいの木柵が立っております。それで倒れているのは全てその支柱がですね、腐って、根元が腐って倒れていますので、私が発言するのが適切かどうかわかりませんが、その支柱を取り替

えてまた木柵をねじ止めすれば、それで十分対応はできるというふうに思います。

それから、防災計画書の対応についてですけども、これは自主防災組織が苓北町で何パーセントですか、50%ぐらいあるんですか。そこら辺もですね、自主防災組織も出初式に参加してもらうということだけでなく、やはり講演会的なものをこの町の防災計画に基づいてですね、やるべきではないかというふうに思います。これは当然、町道の危ない箇所もですが、人家の家の後ろ、前、人家の前ですね、そういうものが地滑り区域に入っているところもあるかと思います。特に鶴地区にも具体的に水抜き工事とかしてありますよね。そして地域の方もご存じです。「ここは危ないところだもん」という話をされておりますので、ぜひこの防災計画を地域の自主防災改革に反映させた取り組みはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 防災計画書の周知という件の中で、自主防災組織あたりに講演等をしたらどうかというご提案といいますか、ご指摘だったと思いますが、自主防災組織につきましては、2年ほど前に対象としてお集まりいただき講演会をしたと、会議をして実績もございますので、またそれから2年経っておりますので、さらにまた今後ですね、そういったようにお集まりいただいて、意見交換も含めて打ち合わせをさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 産業振興の中の遊休農地の対策ですけども、町は花いっぱい運動を進められております。国道沿いしかあんまりよく見えませんが、国道沿いに広いところは広く、狭いところは狭いなりに草花を植えられておりますが、この花いっぱい運動をさらに盛り上げるために、この遊休農地にですね、季節の花々を植えたかどうかというふうに思うわけです。これは目につきやすい国道沿いも結構ですが、ある場合によっては山間地で、どうしても農業に、その遊休農地が空いているからだれか使わんかと言うても、手を上げられないということがあればですね、そこを思い切って、例えばひまわり園とかコスモス園とか、そういうものに取り組んだらどうかと思います。そのことによって苓北町のまた新たなイメージがでてくる。花いっぱいの美しい町、町民の皆さんもやさしい町、そういう形でですね、観光振興につなげていったらどうかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今の遊休農地の解消についての花の植栽ですけども、今年度からですね、これの取り組みを始めてまして、今年消防苓北分署の前の農地をお借りしまして、そこにコスモスの種を蒔いたところでございます。この取り組みをですね、今後も続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 危険箇所の対応について町長からもですね、この先、白木尾台地がなくなっていくのではないかと心配もしているということですが、まずは私思うのは、これも議会の中で何回かお尋ねしましたけども、護岸のパラペットの高さですね、やっぱり1メートルぐらい違いますよね。このことは私も議会の中で執行部のほうからお聞きして確認しているんですけども、その差は人家があるところとないところの違いだと。農地の後ろは護岸が1メートル低いんだということでした。そして護岸から何メートル背後なのかは聞き忘れましたけども、そういうことだったと思います。

しかし、やっぱり農地も、農地の背後は、特に今、町長の話では、3分の1ぐらいは消滅するとやかかという話もしておられます。とすれば、当然町長の考えどおり、農地の次には道路があつて民家がある。あるいは、農地の陸地側には人家があつて道があるということがあるわけです。やっぱり私はこのパラペットの高さをですね、なぜその差がついているのか。農地だから人家だからという、そこがどうしても納得できないわけですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） このことにつきましては何度もですね、県にですね、ご相談を申し上げたんですけども、残念ながら議員おっしゃるとおり、その区分で1メートルのいわゆる差ができたということでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そういう説明でですね、国、霞が関とかそういう現地を知らない人たちはですね、そういう話になると思うんですよ。ところが、末端、末端という言葉が適切かどうかわかりませんが、住民に一番密着した自治体の職員、首長は、やっぱりその霞が関とは違った感覚の中で、地域住民の生命・財産を守っていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） KDDからずっと内田川におきましては、建設海岸でありまして、なかなか整備をしていただいておりますでした。これにも数年もかかって白木尾の方々の熱意等がですね、重なりまして、ようやくと経済対策のときに単県でやっていただくということになりまして、単県でやっていただくので、パラペットも造っていただければありがたいという感覚の中でありましたが、どうしてその1メートル低くなったかという理由は、今も聞いておりませんし、ご説明もなさりません。私の推測では、単県でやるので、なるだけ予算を少なくして、越波を防げればよいというお考えだったのかなという、これは推測でありますので、こういうところで言うべき話ではないかもしれませんが、財源予算の問題もあったかなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の件ですが、やはりなんかですね、あと1分ある。課長、心配せんであと1分あつとだけん。やっぱりそこら辺は、地元町民の生命と財産を守る、財産は別にしても生命は守るという立場の中ですね、パラペットの高さは何とかして、こじつけてでも同じ高さをまず確保する。そうせんと、ご存じだと思いますけども、これも西風、南風のときにはですね、非常にこれでよかったというふうな感じで越波がしております。そして、現に二、三日前から、立ち退かれた方の家の民家が解体作業に入っております。やっぱりそういう感じですね、やっぱり、絶対一番景色のいいところですので、そこに住まわれた方は末永く住んでもらうと、そういう環境を行政がつくるべきだろうというふうに思います。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで11時40分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時23分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告4番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告4番、3番議員、廣田でございます。

一問一答方式でふるさと納税についてご質問をいたします。

冒頭申し上げますが、苓北町の令和元年5月31日現在の保有基金高は10億円強とのことでございます。

さて、任意の自治体に寄附をして、その寄附金額を現在居住する地方自治体へ申告することにより、寄附分が控除できるのがふるさと納税です。

総務省の発表によれば、天草市の平成29年度におけるふるさと納税寄附金は、件数7,403件、金額2億448万4,100円。上天草市のそれは件数1万5,443件、金額4億1,407万600円となっております。

熊本県における町村のひとつとなる玉東町（平成30年7月1日現在、人口5,297人）におけるふるさと納税寄附金は、平成28年度で29件、101万円、平成29年度で2万6,619件、3億3,746万3,054円となっております。特に、この数字の変化にいったい何があるのか、確かめてみる、研究してみる必要もあるのではないかと考えます。今、申し上げた数字は、その返礼品や代行業者への手数料や送料を含んだ諸経費を差し引いたとしても、億単位の収入があっているのは確かなことかと思われます。

苓北町においても、平成31年度からふるさと納税制度における一括代行制度を導入されておりますが、以前と比べどう変化してきているのでしょうか。ふるさと納税は、「納税」という名称ですが、「寄附金」であり、いわゆる「税収」ではありません。

加えて、この6月1日からは、返礼品は地場産品かつ寄附金額の3割以下、代行業者への手数料や送料を含んだ諸経費と返礼品の合計の金額で、寄附金額の5割以下に限定されることとなりましたが、税収ではなく、寄附金なので、集めすぎたからといって、その分地方交付税が減らされることにはならないと思います。

繰り返しとなりますが、苓北町として、ふるさと納税先進自治体のノウハウを調査・研究すべきと思います。町の見解をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

ふるさと納税についてのご質問でありました。ご承知のように、ふるさと納税はふるさとやお世話になった地方自治体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度であります。

平成20年度にふるさと納税制度が創設されて以来、苓北町としましては当初から毎年約100万円から200万円を超える寄附をいただいております。過去3年間の状況といたしましては、平成28年度が150件で302万5,000円、平成29年度が77件で202万9,000円、平成30年度が59件で205万円となっております。また、寄附をいただいた方には、寄附額の約3割を返礼品として町の特産品を送らせていただきました。町の返礼品では、柑橘類が1位となっております。

ご質問の中であげられました、天草市、上天草市、玉東町の担当の方に状況をお尋ねいたしましたところ、返礼品の1位は天草市が牛肉、上天草市がとらふぐ、玉東町が馬刺しとのことであり、全国的に見ても牛肉等を返礼品とされているところが多額の寄附金を獲得されておられます。

苓北町といたしましては、ふるさと納税額を増やすために、平成31年度から民間の事業者へ業務の一括代行を行うこととし、その中で、これまで無料サイトへの掲載のみであったものを、有料サイトへの掲載へ返礼品の数につきましても25品から60品へ大幅に増加させ、新たな募集パンフレットを作成しております。

また、給付金の収納につきましても、これまでの現金納付や郵便振替のほかに、第2種の例えばクレジットカードによる納付ができるようにいたしました。このようなことから、7月末の寄附状況といたしましては、50件、75万円であり、前年度同期と比較して34件、55万円の増となっております。

近年では、地方自治体によるふるさと納税は、獲得競争ようになっており、一部の自治体が過度の返礼品を送付するなど、この制度の実態が本来の制度趣旨から逸脱して

いるという指摘が行われ、平成29年4月以降、総務省から度重なる見直しの要請がされたにもかかわらず、改善がなされないとのことで、地方税法が改正され、ふるさと納税の対象となる地方自治体を総務大臣が指定するよう、本年6月1日から新たな指定制度が始まっております。新たな制度では、議員ご存じのとおり、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどとなっております。今後その制度に則り、ふるさと納税がこれまでとどう変わるか、状況を注視したいと考えております。

苓北町では、これまでも返礼品について、町内の事業者が生産されている特産品等のみを扱っておりましたが、熊本県から、馬刺し、あか牛は、地場産品でなくても県内の自治体でも取り扱うことが可能であるとの通知がありましたので、返礼品へこれらを追加することや、他のポータルサイトへの掲載など、より多くのふるさと納税をしていただけのように、随時検討しながら進めてまいりたいと考えているところであります。

とは言いましてもですね、隣の天草市が牛肉だけで数億円、上天草市はとらふぐを中心に4億円も、玉東町はあの小さな町でありながら、苓北町よりもですね、2億円も3億円も余計集まってる。これどういうことなのかなあと、やっぱり我々のやり方があまりにも真面目すぎて縛られすぎてるのかなというふうに考えておりました。ところが、今度は大阪府の泉佐野市などは、何百億円も集められたて、これは違反だということで総務大臣が取り消しをなさいましたが、昨日あたりからの報道によりますと、違反じゃないから考え直せと総務大臣に勧告をなさっております。

そういうことを考えますと、やはり我々ももうちょっと大胆な返礼品を考えなければならぬんじゃないかなと今、考えているところです。例えば、外国に行く旅行券とか、苓北町に来られる航空券とか宿泊代とかも含めて、例えばそれが4割以上、5割以上であっても5割は残るわけですから、やはり、あまりにも真面目すぎてその制度に則ったやり方をしていると取り残される。今、第三者委員会からの勧告を総務省がどう処理なさるのかを見ながらですね、やはりもう少し思い切ったことも考えていかないと、あまりにも差がありすぎるというのが、職員は一生懸命考えてやってるんですよ。でも、やっぱりなかなかその魅力が伝わらないというのが、非常に残念なことでもあります。議会議員の皆様方からも町民の皆様方からもよきお知恵もいただきながらですね、柔軟に対応できるように頑張ってみてまいりたいと思っております。

以上で廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ほとんど考えていた答弁はいただきましたけれども、もう少し突っ込んで質問をさせていただきたいと思います。

玉東町は、熊本県の町村として頑張っているところとして提示しましたが、総務省の

発表によりますと、平成30年度は4万8,329件、6億769万3,000円となっております。近隣自治体のふるさと納税、天草市の平成30年度は1万1,025件、1億9,966万5,000円、上天草市は、平成30年度は1万8,765件、5億2,533万8,000円となっています。非常にやる気のある答弁をいただきましたが、このふるさと納税制度については、確かにいろいろな疑義、あるいは検討課題はあろうかとは思いますが、やはり先ほど申し上げました件数、金額が寄附されるということは、自治体として情報発信に長けていることに間違いはないと思うのです。とりわけ、天草圏域、同じ文化圏ということでは、やはりこの上天草市のふるさと納税に限らず、その情報発信のノウハウを調査、研究するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご指摘のとおりだと考えております。先ほど町長の答弁でもございましたように、ふるさと納税につきましては、今年6月1日から指定制度ということで変わりました。その中で、これも町長の答弁でございましたが、苓北町は真面目すぎだったという答弁をされましたので、そこでですね、町としてもやはりもうちょっと柔軟な頭の考えを、回転を持ちまして発想してですね、新たな返礼品の取り組みとかですね、また情報発信につきましても、さらに有料ポータルサイト当たりの掲載も今年から行っておりますので、そこら辺もですね、もっと周知して、ふるさと寄附をいただけるように頑張っていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件は、ふるさと納税のみならずですね、他の案件でも情報発信不足、早く地域おこし協力隊を呼ばなきゃいけないんですよ。だから職員のその担当者、やっぱり早く奮い立って募集してほしいのと、何十回も言ってることですから、本当にやってほしいと思ってます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） やる気のある答弁ありがとうございました。

これから私の提案です。先ほど町長のほうから、議会のほうからも提案をなさいたいということでございましたので、提案をさせていただきます。

ふるさと納税の趣旨であるふるさと苓北を応援したいという温かな気持ちに特化して、落ちない城、不落の城、富岡城関連資産の整備、維持、管理に使う特別コースを設定、その1、一口1万円単位を寄附額として、富岡城一口城主を募る。そして、その城主、寄附者ですね、のお名前を東西角櫓へ芳名板として掲示する。その2、復元された築地塀や石垣の石の命名権付与、築地塀はその場所、面積に応じてその金額に変化、石垣の石はその場所、大きさの大小に応じてその金額で変化する。その名前については、常識の範囲内で。こういったことで、これまで以上に多くの方に富岡城のその存在意義

を知っていただく機会になればと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁よろしいですか。（「もう言ってもらいましたので」と呼ぶ者あり）

はい、それでは、これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで、１３時まで休憩をします。

-----○-----

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時００分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告５番、野田謙二君。

○２番（野田謙二君） 通告５番、野田謙二でございます。お世話になります。

教育長に質問させていただきます。

私は、今のところ教育とは、町の将来を担う唯一の政策だと思っております。例えば、将来に向けての基金をつくっておいても、時の町長なりその他政治家の方が判断を誤る可能性がある限り、この基金というのは絶対有効との保障ができないものでございます。ところが、教育政策は、今、間違っていなければ、将来は５点かもしれませんか、１０点かもしれませんか。もしかしたら１００点の評価がされるかもしれませんか。また、その政策が違っていると判断した時点で取り替えることもできます。その時その時の評価ではございますが、必ずこうしていればプラスの評価をされるはずでございます。また、同時に教育委員会は社会教育権も有しております。これなどは地域の価値観に影響を与え続けるものです。そして、近未来の社会的価値観をつくり出していきます。近未来において、民主主義の下で町政を支えるものと思っております。苓北町の教育委員会の皆様には、それを信じて取り組んでいただきたいと思います。

さて、まずは、今の苓北町の小・中学校において、「いじめ」「不登校」など最近でも全国的に取り上げられる問題の現実の実数をお聞かせください。「いじめ」「不登校」の問題を前提にして、次の質問をさせていただきます。

８年前になりますが、前任の教育長に教育の目的とはとの質問をさせていただきました。そのとき、教育の目的とは「人格の形成」であると明快な解答をいただきました。つまり、学校では、学業の成績ではなく、結果として「それぞれの人の個性に応じた、生きていくための人間力」を身に着けることが教育の目的だと私は理解しております。

「いじめ」にしろ「不登校」にしろ、「人間力」形成のスタート地点がマイナスからしか始められません。実際に起こった「いじめ」にしろ「不登校」にしろ、それぞれの事

象により実態が異なり、現在の日本における教育システムでは解決ができないのではないかとさえ、一部マスコミでは報道されています。

実際にメディアに取り上げられ私が印象に残っているのは、当該生徒の個人的な資質が原因のものです。当事者である生徒にコミュニケーション能力が欠けていて、後に精神疾患と判断される場合です。ほかの能力は普通、もしくはそれ以上であるがために、だれもコミュニケーション能力の欠如に気付かず、他者もいじめになるとは思っておらず、ただ単に彼に受容能力が足りず、他者から、学校から、社会から受け入れられないと判断してしまうケースです。このようなことで、私どものときには想像できなかったような「いじめ」であったり「不登校」というのが、現実起こっているのが現状でございます。

いじめや不登校には、何か原因があるのでしょうか。実際のところ、学校外にいる私どもにはわかりません。勝手な想像しかできません。その勝手な想像がかえってこの問題をこじらせるのではないかと心配さえております。今、本会議に出席している議会議員である私どもが経験した30年から50年ほど前の学校のあり方と、今の学校では問題の起こる次元が違っているのではないかと考えております。

その中で、次の質問として、教育長が理想とする義務教育のあり方で結構ですので、お聞かせください。実現の厳しい理想論でもかまいません。教育長の思想上のベストな制度の義務教育のあり方をお聞かせください。

ちなみに、私は個人的ではありますが、北欧の教育制度が良いと考えております。これはあくまで知識だけのものです。現実には様々な問題もあろうかと思えます。しかし、義務教育でも留年や飛び級がある自由教育です。今、成績が悪い生徒でも、幼少時の1、2年の遅れも数年後には追い付いて取り返すことも可能になります。しかし、これでは日本人の価値観とは相いれない部分も多く、簡単に実現はしないと考えております。実際、教育システム自体を変更する場合は、文科省には大きな制度の変更が可能です。可能といっても決して簡単ではありません。それでも来年度からは、オンラインを使った広域教育がスタートするとの新聞報道もございました。

また、実務においては、各都道府県教育委員会、各政令都市の教育委員会には、改革が可能です。そんな中で、伝聞で申し訳ないのですが、例えば、福岡県の春日市教育委員会は、県教委から独立した人事権を有し、独自の教育方針に取り組むということをやっているそうです。県教委からは予算だけを取得し、あとは独自の政策、独自の責任を持って行うということを聞いております。こんなふうにつまりは熊本県の教育委員会でも実務レベルの改革は可能です。しかし、個人的にはあまり期待しておりません。大変個人的な理由で申し訳ないのですが、私は、熊本県の教育委員会が嫌いです。それは、私が大学進学するころでしたが、熊本県教育委員会が「いじめ」の現実を受け止めると

して、詳細に調べた実数を公開しました。結果として、他県では当時いじめ 0 件の数字さえ出ておりましたが、熊本県の正確な数は覚えておりませんが、四百数十件程度ではなかったかと思っております。そのときは私も熊本県の教育委員会は素晴らしいと思っておりました。

そこで実際に熊本県教育委員会には、いじめの件数が多いことから、批判や問い合わせが噴出したようです。県教育委員会のコメントにも「熊本県の教育に間違いがあるのではなく、実数を正確に把握しようとしているだけで出てきた数字です。それぞれの件に対し、真摯に取り組んでまいります」との回答がされておりました。それから三十数年が経っておりますが、何の進歩もないように感じております。どういうことなのでしょう。

これは 20 世紀の大文豪だった司馬遼太郎氏が「この国のかたち」という本の中で記載しておられました。「熊本県人は思想に酔って現実回避する癖がある」との熊本県人批評をされていました。熊本県教育委員会はまさにこれではないかと心配をしている次第です。

それはさておき、現在の熊本県の教育長のもとで、どれほどの結果を出せるのかはわかりません。現在の県の教育長は、以前まで「くまモン」の上司としての活動をされていたそうです。現実的な期待はせずに見守りたいと思っております。このように熊本県の教育界は大変厳しいところだと私は思っております。

そんな中で、苓北町教育委員会の皆様は実務をこなしていらっしゃいます。改革を期待しても、苓北町には、予算も実務を頼める人材も少ししかありません。そんな状況で、これは最後の質問になりますが、現実の教育として、今、苓北町でどこまでできるのか、何が子どもたちに指導できるのかをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。只今の野田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第 1 問目の質問でございますけれども、いじめ、不登校の状況については、各学校からの毎月の定例報告及び毎年 11 月から 12 月に県下一斉に行っております、児童・生徒を対象としたこころのアンケート、それから、保護者や教職員等からの相談等により把握に努めております。

いじめの件数は、昨年 12 月のこころのアンケートの結果では、調査対象 532 名中 70 名が今の学年でいじめられたことがあると回答し、12 月時点で 12 名が今も続いていると答えておりました。しかし、その後の指導により、今年 4 月の時点では全員が解消したと回答しております。なお、本年 7 月末の報告では、発生件数はゼロとなって

おります。いじめの内容については、「冷やかし」や「からかい」が最も多く27件、「言いがかり」や「脅し」が21件とそれに次いでおります。また、小学校2年生、3年生が発生率が高い傾向にあることが特徴的だと言えます。不登校の件数は今年度1名となっており、教職員の家庭訪問、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーの協力を受け、現状が少しでも好転できますよう取り組むとともに、新たな不登校児案の発生がないよう取り組んでいるところです。

次に、理想とする義務教育のあり方についてのご質問についてお答えいたします。

既にご承知のとおり、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と、教育基本法第1条に記されておりますように、崇高な目的に向かって営まれる活動であり、義務教育は、同法第5条第2項、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」でございます。

具体的には、学習指導要領に則って計画された各学年の到達目標の達成を目指して行われることとなりますが、何よりも児童・生徒にとって楽しい学校の実現に向けて努力したいと考えております。授業が解る、できる、友達と仲良く協力しあって安心して過ごせる、先生方とともに成長できる、そのような学校、教育を求めたいと考えております。

第3点目に、苓北町で今できることはどこまでなのかというご質問ですが、教育には、不易の部分と流行の部分がございまして。約10年ごとに改訂される学習指導要領は、現代社会に生き、将来必要であると考えられる資質や能力を育成するために、中央教育審議会の答申を踏まえて改訂、実施されることとなります。先ほどお話ししました流行の部分にあたります。次年度から小学校、令和3年度からは中学校で新学習指導要領に則った授業や、各種の取り組みが各学校で完全実施になりますが、基礎的な学力の確実な定着、児童・生徒の発達段階に応じた学級担任制や教科担任制のあり方、授業時数等を含む教育課程のあり方、児童・生徒一人ひとりの能力、適性に応じた指導のあり方、また、教育環境の整備、教師のあり方、外国人指導生徒への対応等について、具体的な動きが今後予想されます。苓北町におきまして、これらの動きを注視しつつ、現在の教育活動をさらに充実させることに全力を尽くしていきたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 教育長は、以前まで小学校、中学校とで学校長、及びその前は教員として働かれておられたと存じあげておりますので、現在の制度をより充実させることが現実的な目標だろうというふうに、今の回答で認識いたしました。

ところが、現実には実際、一部マスコミで言われております、今の教育制度では難しいんじゃないと言われるのは、極端にぼくの理解では、不登校の生徒たち、その子たちをどうさせるかという部分だろうと思っております。苓北町にも1人不登校があるということですが、実際その詳細というのはここでは聞けませんので、そのことも含めましてですね、今の体制で本当に不登校というのが防げるのだろうか、ていうのはお考えになっておられますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。現在、確かに1名の方がいらっしゃいます。すみません。ちょっと昔の話、申し訳ありませんけど。前、学校現場をしばらく離れたときに、不登校担当で、何とかその町内の不登校を全員ゼロにするという取り組みをしたことがございました。そのとき、その当該町でございますけれども、取り組んだことの中に、学校には行かなくても不登校ではない。学校外の通級教室を設けた。これは実際に私、苓北中学校にお世話になったときに使ったことがございます。現在のお子さんの場合にも学校にはなかなか足は向かない。ただ勉強はやりたいということで、一昨日になりますけれども、学校へ出向きまして、2学期の新しい取り組みとして、そのお子さんに従来のソーシャルワーカー、カウンセラーの話とともに、学校でこれだけの用意ができるけれどもあなたはどうかという、そういう話を持ちかけたところでございます。ここ一週間内ぐらいには返事がくるというふうに思っておりますが、もしもそれがですね、功を奏しないという場合であるならば、さらにこちらから出掛けていって、家庭での学力保障と。友人関係その他いろんな原因があるように思いますけれども、ただ、私どもが最も危惧しておりますのは、そのお子さんが中学校を卒業したときの将来へ向けての基礎的な学力、これをどうにかして身につけさせてあげたいというふうに考えております。幸いなことにそのお子さんも勉強はしたいと。将来の夢もしっかりと持っていていらっしゃいますので、そこへ向けて学校とともに努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 実際に天草にはですね、私立高校ですとかフリースクールと呼ばれるような学校制度がありませんので、実際に大変だろうと思うんですよ、不登校のお子さんができてしまったご家庭とかは。そういったお子さんたちに町として、公教育としてどれだけまだ対応ができるのかというのが、本当現実に向き合い続けられないとできないことだと思います。少ない予算、少ない人員で、苓北町の教育委員会は頑張っているところだと思います。

加えましてですね、この「いじめ」「不登校」問題というのが先ほどあげられました

数字では、今年の4月の時点ではいじめと認識している方がゼロである。大変うれしいことでございます。私も三十数年前になりますけど、その当時新聞で見た熊本県教育委員会の意見というのに、大変その当時は期待しておりました。ところが、現実には実際いじめの本質というのはその都度変わって、年ごとに変わっていったんだろうとは思いますが、現実には数字というのは減ってないんですね。未だにそれで熊本県内で高校生が自殺したんだ、小学生が自殺したんだというニュースが毎年聞かれております。この熊本県教育委員会の対応というのが、実際には我々に目にすることってなかなかできないんですよ。その辺の熊本県教育委員会の考え方というのは、教育長はどれほど認識されているのかをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 申し訳ありません。「いじめ」にしろ「不登校」にしろですね、県教委から出されておりますのは、まずそのような兆候がないようにということと、それから、学期始め等には欠席状況の確実な把握と。「愛の1・2・3運動」プラスワンというのがございまして、これは平成22年度から熊本県下、全校で行われてますが、1日欠席をした場合には電話で確認を下さい、2日続けて欠席の場合は家庭訪問を下さい、3日続けた場合には学校がチームとして動いて下さいという。さらにプラスワンといいますのは、管理職それが動くという形で苓北のほうではやっております。

だから、「いじめ」にしても「不登校」にしても、これは本人の受け取り方というのは非常に大きな問題になってきますので、学校内でこれは正式な用語ではございますけれども、その子どもさんと波長の合う先生の姿、この先生とはなかなか話しづらいけれどもこの先生には何でも話せるよという、そういう先生の存在というのを、とにかく子どもの側に立って、いろんな先生で全員が全員を見る、そして全員が1人を見ると、そういう形でそれぞれの校長会議の中ではお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今のお話で、現在の教育、熊本県教育委員会の対応というのは、把握できたところもあるんですけども、実際に熊本県教育委員会というのは、そういう現場への指示しか出していないという感じに受け取れるんですよ。実際熊本県教育委員会がどれほどまで現実的に考えているのか、というのが我々には見えないんですよ。実際に「いじめ」なり「不登校」なりが起こった地域の一人ひとりの先生方、この方々の努力次第になってくる。そういうので学校の先生たちが大変厳しい状況に今、結果追い詰められているんじゃないだろうかという心配になってくるわけです。

実際、私どもの、もうぼくは50歳後半ですけども、その年代の先生まで、昔のほ

うがよかったって思ってる方がいるのも現実です。昔のほうというのは、今の時代じゃ通用しないような、悪い言葉ですけれども暴力的な指導というのを、それが正しいんだって未だに思ってる方もいらっしゃるのも事実なんですよ。

ところが、現実の今の学校教育の制度というのは、そういうことがいっさい否定されてる時代です。そういう中で、教育長も各学校へ行かれて、先生方とかにそれを前提としたご指導をされていると思いますけれども、実際に昔の教育の考え方がよかったと信じていらっしゃる年配の先生方、この方たちを指導する難しさというのはあつたら聞かせていただけますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） また熊本県教委からの私どもへの指導その他ですけど、これは主に文書でございます。文書を私どもは読みこなして、そして各学校へ下ろすという。だから、現場からは、県教委そのものは実際には見えにくいと。苓北町教育委員会からまわってくる文書で、それに解説を加えて校長先生方をお願いをするという形になります。

先生方が追い詰められて、確かに様々な事象がありますので忙しくなられた、それからいろんなことをお悩みというのは事実でございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたけれども、教育というのが不易の部分をもう一回みんなで見直そうよと。それから、人間対人間の触れ合いの中で、その子の伸びを認めていく、喜んでいく、その部分に喜びをお互いに見いだしていこう、そこしか今のところ私どもがですね、頼みとするところはないのかなというふうに考えてる。ただ、働き方改革などで時間的には少し余裕はでてまいりました。

手法の問題ですけども、確かに体罰というのは非常に厳しい、そして受ける側にとってはたまらない、自分よりもはるかに目上の年上のその方からの体罰につながってくるわけですけども、ことあるたびに話をしておりますが、体罰、手を上げることしかできない教員というのは指導力不足だよ、だから、それ以外に方法を考え出さないとときについつい自分で手を出してしまう。それは教師としての負けなんですと、そういう話はしているところでございます。ただ、現場でそれが起こってないことを信じるしかないわけでございますけれども、現在のところ、私の耳のほうにはそのような、今で言う稚拙な手法で指導をしていらっしゃる先生はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 苓北町は小さい自治体で、小学校の数も減り、教員の数も減っております。だけど小さいがゆえにすごく行き届くようになっていると、私は今でも信じております。今、お話を伺って教育長もいろいろ大変だろうと思います。以前の教

育長は事務方あがりだったために、どうしても教育に対する考え方というのがわからなくて、それで教育長にすごく質問をさせていただいたんですけど、今の教育長は学校の先生あがりで、学校の現実というのを始めからわかっておられるということで、大変期待しておりますので、これからも苓北町の教育委員会でご指導をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで野田謙二君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時27分

令和元年 9 月 6 日（金）

（第 2 日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会は、令和元年9月6日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） それでは、前日に引き続き、一般質問を行います。

通告6番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） おはようございます。通告6番、倉田です。

通告の2件につき質問させていただきます。

最初に、苓北町における外国人労働者の実態等についてでございますが、一つに、近年、我が国の少子高齢化に伴い国内の労働者不足が問題化されております。そのような状況下で、政府は昨年12月第197回国会で「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立いたしました。外国人労働者の受け入れ拡大が前進したところでございますが、先の3月議会で本町において、農業、建設業、医療福祉等の分野で労働力不足、人材不足が叫ばれている中、町長の施政方針の一つに、国、県、苓北町といった「官」と、民間の力を結集した協議会を設置し、協働して有効な施策を実施するとあるが、具体的にどのようなものかたしました。

町長答弁は『今後、民間の方に主になっていただき、国、県、町といった「官」が協力して、外国の方に安心して来ていただき、働いていただけるような、しっかりとした仕組みをつくっていく方向で検討をし、新年度にそういった協議会をつくり問題に対処できるよう進めたい。』旨の答弁でございました。その後の状況について伺いをいたします。

二つに、全国的な労働者不足で外国人労働者が増加傾向にありますが、資料等によりますと在日外国人の数は、2017年12月現在、全国で256万1,848人、熊本県は1万3,411人。また、2019年6月末現在、天草管内の在住外国人の数は、天草市319人、上天草市105人、苓北町は62人となっております。

また、厚生労働省のまとめでは、外国人労働者は2018年10月末現在、約146万人とされ、今後、新しい資格で働ける介護、建築、造船など14分野で、政府は今後5年間で34万5,000人を見込んでおります。そのように労働者は増加すると思いますが、近年、来日外国人の在留資格取り消しの倍増、そしてまた、技能実習生の失踪など多くの問題も生じておりますが、受け入れ環境支援と共生社会の構築が求められております。

近隣の天草市では、「外国人総合相談窓口」を開設し、地域で日本人と結婚し子育て

されている女性も半数以上にのぼり、天草市から委託を受けた団体、会は、各種支援を行っている状況下でございます。本町において、外国人労働者の雇用実態と労働内容及び相談等の現状と対応についてお尋ねをいたします。

2点目でございますが、苓北町におけるマイナンバーカードの交付状況についてお伺いいたします。

一つに、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤構築を目的に、2015年10月から国民一人ひとりに個人番号が通知されました。先の新聞報道では2019年8月8日時点で、全国のカード交付枚数は1,755万枚、人口比は13.8%と全国的に低迷している状況下でございます。ちなみに苓北町は8.5%となっております。この状況を踏まえ、政府は国・地方の全ての公務員に、個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度末までに取得させる方針で、実質的な義務化であると言われ、普及率を高めるため、公務員本人、扶養家族の計700万人ほどを率先して取得させるとしております。

この普及低迷は、マイナンバーカードがなくても特に日常生活に支障がない現状の中、普及が進まない要因について、町長の見解と、本町の普及推進をどうされるのかお尋ねをいたします。

二つに、2018年1月から「銀行口座とマイナンバーを紐づける義務」を銀行に課する法律が施行され、マイナンバーを提出しないと口座を作れない」とされておりましたが、トラブルや苦情が相次ぎ、現状ではマイナンバーがなくてもつくられますが、2021年以降は義務化される予定であり、また、政府は同年3月から原則すべての病院でマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにする改正健康保険法は、2019年、今年5月に成立しました。2022年度中にほぼ全ての住民にカードを普及させ、デジタル社会を進めております。

普及低迷のマイナンバーカードが保険証に代用できれば、カードを取得する人も増える」と期待されておりますが、そもそも2013年にマイナンバー法案が国会で可決される際、個人の医療情報と番号とを紐づけないなどの付帯決議がなされていた。ところが、2015年にマイナンバー拡充法が成立し、個人の特定健康診査情報等が紐づけられていて、マイナンバーによっては自治体や医療機関、医療保険者で情報が管理されていると聞きますが、本町の現状についてお伺いをいたします。

三つに、今回の保険証とカード一体化策は、マイナンバー番号そのものを使わず、カードに内蔵されたICチップを使い、個人の医療保険の資格を呼び出し確認するというものであり、今のところ政府は、個人の医療情報と番号が紐づけられたり、病院が番号を集めて管理するといったことにならないとするとされており、不信任は残るようでございます。

この制度、またシステムが導入されても、現行の保険証は使用できるし、また、病院、医療機関等でカードのＩＣチップを処理する機材は病院で負担整備する必要があり、かえって窓口が混乱する懸念も考えられます。また、個人情報漏洩を守るには、マイナンバーカードを作成しないほうが安全だと言われております。

利便性を追求するデジタル化社会が進む中、今以上に発展していくものと思われますが、重要部分の個人情報が一元管理される恐れもあり、マイナンバーカードの普及には国民の意思も十分に伺い、慎重に行う必要があると考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町における外国人労働者の実態等についてのご質問についてであります。まず、民間と国、県、町の官との協力による協議会についての今年度の取り組みについての質問でありました。

今年度、国の外国人受け入れ環境整備交付金を活用した在留外国人の在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活にかかる相談を対面的、または電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供と必要に応じて関係機関への取り次ぎを多言語で行う相談窓口といたしまして、一元的相談窓口を設置する事業の案内がございました。しかし、その設置基準が、外国人住民が１万人以上の市町村、または、外国人住民が５,０００人以上で、住民に占める割合が２％以上の市町村であること、また、１１言語以上での対応をすることなどの要件であったため、この交付金を活用した相談窓口及び民間と協力して、この協議会の設立はできない状況であります。

なお、熊本県では、熊本県中小企業団体中央会内に「熊本県外国人人材受入支援センター」が設置され、外国人技能実習生の受け入れ方法や新しい技能実習制度に関する相談、技能実習以外の外国人材の雇用に関する相談などの業務が行われております。

苓北町といたしましては、先般、熊本県天草広域本部との意見交換会がございましたので、医療、福祉分野のほか、外国人労働者受け入れに対する協議会設立についてお願いをいたしたところであります。外国人労働者を必要とする職種が多岐にわたることと、多言語に対応できるよう天草全体での協議会が設立できないか、現在模索しているところでございます。

次に、外国人労働者の雇用実態と労働内容及び相談時の現状と対応についてですが、令和元年６月末現在で、６事業所で、労働内容は縫製業４０人、医療・福祉９人、農業６人、その他永住者、特別永住者、家族等７人の計６２人となっており、国籍別では、ベトナム３６人、中国１９人、韓国２人、イギリス１人、ペルー１人、インドネシア１人、チリ１人、ミャンマー１人の計６２人となっております。また、町への相

談につきましては、一事業者から外国人受け入れについての相談がっております。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてのご質問でありました。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、いわゆる「マイナンバー法」の正式な法律名であります。より公平な社会保障制度の基礎となる社会保障・税番号制度として、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性のさらなる向上、行政の効率化、スリム化に資することを目的として、平成25年法律第27号として成立をいたしております。この法律に従いまして、平成27年秋に国民一人ひとりに個人番号が記載された通知カードが交付されました。その後、マイナンバーカード普及のための取り組みがなされてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、普及が進んでいないのが現状でございます。

一つには、最初に普及が進まない要因と荅北町の普及推進についての考え方はということですが、現在マイナンバーを利用した手続きでは、マイナンバーカードでなくても通知カードで足りていることがあげられます。また、取得するメリットとしましては、公的な身分証明書になることもあげられますが、既に運転免許証など他の身分証明書を持っていたりするなどして、現時点での必要性を感じている人が少ないからではないかと推察されます。

荅北町の普及推進についてであります。町民への普及推進として、広報での周知のほか、平成29年12月から窓口において、タブレット端末を利用したマイナンバーカードのオンライン申請の補助を行っております。また、希望があれば平日予約時の場合、午後7時まで交付時間の延長も可能になっております。町全体の交付状況といたしましては、令和元年7月末現在で、交付数が651枚、人口7,290名、これは平成30年1月1日現在の住民基本台帳関係年報を参考にしたものでありますが、交付率が8.9%となっており、職員向けといたしましては、昨年11月に取得推進期間を実施いたしました。現在の職員の取得率が、本年6月末現在で59.8%となっております。国、地方公務員につきましては、本年度中の取得を促すという国の方針も示されておりますので、本年度もこれから被扶養者も含め、職員の取得促進を図ってまいりたいと考えております。今後は、令和2年度からの実施が計画されておりますマイナンバーカードを活用した、自治体ポイントによる消費活性化策や、令和3年3月からは、カードの健康保険証利用の運用開始などが予定されておりますので、国からの情報を十分把握して、利便性等を周知しながら、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいりたいと思っております。

要するに、マイナンバーカードを持つ理由があまりないと。もっとやはりマイナンバーカードを積極的に使えるような、いろんな利便性を与えてほしいということで、このことがやはり大事になってくるのではないかなと。一つは、やはり全てのことを個人情

報を管理をされます。だから、その管理を嫌がる人も中にはいらっしゃるのではないかなという感があります。

次に、法律の一部改正により、制定当初の話と違い、マイナンバーと個人の審査情報が紐つけられ、情報管理されていると聞くが、町の現状はどうかということであります。議員がおっしゃった2015年のマイナンバー拡充法とは、平成27年9月3日に可決成立した、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」のことと思われますが、この改正により、医療保険のオンラインでの資格確認、保険者間の検診データの連携、予防接種の履歴管理といった分野でのマイナンバーの利用拡充が決定しております。このうち予防接種の履歴管理は、各地方公共団体の管理分野であり、既に平成29年度により、マイナンバーを利用しているところでもあります。医療保険のオンラインでの資格確認は、令和2年度、予定では令和3年3月以降の開始を目指して、現在、厚生労働省においてシステム構築等の準備が進められております。同じく、保険者間の検診データ関連情報についての連携につきましては、特定健康診査情報、いわゆる特定健診情報が令和2年度からの提供開始を目指して準備が進められているところでもあります。また、医療費や薬剤情報といったその他の情報についても、令和3年度以降の可能な限り早い期間に提供開始を目指すことになっております。今後、医療保険のオンラインでの資格確認や保険者間の検診データの連携において、町といたしましても対応が必要となる部分につきましては、国の方針等に従い、適切に対応をしていく考えでございます。

最後に、マイナンバーカードの健康保険証利用を含めた普及の安全性についての質問がございました。今回のカードの健康保険証利用については、国のデジタル・ガバメント閣僚会議が令和元年6月4日に作成したマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針の中でも示されており、議員がおっしゃるとおり、医療機関等でマイナンバーカードのICチップの電子証明書を読み取る仕組み、公的個人認証の利用と言われております。とされており、医療機関等では、マイナンバーカードは預からず、マイナンバー自体は利用しないので、マイナンバー等資格情報が紐つくことはないとされております。ただし、医療機関側の読み取り端末やシステム等の早期整備が必要となりますので、医療情報化支援基金等を活用することとされております。マイナンバーカードの健康保険証利用が円滑に進むよう、仕組みの安全性についても国から丁寧に周知されるとされております。町といたしましても内容や仕組み及び利便性等について、国からの情報を十分把握をいたしまして、町民の皆様方へお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

以上で倉田明議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 数点につき伺いますが、まず最初に、苓北町における、いわゆる外国人の労働者の受け入れ等についての協議会設置については、自治体の規模等もあり、なかなか苓北町においては設置できないという旨の内容だったと理解しております。それは致し方ないわけですが、やはりですね、受け入れ、非常に各地でいろんな問題が起こっておるのはご承知かと思いますが、やはり、今後相当ですね、増えていくものと思います。併せて、いろんなまたトラブル問題等も発生しております。そういったことがですね、やはり生じないようにですね、できる限りですね、対応いただければと思っております。

1、2点目関連するわけですが、いわゆる、先ほど雇用の状況の中で、62名の国別の出身人数をお示しいただきました。ベトナムのほうが多様な気がいたしましたが、先ほども言いましたが、いわゆる苓北町の窓口では相談が1件あったというような状況下で、少ないなあと思っております。ある意味ではないほうがいいかもしれませんし、非常に微妙ですが、実態は1件ということでございました。

でですね、やはりそういう中で、私は天草市さんのほうにちょっと伺いに行きました。その中でですね、やはりいろいろお話しいただきましたが、本渡、天草市だけでなく熊本県もつい何日前ですね、熊本県のほうでセンターを、相談センターを設置されております。そういう中でですね、町として具体的にですね、その窓口相談を今まで同様の体制でいかれるのか、新たな補正をしたところの窓口相談を拡充されるのか、その点をまず1点、お伺いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 現在のところの62名の分析をしてみますと、ほとんど企業がしっかり管理をしていただいているという。それとあと、個人の方々はそれぞれご家庭を持たれて、しっかりした生活の中でお過ごしになられてるというようなことですね、やはり今の段階では、諸々の具体的な相談というのが出てこないのではないかと。でもこれからですね、人数が増えてまいりますと、そういう状況がですね、出てまいると考えられますので、やはり相談窓口は持っていかなければならないと、そういったところでやはりですね、多言語化しておりますと、やはりその言葉のやり取りがわからない状況というのが出てまいります。

冒頭に申し上げましたように、交付金をいただけるそういう通訳等も雇えるような状況は、数の要件が決まっておりますので、なかなか難しい状況であると。お医者さんに通うのもですね、その病院でやはりその多言語化に対応できる方たちがいらっしゃいませんと、しっかりした診療、そして治療もできない状況であります。そういった意味で、やはり相談窓口をつくるとともに、併せまして、やはり熊本県、そして国と良く相談をしながらですね、充実した受け入れ体制の状況をつくれるような委員会をつくって

いかなければならない。非常にトラブルはご指摘のように多いわけであります。多いわけですが、じゃあ外国人の方々を受け入れないですむのかということ、今の日本の状況では、それでは正にそれぞれの産業が縮んでいくばかり、回っていかない状況、日本が小国家にだんだん成り下がっていく、そういう状況が見込まれます。非常に厳しい受け入れ体制ではありますが、これはやはり国全体の中で、それぞれの地域ですら、しっかり受け止められるような状況をつくるのが大事であると考えますので、苓北町のみですら、これはなかなか難しい。国、県、そして天草全体を包括するような協議会を立ち上げて、詳細なる受け入れ体制をつくっていくべきではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先ほど町長からもですね、天草広域本部のほうでもこういった件に触れてですね、地域的に取り組みたいという旨の話がありましたが、ぜひですね、そういうことで対応いただければと思っております。

ちなみにですね、天草市のこの市民団体の会はですね、6年前にサポートを始められ、今年新庁舎の開庁に併せてですね、外国人総合相談窓口を開設されたと伺っております。主な活動はですね、今もありましたが、やはり日本語の教室、あるいは外国人生活サポート、季節のイベント、友だちカフェ、国際感覚育成のプロジェクトいろいろあるわけでございます。また熊本県のほうもですね、つい先日、9月2日にオープンしたということで、熊本県外国人サポートセンターということで設置されたわけでございますが、まず、主なやはり事業といたしましては、やはり多言語による生活相談、また在留手続き、雇用、医療、また福祉、出産、子育て、子どもの教育等々でございますが、そういういろんな相談があるわけでございますが、一つ私が思うのに結婚相談というのがないんですね。というのは、やはりこの技能実習生という目的、実習で来日され、期間が終えれば出身国、母国に帰られるという制度があるがゆえにそういった形になるのかなあと思いますが、そういった中で、やはり日本人の方と結婚され、非常にいろんな問題が生じているようなこともお聞きします。ある一部のマスコミ等では、やはり実習期間に結婚されたら帰国させられるとか、あるいは、子どもができてなかなか日本国の籍がもらえないとか、私もはっきりはわかりませんが、そういった話題等もあっております。

そういうことですね、具体的に例えば苓北町においでの方の外国人の労働者、女性の方が結婚される意思があるとすれば、苓北町の結婚相談室等に登録というか、参加というか、そういうことは可能なんですかね。

担当課のほうにお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 苓北に住んでおられる外国人の方の結婚、町内の方とか天草の方とかの結婚についてですけれども、今のところ相談員さんには、まず町内に登録されていらっしゃる方に、ご結婚に成功に結びつくようなというふうな取り組みについて、そちらについてはしております。熊本県とか熊本市、天草市のほうで相談の窓口がありますけれども、いわゆる技能実習生であったりとか、労働としてまずそれぞれの国から日本のほうへおいでいただいておりますので、そこについて結婚をというふうな、促すというふうなところは、ちょっと今のところですね、会社の受け入れ団体もありますので、農業であったりとか、それぞれの企業で働いていらっしゃいますので、その辺はちょっと慎重にですね、状況を見ながら、そういった可能性があるようであればそういったところでもですね、できるようにというふうには思っておりますけれども、まず相談の窓口ですね、をまずつくるのが先かなというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長がおっしゃられるようにですね、そういう結婚を促すようなやはり事案でないのが基本であると思います。実習に来られておるわけですから。しかしながらですね、そういう中で、やはり日本の方と結婚されるというご意志があらればですね、ほかに問題がなければサポートいただければと思っております。検討方よろしく願いしておきます。

次に、2点目のマイナンバーの件でございますが、先ほど町長も答弁されたように、やはり必要性が少ないということで、やはり交付が少ないんじゃないかと私も痛感しております。しかしながら、いずれですね、やはり国際化の中で、やはりデジタル化は避けて通れない事案ではなかろうかと思っております。

そこでですね、つい二、三日前の熊日新聞の記事を読ませていただきますが、9月4日水曜日の件でございます。すみませんが読ませていただきます。

マイナンバーカード普及へ、基金、政府、保険証利用の改修費助成という見出しでございます。政府は3日、行政の電子化を推進するデジタル・ガバメント閣僚会議を開き、マイナンバーカード普及に向けた行程を決定した。2021年3月に始まる健康保険証としての利用を普及させるための基金を設置し、全国約22万の病院や薬局にカードの読み取り端末購入やシステム改修費用を助成する方針、カードを利用した消費税増税関連の消費活性化策の概要も決めた。国が、全国共通の新たなポイント、マイナポイントを発行する。起爆剤として、期待する健康保険証として利用はどこまで広がるのか未知数で、カードの普及を目指した多額の予算を投じるだけに、国民の理解を得るための丁寧な説明も不可欠になる。増税対策では、民間のスマートフォン決済事業者と連携し、マイナンバーカード保有者が事前にスマホに入金すると、国費でポイントを上乗せする仕組み。20年10月に開始し、入金2万円に対して5,000円分を1人につき

1回提供する案が有力。カードは政府の期待ほど浸透していない。保有するメリットが少なく、必要性を感じられないとみられている。情報漏洩に対する不安が根深いことも一因。カードの健康保険証としての利用は、8月29日時点で13.9%と低迷する交付金率を向上させる重要な施策の位置づけで、22年度末まではほぼすべての医療機関での導入を目指している。国が一定の支援を行い、小規模な診療所も含めた環境整備を図る。予算規模は数百億円にのぼる見込みということでいろいろ書いてあります。こういうことで政府は、やはり何がなんでもこのマイナンバーカードを普及、実現しようというその意図もわからないわけではないんですけども、やはり利便性とリスクは紙一重ではなかろうかと思っております。

そういう中で、先ほど町長も、どうも普及が進まない、自治体職員においては、6月時点で59.8%取得されているということで、今後も引き続き普及に対応したいということですが、これはやはり交付にはですね、ご存じのように期限というのはないと思うんですね。10年先でもいいし5年先でもいいし、ある時点で政府が強制的に取らせるかもしれませんし、それはわかりませんが、例え、ちょっと言い方が乱暴ですけども、町職員の方がカードを取得しないというときには、町のほうの対応は長としてどういったお考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういった考えというのはどういったこと、罰則とかそういうことですか。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 職員の方に政府が、公務員の方には優先的にしてもらいたいということで、19年度中、末までは実施したいという中で、やはりこれは個人の考えであって、公務員の方も一個人でございますので、いや私は取らないという意志があれば、その人の意思を尊重すべきじゃないかという思いでございますが、町長の立場としてどういったお考えであるのか、見解を求めたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、国がとにかく力を入れて進めているマイナンバーカードでありますので、やはり、これは国家公務員、地方公務員、これは入るのは義務じゃないかと思います。一般の方は別ですよ。ただし、入れない方の公務員、これはちゃんとしたその理由をお伺いして、なるほどと思ったのには、なかなか強制的にということではいけないんじゃないかと考えております。

これ考えますときにですね、全てこれ個人情報のかたまりなんです。個人情報のかたまりといって、片や個人情報保護法を法律で国はつくっておられて、これが外に漏れないようにしろとおっしゃる。片やこのマイナンバーカードを作りながら、最初は保険

証、今度は預金通帳とかなってくると思いますが、全部預金通帳も今でもこれがだんだん作れなくなる、これがないとですね。そのやっぱり個人情報をしっかり管理していかれる。なんか、片やでは個人情報をしっかりその方以外には漏らさない法律、片やでは、個人情報をしっかり国が管理していく、このことについてやはり危惧する方もいらっしゃると思います。ですから、公務員につきまして、我が町の職員につきましては、よほどの理由はきちっと言ってほしいというような感じですね、お入りにならない方は。ただし、それ以外の方については、なるべく入っていただきたい。ちなみに私は、私の家族も含めて、マイナンバーカードをもう既に制度ができたときから入らせていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長のご答弁にありましたように、先ほど町も国の方針に従うという先の答弁でございましたし、今、職員の方が入る、入らない、できるだけ入ってもらいたいと。強制ではないが、特段の理由がなければということでございました。確かにある意味ではそうだと思いますが、非常に微妙な問題が残ります。

1点ちょっとお尋ねいたしますが、私も聞き漏れといいましょうか、仕組みがちょっとわからないんですけども、先ほど予防接種、あるいは特定健診等に、医療機関に一応番号等が行くということでございました。それとかは個人の同意関係はどうなってるんですかね。なんか以前そういう協議されたが、ちょっと失礼ながら忘れたんですけども、その個人の同意関係は発生するんでしょうかしないんでしょうかね。もう自動的にそうされるようになっているんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） すみません、同意関係のほうはすみません、もう一度確認させていただきたいと思っておりますが、今の流れとしましたならば、今、予防注射を医療機関で受けて、町のほうに結果報告がきますので、それをパソコンの中にデータ、いついつこの方は受けましたというデータを入力します。マイナンバーカードと、個人さんの、その方が例えば荅北町から天草市のほうに転出されまして、天草市のほうから町のほうにこの方の予防接種の履歴を知りたいという連絡があった場合は、それはマイナンバー番号と個人の名前を入力すれば見れるようになるというところまでは聞いてるんですけども、すみません、本人の同意という部分がですね、私もしっかり確認をしておりますでしたので、また後ほどご回答させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） はい、わかりました。先ほど町長が言われるようにやはりですね、全ての個人情報がやっぱり一元化される恐れが十分にあり、また、いろんなほか

の分野とのリンクも当然考えられるのではないかと考えております。そういった中で、個人情報の保護、全く町長が言われるように、非常に微妙な関係が発生しているような気がいたしますけども、いずれにしてもですね、このデジタル化社会に移行していくのは確実だと思っております。ただですね、この前、年金機構のまあ言うのもあれなんです、やっぱり漏洩事件等が発生してですね、非常にいろんな問題点が浮き彫りになったわけですが、やはり人間がすることは全て大丈夫というものではないと私も思っております。そういう意味でですね、やはりこういった事案の取り扱いはですね、やはりもっともっとですね、国民にも理解いただきながら、また必要に応じて町民にもいろんな情報提供等をお願いしていききたいと思います。

いずれにしてもですね、秘密関連はですね、重視されるようお願いまして、今日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告7番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可がありましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

さて、今まで経験がない猛暑というか、酷暑というべき暑さに見舞われました今年の夏、9月に入り朝夕は秋らしくなり、少しずつではありますが過ごしやすくなったような感にみえてまいりました。しかし、ここにきて雨が続き、本来圃場では、町の基幹作物でありますレタスの作付け準備が進んでいる時期ですが、思うように作業が進まず困っておられるようでございます。天候に左右され大変だろうと思いますが、それに打ち勝ち、実り多き年となるよう願うところでございます。

なお今年、定例会終了後の10月から一部の軽減税率費目を除き、いよいよ消費税率10%が現実となって実施されます。引上げの目的がどうであろうと、生活を送るうえでは大変厳しくなるということには何ら変わりはありません。私は、このような現実を鑑みると、今は補正による事業の拡大も大切ではありますが、今少し静観をもち、不測の事態にも即座に対応すべき備えを整えておくのも一利あるのではないかと思います。

それでは、早速本題に移ります。私は、今回一つ目に、苓北町歴史資料館及び富岡ビジターセンターの管理運営について。二つ目に、先の定例会に引き続き、地域が輝く行政区活動補助金、特に算定方法の進捗状況について。以上の2項目にわたり質問を行いたいと思います。

まず最初に、苓北町歴史資料館及び富岡ビジターセンターの管理運営について。私は、過去、定例会一般質問において、この案件に対し2回の質問を行っております。

最初に、議員となった平成27年3月の最初の定例会において、歴史資料館及び東西

の角櫓における館内展示物の内容の充実を図るべきではないかと。2回目は、平成28年3月の第8回定例会において、展示物の説明の工夫と特設展示の考えはないかという質問を行いました。結果、歴史資料館には、ビデオを利用した紹介が用いられたことに對し、その工夫を認めるところでもございます。なお、特設展示につきましては、熊本博物館の協力を得て写真展が開かれたと思っておりますが、その後の対応に大変苦慮されているようでございます。残念でたまりません。特に、西角櫓につきましては、私は広報等を通じて使用について呼びかけをされていたにもかかわらず、いまだにその姿さえいっこうに見えてまいりせん。

私は、先に、西櫓の利用の一つの案として、ほかの町にはない陶石と過去石炭を産出していた町の特性を生かし、併せて、資料等の拡散・確保のためにも、工鉦展の会場として利用したらいかがですかと提案した経過もございます。この際、文化財保護委員の方々をはじめとし、再度広報等を通じてでも利用方法の提案を求める必要もあるのではないかと解しますが、いかがでしょうか。

なお、私は、当時、歴史資料館の説明が黒一色で彩がないと意見を述べましたが、現在は、それはそれとし、現状のままでいいのではないかと反省をしているところでもございます。

次に、富岡ビジターセンターの管理についてに移ります。まず本丸の展示について、本施設は町が指定管理者として管理運営にあたっていることは承知をしておりますし、予算に大変苦慮されている状況については理解をしていますが、一部の展示があまりにも古く、現実と大きな相違があるかと感じております。天草地域の祭りの写真と併せて大地に生きると称し、ジャガイモの収穫風景写真が展示してございます。せっかくの展示であります。熊本県の許可等が必要ならば、交渉をし、苓北町の特産品でありますレタスの栽培と和牛の飼育状況など、苓北町紹介の写真に変更すべきと考えますが、いかがですか。また、鎧一式が個人の方から寄贈されております。床面に直接展示してあります。せめてガラスケースにでも入れ、乾燥にも適応する程度の配慮が必要かと思いますが、いかがでしょうか。そしてまた、展示場所についても考えるべきかと解しますが、いかがですか。むろん寄贈された方の承諾も必要と思いますが。

次に下櫓及び上櫓の展示利用の質問を行いたいと思います。

まず、上櫓については、数々の経過を経て現在の状態となっていることには理解をしておりますが、現在の状況はあまり感心したものではないことは、皆が認めるところだろうと思います。問題提起をしないと今の状況が続くと思い、今回、問題提起を行いました。せっかくの施設であります。再考を願うところでもございます。

次に下櫓に移ります。当該施設は、鈴木重成公資料展示として入口に案内板が設置してありますが、その案内板が言い方は悪いですが、あまりにもみすぼらしと思います。

鈴木重成公に対し失礼きわまるかと解します。

また、鈴木神社を中心に構成された展示であるようですが、内容が宗教の自由に反しないとするならば、苓北町をはじめ天草管内には、鈴木重成公を再興の主、あるいは開基とした数多くの寺社が苓北町史で紹介されております。この際、寺社の紹介と併せて、現在紹介されている以外の重成公ゆかりの寺社があった場合は、併せて展示紹介されることを望みます。

次に、二つ目の「地域が輝く行政区活動補助金」について。特に算定方法の進捗状況について質問を行います。

6月の定例会でも質問いたしました。各行政区においては、次年度予算計画等があります。一刻も早い算定をお願いしたいと考えているところでございます。また繰り返しとなりますが、先の一般質問において、補助金は現状を確保するという答弁を町長から得ています。来年度予算査定の時期については、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、口座振替に伴う計画については、先月の広報に詳しく掲載されており、計画どおり進むことを願うとともに、随時経過を議会にも報告されることを臨むところでもございます。

以上で私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、ビジターセンター資料館についての諸々のご指摘をいただいたところでございます。東角櫓につきましては、蛇踊り、コッコデショ、フカ狩り音頭等の富岡のお祭り写真や、富岡城お城まつりの写真コンテストの入賞作品の展示を只今行っております。

西角櫓につきましては、現在展示等は行っておりませんが、富岡城お城まつりの絵画コンテストの作品や、先に教育委員会が募集、選定した子どもたちによるキャラクター作品の展示等、年に数回、期間を区切って展示を行ってまいりたいと考えております。中身については、私なりに考えがあるわけですが、職員の方にもそのことに付いてきていただきたいなと考えているところであります。物産等販売希望者の募集も再度行い、施設の有効活用に努めてまいります。

ビジターセンターにおきましては、天草の豊かな自然、そこに暮らす人、歴史や文化をパネルや映像等でわかりやすく紹介しております。展示内容の変更等については、熊本県へ要望してまいりたいと考えておりますが、確かに最初から同じ展示が続いているやつもでございます。また、併せまして、苓北町にありますが、熊本県の観点では、天草の国立公園としてのビジターセンターでありますので、そういった意味では、苓北町の特産物等を展示するということも一つの考えですが、また期間が終わったらまた別の場

所の展示も必要になってくるのではないかなと考えているところであります。

また、上櫓につきましては、現在休憩所として利用しておりますが、以前には喫茶店として利用していた経緯もございます。入店者の募集も再度行いたいと考えておりますが、あの眺め等考えますときに、本当にもったいないなと、私の知恵のなさも含めて、職員にもしっかりと頑張ってほしいなと考えているところでございます。

また、下櫓につきましては、現在まで鈴木重成公資料展を行っております。議員からの質問で触れられましたが、苓北町をはじめ天草管内には、鈴木重成公を寺社再興の主、あるいは開基とした寺社が多数あり、苓北町史にも取り上げられておりますので、それらのゆかりの寺社の紹介についても資料収集を行い、展示に向け、これが展示が公的機関の場所としてふさわしいかどうかよく問い合わせをいたしまして、準備を進めてまいりたいと考えておりますが、あまりにも今までのこの我々の知った知識の中でしかこれを考えておりません。

例えば、この前、大阪に行かれたときに、わざわざ臨南寺に行っておられた方もいらっしゃるかと思います。臨南寺は今は小さくなっておりますが、あの長居競技場も含めたあの広大な敷地が、最初は鈴木重成公が開山なさったときの寺社の範囲であったということでもあります。そういったところの中で、代官をなさっておられるときにいろんな問題が起きた中、あとで反省もなさった。その反省の中で二十五菩薩をお作りになられたということでもあります。それと鈴木公は、徳川直参、そして三河武士であります。そういった意味でですね、今は足助が豊田に合併しておりますので、ずっと芋づるにしていけばいろんな資料が出てまいります。私もあんまり忙しかったので、その一つ一つにはということまで思い当たりませんでした。今日ご指摘をいただきました。そういった意味でですね、職員にももっと広い視野の中で、どんどん広げていかれると思います。

また特に資料館の2階については、非常に専門的なことが載せられておりますので、あの場所はですね、もうちょっとしっかり勉強できるような雰囲気のところ、例えば、西櫓とか、ああいうところでしっかり勉強したい人があれを勉強していただく。あそここの場所には、やはり目で見て一般の方がわかるような展示をしていただきたいと思っておりますし、それこそ今ご指摘のあったこの天草の石炭は、日本の歴史にとっても大変有益な歴史をたどってきたわけでありまして。一時ちょっと展示をしておいた時期もありますが、これはやっぱり、しっかりと町内の方々、あるいは町外の方々にもですね、知っていただきたい。資料館という、なんだか文化的な、あるいは歴史的なことを展示しなければならないと考えている人がいるのではないかと思います。それは間違いだと思います。我々の歴史であります。資料館でありますので、このことにつきましては、ご指摘あったことも踏まえて、我々もしっかりですね、皆さんの興味を誘

うような、そして、またあそこに行ってみようよと言っただけのようなことをやっていきたいと考えているところでございます。

次に、地域が輝く行政区補助金についてのご質問がございました。これは、我々も個人情報保護で、今後これをうまくやはりきちっとやっていかなければ、町の税金収入さえですね、きちんといかなくなる。そして、それぞれの方々もそのことの中で、やはり辛い思いをなさる場合があるかと思っております。

まず1点目は、6月の定例会でもご質問があり、各行政区におきましても次年度予算計画等もありますので、一刻も早く算定をお願いをする。また、補助金は現状を確保するとのことであったので、新年度予算についてもお願いすることでございますが、算定方法につきましては、まだまだ検討及び試算を行っている状況でありますので、10月末までには算定を作成し、各区への説明などを行ってまいります。

次に、2点目に、口座振替に伴う計画等の進行状況につきましては、議員ご発言のとおり、令和2年度からの町税等の収納方法の見直しに伴う口座振替手続きの案内につきましては、広報れいほく8月号に掲載したところでございます。今後配布につきましては、9月13日、第4期9月分の納税通知書の発送とあわせまして、各納税義務者の方へ納税組合を通じまして、口座振替の依頼書等を発送する予定であります。記入及び回収方法につきましては、7月30日の全員協議会でご意見を踏まえ、部内で検討しまして、申告時と同様に9月24日から各地区の巡回相談も実施することといたしました。日程につきましては、9月5日発行のお知らせ版に掲載しております。町民の皆様方のご理解により、安全、便利、確実な口座振替への円滑な移行ができますよう、議員の皆様からのご協力もお願いをいたします。なお、経過につきましては、今後も議会へもお知らせしてまいります。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問を行いたいと思います。前回に引き続きの質問ということで、順番は異なりますが、地域が輝く行政区活動補助金についてまず行いたいと思います。

今回の定例会が平成30年度の決算認定ということで、先に決算書が私たちの手元に配布されました。その中で、この補助金に関しましては、平成30年度決算、当初が14億8,515万1,000円、最終的に収入済額が15億241万3,590円と掲載をされ、支出が1,423万1,940円という、率にいたしまして収入額の0.00947%、この補助金に関して、施行規則の中で、1%相当額という項目がございます。その中のこの数字でございます。

また、令和元年度当初予算においては、町税14億2,038万4,000円、活動補

助金が1,437万3,000円、率にいたしまして0.1012%、これ1%相当額という金額が計上されているわけでございます。本補助金の交付条例の趣旨において、この条例は、行政区活動に要する経費の一部を行政区に助成することにより、活力と相互扶助精神に満ちた地域社会の形成を図り、明るく住みよい地域づくりと協働、協力して働くという協働でございます。によるまちづくりに寄与することを目的とするとあります。大変厳しい中であって、引き続き本条例に沿った予算の確保を明言、約束された本条例の重要性を説かれたにもかかわらず、私は、確定するまでこの質問を続けるという発言をしてまいりました。補助金の名称は当然のごとく令和2年度では変更されるわけでございますけれども、あらためて町長がこの補助金の重要性を発言されたことに対し、今、自分自身が反省しているところでもございます。どうか令和2年、次回の予算についても温かいご配慮をよろしくお願いしたいと思い、この案件に関する質問を終わりたいと思います。返答は、よございます。

それから、次に、富岡ビジターセンター並びに苓北町歴史資料館の再質問を行いたいと思います。まず、富岡ビジターセンターの管理において、展示内容の変更等を熊本県へ要望していくという発言がございましたけれども、熊本県のどこですか、相手先です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 只今の高戸議員のご質問にお答えをいたします。

県ですね、自然保護課のほうに要望をしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 課長ですね、このくらいの質問ぐらひはすぐ手を上げて答えるような姿勢をとっていただきたいと思います。

9月4日の新聞でですね、上天草市松島町に設置してございます天草ビジターセンターの大規模改修が掲載をされました。ご存じだと思いますけれども、崎津集落の世界遺産の登録に湧く隣の天草市、そして全面改装となった上天草市と、本来はですね、キリスト教関連の世界遺産となったわけでございますので、当然この富岡ビジターセンターの改修もあってしかるべきかと思えますけど、そのような話題はというか、話は一つありませんでしたか。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 造った年代が相当違いますから、老朽化に伴った中での改修と理解しております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 確かに老朽化に伴った改修もそうでありますが、この中ではですね、その施設の内容そのものの改修も行われているようでございます。再度お伺

いしますけども、全然ありませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が自然保護課を訪ねたときには、諸々のことを申し上げております。これは雑談です。雑談で、一つには、せっかく天草の海に囲まれているわけですから、あと一つ下の段に、天草の海を表現する展示、テレビ録画で100円入れると出てくるようなやつを作っていただきたいということと、日本の主だった国立公園もそういう方式で見れるようにしていただきたい。世界の国立公園も主だったところを見れるようにしていただきたいということを申し上げておりまして、そのためには改装が必要でありますので、特に今すぐできるというわけじゃないという回答を常々いただいておりますが、展示の内容につきましてもですね、今後あそこには崎津天主堂も展示してあります。そこについての説明もですね、しっかりしていただけるようなこともお願いをしていかなければならないと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それから、私の質問に対して町長が答弁をされておりましたけれども、まず、ビジターセンターのことですよ、答弁内容はそのままこのパンフレットのことですね、文章なんですよ。私はこれに対して少し違和感を持ちます。私たちは、質問するからには応分の勉強もいたします。それに対してこのパンフレットの説明をそのままの答弁に、これはあまりにも情けないと思います。いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはパンフレットを作っているわけですから、考え方は同じでありますので当然のことだと思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） そうすると今から先の私たちの質問に対しては、こういった答弁をそのまま持っていくということでもいいわけですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 案件案件で違ってくると思います。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私もですね、条例をそのまま読み上げました。でもあれは質問をするから読み上げたんですよ。今回は、私たち質問するその回答を得たいわけです。ですからもう少し、これを読むだけでなく、具体的な内容を少しでも含んでいただいた回答がほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は読み上げておりません。私の考え方を今申し上げる。現に読み上げなかったでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） いつも町長とこういった議論が錯綜いたしますけれども、これはこれとして終わりたいと思います。

それから、東西の角櫓、これについても一緒のことを、ただ絵画のコンテスト、写真のコンテストですかね、ようわかりませんが、こういった答弁については、あまりやってほしくない、もう少し考えた答弁がほしいなあと私は思います。これは質問する私たちに対してもですね、やっぱり少し違和感がございます。よろしくお願いいたしますと思います。

そのあとも一緒ですよ、私が鈴木重成公の資料展示については、苓北町や天草管内には、鈴木重成公を再興の主、あるいは開基とした寺社がたくさん紹介されてます。そのままの文章なんですよ。ですから、こういったことがあるからこそ、ならばこういうふうにしたいという何か付け加えてほしいなと思いますけど、町長いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは職員がですね、一生懸命書いたやつでございます。とりあえずそのことについてはお答えをして、そのあと僕はいろいろ言ったじゃないですか、鈴木重成公がやはり開祖されて一番大きなお寺が臨南寺というお寺があるわけです。これを見に行かれたでしょう。あれは相当小さくなって、長居競技場全体を臨南寺が持ってたんですが、年代とともに小さくなってきた。ただ、それだけ大阪での代官の力が強かった。力が強かったあまりに隠し田を作った人たちを家族まで処刑なされた。その反省の思いの中で二十五菩薩観音をお作りになられてるわけです。ですから、そういったことも私は申し上げたつもりですが、そういったことはつまらない答弁ですかね。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私はですね、つまらない答弁と言った覚えはございません。わざわざ臨南寺のパンフレットをここに持ってきております。ご存じのとおり、関西ふるさと会に行った折に、役場のほうから「ぜひとも行ってください」と、「鈴木重成公ゆかりのお寺ですから」と。私は当初、「こがんだ行かんちゃよかやっか」で、「苓北町、天草にいくらでんあつとやっか」というふうな、ちょっと言葉を述べましたが、行って見て本当によかったなあと私は思います。

今、町長言われたように、これを見ますとですね、その長居陸上競技場周辺全部がもと寺領だったようでございます。そういったことを考えると、行って本当によかったなあと。次回もこういった総会があった折には、ぜひともほかの方々もここを訪れてほしいと、ですからわざわざ今日は私はパンフレットを持ってまいりました。このお寺に訪れた折にですね、そこの担当者の方、事務の担当者の方ですけども、わざわざ

本堂まで案内していただいて、「どうぞお参りください」と、鈴木重成公のお母さんたちと一緒に位牌ですと、温かいご配慮をいただきました。これもやはり私たちの町が、鈴木重成公ゆかりの町であるということを察せられたからこそ、本堂をわざわざ閉めてあったにもかかわらず開けていただいて、その前で手を合わせ「ありがとうございます」という、このとき、町長わかりますよね、あのざっとした都会の中で静かな一瞬、本当行ってみてよかったなあとはあらためて思ったわけでございます。

それから、このほかに苓北町史の中では、鈴木重成公の菩提寺が、町長は何回も東京のほうに出張されておりますのでご存じかと思えますけれども、東京都中野区これは上高田というんですか、そこに天徳院というお寺があるようでございます。インターネットで私も調べてみましたけれども、なかなかその全景写真が出てまいりません。私の扱い方が悪いからと思えますけれども、こういったところにもですね、ぜひとも職員、せめて担当者ぐらいはここの天徳院、それから臨南寺等々に出張させていただけないかなあと。あの位牌を見て何も思わない職員は一人もいないと思えます。

そこで、天草にはそのほかに苓北町史には多くのお寺が掲載してございます。今のところ言われた右側のお寺を中心に紹介されておりますけれども、できるなら当初で質問したとおり、天草管内のですね、鈴木重成公のお寺の写真等が、これは許された場合です、掲載して紹介されることを望みたいと思えますけど、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 役場職員が行ったとって私が知らないようなことを言った。私が役場職員とか皆さんに行っていたきたいと申し上げたんですよ、臨南寺には。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私そういった意味では言ったわけではございません。役場の職員にも行かせてほしいなあって。（「言ってるんですよ、行けて言ってるんです」と呼ぶ者あり）町長は行かれてるかもしれませんが、せめてその担当者の職員ぐらいは行ってよかじゃないかと、紹介をしてほしいなと。幸い随行で、担当課長ではございませんけれども、執行部からも出席をしておられます。こういったことも含めてですね、できるなら訪れてほしいなと思えます。

それから、私、一般質問したあとに何か東西の角櫓も含めて、商工観光課長、何か努力されたことはありますか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が直接は言いませんが、東西の角櫓には、2階の展示がちょっと違和感があるので、熱心な方は別なところで勉強してもらえばいいんじゃないかというふうなずっと展示がありますでしょう。あのことについてはずっと指示してるんですがなかなか変わらない。今度もまた指示をしたいと思っております。ちょうど角櫓で

勉強なざるのにいいんじゃないかと、あの歴史をですね。中身は素晴らしいものを書いてあるんですが、一般の方が資料館に来られて、これを短時間でですね、見るということについては、なかなかこれは興味が湧きませんし、できない状況です。ですから、あのスペースについては、やはり天草の歴史、あるいは苓北町の産業史をですね、ある程度もっとスペースを割いて出す。あるいは、今まで富岡に来られた方々についてもですね、松平信綱から全部きているわけですから、そういう方たちの紹介なり、あるいは、ちなみのあるお城内の写真なりを載せたほうが、一般の方々にはわかりやすいんじゃないかなと考えております。なかなか変わらんのが不思議なんです。私の力がないのかなと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私もですね、先ほども言いましたけれども、質問をして、自分の発言に対して悪かったなあということは、その都度その都度さっきも述べたとおり反省もしております。ですから、そういったことの積み重ね、お互いの意見の積み重ねがこれから先の町の発展につながるのではないかと思います。質問途中で失礼なことを申し上げたこと、があったことをお許しいただきながら、今回の私の質問の全部を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほど、倉田明君の一般質問に対し、健康増進室長が答弁をいたします。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 先ほどの倉田議員の質問に回答させていただきます。予防接種のデータ提供について、個人の同意は必要かという件なんですけども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法なんですけど、これの別表第2表に、個人の同意を得ずに情報を取得できる事務手続きが掲げられています。これに予防接種法の接種履歴を取得する事務も含まれているため、個人の同意を得る必要なく情報を取得することができます。

本町を見てみますと、平成29年からこの情報システム利用できますが、うちの場合、他市町からうちに転入してこられた場合は、この情報システムを使わずに、保護者

の方が母子手帳をお持ちですので、母子手帳の履歴を確認させていただいて、引き続きうちで打つ予防注射があれば、必要な予診票をお渡しするということで、今のところは、マイナンバー法のほうの情報取得のほうは使っておりません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明さん、何か質問ありますか。いいですか、よろしいですか。（「ありますけどよか」と呼ぶ者あり）

それでは、一般質問を行います。通告８番、山口利生君。

○１番（山口利生君） 通告８番、１番議員、山口利生です。よろしくお願いいたします。

今年は秋雨前線が長期間にわたって日本列島に停滞し、秋雨前線に湿った空気が流れ込み、線状降水帯が形成され、全国各地に激しい大雨を降らせ、道路冠水やがけ崩れ等の大きな被害をもたらしています。先月８月２８日には、九州北部地方で、佐賀市で１時間の１１０ミリ、長崎市で９２．５ミリの猛烈な雨が観測され、気象庁では、佐賀県全域と福岡、長崎両県の広範囲に、大雨洪水警戒レベルであります命を守る最善の行動が求められる、最高レベル５に相当する大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けました。佐賀県、福岡県で死者４名、佐賀県では、各地で道路の冠水や車両の水没が相次ぎ、武雄市では、冠水による浸水家屋５２０棟、大町町でも冠水により順天堂病院が孤立し、一時患者を含む２１５人が取り残され、近くの鉄工所から流出した大量の油が住宅街に拡散し、建物に流れ込んだ油の除却や、広大な水田に油が染み込み、土壌汚染も問題化しているとのこと。

また、今回の大雨により、有明海に大量の流木やごみ等が流れ出しております。有明海特産の海苔養殖にも甚大な影響があるとの報道がなされたところでございます。苓北町も有明海から流れてくる流木による漁船等の海難事故や、沿岸に漂着する大量の流木等の除却対策等が今後必要になってくるかと思っておりますので、住民の皆さんへの情報提供について、よろしくお願いいたしますと思います。

また、非常に強い台風１３号が東シナ海を北上しております。今日の朝のニュースで、沖縄県宮古島の昨日の状況が映し出されておりましたが、最大瞬間風速が７０メートルを超える強風と大雨に見舞われていました。九州には明日から明後日にかけて接近してくるということです。秋雨前線が停滞してる中、どこで大雨が降るか予測が大変困難ではございますけれども、町におかれましては、今後の気象情報に細心の注意を払っていただき、住民の安全確保の防災対策について、万全の対策をよろしくお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、一般質問に移ります。今回は、町の防災計画の津波対策と、紫ウニの養殖研究について、町長にご質問いたします。

まず、津波対策についてお伺いいたします。去る５月１０日、宮崎市と都城市で震度

5弱、県内7市町村でも震度4弱の地震が発生しました。震源地は宮崎県の日向灘の深さ25キロメートルで、マグニチュード6.3と推定されました。宮崎県、高知県の沿岸で若干の海面変動が見られましたが、幸い被害はなかったとのこと。気象庁の記者会見では、南海トラフ地震との関連性を問う質問に対して、今回の地震は規模からいって影響はかなり小さいとの見解でしたが、あらためて津波対策の必要性を感じたところでございます。

皆さんもご記憶のことと思いますけれども、8年前の平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、世界中に忘れられない恐怖とパニックを引き起こしました。地震によって大規模な津波が発生し、最大で海岸から6キロメートル内陸まで浸水、岩手県三陸南部、宮城県、福島県浜通り北部では、津波の高さが8メートルから9メートルに達したとのこと。震源地に近い東北地方の太平洋岸では、その急峻な地形も相まって、高い津波が甚大な被害をもたらしました。地震による日本国内の被害は、地震そのものによる被害に加えて、津波、火災、液状化現象、福島第一原子力発電所事故、大規模停電など多岐にわたり、1都9県が災害救助法の適用を受け、警察庁発表による死者及び届出があった行方不明者の数は、合わせて1万8,434人に上り、現在も行方不明者の捜索が続けられています。熊本県でも有明海、八代海、天草灘沿岸に津波警報が出されましたが、被害が出なかったことは幸いでした。

さて、本題に戻りますけれども、この東北大震災発生を機に熊本県が策定した地震・津波被害想定調査結果を見ますと、大規模な津波被害をもたらすとされる南海トラフ地震が発生した場合、苓北町の最大震度は5弱、最大津波高3.1メートル、浸水域は、地震によって堤防が決壊した場合に苓北町では20ヘクタールと想定されています。町の防災計画では、津波により約920戸が倒壊、水没すると想定し、避難タワー3基、仮設住宅を建設するための緊急避難地2カ所を造成し、県下で唯一津波対策に取り組まれています。次の3点について町長にお聞きいたします。

1点目は、県の想定では、堤防、護岸等の決壊がなければ、県内全域浸水しないとされていますけれども、苓北町はどの区域が津波で決壊し、浸水すると想定されているのか。

2点目は、最大津波高3.1メートルの想定に対して、海拔9メートルの志岐小学校体育館、海拔7メートルの富岡小学校体育館は、津波の指定緊急避難場所に指定されていません。そのため両小学校とも学校は危険と認識されており、毎年近くの山や役場に児童を誘導する津波避難訓練を実施されております。両小学校は高台に位置し、耐震設計も十分なされている安全な建物でもあります。仮に体育館が浸水してきた場合、すぐとなりの校舎に避難することもできます。また、雨風や寒さ、暑さ対策の心配もなく、広い駐車場もあり、どこよりも安全が確保できるかと思いますが、町で危険と判断され

た科学的根拠は何かお聞きいたします。

3点目は、富岡新地の三会川下流にある富岡浄化センターの津波対策についてお聞きいたします。下水処理場は、町民の快適な生活環境を維持するための最重要施設でもある。津波により施設が埋没し、使用不能となった場合、住民は水洗トイレの使用ができなくなり、苓北町全体が大パニック状態になろうかと思います。町では、浄化センターの津波対策はどのように考えているのか。また、津波で被災した場合に、復旧するまでの期間及び緊急対応策等はどうなっているのかお伺いいたします。

最後に、紫ウニの養殖研究について政策提案をいたします。天草拓心高校マリン校舎は、熊本県で唯一の水産専門校であり、県教育委員会もその重要性を認識し、昨年度、海洋調査船を建造されました。生徒も毎年、水産資源の保護のため車海老や真鯛の稚魚を毎年西海岸に放流するとともに、今年是天草漁協牛深支所青壮年部とともにキビナゴの商品開発を行うなど、水産物の新商品開発にも貢献しております。

先の6月議会において、田嶋議員が天草西海岸の磯焼けの問題を取り上げられ、町長から、磯焼けは全国的な大問題であり、地球温暖化だと諦めず、藻場形成事業など引き続き小まめに対策をとっていききたいとの答弁がありました。田嶋議員から、磯焼けにより海藻が生えないので魚が育たない。また苓北町の特産品である紫ウニも餌となる海藻がないため、卵がやせ細り、年々水揚げも減少しているとの指摘がありました。今後さらに磯焼けが進行する中、雑食で何でも食べつくすウニそのものが海の厄介者になるのではなかろうかと危惧されております。

そこで、先日全国版のテレビ番組で、陸上の水槽で紫ウニにキャベツを与える実験が放映されておりました。海の厄介者であったウニが、大変うまいウニに生まれ変わり、築地市場でウニを専門に取扱う業者の人も、これは絶品というふうに舌鼓を打っておられました。苓北町でも圃場に廃棄しているレタスの外葉を活用したウニの養殖を、産学官連携事業として、天草拓心高校マリン校舎と共同研究を行うことができないものでしょうか。この研究が成功すれば、日本全体で問題化している磯焼け対策にも一石が投じられ、将来的にはレタスを使ったウニの養殖を天草西海岸全体に広めることで、新たな特産品となるのではと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

以上で私の一般質問を終わります。町長の答弁内容により、一問一答方式により自席において再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、津波対策についてのご質問でありました。これが3点ございましたのでお答えをいたします。

一つ目の、熊本県の想定では、堤防・護岸等の決壊がなければ浸水しないとされてお

りますが、どの区域が津波で決壊し、浸水すると想定しているかとのことでございます。平成25年の熊本県地震津波被害想定調査結果における浸水域の想定では、浸水域の計算に際しましては、耐震定期点検を実施中であるため、堤防の評価を過信せず、地震によって堤防が決壊するという条件のもと、津波が発生し浸水が生じることを前提に算定したとあります。これを受けまして、当時に被害想定を行っておりますが、各地区の被害想定につきましては、最大津波高3.1メートルでありますので、海拔3.1メートル以下は浸水すると想定し、坂瀬川地区は和田区、小路区、川向区、松原区、中区で123世帯、志岐地区は、馬場区、浜の町区、明神山区、紺屋町区で320世帯、富岡地区では、尾越地区、一丁目区、二丁目区、三丁目区、四丁目区、五丁目区、新町区、出来町区、八区で421世帯、都呂々地区では、浜区、狸川内区で36世帯とし、合計900世帯あまりを想定いたしました。

次に、海拔9メートルの志岐小学校体育館、海拔7メートルの富岡小学校体育館を指定緊急避難場所としていない根拠についてのお尋ねでございますが、苓北町では、津波による未曾有の被害をもたらしました東日本大震災を教訓として、津波高12メートルに対処する一時避難地として、避難タワーや避難地を整備してまいりました。このことから防災計画では、津波に関する指定緊急避難場所、指定避難所とも一時避難における海拔を12メートル以上の場所としております。当然津波の規模等により、状況に応じて志岐小学校体育館や富岡小学校体育館につきましても、臨時に避難場所、避難所に指定するとしております。

なお、津波以外の洪水や土砂災害等につきましては、指定緊急避難場所及び指定避難場所に志岐小学校の体育館、富岡小学校の体育館も指定をしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、富岡浄化センターの津波対策と被災した場合の緊急対策についてであります。下水道浄化施設の特徴として、効率がよい低地への建設が図られております。富岡浄化センター横の富岡港湾海岸道路につきましては、道路高3.6メートルで堤防部が4.6メートルになっております。場内施設におきましても4.15メートルを確保しており、県が想定した最大津波高3.1メートルには対応できております。しかし、これはあくまでも県の想定であります。我々はもっと大きいのが来るのかということも考えておかねばなりません。

次に、緊急対策についてであります。災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定を、熊本県環境事業団体連合会と天草地域一般廃棄物し尿等処理に関する相互支援協定を天草市、上天草市と締結しております。非常時の場合は、避難所の仮設トイレ設置やマンホール及び仮設トイレ等からの汚水の運搬と、その処理についても受け入れ先を確保しております。しかしながら、想定外の大災害や、それに伴

い長期化も予想され、町民の皆様方へご不便をおかけすることが考えられます。このような場合は、東日本大震災や熊本地震などの事例を踏まえ、状況を速やかに判断し、国や地方公共団体の支援をいただき、早期復旧に向け対応をいたすことにしております。

この件につきましては、東日本大震災で下水道の担当の国交省、そして下水道事業団等が相当大きな体験、経験をしておりまして、そこで大変なやはり経験の中で、相当迅速な形で復旧を図る訓練をしております。熊本地震につきましても、益城町あたりが大変な浄化槽の被害に遭ったわけではありますが、確かに大きな不便をおかけしたわけですが、相当早く回復をしたという事例もございますので、その点、やはり一時期は大変なご迷惑をおかけいたしますが、以前に比べればその対応の仕方が非常に機敏になっていると解しております。

次に、紫ウニの養殖につきましてでございますが、紫ウニにつきましては、まず苓北町では、春先の紫ウニと夏場の赤ウニの２種類が水揚げされており、ここ数年の水揚げ量は、紫ウニで平成２８年が４６１キロ、平成２９年が５５７キロ、平成３０年が６０１キロであり、平成２６年に約１,０００キログラム近くあった水揚げ量と比較すると、まだ半分程度の量ではありますが、徐々に回復傾向にあります。

また赤ウニにつきましては、平成２８年が８７キログラム、平成２９年が２０６キロ、平成３０年が１４３キロであります。赤ウニについては、禁漁区の解禁の状況によって水揚げ量が大きく影響するため、単純に年ごとの比較はできませんが、こちらも徐々に回復傾向にあると思われます。

なお、天草拓心高校マリン校舎の取り組みについてであります。キビナゴの缶詰につきましては、議員ご承知のとおりであります。苓北町におきましても平成２９年度から国の地方創生推進交付金事業を活用した、苓北の里山里海資源を活用した観光交流ブランド創造事業に取り組んでおり、その中での食の商品開発について、マリン校舎の栽培食品コース食品係では、苓北町の特産品の一つでありますヒオウギガイを使ったヒオウギガイのアヒージョを開発し、にっぽんの宝物グランプリへ出展、熊本大会での準グランプリ受賞から全国大会への出場において高い評価を得たところであります。しかしながら、このヒオウギガイのアヒージョは、生徒の皆さんが実習の時間を利用して作られることから、大量生産ができず、定期のイベント等の販売のみで、苓北町の特産品として、おみやげ品での販売までにはまだ至っていない状況にあります。

さて、本題の紫ウニの養殖研究についてであります。苓北町におきましても、既にキャベツを餌にしてウニの養殖研究に取り組んでおられる事業所がございます。この事業所におかれましては、本年５月下旬より紫ウニ及び赤ウニの養殖研究に取り組んでおられ、現在それぞれワカメとキャベツを餌にした育成状況を比較、調査されている段階で、まだ商品としての販売までには至っておりません。なお、ワカメについては、乾燥

ワカメを購入使用し、キャベツにつきましては、町内の農業者より廃棄物を中心に譲受け、冷凍保管し、随時使用されているとのことであります。ちなみにこのキャベツもですね、冷凍保管するよりも生で食べさせたほうが、効果があったということを聞いております。

議員ご提案のウニの餌としてのレタスの外葉の活用につきましては、以前漁協において、レタスを餌にしたウニの簡易的な養殖試験に取り組まれたことがございます。レタスを餌にしたウニは、青臭さが残り、水っぽく商品とならないと判断され、以降の養殖につながらなかった経緯がございます。

以上申し上げましたことから、レタスの外葉を活用したウニの養殖については、天草拓心高校マリン校舎との共同研究について、現在のところ取り組む考えはなく、まず、既に養殖研究に取り組んでおられる事業所の成果を期待するところであります。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） まず、津波対策について再質問をさせていただきたいと思います。

県下で唯一津波対策に取り組まれました避難タワー、仮設住宅用の造成事業、これについては総額どのくらいかけてされておられるのか。また、これの財源というのは、緊急防災対策事業を活用し、交付税措置が75%という大変有利な起債を活用してるというふうに聞いておりますけれども、平成30年度で結構ですが、普通交付税算定する際にですね、公債費率当然でてるかと思いますが、その公債費自体の何パーセントが基準財政需要額に算入されているのか、2点についてまずお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 避難タワーとか避難地の整備にかかった経費については、すみませんが資料を持ってきておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思えます。確認でございますけれども、避難タワー、避難地の整備ということで、広域避難地であるとか拠点避難地ということも含めたところのご回答でしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 広域避難地と、いや、仮設住宅用地として上津深江と麟泉のお湯の横の避難地、この2カ所が多分津波対策として取り上げてあるんじゃないかと思えますので、それと避難タワー3基で結構です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 緊急防災・減災事業債の交付税措置ですけれども、充当率が100%で、うち交付税措置率が70%でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それは十分起債を行うときの交付税の割合と思いますが、私が聞きたいのは、もう既に返済が始まっているかと思います。実際の公債費も毎年生じているかと思いますが、実際のその単年度における交付税の基準財政需要額として当然算入されていると思いますが、公債費元利、利息含めてですね、その何パーセントが基準財政需要額に算入されているのか。これは多分交付税の算定の中で出てくるかと思いますが、それを教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 手元に交付税の算定資料がちょっとありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 次にですね、先ほど富岡小学校、志岐小学校、なぜ津波の避難場所に指定されてないかというふうな質問に対して、東北大震災を機にですね、津波は、先ほど8メートルから9メートルの津波が発生しているというふうのが出ておりますが、それを勘案したうえで、12メートル以下の施設については指定していないというような答えだったかと思います。

私もこの質問に際してですね、東北大震災の津波の映像をまた再度確認しました。私がちょっと確認したのは、高台に逃げた方が港湾のほうを撮っていた写真を見ましたが、波自体がですね、うねりというよりも沸き上がるような感じでですね、港湾の堤防を包み込むようになってます。遠くから見たら波は立ってないんですね。海自体が盛り上がるような感じになって、船は横転する、また倉庫も流される、また住居、近くの民家もザーッと押し流されていくと。特に道路が水路になってですね、どんどんどんどん水かさが上がってきて、道路にある車も全て流されると。多分津波が来たということで自動車で逃げようとした方は、多分津波にのまれたんじゃないかというふうに思います。また、防災無線での避難呼び掛けもですね、もう既に津波が港の護岸を覆い尽くしたあとに避難の無線を住民にかけてたということで、津波というのはいつ来るのかというのは非常に難しいなというふうに考えたところです。

そのためにですね、先ほど、もう今の920戸、すべて海岸線埋没してしまうという想定の中で、避難タワーも造るというふうなことで計画されたと思いますが、特に富岡は、大潮のときは大潮警報が出るぐらいの状況にあります。そこに津波が1メートルでも発生した場合は、当然すごいパワーでもって住居を押し流していくんだらうと。また、そこにある車も当然押し流されていくという状況です。そのためには何が必要かというと、すぐ避難できて、安全な場所に避難できると、それも町がここは安全だからここにまずは逃げなさいというようなことをですね、きちんと指示をするという姿勢が一

番重要じゃないかというふうに思って質問を考えたところでございます。

今の富岡の避難タワー、ちょうど真ん中にありますよね、小学校と拓心高校の真ん中にありますけど、ただそこに逃げ込むまでの間、お年寄りとか障がい者の方は、当然車で行くしかないわけですが、そこに津波が来たら、多分飲み込まれて死亡される危険性が大きだろうと。ただ、小学校であればすぐ上になります。また、大手門整備で石垣のほうの整備もまた今度きちんとしてしたので、津波がきても十分跳ね返すだけの力が富岡小学校はあろうかと思います。そういった意味で、単純に東北大震災をもとにですね、12メートルという海拔の高さで決めるということ自体の見直しは、早急に検討すべきではないかというふうに思って質問をいたしております。まずはどこに逃げるかと。

また、この議会の一般質問でもですね、避難タワー、何もない、ただコンクリートの打ちっぱなしで、雨風当たる、寒さ暑さもすぐ直に感じるということで、そういう対策は当然なされておられません。またそれが必要じゃないかという質問に対しても、一時避難だからそういうのは必要ないというような答弁でありますけれども、学校自体は、先ほど申し上げましたが、もう十分その対策はあるわけですね。なぜそれを活用しないのかと。また学校の校長先生も、このあいだ総務文教厚生常任委員会で視察に行ったときにですね、皆さん何で必要ですか。町が指定してないからここは危ないというふうに感じてるから、富岡小学校は鎮道寺の上の山まで子どもたちを引っ張っていつてます。小学校は、志岐小学校はすぐ隣ですから、トントントンと歩けばいいんですが、やっぱり津波のそういう避難誘導訓練のときの事故等の心配もあるし、子どもたちもずっとそういう避難訓練をすることでですね、自分のところの学校は危ないんだというふうに刷り込まれていくと思います。やっぱり十分津波が来たときの第一次、第二次、第三次というふうに津波の高さによって、これは当然気象庁が何時間後には何メートルの津波が来るということを情報として流してきますので、そういうことも考えたうえで津波の指定避難地というものは、再考すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 津波避難地の海拔、高さについてのご質問だと認識をしておりますが、防災計画では、町長の答弁書にもございましたように、一時避難地としては、海拔12メートル以上ということで、統一して指定緊急避難場所を定めております。その中で、津波につきましては、おっしゃるとおり、数十センチから数十メートルという津波が発生をすることはございます。その中で適宜ですね、志岐小学校であったり富岡小学校の体育館であったり、その津波の規模によって避難地となり得るべきところはですね、臨時的に指定緊急避難場所ということで、そこに避難をしてくださいとい

う指示をいたします。

苓北町のほうでは、津波の避難訓練につきましては、例年7月の避難訓練、それから11月の防災訓練の折にも訓練をしております。そのときには、各行政区、それから行政区の中では防災会をつくっているところもございますので、行政区と防災会の協力を得ながら、高台に避難してくださいということを申し上げております。といいますのは、一時避難地はあくまでも町のほうで12メートル、今言いましたように12メートル以上の場所がございますので、それ以外に各行政区につきましては、そこに逃げなくてもですね、安全な場所がございますので、そういった区内の安全な場所にまずは逃げてくださいということを、避難訓練の実動の中で身に付けていただきたいと思いますっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、自主防災組織のことを、行政区と自治体住民という形でされたのかと思います。当然そこは区長さんがそれを指揮しているところがございますけれども、いざ何かあったときにですね、その指揮、命令というのは、非常に自分の身を守るのが精一杯で、なかなかその訓練はあったとしてもですね、その場ではどう対応できるのかというのは大変心配ではあります。やっぱり、その指示をするという責任を、区長に仮に負わせるというふうな危険性もあるわけがございます。ただ、町がですね、12メートルという津波想定をしたうえで避難場所を決めてるということ自体に、何ら科学的根拠はないということじゃないかと思います。

県の想定は南海トラフでは3.1メートルですよ。仮に3.1メートルが来たとして、富岡小学校は埋没するんでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 熊本県のあくまでも南海トラフのだけが中心になっております。中には雲仙岳のことも言っておられるようですが、もし千々石灘あたりは、雲仙岳の噴火によって陥没しますと、あっという間な状況でまいります。その中で12メートルというのは、福島で起こった津波の一番高かったのが12メートルだったということでやっているわけですが、そこは志岐小とか富小がそれに耐えられない状況、12メートルは来るとはなかなか思いませんが、しかし、もし来たことを考えれば、そこはやっぱり指定をしておくべきではないかと考えます。ただ、通常の状態でありますと、志岐小も富小も逃げるためにはですね、7メートル、9メートルありますので命は助かるんじゃないか。そこで様子を見て、酷いようだったら鎮道寺のほうに逃げればいいと。

ちなみに、私は2丁目に住んでおりますが、2丁目の防災訓練では、まず富小に逃げます。逃げたあと、あとはまあこれでいいかというときと、鎮道寺まで行ってみようかというときがあります。そういうことですので、その点もやはりそのときに指示をする

という、なかなか今、指摘があったように混乱が生じますので、やはりこのところも正式に津波の避難場所に指定するかどうかの検討をですね、したほうがよいのではないかと私は今、思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ぜひ再検討をお願いいたします。それは防災計画の表示の仕方もあるかと思いますが、津波の何メートルまではここは大丈夫だと。仮に、ちなみに釜区が海拔16メートルという表示が電柱にあります、それにも津波が来た場合は、高台に逃げてくださいというような標識に全部されております。ですから、16メートルの位置だと津波がきても絶対来ないんだろーなと思いますけれども、やはりパニックにならないためにはですね、少なくとも何メートル以上まで逃げると。海拔は当然ここが何メートルかというのは、町内全域ですね、やっぱりみんなに知っておくべきかと思っておりますけれども、ちょっと海拔の表示のところに書いてある津波に対する文言も、ちょっと検討すべきじゃないかというふうに付け加えてお願いしたいと思っております。

次に、浄化センターについての再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの町長の説明では、港湾海岸の道路高が3.6メートル、堤防が4.6メートルあるから、3.1メートルの想定に対しては十分対応できるというふうなお答えをいただきました。当然私もそう思います。まだあそこは耐震設計がなされたうえでの海岸展望ではなかろうかと思っておりますので、十分津波に対しては耐え得るかと思っておりますけれども、先ほど町長の答弁では、いやいやそうじゃないと、千々石が倒れたときは、10メートルぐらい、10メートルという表現はありませんでしたけれども、当然富岡小学校も危ないということでもありますので、7メートルを越えるような津波が来るんだろーなと思っておりますけれども、そういった場合は、当然4.6メートルでは不足するわけですね。もうそれを越えてきます。越えてきたら建物全体を多分、耐震設計をされてるから、住居と違って建物自体は流されることはないと思っておりますけれども、浄化槽そのものには大量の水が入ってですね、その水が溢れだして、多分富岡一帯は相当な被害が、油じゃないからあとあとの土壌改良とかの必要はないかと思っておりますけれども、当然汚物等も流れだすんだろーなと思っております。そういう意味で、原子力発電所じゃないですけれども、ある程度の5メートル近くの津波が来ても大丈夫ぐらい、前もって防御対策をするぐらいの考えも必要ではなかろうかと。

先ほど920戸というのは、県が想定した3.1メートルの津波で冠水する世帯ということであげられておりますけれども、それ以上来るという町の想定もあるのであればですね、もうちょっとこの浄化槽は、町で一番重要な施設ではなかろうかと思っておりますので、質問をさせていただきました。このところは十分もうちょっとですね、本当に今のままでいいのかどうかというのは、検討を、多分復旧までは1年以上かかると

思いますので、壊れた場合はですね、となるともうみんな自分の家で水洗トイレを使えなくなる状況になりますのでですね、もう昔に戻れませんから大変なことになるのかと思いますので、安易に防波堤、道路の高さでOKなんていうふうな答えを出すというのはいかななものかと思いますので、要検討をお願いいたします。これに対しては答弁は要りません。（「いや、ちょっとこれはね、大事なことから答弁します」と呼ぶ者あり）

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この浄化槽センターはですね、どこも一番低いところにしてあるわけですね。これが壊れないということは絶対ないんです。もし大きな津波が来たとき。壊れたあとにいかに早く復旧できるかどうかというのが、これは課題ですね。そういうことですから、なるだけ耐震はきちっとしながらも、壊れるということも相談、そして一時使えなくなるということも想定した中で、いかに早く復旧するかということが大事だと考えておりますので。課長は何かあるかな、僕より専門的に知ってるんだから。そういう、だから壊れない施設はないんですよ、大概、大きな津波があつたり地震があつたときにですね。復旧の速さが大事だと思ってます。

○議長（錦戸俊春君） 何かありますか。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 東日本大震災、熊本地震の経験を踏まえて、国のほうにも今、ふんだんに情報と復旧に向けての準備ができていると、こちらのほうでは把握しております。議員おっしゃるとおり、まず、壊れることを想定として、防御にまわるのか、壊れたことに対して復旧に向けて早く動くのかということで、こちらのほうとしてもその準備を進めるといいますか、対応を日ごろから考えながら対処してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 壊れることはない施設もたくさんあると思いますが、使えるまでの時間がですね、水没すると相当時間がかかる、これをいかに早くするかということが、使えるようになる時間をいかに早くするということが大事ではないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） せっかく答弁をしていただきましたので、それに対してまた再質問をしていきます。

私はですね、津波対策で町長がとられた避難タワー、避難地の造成、これは転ばぬ先の杖ということでですね、いかに早くなった場合に復旧するかと。ただ、先ほどの町内全域、それだけの埋没したらとてもとても大変なことになると。それこそ浄化センターも壊れてしまう。本当に壊滅的な状態になるのかと思います。それが来ないためにも県

も港湾施設、また道路の護岸、海岸等の護岸等の整備もやっていこうということで、特に町でも湾岸道路の整備を今されています。志岐の釜から富岡の三会川のところまで、今、道路の整備を進めておりますけれども、あの道路が整備されるとですね、相当な津波の防御対策にもなるのではなかろうかというふうに、今現在、非常に貧弱ですもんね、あそこは。だから危ない、危険というのは私も感じているところですので、一日も早くですね、湾岸道路の完成を急いでいただきたいというふうに付け加えておきたいと思います。

あと4分になりました。ウニの養殖についてです。先ほど民間の方が、ウニの養殖はもう既に取り組んでいらっしゃるというふうな話を今日、私、初めてお聞きいたしました。キャベツと、あと乾燥ワカメでどうなるのかというふうな研究をされていると。

私はですね、何で拓心高校をそういうふうなことができないかというふうに申し上げたのはですね、行政機関が研究した成果とですね、民間が研究した成果というのに対する国・県の取り扱いがですね、その成果に対する評価がえらく違ってくるかと思います。また、拓心高校の生徒も一生懸命水産資源の保護のために頑張っております。

そこで、私もそのレタスの外葉に対して、前回の議会からの活用でいろいろと話を申し上げてるところでございますけれども、先ほど青臭いとかいうふうなことで、漁協がいったんやったけれどもだめだったと。同じような農協がしてる時もやっぱりそのようなことで断念したと、レタスの活用はですね。でも実際にレタスを粉末状にしてですね、特に外葉ですけども、非常に繊維質が多く含まれてですね、なんか評判が今たってるようでございます。だから、やっぱりそのテーマを決めてですね、きちんとやっていくということを、単年度単年度限りじゃなくてですね、ある程度長期的な視点に立って研究すると。これは町がですね、本気になってやっていけば、当然県のほうもそれに対応してくれるんじゃないかろうかと。特に、まだ拓心高校には陸上の水槽がまだ残っていると。ただそれが使えるかどうかはわかりませんが、本当に拓心高校にとってみてもですね、町から研究テーマを与えられて頑張るという姿勢があれば、またこれは認められるんじゃないかろうかというふうに思いますので、再度業者がやってるからもうせんというような答弁だけは、ぜひ再度検討をしていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今までの実情を申し上げて、ちょっと無理じゃないかという話でありました。これを今度は粉にした場合の餌でどうなのかというのはまだやっておりませんので、実際私もあるお菓子屋で、レタスを使ってやられた生菓子を食べたことがあります、やはり青臭いんですね。だから、漁協が言われたのもそういうのがあるのかなということでありますので、確かに以前は牛の餌になっておりました、外葉は。牛の下痢のもとであったわけですが、これをそのまま青いまま食べさせて今、漁協

は失敗したというようなことを言っておられます。ですから、そういった意味ですね、これをどうあと加工した中でできるのかどうか、この青臭さがでるというのは実際そうなんです。それがあまり一般の方に受けがよくないというのも実際あったようでもありますので、せっきある資源をどういうふうを活用していくか、これを加工した中で、今度はそれが通用するのかどうか、これは研究の一つの課題ではないかと考えております。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、すみません、町長の答弁の中で、ちょっと行き違いがあったようですので訂正させていただきたいと思います。レタスを粒状にするのはあくまでも食べ物用であって、私は、レタスの外葉そのものをウニの餌に持っていくということを考えておりますので、ウニの餌に粒状にしたものを、粉末にしたものを食べさせるというようなことはいっさい考えてない。それこそ溶けてしまってですね、餌にもならないと思いますので、あくまでも粒状にするのは、いろんな加工品に多用できるためには、粒状にして一般流通にさせるということで、今回光田千津穂さんもですね、そういうところの加工品をどうかということで、東京で行ったところでも説明してきたというふうに考えておりますので、そこだけは。

ただ、十分考えたうえで今後検討していただければと思いますので、これで時間になりましたので、一般質問を終了いたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 山口議員言われるようにですね、こういった新商品の開発において、産官学での取り組みというのは非常に大事だと思います。この質問をもらったときにですね、拓心高校の先生方と一応お話をさせていただきました。その中で、やっぱり今の学業の中で今、3名の先生でこの養殖授業を取り組んでおられる中で、新たにこういう事業に時間を割くというのが、ちょっと今の段階で取れないというようなお話もございまして、今回ですね、そこで終わったところもございまして。またこういったですね、いろいろなアイディアが出てくればですね、その折にですね、学校のほうとも話しながらですね、取り組めればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時04分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほど、山口利生君の一般質問に対し、総務課長、企画課長より答弁があります。

まず、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 午前の山口議員のご質問に、後ほど回答するということ伝えておりましたので、その分について回答させていただきます。

避難タワー及び避難地につきましては、現在町内に5カ所整備をしております。その中の整備事業についてご報告をさせていただきます。

まず、明神山地区の避難所、これ避難タワーになります。ですが、事業費が千円まででまらめて報告させていただきます。4,742万3,000円です。続きまして、紺屋町地区避難地4,101万6,000円です。続きまして、3カ所目が富岡地区避難地4,890万6,000円です。上津深江広域避難地1億9,496万1,000円です。最後に、苓北町拠点避難地、温泉センターの下になりますが、2億8,336万7,000円、合計の6億1,567万3,000円になります。615673です。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 引き続きまして、公債費等について、基準財政需要額にどれだけ算入されているかというご質問ですけれども、平成30年度の決算のうち、歳出ですね、公債費全体で7億1,911万2,472円というのが今回の決算書に記載されてあると思います。そのうち平成30年度の普通交付税で、基準財政需要額全体が27億2,061万3,000円になっております。このうちですね、公債費として算入されておりますのが、4億4,278万2,000円です。只今の公債費のうち、緊急防災・減災事業分に係る基準財政需要額に算入されている金額が5,006万4,000円という数字になっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 何かありますか、1回だけ質問を許します。

山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございました。6億1,500万円程度が投資されて、そのうちに5,000万円程度が緊防債の基準財政需要額に反映されてるということですね、単年度でいけばですね、はい。まず、ちょっと気になったのがですね、町長がいつも緊防債は75%が交付税で返ってくるんだというような、75%でしょう、100%充当の75%が交付税で。70%だったか75%じゃなくて、失礼いたしました。70%が交付税で返ってくるということですけど、交付税というのは、財政需要額からまた収入額を差し引いたところが、実質的に町のほうに入ってくるわけですので、当然町民税とかもですね、この償還金の中に入れざるを得ないということで、この金額が増えてくればくるほど、また財政のほうも厳しくなってくるということがあ

りますので、その辺りも含めたうえでですね、交付税があるからといって将来的には十分注意したうえで、ぜひ財政運営を行っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで終わります。それでは、一般質問を行います。

通告 9 番、野崎幸洋君。

○ 8 番（野崎幸洋君） 通告 9 番、8 番議員、野崎幸洋です。

通告しておりました苓北の里山里海、資源を活用した観光交流創造事業について質問いたします。

町は平成 29 年度より今年の令和元年度までの 3 カ年の計画で、地方創生推進交付金事業として、苓北町固有の「里山里海」の産物である観光資源を活用した「体験・体験型観光」と一次産品を使った「食」を連携させた新たな観光商品を開発することで、町独自の観光交流ブランドを創造し、ご当地メニューや地元高校生が水産物を活用し開発したお土産品など、地産地消による食の提供により地域の活性化を図ること。併せて、本町が有する観光・食資源を十分に生かすために、観光・物産を一本化した窓口「観光物産まちづくり会社（地域商社）」を組織化し、それを担う人材を育成することなどを目的として、（株）熊本日日新聞社に業務委託されております。

事業費は、平成 29 年度が 9 8 9 万 2, 8 0 0 円、平成 30 年度が 9 7 7 万 4, 0 0 0 円、平成 31 年度（令和元年）が 8 1 9 万 5, 0 0 0 円となっており、合計 2, 7 8 6 万 1, 8 0 0 円の事業費が投入されております。事業費の約半分は国からの交付金、残りの約半分は一般財源となっております。

これまで商品づくり及び地域型観光セミナーの開催やにつぼんの宝物グランプリへの出場、ウェブサイト等を活用した体験型観光、物産・食の情報発信などの事業を実施されております。今年度がこの事業の集大成の年となるわけですが、その成果と「観光物産まちづくり会社（地域商社）」立ち上げの実現の可能性についてお尋ねをいたします。

また、現在町の観光については、苓北町観光協会がいろいろとご尽力いただいていると思いますが、会社設立にあたり、より一層の町の観光・物産によるまちづくりを行っていくために、外部からの専門的人材「地域おこし協力隊」の起用を視野に入れた中で、苓北町の観光協会と地域商社を一体化し、情報発信から企画・販売・実施など、新たな苓北町観光協会を設立すべきではないかと考えます。

平成 29 年 3 月定例会の一般質問においても、地域おこし協力隊の導入についてお伺いをしましたが、当時の答弁では、「募集については、県内の導入市町村の状況を聞き、また、町内区長さん方と協議し、どの分野の協力隊が苓北町に必要な検討していきたいと考えている」との答弁でした。その後導入に向けた検討をされたのか。また、さ

れているとすれば、その進捗状況について町の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

この事業につきましては、野崎議員のご質問の中で触れられておられます平成29年度から3年間の事業で、今年度は最終年度にあたります。これまでの成果等につきましては、毎年議会の全員協議会で報告させていただいておりますが、商品づくりにつきましては、受け身型、教えられる講義ではなく、考えて動く実践的なセミナーを開催し、新商品の開発とあわせ、これまで開発してきた商品のさらなる磨きあげを行ってまいりました。

につぼんの宝物グランプリでは、平成30年度に「洋菓子店Hana」及び天草拓心高校マリン校舎がジャパングランプリに出場、「洋菓子店Hana」がスイーツ部門でグランプリを受賞し、世界大会へ出場されました。今年度はふるさと食の名人である光田千津穂氏が、スイーツ・新体験部門でジャパングランプリに出場しておられます。また、福岡都市圏や熊本市等での販売を見据えての商品改良、パッケージやラベルの改良、流通の交渉など実際に事業者が業務を経験しながら取り組んでまいりました。これまでの取り組みを通じて、事業者自らが率先して動き、事業を推進していこうという気運の高まりが見受けられるようになってきております。

観光物産まちづくり会社の立ち上げの実現の可能性につきましては、これまで2年間の取り組みと、本年度実施している磯遊びなどの体験、体感型観光と一次産品を使った、食をつなぎ合わせた着地型観光プログラムの企画、運営を通じて、官民連携推進の人材の発掘や組織づくりを進めているところであります。この事業の中で精力的に活動していただいている人材の活用を念頭に、観光物産まちづくり会社と、苓北町観光協会を一本化した町の観光と物産の振興を図る組織づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。併せて、外部からの専門的人材である地域おこし協力隊の導入につきましても、苓北町が求める人材の確保に向け募集を行うとともに、隊員の受け入れ、サポート体制づくりにつきましても準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

この中で問題点はですね、先ほどもちょっと触れておられたようでしたが、やっぱり観光物産まちづくり会社と苓北町観光協会が一体化した中でまちづくり商社をつくる、そのリーダーシップをとっていただく方が、この2年間やってきましたがどうも見当たらない。見当たらないからやめるということではなくて、やはり、この、これを結んで、やはり地域商社をですね、しっかり支えていく方を地域おこし協力隊で募集をしたいと考えております。これにはですね、やはりそういった能力のあられる方、そして併

せまして情報発信をですね、しっかりとおできになられる方、これはこの部門とは限らず、役場の苓北町の宣伝もですね、兼ねてやっていただけるような方を年頭に募集をしたいと。住まいとかですね、いろんな条件、今やっておりますが、住まいが決まり次第ですね、募集をかけたいと考えております。できれば、やはり期限を区切るとなれば、今年いっぱいには募集をすべきではないかと考えておりますので、これは早くやった中で調整をしながら、もう2年間もやってきているわけですから、調整をしながらですね、良き地域づくりの核になっていただけるような、そういう組織にしていきたいと考えているところであります。

野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ただいまご答弁をいただきましたけども、まず、観光物産まちづくり会社の立ち上げについてですね、ご答弁の中で、官民連携推進の人材の発掘や、組織づくりを現在進めているところであるということでご答弁をいただきましたけども、具体的な会社設立の期日の提示、先ほど、地域おこし協力隊についてはですね、今年中に募集を行いたいというご答弁いただきましたけども、この会社設立にあたっての具体的な期日等の提示がありませんでした。先ほども言いましたようにこの事業は3年間の事業であってですね、約2,800万円もの事業費が投入され、今年度がその最終年度となるわけですけども、残すところあと半年で、その成果と結果を出さなければならぬと思うんですけども、本来ならもう既に人材の発掘や組織づくりがもう終わっている時期にきていなければならないんじゃないかと思えますけども、確かに新たな事業の会社設立となれば、大変難しいことは理解できますけども、2年半の歳月とこれだけの事業費を投入して、会社の設立のめどが立っていないのであれば、この事業にですね、期待を持ってワーキング会議等に参加された方々、そしてまた町民皆様は、到底納得できないと思うんです。ですけども、何回も言いますけども、今年度末までにこの会社設立が間に合うのか、また、間に合うとすればいつごろになるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはですね、なるべく身近な人を採用しようとしていた担当でありましたが、身近な人ではなくて、我々の目指すその地域商社がですね、円滑な動きができる、苓北町を活力づける、そういう人を雇うべきだということで、ちょっと私も忙しい中で目が届かなかった面もあって、申し訳なかったんですが、やはりはっきり思い切ったことをやらないと今までと同じようになると。ただし、採用した方が本当にその任にあたられるかどうか、やっぱりしっかり我々も見届けていかなければなりません。そういった意味でですね、期間も区切られているわけでございますので、なるだ

け早い時期にまず募集をし、そして、もう既にひな型はできてるわけですから、どうい
うことをやろうと、だから、そういうことに向いた方を採用すればですね、あとは会社
をしっかりきちっとしたものをつくるだけでありますので、できるだけ今年度には立ち
上げをしないとまたこれはいけないわけですから、そのことがまた町の観光、商工の大
きな柱になるわけですから、我々も今度は担当課に密着をした中で、一緒にやっていき
たいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 設立に対してはですね、今、町長答弁されましたけども、早急
な人材確保、これが一番先にやらなければ会社設立はまず難しいと思うんですけども、
地域おこし協力隊については、今年いっぱいには募集をするというご答弁ですけども、私
も以前ですね、二度ほど着地型観光プログラムづくりのワーキング会議にですね、参加
をさせていただきました。そのときの講師の話ではですね、観光分野においては、苓北
町観光協会が組織されているが、町担当者が兼務しており、本来の協会としての機能が
ないということをはっきり申されておりました。またその会議の中でもですね、地域お
こし協力隊は、観光振興において必要であるとの意見が出されておりました。

先ほどの答弁で、先ほどというか答弁ではですね、最初の答弁では、苓北町が求める
人材の確保に向け募集を行うとともに、隊員の受け入れ、サポート体制づくりの準備を
進めていくという答弁の中で、今年中にということでしたけども、この地域おこし協力
隊の募集についてもですね、最初から地域商社立ち上げに必要だと考えておられるので
あればですね、この時期に準備をして進めていくというのはもう遅すぎると思うんです
よ。もう既に立ち上げの時期にですね、どんな人材が必要なのかというのを把握したう
えで、その中で地域おこし協力隊が必要だなと思えばですね、既に準備をして人材を選
んで、その導入に向けたことが話の中になれば、私は当然遅い話だと思っています。

当初の、以前一般質問の中で、隊員の地域おこし協力隊の導入を言ったときにです
ね、そのときの答弁では、近隣の導入をしているところの市町村の話聞いて、導入に
向けて準備をするという答弁だったんですけども、もう既にそのときからですね、年数
経つとるわけですけども、導入されている市町村からの情報収集、そしてまた、町内各
区長との協議を行うということだったんですけども、そういったこと、導入に向けた準
備等はされていたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど申し上げましたように、身近な人間をそれに投入する
という考えを担当は持っておったようですから、それでは今まで人材がなかったのにでき
なかったんですから、やはり、やっぱり新たな人を募集するというのが先決だと思っ
ております。遅いとおっしゃったのも確かに遅いんですけども、これからやっぱりなる

だけスピード感を持ってやらないと、ますます今度は遅くなってくる。そういうことで、やはり苓北町に足りない人材をいち早く募集をしていく、このことが大事だと思いますので、議会中でも担当は考えていると思いますので、議会が終わりましたら早速ですね、具体的な採用に向けての作業に入れると考えておりますので、その点もひとつまた今後とものご指摘、そしてご協力もお願いしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 地域おこし協力隊については、これから人材を選んで採用されるというご答弁ですけれども、会社を立ち上げるにあたってですね、ぜひ、もちろん地元ですね、やる気のある優秀な方が代表になっていただいて、地域おこし協力隊についてはですね、苓北町を客観的に見て町の良いところ、ここを直したり伸ばせばもっと良くなるなど、そういう地域商社の一員でありながらも、サポート的な存在としてですね、起用されるのが私はベストじゃないかと思っております。ぜひそのような企画・立案、そして行動力のある地域おこし協力隊の採用をぜひお願いしたいと思います。

次に、これまでこの2年間の事業の行われてきた効果についてお尋ねをしますが、苓北町振興計画審議委員会委員15名の方にですね、この2年間検証をお願いして、効果検証シートというものが作成されております。本字業計画の主な目的として、長崎、福岡都市圏からの誘客を図ることとなっております。平成29年度の評価が、5点満点中3.2点、入り込み客数の実績が7,046人、平成30年度の評価が2.9点で、入り込み客数が6,799.5人、この.5人というのは子どもだそうです。246.5人の減少となっているわけですが、評価も0.3ポイントマイナスの評価になっています。

この長崎、福岡都市圏からの誘客を主な評価対象とされているのも私はどうかと思うんですが、いろんな評価の仕方はあると思いますが、今年度のこの事業に対する入り込み客の伸びはどのような傾向なのか、また伸びているのかマイナス傾向なのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 只今入り込み客数ということで、船のほうだけ私のほうでご報告させていただきたいと思っております。高速船のほうですね。平成30年度ですね、実績値が、1年間で1万3,502人ということになっております。今年度の目標値がですね、航路の計画上は1万4,000人ということで、上半期のですね、計画が7,745人に対しまして、今、8月まで出ています。9月分の計画値を、4月から8月分までの計画値が6,750人です。それに対して8月までの実績が6,186人というふうな数字になっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今の答弁を聞きますと、傾向としては伸びている傾向と判断していいわけですね。はい。今言いましたように、今、2年間の事業をやってきて、逆にまたマイナス、人員もマイナス、評価もマイナスというのは、何のためにこの2,800万円を、先ほども言いましたけども、その都市圏からの誘客だけを主な評価とするのも私はどうかと思いますけども、その中で入り込み客数が増えているというのは、良い傾向かとは思います。

苓北町ですね、ひとつ観光振興ということで関連がありますので、一点だけお尋ねをいたしますけども、現在坂瀬川ですね、おっぱい岩の鳥居建設が、観光協会が事業主体となって行われておりますけども、完成が今月の9月30日となっているようですが、この完成に向け、何か町内外に向けたイベント、あるいは情報発信等を考えておられるのかをお伺いをいたします。

今回の観光交流ブランド創造事業の業務委託先は、熊本日日新聞社でありますので、ぜひこのようなマスメディアにもですね、取り上げていただき、今後もっとたくさんの方におっぱい岩に観光に訪れていただけるような企画・アイディアを考えていただければと思っていますけども、現在そのような入り込み客と言いますか、そういった部門での計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 現在ですね、着地型観光プログラムの企画・運営の中でですね、新たにそのイベントということで、完成後のイベントということで、電動アシスト付のですね、レンタサイクルでのご利益巡りを計画をしております。ご利益巡りはですね、以前商工会のほうでも取り組みをされておりますけれども、富岡稲荷神社と賽埜神社とおっぱい岩をですね、巡るツアーを計画をしております。

情報発信につきましては、町の広報誌とかホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、それとフェイスブック等のSNSもですね、通じて観光情報の発信を行っていきたいと思います。また見学される方お一人お一人にもですね、それぞれ情報発信をしていただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、イベントとしては、レンタサイクルを利用した企画をやっているということですけども、せっかくですので今言いましたように、熊本日日新聞社等、メディアも使うということですけども、このオープンするときのイベントもですね、何かやっぱり企画して、例えば、この日に来ていただいた方には記念品を贈呈するなり、何かスタンプなり、何かそれはそれぞれ担当課で考えてもらっていいと思うんですけども、せっかくだったらそのオープンに見据えた企画をぜひやっていただければなと。それが話題づくりとなって、もっと、せっかくメディアも来てですね、鳥居だけを

撮影して帰るんじゃないくて、そういったたくさんの方が見に来たというのを、情報発信していただけるような企画をぜひ考えていただければと思います。

今、一応レンタサイクルの企画をやっているということですが、せつかく250万円もの事業費をかけてつくってもですね、ただ本当やっぱりつくりっぱなしではもったいないと思います。何の事業でもそうなんですけども、つくったあとをどう有効利用するか、また、さらに事業費以上の成果を出すか常に考えるべきではないかと思います。

ですから、今言いましたレンタサイクルもそうですし、オープンのときの企画もそうなんですけども、今後もですね、定期的なイベントをぜひ考えていただいて、もっとこの鳥居効果でですね、おっぱい岩にさらに多くの観光客が訪れていただくように願っております。

それとですね、さっきの会社設立にあたってのことでもう一点だけお尋ねしますが、これ最終的に会社を設立するのは、町が主体となって設立をするのか、それとも業務委託されている熊本日新聞社が設立まで全て手を入れて行うのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 先ほどのですね、完成後のイベントの企画につきましては、また部内でもですね、検討をしてみたいというふうに思います。

それと今回のですね、企画、委託業者につきましては、先ほど熊日さんをですね、お願いをしておりますので、情報発信につきましてもご協力をしていただく予定であります。

それと会社設立についてでございますけども、観光とですね、物産を一体化した窓口の組織化につきましては、とにかく現在ですね、企画運営を通じて組織化をですね、組織づくりの中で、現在苓北町観光推進協議会というのをワーキンググループの中でですね、つくっておりますので、現在の既存の苓北町の観光協会の町職員がですね、事務局を持つやり方を見直しをしまして、町観光協会ですね、企画運営部門として取り込むようなことでですね、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 企画運営は町職員がやられるんでしょうけども、最終的な会社設立の責任とその全てを立ち上げまでをやるのは、どちらが主体となるんですかね。この2,800万円払ったけども最終的な立ち上げは町がやるのか。2,800万円の中に会社設立までを契約されているのか、その点をお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 業務委託の中にはですね、そこまで設立までは入っておりませんので、あくまで町がかかわることになります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 2,800万円払ったけども最終的には町がつくるんだということになれば、最終的にできれば一番これは問題ないんですけども、これだけ事業費かけて、来年末までは町長の答弁では間に合うように準備を進めているという答弁でしたけども、熊日新聞社、業務を委託されてるところは、準備はやりましたけど、あと町がつくりきらんだったですもんねで終わってしまう事業なのか、それでいいのか、私は非常に疑問に思うんですけども、最終的な立ち上げまでですね、その期日も決まってるわけですから、そこまでのやっぱり責任を持った業務委託のお互いの契約を結ばないと、準備だけはしてますよで終わったんでは、私は、これはちょっと問題だなあという気はするんですけども、その点、町長どうでしょう、考え方としては。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私の考えではですね、当然そのアドバイザーとなつていただいた企画をやる会社と、それと、だれが中心になってやるかということ、今まで聞いてきた話では、観光協会とそのワーキングをやった方たちですから、その方たちでですね、まず会社を立ち上げる。これは中心になる方がまだ来られなくてもできるわけですから、だから、それは当然そうしていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ここは担当課としてですね、ぜひ委託会社と十分な協議をされてですね、やっぱり準備、まだ期間半年ありますけども、そこに向けてですね、ぜひ十分な協議等を行っていただいてですね、最後までそこは責任持って会社立ち上げまでやっていただくように、ぜひ協議をよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけども、最近は担当課の職員さんがいろいろ努力されてですね、NSN、スマートフォンやパソコンなどのネットを利用して、町の観光やイベントの情報を発信されるようになりましたけども、今後もさらにですね、情報発信に努力されるようにはお願いをしておきたいと思えます。

そして、今回の地域商社がですね、当初の目的どおり無事発足してですね、町の観光産業が充実することによってですね、町外の方に苓北町の物産や食をさらに知っていただき、ふるさと納税等の収入アップなど、観光だけでなく、苓北町全体のイメージアップの相乗効果も望めるのではないかと期待しております。一日も早い観光物産まちづくり会社の設立を願い、私の質問を終わります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。（「もうあとはお願ひします」と呼ぶ者あり）いいですか。

これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告10番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告10番、5番議員、松本良人でございます。

通告に基づき質問をいたします。

まず1番目、苓北町の防災。防災は、ダムあるいはため池等の下流域に関するものでございますが、その防災の計画についてお尋ねをいたします。

先の7月28日、町内一斉に防災の日にあわせ避難訓練が行われました。このことは、災害時に1人でも多くの方々の事故防止に対するための訓練であったと認識をしております。この避難訓練は、主に津波、豪雨に伴う河川の氾濫、土砂災害を想定した訓練内容であると思われませんが、苓北町には、都呂々ダム、志岐ダム、年柄ダム、黒染ため池をはじめ大小数々のため池等があります。ダムやため池の崩壊は、豪雨のほかに地震、地下の変動、堤防の劣化による崩壊など、その要因は私たちが予測をはるかに上回るものと思われま。町発行のハザードマップを見ますと、津波、豪雨に伴う河川の氾濫、土砂災害による急傾斜地の地滑りを想定したものではないかと思われ、ダムや、ため池等の崩壊に伴う対応は全く見受けられないような感じがします。

苓北町は常々、町民の方々に対し「安心安全の町として」をモットーに行政の推進を図ってこられたものと思っておりますが、現状にはかなりの隔たりがあるように感じます。ダムや、ため池等の崩壊に伴う土石流の発生は、予期できない場合が多いと思われま。すが、避難場所や避難路の確保、また、人命対策は町としてどのような対策がとられているかお尋ねをいたします。

続いて、2番目でございます。苓北町唯一の子どもや家族でくつろげる公園であった麟泉公園が、サッカー場をメインとして造られた大型グラウンドに変身し、町民、老若男女癒しの場であった施設がなくなりました。これまで複数の議員から、一般質問や委員会を通じ、子どもや家族とゆっくり過ごせる公園整備の要望が相継ぎなされてきました。本町では、少子化対策の重要性から子育て支援の策が掲げられ、子育ての支援の充実が進みつつあります。

また一方では、国の働き方改革により、父母の子どもたちに接する機会も増し、父母と子どもたちがまた家族ぐるみでくつろげる公園や広場が要求される時期にきています。都呂々地区に都呂々ダムが完成し、20年を経過いたしました。この都呂々ダムの下方に公園の計画があり、桜の木等が植栽され、広場として整備がなされつつありましたが、現在、せっかく植栽された桜の木は、年月が経過するにつれて管理が行き届きなくなり、春には残った数本が花を咲かせている状況です。また、広大な広場も雑草が生い茂り、もったいない限りでございます。

敷地内の道路は整備され、周囲は大きな排水路も整備されております。大自然の中で、ダムの満水時、オーバーした水がダムの排水路から流れる風景は、時には虹色に、また時には銀色にと実にスケールが大きく見物であり、大人も子どもも心身ともにリラ

ックスできる最高の場所でもあると認識をしております。水とトイレが完備されれば、オートキャンプ場等も可能であり、サッカーボールを親子で蹴り合い、野球やソフトのキャッチボール等も親子でできる。また、ダム下流の都呂々川では、川遊びもできる素晴らしい所であります。また、今盛んなグラウンドゴルフやゲートボールコートも十分にとれ、憩いの広場、わんぱく広場、やすらぎの場所として大いに期待できるところでございます。

この地の管理は、熊本県企業局の所管と思われますが、ダム建設計画の中での地元説明会の折には、「この地は公園化する」という説明もあったと聞いております。県当局への積極的な働き掛け等、町としてのお考えをお尋ねいたします。

以上、ご質問いたします。回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町の防災計画について。町のハザードマップでは、ダムやため池等の崩壊に伴う対応は見受けられないが、どのような対策が取られているのかのお尋ねでございます。

議員ご承知のように、苓北町防災マップは、大雨による河川の氾濫や土砂災害、台風による高潮及び地震による津波が発生した場合に想定される浸水の範囲と深さ、土砂災害危険箇所、避難場所等について示しており、ダムやため池等の崩壊は想定して策定してありません。ダムの崩壊につきましては、これまでもたびたび議会でご質問を受けており、都呂々ダム、志岐ダムについては、管理者である熊本県にお尋ねし、県で防災計画を作成され、対応されていること、安全性は確保されているとの回答を得ており、議会でもその旨、答弁させていただいております。

また、ダム、ため池につきましては、町内にダムが3カ所、ため池は59カ所が所在しております。その中で、防災重要ため池、これは下流域に人家が所在するため池のことです。この14カ所につきましては、農林水産課で平成28年度から令和2年度までに、ため池ハザードマップを地域のご意見をお伺いしながら作成することとし、作成が終わったものにつきましては、該当地区へ配布し、周知しているところであります。なお、これまで6カ所分が作成を終えております。しかしながら、ダムやため池等の崩壊につきましては、絶対起こらないとは言えませんので、状況に応じて防災無線等により、異常越流の放送を実施しております。また、避難につきましても早めに周知するようにしております。

次に、ダム下の広場を多機能公園にしてはどうかということでございます。ご質問のとおり、これは都呂々ダムの土捨て場の管理者である熊本県企業局都呂々ダム管理事務

所が管理をしているところでありまして、ご指摘のように熊本県企業局の所有地であります。管理事務所におかれましては、公園化についてお尋ねをしたところ、ここを公園化するの難しいということではありましたが、せつかくの場所があるわけでございます。ダム管理事務所におかれて、企業局と言い替えますか、企業局におかれましては、この場所をですね、適切に管理をしていただき、その結果多機能公園として十分使えるような、そういう用地にしていただければと思っております。

私も町長に成りたてのころ、皆さんと一緒に桜の木を植えに行ったことがあります。その後中断をしておりますが、これはあくまでも熊本県企業局と我々の気持ちがいっしょに合わないといけないことでございますので、まず企業局にその気になっていただく、現在はなっておられませんが、その気になっていただくような働き掛けをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ありがとうございます。私が最後でございますので、簡単にひとつですね、やらせていただきたいと思います。答弁のほうもですね、簡単でございましたので。

まず、町内ダム3カ所、ため池59カ所ということでございますが、このため池につきましては、現在活用されているため池でしょうかね。河川に土石流を防ぐために砂防ダムが造られております。この砂防ダムに水が溜められ、水利用として利用されるため池などもあります。こういったことも含めたところの数でございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず町内ダム3カ所、それからため池59カ所につきましてですけども、ため池の59カ所につきましては、そのうちに個人所有のものが39カ所ございます。そういった小規模なものも含めまして、すべての利用状況についてはですね、把握できてない状況でございます。

しかしながら、本年7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律というものが制定されまして、これによりましてですね、所有者または管理者は、ため池に関する情報を届け出ることとなりました。このことにつきましては、昨日ですね、9月5日のお知らせ版のほうにその旨掲載して周知を図っているところでございます。

それから、2点目のこれは砂防ダムの件ですけども、砂防ダムを利用した水の給水についてはですね、すみませんが把握できておりません。先日、松本議員さんとちょっとお話をいただきました。あそこは私も砂防ダムだと思っていたんですけども、見ますとですね、集落水源産地整備事業というもので整備されております。そういった砂

防ダムに似たような形状ですね、そういった施設もございますので、今後その辺も含めましてからですね、調査をしてまいります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 当時砂防ダムには水は溜めてにやいかんということですね、ずっと段階的に穴が開けられておりましたけれども、途中からですね、水も溜めていいよというような形に変えられた経緯があったと思いますが、もし町になからんば幸いでございますけれども、これは土砂を溜めてですね、水はあんまり溜めないような感じの砂防でございますので、危険性が非常に高い。ここら辺はですね、もしかしたらあるかもしれませんので、井堰等にかわってですね、水を溜めよるといようなことはあるかもしれませんので、そこら辺は調査をされまして、やっぱり防災にひとつ努めていただきたいなあと思います。

それから、防災重要ため池14カ所ということで、ハザードマップを作り作成、該当者や地域への配布をするということですが、この選定要件はどういったことでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 防災重点ため池の選定要件ですけども、防災重点ため池とは、平成30年7月に豪雨がございまして、当時防災重点ため池でない山間部のため池がですね、幾つか崩壊したことがございまして、同年の11月に再選定が行われたところでございます。これによりまして、本町もそれまで1カ所だった重点ため池を14カ所に増やしたというふうなところでございますけども、この防災重点ため池の定義は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池となっております。その選定基準は4点ございます。

1つ目に、ため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。2つ目に、ため池から100メートル以上500メートル未満の浸水想定に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000立米以上のもの。3つ目に、ため池から500メートル以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000立米以上のもの。それから、4つ目に、この3点以外でため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設との位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県や市町村が特に必要と認めるものとなっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この今の選定された基準というのは、全く現地等じゃなくて、例えば民家の云々とか、どうのこうのとかかれたものだと思いますけれども、実は、昭和40年の後半だったか50年の前半だった覚えておりませんけれども、実は都呂々川

の支川の笹尾川が土石流で氾濫してですね、周囲小さな小河川でございすけれども、500メートル程度もう全線ですね、その下が壊れたことがあります。これは、この原因はですね、当時町が持っていたブルドーザーで町を造成中にですね、上流部のちょっとした谷間にコンクリート管を付設して、そして道を造ってそのブルドーザーが上っていた。まだ工事中でありましたけれども、雨が降ってですね、水溜まり、そこはちょっとしたしかなかったと言われておりますが、その根幹が詰まったのかですね、埋まったのかわかりませんが、その上流に水がいっぱい溜まって、下流部は家屋が1戸崩壊してですね、人的な被害はありませんでしたけれども、約当時の金で、私、その当時災害を担当しておりましたので、5,400万円ぐらい町が全て事業をしたっですけれども、設計からなんから測量から全部したっですけれども、あったということです。今の仮に5倍としても2億円、2億ぐらいですね。そういったことがございます。これは大小にかかわらず、やはりダム、ため池というのは恐ろしい、私はそのとき痛感いたしました。

そういったことですね、現在休耕田も多いわけですよ。そして、利用されていないため池がまた危ない。管理が疎かになってですね、また併せてこのごろイノシシが多発してですね、護岸や堤防が壊されていると。ここら辺ですね、管理をされてないため池等には、そうとうやっぱり注意をせにゃいかん、そうと思っておりますけども、どうお考えでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 先ほど1点目の回答の中でですね、今年度、個人所有も含めてですね、全てため池のほうを調査をするようにしておりますので、その中でですね、一つずつのため池の状況を判断していきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 都呂々ダム、志岐ダムについてはですね、熊本県が防災計画を作成されて対応されているということでございます。それから、前の議会であったということでございますが、都呂々ダム、志岐ダムにつきましては、安全性は確保されということですが、どのような安全性ですか、具体的に。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 志岐ダムの件について私のほうから回答させていただきます。志岐ダムにつきましては、平成27年度に耐震性の調査を行っております。これによりますと震度6弱程度におきましては、堤体の内側に多少の滑りは発生する可能性はありますが、本体自体には影響ないというふうなことで判断されております。これと併せまして、土地改良区におきまして、毎月2回の漏水の調査を行っております。それから目視での堤体の確認等を行っているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君）　ほとんどダムとかため池等については、目で見れないところの原因で被害がおきる場合があると思います。そこら辺をですね、例えば震度6の云々ということでございますけれども、やっぱり地核の変動で起こりますので、地震じゃなくてもやはり崩壊する恐れがあるんじゃないかならうかと思いますが、そこら辺の見解はそれでよかでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君）　すみません、昨年度のこの志岐ダムのハザードマップの作成についてですね、その辺も含めてちょっと回答させていただければと思います。

昨年度、志岐ダムとそれから年柄ダムのハザードマップを作成したところでございますけれども、こういったダムの崩壊の仕方には、例えば、雨の場合については、浸透による破壊とか滑りによる破壊とか越流による破壊とか、いろいろなパターンがございます。それを抜きにして今回のハザードマップは、地震等を含めてですね、ダム形態が一気に崩壊するというふうな形でですね、作成したところでございます。

ダム、地震、豪雨といろいろな崩壊の仕方はあるかと思いますが、それをひっくるめて堤体全体が崩壊するような形で作成したということでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○5番（松本良人君）　そこら辺ですね、やはり机上の云々じゃなくてですね、やっぱり現地の対応したですね、やっぱり県とかなんか、国交省なんかというのは現場をあんまり知られんわけですから、イノシシのことも多分見とらんじゃろうしですね、そこら辺は十分ですね、現地で、そしてからまた苓北町のこの位置、地域に合ったやっぱり対応の仕方をせにゃいかんのじゃないかならうかと思いますが、そこら辺ですね、ぜひ頑張っていたきたいなあとと思います。

それから、昨年7月7日にですね、西日本豪雨で愛知県ではですね、死者、これは8月4日現在の報道でございますけれども、死者26人、安否不明が2人という膨大な被害がでたことは、まだご存じだと思いますけれども、その被害の一つはですね、肱川の氾濫であったと。この肱川の氾濫で、その要因はですね、ダムの放流にあったんじゃないかならうかと思っております。2つのダムでですね、これは西予市ていうとですかね、9人、大洲市で4人死亡で2人が不明と。これは報道でございますのではっきりしたことは言えませんが、であったということでございます。このとき安全基準のですね、6倍の水が放流された。この放流がなされていなければ、ダムが決壊する危険にあったというのが、これは国交省の見解でございます。この放流のですね、関係のダムの放流の基準あたりはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　都呂々ダムにつきましてはですね、熊本県のほうで都

呂々ダムの管理規定というのが整備されておりまして、まず、24時間体制で職員さんが監視にあたっていております。予備警戒というのと、あと流量が増えると次の警戒に入りますけれども、まず予備警戒というのが毎秒ですね、10トンですね、超えると予備警戒ということで、サイレン並びに放送をしていただけるというふうな管理になっているようです。雨量とかですね、そういったところについては基準がありませんで、あくまでも将来予測されるですね、そういったところを見越した中で、サイレンを流したりとか放送を下流にさせていただくとともに、町のほうにもご連絡をしていただけるというふうな管理の体制になっているようです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これは例えば、確たる、これは「キョウスイ」かなんかというとかじゃなかなああと私、ちょっとうろ覚えに思って、「さんずいへん」に「とも」を書いた水やったと思いますけれども、これは時間雨量とか総雨量とか、あるいはそういったものは全く関係なくて、その場所での判断で放水をされているということですかね。はい、わかりました。そういうことですね、はい、わかりました。

この都呂々ダムにはそういった管理人がおいででございます。そして、全て管理人の方が責任を負われんじやなかろうかと思えますけれども、志岐ダムとか年柄ダムにはいらっしゃいません。ここはどういった形をとられますか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 志岐ダムの通常の管理については、現在は土地改良区のほうで管理しておりまして、毎日1回は流量、貯水量の測定のほうで現場のほうに出向いております。しかしながら、その雨天時にダムの状況がそれに併せて現場に出向くというのは、また随時というような形になりますので、常時監視するような体制では現在ございません。

年柄ダムについては、町のほうで直接見ておりますけれども、それも随時というふうな形でございますので、常時定期的に管理するような状況ではございません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 国交省あたりがですよ、管理している大型の相当大的なダムだと思いますけれども、そういったところでもですね、やっぱり放流あたりが一番大事だったと。その放流をしなければ堤体がもたんだったというような認識ですよ。そして、その放流の時間とか、あるいはその放流からの伝達が悪かったから死者まででたというような感じですね。

今、志岐ダムにしても年柄ダムにしてもですよ、もしですよ、想定外の雨が降った場合、あるいは上流のほうで大きな崩壊があった場合は、波として津波のように押し寄せ

てくるわけですね、水面が。その場合、特に志岐ダムの場合は土堰堤なんですよ。土堰堤を越水してですね、崩れていくと。それが土石流となって行って、志岐の城下をはじめ町内に流入する恐れは、私、多分にあると思いますけれども、そこら辺は想定されましたか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 志岐ダムにつきましては、常時流量がある程度を越えると、横のほうからですね、余分な水は排水されるようになっておりますので、それで常時水量のほうは調整されております。

ハザードマップの話に戻るんですけども、地震、そういったですね、上からの土砂とかそういったやつも含めて、堤体が崩壊したところを前提としてですね、作成してるということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 余水吐はどこのダムにも付いとつとですよ。余水吐が付いとるが余水吐がはききらんとか、あるいは志岐ダムの場合は特にですよ、普通は大きなダムにはですね、木材とかなんかが流れて引っ掛からんごてしてですね、水面には多分都呂々ダムあたりには網が張ってあってですね、あれが大きな今は大木あたりがうっ倒れて流れて引っ掛かった場合は、当然水位が上がるわけですけども、そこら辺もですね、十分検討していただいて、やっぱりこれは津波とあまり変わらんぐらいのやっぱり被害が出るんじゃないかなろうかと思いたすのでね。

それからですね、本町においてさっきの町長のご発言の中で、防災無線とか異常があったときには、早めにですね、お知らせをしているというような、ありました。これは西日本豪雨でのですね、肱川の氾濫のことをちょっと調べてみますとですね、徐々に水が増していったので、ダムのほうからですね、町のほうに、もう4時間ぐらい前にですね、今から放水をしますよということで連絡をしとる。これは午前2時ごろだそうです、そして市に伝えたが、市のほうは避難所の準備や夜間の安全な避難誘導ができないということで、防災無線とかなんかでですね、5時10分ごろにその市民の方にお知らせをしたそうですよ。ところが、そのときに雨で防災無線が聞こえなかったとか、あるいは、防災無線は聞こえましたが、いつもの放流と同じというような認識でですね、そこまで異常事態が起こっていないということで、市民の方が考えられておったということでございます。これについては皆さん、多分ニュースとかなんかにずっとお聞きだったと思いますけれども、それが今回のこの西日本災害で死者を出した大きな原因ということでですね、いろいろ言われとつとはもう私が言うべきところでなかろうかと思いたす。

ただ、ここの町もですよ、防災無線だと、で言うたとか、避難指示を早めに周知して

いると。ダムが壊れるときに早めに周知ができるということは、これはとてもじゃないけど不可能だと思いますが、一つの言い訳にしか過ぎん、私はこう考えます。どがんですかね、そこら辺は。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 非常時の災害については、ダムの件については特に予測は難しいものと考えております。そのためにも今、町のほうでは、早めの避難ということで、早め早めの避難を呼び掛けております。予防的避難ですね。それと、あと常日頃、災害に対しましては、自助・共助・公助ということで、公助が一番最後にくるわけですが、自分のみは自分で守る、地域の安全は地域で守るということを皆さんに心掛けていただくように、日ごろからの防災意識の高揚を高めていただくように努めているところでございますので、そういった中で、まずは自分の身は自分で守る、どういったときにはどこに避難すればいいとかですね、そういう意識をまず持っていただきたいと思います。しております。

そういった中で、町としては、やはり先ほども言いましたように、早めにそういった天候の異常であるとか、地震についてはそういった津波の情報とかを収集しまして、皆様に早め早めに危険であるというお知らせをして、避難していただきたいということに努めたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） はい、素晴らしい回答だったと思います。我が身は我がで守れと。それじゃ行政要らん、要らんですよ。子育ては自分で育てるほうがよかやっかて、子育ての対策もなんも要らんじゃなかですか。医者どんでも我が銭で行けて。医者どんのかわりば払いきらんもんな行くなて。今の回答は全くそういった回答に聞こえます。

ただ私が一番恐ろしくて、当然それも含まれて、我が身は我がで守れということだろうと思いますけれども、また今度あえてダムを取り上げたのはですね、地震にしても豪雨にしても、今、テレビとかラジオとかそういったことがありますので、雨はいつごろ降るとかなんかあります。地震は、なかなか予測はできませんけれども、津波はですね、例えば太平洋のどこどこに地震が発生したので、20分ぐらいしたら来ますよということでもありますけれども、私は、ダムとかため池が崩れてくるのは、予測ができないんじゃないかならうかと思います。いっぱい溜めとって、あとに大きな災害は蟻の一穴からとかいうこと、少しずつ漏れてきたつがいきなりボスと崩れる場合があります。そこらへんでマップもですね、早めに作って、早めに対応してくださいと、そうできんかということをお願いしとっとですよ。

特にですね、ダムあたりについては、ある程度の危険箇所が決まっております。裏山に逃げれば、例えば私の場合は、私、裏山にどこんにきまで来るかと線を引いていただ

ければそこまで行けばよかわけですが、そういった線引きをできんかと。例えば、城下地区の方は、ちょっと消防署の上のところ、ここんにきまでが来ますよと、崩れたときは。ならポッてきたときはそこまで逃げろというようなことはできんかと。それが私は行政のやるべき姿じゃなかろうかと思うとですよ。ぜひですね、今は確かに多額の金を使うてですね、いろんな形をとってあります。私も都呂々ダムの下流域でございますので、いつも放水のときはサイレンがピーピーピーピーなります。ちっと違う音がします。これいつも鳴つとるもんですから、当然その音と思い込むわけですよ、都呂々ダムの場合は。しかし年柄ダム、志岐ダムはそれさえない。どうするかということですよ。どがんですかね総務課長、そこら辺は。やっぱり今も我が身は我がで守れということですよ。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 私の説明の仕方が悪かったのでそういうふうにとられたと思います。災害のほうの研修会等に行きますと、災害に対しては、まず、先ほども言いましたように、自助・共助・公助というものがあると。その中で一番遅いのが公助、行政の対応が一番遅いので、まずは自分の身は自分で守るということを心掛けてもらいたい。その次に地域で助け合って避難をしましょうという、そういう説明を受けておって、そのあとに当然、行政、消防団であつたり警察であつたり消防はですね、対応が一番遅いんだから、まずは自分たちでということを頭に置いて、そういう対応をするように心掛けましょうということで説明を受けてきておりましたので、そういうふうに捉えていただきたいと思います。

それとダム関係につきましては、農林水産課のほうでため池関係のハザードマップ作っておりますけれども、今年度繰越事業で、総務課のほうで防災マップの作り直しのほうを今、発注をしております。その中でそういったこれまではございましたが、ため池等のハザードマップができている部分につきましては、取り込んで作成をするようにしております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 14カ所の云々ということが出ましたけれども、これは14カ所云々じゃなくてですね、全やっぱりダムを見直していただいて、ここまで逃げろと、ここまでは必ず、このダムが崩れたらここまで来ますよと。特に私は一番恐ろしいのはですね、赤仁田の砂防と兼用したダムじゃなかろうかと思うとですよ。あそこの下にはですね、2、3軒あります。あれから、あそこが崩れて土石流を巻き込んできたならば、相当な被害が、仮に2、3軒の被害はでるんじゃないかと思うので、そこら辺もう一度見直していただいてですね、ぜひ入念なマップ作りに専念していただきたいと思います。

それから、志岐ダムのほうもですね、土堰堤でございますので、ぜひですね、もう一回見直していただいて、県のいうことはあんまり信用しないでください。形だけですの
で県とか国は。やっぱり苓北町にあわせたやっぱり危険の対策はとってください。よろ
しくお願いします。

それから、例の広場の整備でございますけれども、確かに町長さん、今、前向きで
すね、広場造りと、広場を使わせてもらうというような感じでですね、私は上等などは
要らんとすると思っております。それでですね、頑張っていたきたいと思いますが、二、三お
聞きをしたいと思っております。

町内ですね、公園の数、それから大きさ、利用状況、管理状況についてちょっと聞
いてよかですかね、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 私のほうで全体的な数だけご報告させていただきます。
あとはそれぞれ観光、教育委員会、福祉のほうでそれぞれの施設を管理しております
ので、（「合計でよかです全部の、言うたっちゃわからんけん、どこどこで言うたっ
ちゃわからんけん」と呼ぶ者あり）公園の数ですね、坂瀬川が2カ所です。志岐が上津
深江も合わせまして5カ所、富岡が4カ所、都呂々が1カ所の公園が今のところ12です
ね。それと併せまして児童公園が別に志岐に3カ所、12と3で合わせて全部で15に
なります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 例えば、富岡あたりは、私は知るところで、町長の家を半径に
してぐるっと磁石でコンパスで測ったならば、3カ所ぐらいあつとじゃなかるかなあ
と、2、3カ所、山陽公園ですね、それから百間土手の下、それから例の海水浴場のと
ころのあれも公園、公園という名前はしとらんですけれども全く公園と一緒にしてくれ
ども、それで3カ所。まあいいですけれども、やはり公園、これも今、お尋ねしました約
11カ所ですね、私はこれはいっぱいあるとじゃ、まだ富岡あたりにはいっぱいあるん
じゃなかるかと思っておりますけれども、大きな公園がなか、大きな公園というか
ですね、大きな広場がないですね、広場がない、で、遊ばれんということでございます。

実は、振興計画の中でですね、基本政策の中ではですね、子育て支援の充実というこ
とで、子育てを支援する生活環境の整備ということがあげられておりますね。それか
ら、計画の中では、地域で安心して子育てを行えるような多様な支援をしていくとい
うことでございます。これはハード面、ソフト面いろいろとあろうと思っておりますけれども、
この中でのそういった公園の充実とかなんかというのは、これは実施計画書を私、見て
おりませんので、あぎゃんたあるわけですかね。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 第7次振興計画の52、53ページのなかにおいて、基本計画が掲載されております。その中で生活環境の整備とかは、危険箇所の改善とか、そういう危険を除去するようなそういう生活環境の整備等がうたっておられまして、公園については記載はされております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私もそこら辺がちょっと気になったからですね。それから、このあいだ今度は都呂々のほうの土地でもう広場でんよかけん作ってくれんかと、銭は要らんやつかということですね、結局ここに藪でんはろてもろて、あそこを敷きならしめてもらえば、存分に子どもは遊ばるっじゃなつかということで提案しわけですけども、町長、今度は前向きですね、いろいろやってもらえるということで安心したわけですけども。

ぜひですね、もう一点よかですかね、ちょっと聞いてみて、この子育ての中でですよ、一番重要視をされているというのが、親と子のふれあいじゃなかろうかと言われておりますね、今ですね。また、現在、社会でですね、働き盛りの人が健康管理のあまりないと。特に40代、50代の方々が、あるいは30代後半の方ですけども、いろんな健康管理が問題視されておりますけれども、うつとかノイローゼとかですね、それがストレスとなっていていろんな病気を発症するということでございますが、適当なですね、ストレス発散の場所も必要じゃなかろうかと思うとですね。ぜひですね、言葉だけではなくてですね、心からはまって企業局のほうあたりをお願いしていただいて、銭なかかるあれじゃなかったっちゃよかったですよ。あそこに広場を造っていただければ。今、デコボコなっております。いっぱいデコボコなっております。あれはイノシシですよ。最初はきれいかったんですけども、イノシシがあれの根あたりを掘りくりかえしてですね、イノシシでボコボコ掘ってしもとっとですね。そういつたことでございますので、そこら辺をぜひ力を入れていただきたい。

せっかくでございますのでですね、私が誤解しとるかもしれませんが、親子の触れ合い、あるいは働き盛りの人の健康の問題が、こういった自然の中で本当にリラックスできて良くなっとじゃなかろうかというのを私もあんまり知りませんので、担当課のほうでひとつ説明をしていただければ、私よくあれは思うとですけども、誤解しとるかもしれません。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 健康増進室のほうでは、専門職、保健師、栄養士が乳幼児検診等をさせていただいております。その中で、母子保健法の中でですね、子どもの健全、すこやかな成長という部分でですね、検診とかもさせていただいております。保健指導の中でですね、小さいときからの外遊びというのは、とても重要ですと

いうお話をさせていただいております、外遊びというのが、安全に外遊びをするというところではですね、今、議員さんがおっしゃった公園であったり、広場であったりグラウンドが必要かなと思っております。

その外遊びというところですね、外で思いっきりですね、身体を動かすということがですね、脳全体をバランスよく使うということで、考える力とか想像力とか、運動領域を広めると言われております。

もう一点は、動くものを目で追っていくという動体視力はですね、やっぱり外遊びを経験した子どものほうがですね、しっかりついていくというところで、この動体視力はですね、危険を避ける力とか、スポーツを楽しむときにですね、必要な力のようです。また外遊びですね、体温調節がしっかりできる。そして風邪とかのですね、病気を予防できるというところですね、考えますと、外遊びは子どもの発達、成長にですね、本当に重要なものだなあというふうに考えております。

もう一点がですね、うつ病という話が出ましたが、社会環境の変化ですね、今ストレス社会と言われておりますが、これがですね、働き盛りとか高齢者だけでなく、子どもたち、中・高校生ですね、うつ病ということも言われております。苓北町のデータとしては手元には持ってないんですが、感覚としたらですね、やはり少しずつですね、増えてきてるかなと思います。

国保担当の者が医療費分析をしたときに、どういう病気で病院にかかっているかというのを見たときにですね、やっぱりうつ病というのがですね、少しずつなんですが増えてきてるかなあという状況です。そのストレスをですね、そのうつ病になる前のストレスの段階で、早めにですね、ストレス解消するというところですね、自然の中でゆっくりするというのはですね、一つの大きなですね、対策、方法ではないかなと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ありがとうございます。確かに自然環境が大事ということでございますので、ぜひですね、この広場を、金をかけん広場でよかですので、大いに宣伝をしていただいて、町外からも入ってきて、ああダムを見がちらあそこに行こうかいと、帰りには都呂々の新鮮なのを売っとるのであそこで買うていこかいとか、そういった形ができて、なんなら富岡城まで足ば広ぐるかいということになるかもしれませんので、そこら辺を大いに宣伝されるようなことでですね、よろしく対応をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、週明け月曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時37分

令和元年 9 月 9 日（月）

（第 3 日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会は、令和元年9月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 4 号 | 荅北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 5 号 | 荅北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 4 6 号 | 荅北町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 7 号 | 荅北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 8 号 | 荅北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 9 号 | 荅北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5 0 号 | 荅北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5 1 号 | 荅北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5 2 号 | 荅北町物産館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 3 号 | 荅北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 4 号 | 荅北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 5 号 | 荅北町公民館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 6 号 | 荅北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 7 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 8 号 | 荅北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 9 号 | 荅北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 0 号 | 荅北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第 1 8	議案第 6 1 号	苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	同意第 9 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 2 0	発議第 1 号	意見書の提出について
日程第 2 1	認定第 1 号	平成 3 0 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 2 号	平成 3 0 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 3 号	平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 4 号	平成 3 0 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 5 号	平成 3 0 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 6 号	平成 3 0 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 7 号	平成 3 0 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 8 号	平成 3 0 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 9 号	平成 3 0 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 1 0 号	平成 3 0 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 1 1 号	平成 3 0 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	報告第 5 号	平成 3 0 年度決算における健全化判断比率等について
日程第 3 3	報告第 6 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
日程第 3 4	陳情第 9 号	居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長についての陳情書

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第44号 苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第44号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第44号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、会計年度任用職員制度が創設されたため、令和2年度からの運用開始に向けて必要な条例を整備する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（案）。

今回の条例制定につきましては、これまで国主導の行政改革により常勤職員の定数が削減される一方で、その人員不足を補い、多様化する行政需要に対応するため、各地方自治体においては、臨時職員、非常勤職員の任用が増えてきており、苓北町でも約60名の臨時職員、非常勤職員の方が任用されています。このような中、平成29年5月の地方公務員法改正により、会計年度任用職員制度が創設され、非常勤職員の任用の明確化や期末手当の支給が可能となりました。

町においても令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の運用開始にあたり、その報酬、費用弁償及び期末手当に関する支給規定を整備する必要があるため、条例の制定を行うものです。

まず、第1条では、趣旨として、関係する法の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）の報酬、費用弁償及び期末手当について定めるものとしております。

会計年度任用職員につきましては、現在の雇用形態で1月程度の臨時職員や6月以上1年任用となっている非常勤職員について、全て会計年度任用職員となります。また常勤職員と同様の勤務時間・勤務日数の方をフルタイム、勤務時間・勤務日数が少ない方をパートタイムと分けられますが、苓北町では、現在雇用されている方は、フルタイムではなく、パートタイムに該当いたします。

報酬については、第2条で、報酬は、月額、日額又は時間額とし、苓北町職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料表を基準に定めるとしております。原則、現在の日額報酬×20日の額を基に行政職給料表（一）表の直近上位の号級を原則とし、実際に支給される報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の職種と月当たりの勤務時間に応じた額となります。

例えば、内勤の臨時職の方が月20日勤務された場合、現行では勤務時間が8時30分から17時までの7時間30分、時間換算で7.5時間となります。現在、日額5,800円ですので、これに20日を掛けますと月額11万6,000円の報酬ですけれども、基準となる給料が給料表の1級1号の14万4,100円となり、14万4,100円を20日で割った額7,205円が日額となります。ただし、これは勤務時間が8時30分から17時15分までの7時間45分、時間換算で7.75時間の日額となりますので、実際の支給額は、7,205円×7.75分の7.5×20日となり、13万9,440円となります。

なお、職種ごとの基準月額については、規則で定めるとしてしております。

第3条から第8条については、時間外勤務、休日勤務に係る報酬、勤務1時間当たりの報酬額の算定方法、報酬の減額、端数処理及び報酬の支給日等について定めております。

第9条では、パートタイム会計年度任用職員に対し、通勤に係る費用弁償を支給するとしています。なお、支給条件は、常勤職員と同様の片道2キロメートル以上の距離区分からとなります。現状は、非常勤職員の方のみの支給となっております。

第10条では、公務出張に係る旅費については、苓北町職員の旅費に関する条例により支給するとしておりますが、現状も同様となっております。

第11条で期末手当については、当該年度に任期の定めが6月以上（1週間の勤務時間が15時間30分未満のものを除きます）の会計年度任用職員に対し、支給することができるとしてしております。支給月数は、6月が0.725月、12月が0.725月で年間1.45月となります。ただし、常勤職員と同様に基準前6カ月における勤務月数に応じた額となります。

第12条で、委任規定として、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めるとしてしております。

附則、この条例は、令和２年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君）　現在６０名ですか、数多くの通称臨時職員といわれる方が勤務しておられるようでございます。この条例を適用しない、されない職種は、今どの程度考えておられますか。

例えば、一つの例をあげますと、調理場あたりに会計年度職員というんですか、１年の雇用形態の職員がおりますけれども、全員がこの条例でいう職員に該当するのかどうか。ほかに福祉関係に大勢の職員の方がいらっしゃいますけれども、この条例に該当しない、されない、そこで除かれると言ったら言葉は悪いですが、そういった対象の方がいらっしゃいますか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　只今のご質問でございますけれども、現在、お勤めになられている方全てが会計年度任用職員ということになります。この条例に該当しない方は、雇用することはありません。

○議長（錦戸俊春君）　高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君）　働き方改革というんですか、同一労働同一賃金といいますか、同じ職場の中で確かに責任度合いはですね、正規の職員よりも、これまた少し言葉は悪いと思いますが、緩やかな責任度合いになるかと思いますが、働く人たちにとっては生活給でございます。幸いなことに、現在働いている職員全員が、この条例に適用する職員だということを、只今総務課長より発言をいただきましたので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。なるべく早めに各職員の方々にもですね、来年からこういうふうになりますよというお知らせといいますか、連絡をしていただくと、職員もはりきってまた仕事に臨まれると思いますので、よろしくその点はお願いしたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　今、総務課長の説明で、６０人おられるということですが、役場職員の総数は、ということになれば役場職員の総数は何人なんですか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　条例上は１１０名で、本年度４月１日現在で９４名です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　そしたらこの６０人というのは、９４人の中に入っているわけ

ですか。それとも、先ほど私が質問したのは何人ですかということですので、この94人と60人をたした154人が、現在勤務されているということなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 臨時職員の方は94名の中には含まれておりません。外ということになります。

〔「ちゃんと答えてくれれば3回しか言われんばってんなあ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（尾脇宣宏君） 総数の154人ですね。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） であればですね、パートとか臨時とかじゃなくて、154人が荅北町の行政を進めていく中で必要であるとなれば、110人の定数を見直す条例を出すべきじゃないんですか。

先ほど質問があったように、みんな生活給なんですよ。そういう部分で条件を良くしてやらないと、ただ小遣い稼ぎだという感じになってきてもですね、これは勤めておられる方がそうとは言いませんけれども、やっぱり勤労意欲が湧かない。今、総務課長がおっしゃったように、154人が勤めているのならば、110人の定数、条例上の定数を94人働いてるとか何とかそういうことじゃなくて、110人の定数を160人あるいは170人に広げるべきじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、やはり入るときに状況がいろいろ違うと思います。ですから職員にすることであれば、法令等の検討もし、さらに、やはりいろんな関門も通っていただきたい。まだその職員にできるかどうか法的な問題で、ただ待遇だけの問題を今やっているわけでありますので、これは検討しておりませんので、よく検討をしたうえで、もしそれが可ということであれば、やはり今度は役場に入るときに、今の職員は関門を通ってきておられるわけですので、その辺のところも、もう1回やり直ししなければならないんじゃないかと思います。あくまでも過程の中での答えでございます。

○議長（錦戸俊春君） もう一回だけ、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の話では、職員は一定の基準をクリアしているということですが、パートで勤めておられる方は、そういうことがないような発言でしたけれども、そうではない、そんなことはないはずでしょう。やっぱり一定の資格を持っておられる方とか、当然吟味はしてあるわけですので、やはりそういう形で手当を見直す、待遇を見直すということであれば、はたして今の業務に対しての適切な職員数というのは何人なのか、そこも検証しながら決めていくと。そうせんとたびたび60人の方々のために毎年報酬のことを考えると、例えば、今度のような条例の改正をしたらなんとかで

はいけないと思いますので、ぜひ根本的にですね、7,200人の苓北町の人口に対する行政の体制が、何人の職員が必要なのか。そして、情報網とかなんとかで、いろいろ苓北町は、先取りをしたような形で行政システムはでき上がっているというふうに思います。そういうものが導入されることによって、職員は当然合理化されるされていくべきではないかというふうに思いますが、それが100人に対する90人なのかどうかわかりませんが、そこら辺もまた今後決算あたりでお尋ねしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回の任用の会計年度任用職員というのは、多分地方公務員法で昔、臨時職員とか言ってたのを、会計年度職員というふうなことのひと括りにするというのが発端じゃないかと思います。だから、全ての臨時職員にこの規定は適用しないと報酬等が払えないということかと思うんですが、ちょっと数点お聞きしたいんですが、まず、会計年度職員に対しては、この60人全ての人に期末手当が支給できるのか。これを見ると6月未満の人には支給しないと。ただ、年間で6月を超えてくると期末手当を支給するというような条例になってるかと思いますが、今現在6月未満、熊本県の場合でも臨時職員は、事務職員ですね、6月未満で雇用してたんですが、期末手当の関係があったからそれを切ってた。苓北町の場合は、その手の職員もまだ存在しているのか、60人の中に。それと、パート職員の中でも月に12、3日しか働かないような職種もあろうかと思いますが、その方も6月以上任用すれば、当然、期末手当というのが支給されるのか。

それともう一点がですね、特に福祉関係の専門の嘱託さんたちが、2年とか3年とか継続して任用されていらっしゃる方がおられるかと思いますが、その方たちは、今のところ毎年決まったお金で雇用されてると思うんですが、2年3年になってくると職員は当然給料が上がるんですが、その専門的なパート職員については、やはりこの条例によって少し金額を上げるというようなこともできるのかどうか、お聞きしたい。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけども、約60人の方全てが対象とはなりません。一月の事務補助とかですね、そういう勤務形態の人がいらっしゃると思いますので、そういった方はなりません、あくまでも6月以上勤務されている方が対象ということになります。

また、週ですね、非常勤の方でも1週間に勤務時間が15時間30分未満、2日未満ですね、単純に言いますと、の勤務の方は支給対象とはなりません。

2点目が、パートの中でも月に12日から13日の方については、6月以上となった場合は支給するののかということでございますが、支給対象となります。

3点目ですけれども、会計年度任用職員につきましては、原則単年度、当該年度1年間の雇用形態ということになります。その中で、新たにまた変わっていくわけですが、職員の給料表につきましては、人勧等がありまして、年々改定等がございますので、そういった形で基本給は、年度ごとに昇給が行われていきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） そうですね、今ちょっとよくわかったのが、ボーナスが出るのは、6月末満の臨時職員には出ないということと、週15時間ですか、大体2日ですかね、週2日で、一番多いときに5週あると10日、4週だと8日ということで、大まかに月10日ぐらいが目安でボーナスが出るかどうかと。その期間は別ですよ、月は当然6月と思いますが、ということですから、大体目安、嘱託の人たちも10日、月働く人はボーナスがもらえるというぐらいの目安でいいのかどうかとですね、あと、先ほど申し上げた2年3年という、職員では到底技術でも難しいような職種も嘱託下で任用しているかと思います。特に看護師さんとか栄養士とかいうのはですね。その方たちは給料は結局上がらないということですよ。職員は当然4号級上がったりとかして、1年働けば号級は上がっていくけれども、そういう専門の嘱託は上がらないと。学校の講師は別ですね、あれはまた特別な条例で決めてありますから。ただ本当にやっぱりそういう専門的な人たちの報酬自体をもう少し検討すべきではないかと。これは今の質問よりも一般質問で言うべきかと思いますが、その点の検討は今なされているかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の件でございますけれども、先ほど言いましたように、雇用については原則単年雇用ということの中で、再々雇用まで継続はできるという形になっております。当然、継続するためにはですね、今回はそう言った会計年度任用職員となったことで、職員と同様に人事評価というものをしております。その中で、特に有能な方であるという方については、当然継続という形でなっていくと思いますけれども、職員が昇給するのに会計年度任用職員の方はどうかということにつきましてはですね、規則のほうで一応上限あるいは下限あたりを定めるとしておりますので、その中でそういった人事評価に基づく成績をもとにですね、昇給というものも検討できるということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） わかりました。人事評価まで実施して、複数年で任用するといった場合には、当然優秀な方を再任用という形でされるかと思いますが、ぜひその方

たちの給与もですね、やっぱり評価に見合った形で上げるということをですね、本当に実施をお願いいたしたいと。やはり福祉関係は非常に厳しい職種の中でやっておられます。やっぱりそれぞれの60人の中でもいろんな形態があろうかと思いますが、やっぱり技術が必要とするというような人たちにしてみればですね、ぜひ給与アップというようにことで、継続任用をぜひお願いいたしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 60名のそのパートの方の任用の中で、有資格者等の数何名おられるか、ということを教えていただきたい。というのが私は、先の議会です、一般質問の中で、有資格者等がいるんじゃないだろうか、パートで大丈夫かと。今後他の施設あたりが待遇が良くなると、町には採用できなくなる。当然、町とすれば、本来ならば生活給は完全にやっぱり保障しなければいかんわけですけども、今の体系ではそれができんのじゃないかと思っています。早く言うと、やはり任用体系にも差別をした任用の体系じゃないかと思っています。90名の中にですね、やっぱり60名の方がパートタイムでおられるということ自体異常ですよ。私はそう思います。本来ならば、そこを部分的にその期間で仕事でいるから、ちょっと忙しくなったから雇いますというのを、60名もこれはあるはずがなか。本来ならば、やはり浜口議員がおっしゃったように枠でも広げて、それなりのやはり職員の方は、やはり町の職員として雇うべきだと思うとですよ。

今、町長は、先ほど狭い関門を通り抜けた方であるから差別をしているということでございましたけれども、その関門を同時に試験を受けさせて、そのときに採用したらいいんですよ。半分ですね、半分、おおよそ半分以上、90名の中で60名ですので3分の2ぐらいの方ですよ。その方が本当にこの中で低賃金で働いているということに、私はちょっと違和感を感じますけれども、お尋ねをします。

それから、先ほど申しました有資格者の数を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 総数関係はですね、町の職員が94人、それと臨時職員、非常勤職員の方が、5月1日付けで57人です。94と57をいたしますと151名ということになります。

有資格者ですけども、事務補助、それから臨時職員、非常勤職員合わせまして、今年の5月1日付けで57人いらっしゃいまして、その中の25人が有資格者ということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 先ほど山口議員から、福祉関係あたりにはやはり相当需要があるんじゃないかという意見もございました。私も痛感しております。この中には、大事な職種があるんじゃないかと私は思うわけですよ。例えば看護師さんですね、栄養士さん、看護師さん、あるいはこの前、なんですかね、採用の募集がありましたけれども教員の資格を持ってるとか、保育士の資格を持ってるとか、そういった方ですよ。町の職員にはそういった方はおらっさんででしょう。それで雇うとでしよう。そしたられっきとした関門ですよ、国家資格持っとらすわけですから。

ただ、それは別として、その重要なポストで命を預かるようなポストの中でも、パートの方でいいのかどうか、それを最終的にどなたが責任を持つのかどうか、もし事故があった場合。

それからもう1点、家庭訪問とかなんかもある場合もやっぱり車でいきますよ。車で行くときに、パートの方が運転して行かしたとき、事故対応はどうなるのか。もし何かあったときには家族がおるわけですよ。ほとんどこのごろは子育て環境が整いつつありますので、子どもがおられる方あたりも採用されておりますけれども、そういった方の保障、あるいは責任、町の責任、どのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） パート職員の方の事故等についてのお尋ねですが、すみません。今の非常勤職員関係ですね、現在、町のほうでは非常勤職員につきましても常勤職員の公務災害補償ということで、保険のほうに加入をしておりますので、そういった公務上の事故等については、保険の対象となります。

○議長（錦戸俊春君） 何か答弁ありますか。

松本良人君、いいですか。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 回答漏れなんだと思います。福祉関係の中には大事な職員がいらっしゃるということで、そこら辺の質問に対する回答が抜けているんだと思います。福祉関係に限らずですね、そういった全ての仕事において、それは大事な職種だと思っておりますので、限るわけではないと思います。

うちのほうでは特に今回あげておりませんが、最近の新聞報道の中では、会計年度任用職員制度が始まることによって、他市町ではですね、そういった常勤職で行っていた部分を民間のほうに外部委託するということで、進められているという自治体があるということが新聞で載っていたようです。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

松本良人君、もう一回すみません、質問してください。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 有資格者がいるわけですから、そこら辺のことも尋ねたと思いますけれども。看護師さん、あるいは保育士さん、学校の先生の資格、そういったとはどうなるのかと。先ほど町長が申されたとおり、関門を通過してきたから町の職員だと、そうでなかから非常勤だと。そうじゃなくて私は、それだけの国家資格を持っておられる方は、この町の関門以上の成績をあげておられると思うとですよ。実に思います。当然ですそれは。特に看護師さん、栄養士さん、保健師さんあたりは、人の命を預かる職種ですから、厳しい試験があったんじゃないだろうかということで私はお尋ねしましたけれども、そこら辺の対応はどうか。これは数に入れんでください。

よかですか、それからもういっちょ、生活給だからそれはどうなっとつとかということもちょっと含んだと思いますけれども。

よかですかね、この件については、一般質問でもこれに似たことは質問してるわけですので、町のほうでも検討はなされとつとじゃなかですかね。私はこれは2回目になつとですよ、今日が。あとで検討するとかなんとか回答になったならば、もう既に検討してなからにやいかんのじゃなかですかね。要するにこの前やったのは。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 現在のその非常勤職員の方につきましては、常勤職員と勤務日数が違うわけですね。常勤職員が8時半から5時15分までの平日勤務でございますけれども、非常勤職員の方につきましては、その中で常勤職員の4分の3以内ということで、現在のところ勤務をされております。

それとあと生活給の関係につきましてはですね、先ほど例のほうで申しましたけれども、現在の貰ってらっしゃる金額よりも、来年4月1日以降は、職員の給料をもとに算定するというので、先ほど単純に約2万円ほどですかね、事務職の方で上がるというような形となりますし、ほかの方についても当然上がるわけですが、それプラス6月以上の方につきましては、新たに期末手当ということで支給はされるということになります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この前の私の質問の中にも、こういった有識者の方が本来はここにいるわけでしょう。例えば、看護師さん、先ほどの学校の先生たちとか保育士の方、あるいは介護職の方。もし他の施設がこの町よりも多分良い待遇で、今後は人間が足らんですからですね、きたときに引き抜かれる可能性があるから、そういった場合の対応はどうするかということも、この前お尋ねをしたわけですが、一時的にここに足掛けでおって、もう良い施設から、例えば、今ここで13万円ぐらいしかもらとらんとに、「うちに来てください。20万円差し上げますよ」というなら、当然流れますよ。今、介護職とか看護師さんなんかいうたら、ほとんど20万円以上ですよ。

そういったことがもし起きた場合は大丈夫かというようなこともお尋ねしましたけれども、そこらへんをもう一回ですね、そのときあまり明確な回答がございましたので、ここでお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今回、国のほうで法改正が行われまして、全ての市町村においてこういった会計年度任用職員に係る格付けですね、そういった部分を行いなさいということに基づいて条例を制定しておりますので、町のほうとしましては、この条例に制定された金額でお支払いするということになります。それ以上ほかの施設、例えば民間の施設あたりですね、それ以上にお支払いをされて、そちらのほうに移るとなった場合は、これじゃもう町のほうは残っていただきたいわけですがけれども、それについては、働かれる方の生活にかかわってきますので、ご本人さんの意思を尊重したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、国のもろもろの指導の中で行財政改革が厳しく行われております。全国的にそれに従った中で、正職員の数が減ってきているわけです。その中で、この臨時職員の皆様方が増えてこられた。しかし、あまりにも処遇が良くないということで、国も働き方改革の一環として法律を出されてわけでございますので、私は、これは国も前向きになっておられる。我々もそうしたかったけれども、なかなか難しい状況でありましたが、やはり、これは一里塚と捉えていただいてですね、今後こういう働き手が少ない状況の中で、処遇を改善していかなければならないという、国あるいは我々自治体の覚悟でもございますので、まずはこれを実行しながら今後に進めるのではないかと。それと併せまして、資格を持っておられる方も、民間で給料が高くて昼間だけの勤務を望まれる方もいらっしゃいます。そういうことのいろんな多様性というのも出てきておりますので、今後は、今の趣旨に、質問の趣旨に併せながらですね、まずは、国がこの給与のまだ財源ははっきりしてないんですよ。まずは来年度の予算を通してもらうという提案を今、概算要求で出しておられる。これが通って今後、国も役場職員の給与と同じように交付税でみってくれる状況が出てくれば、我々も相当頑張りやすいというようなことだと思いますので、まず働き方改革の一環として、一歩前進したと、そして今後もそういう絶対に必要な資格の方々につきましては、もっともっと国も考え、我々も考えていくべきではないかと思っておりますので、まずはその裏付けになる財源をしっかりと確保していただきたいと考えているところでもあります。何度も申し上げますが、一歩前進、この後もまた努力をしていくということでもあります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそういったことは聞かんとですよ。もうちょっと明確な回答をしてください。国がどうのこうのじゃなかつですよ。私は苓北に町のことを言いよつとですよ。

〔「いや、だから」と呼ぶ者あり〕

○5番（松本良人君） いやよかですよ、一歩前進と言われましたけれども後退ですよ。昔はですね、3カ月以上あたりは任用できんということになつとったはずですよ、臨時では。ただ、それは働く人を押さえつける一種の法律と私は思うとですよ。ただ私が今回尋ねたのはそういうことは尋ねておりません。私は、もしそういった方が有資格者の方々が、施設、病院あたり、あるいは建築士なんか持つとられる方がですよ、もし企業に吸い取られた場合は、ここの仕事に対してはどうなるかということを知りたいんですよ。全く町長は違うような回答をなされたので、国の予算とか、交付税対象とか云々な私はひと言も聞いておりません。

それですね、私は、国から貰う補助金とかなんじゃなくて、ここの町の運営がどうなるかというのはまず第一の基本ですので、金は来んじゃったっちゃ、町に金のあつたら自主財源でやっぱり運用されるようなことをやつかんば、今から先は国がどうなるかわからんとですよ。

私はそこですよ、そういった形で先ほどは辞めていったら、総務課長は、辞めていったらですね、しよんなかて、雇われるほうだからと言われましたけれども、ここの仕事自体は停滞はしないのですから、そこをどう思われますかということで、私はずっとこの問題についてはですね、引き抜きがあつた場合は、町の対応としてはそれだけ人間が足らんわけですから、有資格者の方が足らんわけですから、どうするのかと。そこら辺を私はいっぱい心配していますよ。これだけ老人の方、あるいは介護の方が増えてくる。あるいは、建築あたりもやっぱり資格を持つとらん者がするから、雨漏りはボンボンしても何の対応もできんのは今の町の対応じゃなかですか。そんなときにどうなるのかというのが我々は心配でございますので、そこら辺を聞いたわけですので、そこら辺、もう一回いきます。その有資格者の方が、他の企業、施設等から引き抜き等かなんかあつて、ここが足らんとてなつたときに、どう町は対応されるのか。そこら辺を明確にお答えください。私は後ろの方からでも、4回なつか、5回やつかていうてお尻をつつかれますけれども、明確な回答がないのでずっと同じことを聞かんとですよ。明確な回答でしてください。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどずっと聞いておられましたか、明確な回答をしたでしょう。有資格者の方たちが辞められたりいろいろしたときはどうするかという質問に対しては、役場の仕事は昼間、このごろは、資格を持っておられて、給料とかよりもやはり

それぞれの考え方で多様性が出てきてると。そういうことがあるから、有資格者の方でも役場にだったら勤めていいという方が大分いらっしゃるんですよ。そういうことを申し上げたでしょう先ほど。

〔「それは一部の方でしょう」と呼ぶ者あり〕

○町長（田嶋章二君） 聞いておられましたか。

〔「聞いております」と呼ぶ者あり〕

○町長（田嶋章二君） はい、じゃあそれが答えです。

〔「進めましょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） はい、もう4回目です。

松本良人君。

○5番（松本良人君） いや、あのですね、私は今のは聞いとったですよ、聞いておりましたけれども、それは勤務をされる一部の方じゃなかろうかと思えますよ。昼間だけ行きましよう。子どもがまだ乳飲み子やからここに来ましよう。そうでない方もおいででしょう。

そして、その方たちがもし行かれた場合はということなんですよ。それは一部の方ですよ、町長がおっしゃったのは。それは聞きましたよ。一部の方じゃなくて、全体的にもしその方、一部の方でも、どうも子どもが金が要るから夜勤でもしようということ、家族会議なんかしてですよ、抜けられた場合もあるわけですよ。そういった非常事態が出たときに私はどうするかということですよ。

今の町長の回答じゃなかつですよ、私が聞くのは。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） だから、そういう方もいらっしゃるれば、昼間だから勤めていいと、給与が安くてもという方もいらっしゃるわけですから、世の中。だから多様性があるんですよ。それが答弁ちゃんとしてるじゃないですか。あなたが納得されないだけの話でしょう。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第45号 苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第45号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第45号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が、平成31年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正され、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例本文をお願いします。

今回の改正は、女性の活躍推進の観点から、住民票等への旧氏の記載が可能となるよう「住民基本台帳法施行令」が改正されたことに伴い、印鑑登録についても、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われ、旧氏での印鑑登録等が可能となる改正であります。

只今申し上げました「旧氏」とは、「その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの」となっております。

それでは、条文の改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページ、新旧対照表の1ページをお開きください。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回の改正部分であります。

今回の改正での条文の整備等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項についてご説明いたします。

第2条は、登録資格について、条文の整備であります。

第5条は、印鑑登録について、旧氏が追加されております。

このページと次のページにかかります、第6条は、登録事項について、旧氏に係る事項の追加、条文の整備、調製・記録媒体の変更であります。

次のページをお願いします。

第14条は、印鑑登録の抹消について、旧氏が追加されております。

それでは、2枚戻っていただきたいと思います。条例本文でございます。

一番下になりますけれども、附則としまして、この条例は、政令の施行に併せ、令和元年11月5日から施行することとしております。

以上が、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第46号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第46号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第46号、苓北町税条例等の一部を改正する条例について。

苓北町税条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行

規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が、平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

なお、この3月29日に公布された法改正は、施行日が6つに分かれておりましたので、そのうち本年4月1日と6月1日施行分に係る条例の一部改正につきましては、専決処分により、5月臨時議会に報告承認をいただいております。

今回は、本年10月1日以後の施行分の法改正に基づく税条例の一部改正と併せまして改元に伴う元号による年表示等の改正を行うものであります。

次のページ、条例本文の1ページ目をお願いします。

今回は、平成31年度地方税法の改正によるものと、改元に伴う元号による年表示等の改正により、苓北町税条例及び平成27年から平成31年にかけて税条例等の一部改正を行った改正税条例の一部を改正する必要がありましたので、条立てとして、第1条から第3条が「苓北町税条例」、第4条から第8条が、「平成27年から平成31年の改正税条例」の一部改正の内容となっております。

今回の主な改正事項は、個人町民税に係る非課税措置の対象へ、単身児童扶養者の追加、大法人の電子申告提出義務において、故障や災害その他の理由により電子申告ができない場合の措置等についての規定の追加、そのほかは、主に軽自動車税に係る部分でありますので、ここで制度の仕組みについてまずご説明させていただきます。

令和元年10月1日より県税であります自動車取得税が廃止をされまして、代わって県税としまして自動車税の環境性能割、市町村税として軽自動車税の環境性能割が導入されることとなります。

このうち軽自動車税の環境性能割は、当分の間、県が自動車税の環境性能割と同じように賦課徴収することとなっております。

これに伴い、現行の、毎年、本町では4月ですけれども、納付いただいております。すみません、従来の県税である「自動車税」と、県税の自動車税は5月末かと思えます。町税の軽自動車税が、それぞれ名称が「種別割」に名称変更となります。

要約しますと、取得購入されるときに1回課税をされますこれまでの自動車取得税が、普通車、軽に両方課税をされておりましたけれども、これが廃止されて、自動車税の環境性能割、軽自動車税の環境性能割という形で導入をされます。このうち軽自動車税の分につきましては市町村税となりますけれども、当分の間は、これまで同様、県のほうが賦課徴収を行うということになっております。

これによりまして、自動車取得税の一定割合が市町村に交付をされております自動車取得税交付金がなくなりまして、自動車税環境性能割の一定割合が環境性能割交付金として市町村に交付されることとなります。

これに伴い、環境性能割交付金と軽自動車税の環境性能割につきましては、このあとに出てきます今回の補正予算に計上をいたしております。

以上が主な内容でございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いします。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回の改正部分であります。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項について説明をいたします。

1ページは第1条（苓北町税条例昭和40年苓北町条例第33号）による改正内容であります。

1ページの36条の2は、法改正により、第6項が追加され、申告書の記載内容の簡素化が図られるものであります。36条の3の2、3の3は、給与所得者と公的年金受給者の、町民税に係る扶養親族等申告書へ「単身児童扶養者」の記載事項の追加されたものであります。

2ページをお願いします。

36条の3の3第2項及び第4項は条項ずれの整備であります。

36条の4につきましては、先ほどの36条の2の改正に伴う規定の整備であります。

3ページをお願いします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減として令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したもののうち非課税とする規定が新設されております。

第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例が新設され、燃費性能については国の判断基準に準ずることや、燃費性能不正等があった場合不足する税額についてはメーカーを対象として、10%を加算した額を納付させること等が規定されております。

4ページをお願いします。

第15条の6第3項は、環境性能割の税率の臨時的軽減策として令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したものに限り、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減するものであります。

第16条は、軽自動車税種別割の重課の規定を整備し、グリーン化特例の適用期限を2年延長し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設するもので、第2項は75%軽減、5ページの第3項、4項は、それぞれ50%、25%軽減を規定したものであります。

第16条の2は、種別割の賦課徴収の特例について規定するもので、前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける対象として該当するかどうかの判断は国の判断基準に

準ずることや、先ほどと同様の燃費性能不正があった場合に不足する分について、メーカーを対象とする１０％を加算した額を納付させること等が規定されております。

７ページをお開きください。７ページ、８ページは第２条による改正であります。

第２４条は、単身児童扶養者の個人町民税の非課税措置の対象への追加であります。

第１６条第５項は、令和４年度分及び令和５年度分の軽課の対象を電気自動車、天然ガス自動車に限ったうえで新設されたものであります。

９ページをお開きください。９ページは第３条による改正内容であります。９ページから１３ページにわたります第３条は、改元に伴う元号による年表示等の改正であります。

１４ページをお願いします。１４ページから１５ページは第４条による改正内容であります。第４条も改元に伴う元号による年表示等の改正であります。

１６ページをお願いします。１６ページから１７ページは第５条による改正内容であります。附則第１６条については、軽自動車税種別割の重課の規定の整備であります。その他については、字句の挿入、改元に伴う元号による年表示等の改正であります。

１８ページをお願いします。１８ページは、第６条による改正であります。改元に伴うものであります。

１９ページをお願いします。１９ページから２３ページは、第７条による改正であります。

１９ページから２０ページについては、第４８条における大法人の電子申告における故障や災害等で電子処理が使用できない場合の措置についての規定であります。新たに５項が追加されております。

２１ページから２３ページは、条項の改正及び改元に伴う元号による年表示の改正等であります。

２４ページをお願いします。２４ページは、第８条による改正であります。元号に伴う改正であります。

恐れ入りますが、条例本文の６ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、第１条で、施行期日を定めております。この条例は、基本的に令和元年１０月１日から施行するものであります。第３条から第８条までは、改元に伴う元号による年表示等の改正が主であります。これにつきましては、公布の日から施行することとしております。

第１条中苓北町税条例第３６条の２、第３６条の３の２、第３６条の３の３及び第３６条の４の規定については、令和２年１月１日、第２条中苓北町税条例第２４条の改正規定及び附則第３条の規定については、令和３年１月１日、第２条のうち前号に掲げる改正規定を除く部分及び附則第５条の規定については、令和３年４月１日がそれぞれ施

行期日となっております。

第2条及び第3条では、町民税に関する経過措置を規定しております。

第4条及び第5条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、苓北町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第47号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第54号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例についてまで、8件は提案理由が同一であるため一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

議案第47号から議案第54号までを一括議題とします。

—————○—————

日程第 4 議案第47号 苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第48号 苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第49号 苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第50号 苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第51号 苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 2 号 苓北町物産館条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 5 3 号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 5 4 号 苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（錦戸俊春君） 議案第 4 7 号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第 4 7 号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年 9 月 5 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等により、令和元年 10 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例（平成 14 年苓北町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。今回は、別表の使用料、冷暖房料の改正でございます。まず、集会所 1 等の使用料を 1 時間当たり 160 円を 170 円に、舞台照明器具、グランドピアノの使用料を 1 時間当たり 540 円を 550 円に、集会所 1 等の冷暖房料を 1 時間当たり 300 円を 330 円に、ホールの冷暖房料を 1 時間当たり 1,050 円を 1,100 円に改正するものでございます。

すみませんが、条例本文の 2 ページに戻っていただきまして、附則です。

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第 48 号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第４８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年９月５日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）等により、令和元年１０月１日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例（平成１７年苓北町条例第２１号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお開きください。

今回は、別表の使用料の改正でございます。表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分でございます。一般使用１回分、大人５００円を５１０円に、回数券１２回分、大人５，０００円を５，１００円に６カ月会員券及び年間会員券についても、幼児、子人、大人とも消費税改定分を反映させる改正でございます。

次のページをお開きください。温泉センターの共通年間会員券、小人３万円を３万６００円に、大人６万円を６万１，２００円に、また、団体使用の大人使用料、専用使用のコース使用料についても消費税改定分を反映させ改正するものでございます。

申し訳ありませんが、条例本文の２ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第４９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第４９号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年 9 月 5 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）等により、令和元年 10 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町学校施設の開放に関する条例（平成 24 年苓北町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。別表（第 2 条、第 9 条関係）中「320 円」を「330 円」に改める。改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

今回は、別表の屋内運動場使用料の改正でございます。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。屋内運動場、全面、使用時間 1 時間まで 320 円を 330 円に改正するものでございます。

条例本文の 2 ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第 50 号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第 50 号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年 9 月 5 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、令和元年 10 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税率改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例（平成２９年苓北町条例第３号）の一部を次のように改正する。別表中１６０円を１７０円に、３００円を３３０円に改める。

条例改正内容については、次ページに新旧対照表をお付けしておりますので、そちらのほうをお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前、下線部分が改正箇所になります。今回の改正は、提案理由で述べましたように消費税率が令和元年１０月１日から改定されることに伴い、条例第９条で定めている使用料を改正するもので、別表の研修室と集会室の１時間当たり使用料を１６０円から１７０円に、冷暖房使用料を３００円から３３０円に改めるものです。

前のページ条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第５１号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第５１号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年９月５日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６８号）等により、令和元年１０月１日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税率改定分を反映させる必要があるためでございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

本文でございます。苓北町老人福祉センターの設置及び条例に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１７年苓北町条例第２４号）の一部を次のように改正するということで、別表をここに掲示しております。

ご説明いたします。この第１１条第１号の者と書いてありますところは、本町に住所を有する６０歳以上の者、身体障害者手帳を有する者及び療育手帳を有する者の方々を指しております。同条第２号の者というものは、苓北町内に住所を有されている方の上記以外の方です。同条第３号のものは、他町、苓北町内に住所を有されない方のことで

ございます。

内容のご説明をいたします。恐れ入ります。次のページの新旧対照表お願いいたします。左側が改正後、右側が改正前です。

今回の改正におきましては、同条第2号の者を300円を310円に、回数券を3,000円を3,100円に、それと同条第3号の者の300円を310円に、回数券3,000円を3,100円に、次、研修宿泊をですね、500円を510円に、研修宿泊以外の場合で2,000円を2,040円とこのような案を作成いたしました。

なお、恐れ入ります。1ページに戻りまして条例本文をお願いいたします。

附則です。この条例は、令和元年10月1日から施行するということになっております。

以上でご説明のほうを終わりたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第52号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第52号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例について。

苓北町物産館条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町物産館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町物産館条例（平成2年苓北町条例第2号）の一部を次のように改正する。別表中500円を510円に改める。

続きまして、次のページの新旧対照表により改正の内容についてご説明をさせていただきます。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分になります。

今回の改正は、第6条で定めております苓北町物産館の使用料を改正するもので、1平方メートル当たり一月につき500円を510円に改正するものでございます。

前のページ、条例本分をお願いいたします。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案５３号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第５３号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年９月５日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）等により、令和元年１０月１日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例（平成１７年苓北町条例第２６号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表によりですね、説明をさせていただきます。表の右側がですね、改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分になります。

今回の改正は、第１０条第１５条で定めております苓北町温泉センターの利用料を改正するものでございます。まず、一般の大人ですけれども、５００円を５１０円に改正するものです。あと回数券ですけれども、１２枚綴り大人５,０００円を５,１００円に改正するものでございます。それとパス券６カ月ですけれども、２万５,０００円を２万５,５００円に改正するものでございます。同じくパス券１年で４万５,０００円を４万５,９００円に改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。すみません失礼しました。まだありました。入館料（団体割引１０人以上）の部分です。大人３００円を３１０円に改正するものです。それと家族風呂です。１室１時間当たり大人５００円を５１０円に改正するものでございます。

次のページをお願いします。３０分延長ごととなっておりますけれども、この部分が３００円を３１０円に改正するものでございます。あと和室ですけれども、１０畳、この部分が１室１時間当たり１,０００円を１,０２０円、３０分延長ごとの部分が５００円を５１０円に改正をするものでございます。

前のページ本文に返っていただきたいというふうに思います。

附則、この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、議案第５４号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第５４号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年９月５日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）等により、令和元年１０月１日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町富岡城公園施設設置条例（平成２７年苓北町条例第１１号）の一部を次のように改正する。別表第２中、５００円を５１０円に改めるでございます。

改正の内容につきましては、次のページの新旧対照表をご覧くださいというふうに思います。表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分となります。

今回の改正は、第９条で定めている苓北町富岡城公園施設設置の使用料を改正するものでございます。本丸上櫓、本丸下櫓、それと二の丸東角櫓、二の丸西角櫓、それぞれ１平方メートル、１月につき５００円を５１０円に改正するものでございます。

それでは、前のページの条例本文をご覧くださいというふうに思います。

附則、この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） 只今各課より１０月１日からですね、始まる消費税の改定についての町施設の使用料について説明いただきましたけれども、事前にこの件については、全員協議会の折に計算方法等について説明はあり、大体計算方法等の内容はわかりましたけれども、これまでですね、例えば、温泉センター等は内税によって消費税をい

ただいておったわけですがけれども、今回から現行の値段プラス２％分、要するにこれまで内税５００円で料金をいただいとった分が、今回から５１０円、１０円の値上がりというか消費税分が上がるわけですが、今回からといいますか、これまでどおりの内税方式にするような検討をされたのかをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 使用料につきましては、これまでも内税方式でありまして、１０月１日から内税方式で行います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） これまではですね、５％、８％までは５００円で統一され、その分のパーセント分は値引きという形で５００円に統一されとったわけですが、今回から消費税１０％になり、８％から２％の消費税が上がるわけですが、今回からその２％分は５１０円という形で結果的に上がってるわけですね。これまで５％、８％はそのままの５００円だったのに、今回からは５１０円にされた、その８％までの５００円にしようという考えはなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） これまではですね、消費税の改正に伴ってもですね、使用料の改正につきましては行っておりませんで、実質単価は値下がりをしているような状況であります。ただですね、温泉センターにつきましては、平成２０年の４月にですね、いったん値上げというかですね、料金を改定をしております。

〔「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（西川文孝君） 内税方式につきましてはですね、これまでも内税方式ということでありましたので、これからも内税方式ということで進めていく考えであります。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） すみません、全員協議会の折に１回ご説明をさせていただきました分です。温泉センターに限って言いますと、消費税が上がる中でですね、逆算をしますと、消費税込みの内税ですので消費税込みですので、逆算をいたしますと実際の原価というものを値下げして対応をしてきたということになります。

今回につきましては、一応総務省のほうからも消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であるということで、施設等の使用料についても消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正の措置を講じることということで通知がまいっておりますので、今回は全施設ともですね、一定のルールに従って料金改定をしようということで上程をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） これは国からの通達ですので、その意思、内容等はわかります。ただですね、今回全員協議会で提出されました資料を見ますと、近隣の市町、天草市、上天草市の状況を見ますと、類似施設、老人福祉センター、温泉センター、志岐集会所、温泉プール、学校施設、公民館、町民総合センター、全て天草市と上天草市は今回改正なしと書いてあります。苓北町だけが今度改正されて、特に今、言いました温泉センターあたりは、天草市と上天草市は500円現行のままです。苓北町は510円、10円の結果的に値上がりという形になるんですけれども、町外からの当然利用者もいらっしゃるわけなんですけれども、あえて町外から高い苓北町に、今度そのお客様が来られるのかというのはちょっと疑問に思うわけなんですけれども、他市がですね、今回改正なしとなれば、せめてこの温泉センター、私は全部の施設が内税方式で消費税分は値引きという形ですね、現行のままの改正がいいんじゃないかと考えておりますけれども、特に今回、類似施設の中で温泉センターが510円、特に他市よりも高いので、この部分の内税はできなかったのかとお尋ねしたんですけれども、その辺のお考えは再度どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今回のですね、改定につきましては、10月1日からのですね、消費税改定に伴う改正という部分でありまして、その部分をですね、使用料にも反映をさせるということで進めてきております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 議案第54号の富岡城公園施設について質問をいたしたいと思います。

今回は、私は一般質問から全て富岡城関連ということで、担当課長には大変厄介者だなと思われるかもしれませんが、実は、各施設社会保障の安定財源ということで、8%から10%の消費税に伴う値上げが計上されて提案されているわけなんですけれども、値上げになりますと必然的に、この次に提出されます補正予算に金額的に反映がされるわけでございます。

この中で1つ気になるのが、使用料、賃借料の手数料で、商工費の中に本来ならば私は入ってくるのではないかなと思っておりますけれども、残念なことに物産館施設使用料のみの1万3,000円が反映されているわけでございます。同時に、支出も45ページにそれぞれ特定財源1万3,000円が、修繕料の特定財源として一部とされているわけでございます。

今回これを見ますと、消費税値上げ分に伴い改正をしたものの、やはり利用について

はないという考えで予算には反映されていないと思いますけれども、そのようになっていくわけでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） それぞれですね、東角櫓、西角櫓、上櫓、下櫓ですけども、決算のですね、状況を見たときに、その利用がですね、できておりませんでしたので、実績に基づいてですね、今、算定をしているところですけども、これからですね、また新たに事業者とかですね、募集した段階で入ってくればですね、幾らか補正対応もできると考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 現実的にはそうかもしれませんのでわかるわけでございますけれども、ほかの施設と横並びの提案だということで理解をしておりますけれども、併せてですね、一般質問でも行いましたけれども、担当課においてもできるだけ使用について努力をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 苓北町の温泉プールの使用料の件でお伺いいたします。

プールの使用料の大人の改定はあって、1回分ですね、幼児、子どもの料金は据え置きというふうに今回なっておりますけれども、6カ月会員権と年間会員権、この分については、基本料金は据え置いて、会員権だけ増額の改正をしているということになっておりますけれども、これの会員権の計算方式というのが少し違うんでしょうかね。普通だったら回数券は同じだったら会員権もある程度の月数あたりを勘案して決定しているんじゃないかなと思ったものですから、なぜこれが増加になるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 温泉プールの会員権の考え方なんですけど、幼児とか子どもさんが変わってないのに会員権だけ変わった理由なんですけど、まず会員権のですね、大人の例えば6カ月会員権2万400円、原則子どもさんは大人の半額ということになりますので、ここの会員権のルールだけは、その半額ルールを使いまして1万200円、幼児の方は4分の1ですので5,100円という計算をいたしております。

この前、全員協議会のときにご説明いたしましたルール3を使っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） ルール3の場合は、基準額の税込み額を計算してその2倍や半

分とすると。回数券や年間パス券も同様というこれですよね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○1番（山口利生君） これは基準額というのが大人の金額ということですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先ほども説明いたしましたとおりでございますが、今、山口議員さんがおっしゃったとおり、基準額が大人の2万400円を基準にいたしております。その半分、4分の1で回数券等については計算をいたしております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ちょっと釈然としないんですね。普通であれば大人の半分とか、これは苓北町独特の決め方かもしれませんが、普通であれば1年間は大体概ね何日使うだろうということで、回数券の何日分というような決め方、当然大人の場合もそのような決め方で、年間パス券であるとか6カ月の会員権とかいう決め方をされているんだと思いますけれども、なぜそれで子どもは身体が小さいから半分、幼児はさらに小さいから4分の1と、これは既に決められてることだからそこまで、それは何で決めているんですか。そのような決め方は条例の中で決めてあるのか。半分にするとか4分の1ですとかというのは、何に基づいて決めてあるのかをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、条例にはございませんけど、温泉プールを当時造りましたときにですね、そういう取り決めということで決めさせていただいております。今回も改正部分は、大人の半分为子どもさん、その半分为幼児の方ということでご提案をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 各施設ごとのですね、影響額を教えてくださいということで、一部はいただいておりますけども、物産館がですね、今回10円値上がりしております。こちら辺がですね、値上げされないときは幾らかと、値上げされたら幾らかというのを教えていただきたい。

それから、富岡公園のですね、これも同じです。500円が1平方メートルに510円になっておりますけれども、10円値上がりするということは、今どのくらいぐらいの価格かということをお聞きしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 物産館につきましては、1万3,000円の影響額になります。

[「値上がり1万3,000円」と呼ぶ者あり]

○商工観光課長（西川文孝君） はい。値上がりというか影響がですね、1万3,000円、はい。富岡城につきましては、今のところですね、事業者がなかなか入っていない状況もありまして、影響額が1,000円もないということで計上はしておりません。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今回ですね、おおよそ全施設でですね、価格の改定をやった場合、全体的に今の1万3,000円を含めると26万円ぐらいの値下げをしたら2%の増にあたるんじゃないか、元の価格の中でですね、元の値上げをしない価格の中で、これは一般財源からの補填になろうと思いますけど、マイナス分がですね、値下げですよ俗に言えば、値下げをおおよそ26万円の分を値下げをしたらいいんじゃないかろうかと。多分天草市とか上天草市は、そこら辺をですね、含んだところで据え置きというような形がとられておると思います。これは天草市とか上天草市は、今の経済状況に何ら上だと思えますけれども、この値上げが今後ですね、総体的に値上げになるわけですが、この26万3,000円ぐらいの金がですね、影響があるのか、今の財政の中でですね。

それともう一点、1つの施設をですね、例をとってみますと、老人福祉センターがですね、10円値上げ、これは多分成人の方の300円が310円になろうと思いますがですね。これをですね、2万1,000円ぐらいが影響するということなんですね。この10円の値下げをしたことによって、70名の方の分が2万1,000円ぐらいになるわけです、単純に。これをしたことによって減るか、お客さんが減るか、減ればですね、ますますもってマイナスになる、全体的にですね。1カ月におおよそ6、7人方がプラスになってくるということになれば、この2万1,000円は全然動かないわけですよ。そこら辺がですね、やはり町の宣伝とか、あるいは皆さん方の利用をしてくださというようなことで、月に5、6人の集客があったならばこの分は取り戻すわけですね。そこら辺をしていただければ、町民の方がですね、せっかくですね、延べ8,000人の方が使っておられるということでございますので、この方たちにやはり相当楽しんで、安い値段で楽しんでもらえるというような形になろうと思います。

これはほかの施設でもそうですよ、例えば、「もう高っかけん志岐集会所は使わんぞ」と、「高うなったけんもう使わんやつか」と、「もう隣の町に行ってやろうやつか」とか、そういったことになったならば、逆にマイナス効果を与えるんじゃないかろうか。温泉も一緒ですよ、苓北町に行くよりも天草市の下田温泉に行こうと。下田温泉は500円ぞと。あそこには交通安全協会に入っておられれば100円マイナスですので400円で入られると、そういった恩典もあるわけですね。

それから、温泉センターあたりも300円になっておりますけれども、むら湯のほう

に行けばですね、同じような待遇ですが、向こうにはサウナはありませんけれども、おおよその風呂場は変わらんですが、200円で入られると。それが全部流れた場合は、このですね、26万円ぐらいの金がまだまだマイナスになってくるんじゃないかなろうかと、今の集客がですね、そこら辺はお考えになったかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、松本議員がおっしゃることはですね、私どもも十分考えておりました。ただですね、やはり国のほうからの消費税改定というような制度的なこともございまして、なお、施設においては5%、8%の折にもですね、改定をしていなかったというような状況もございまして、今回消費税分を全ての施設において反映をさせたいというようなことでご提案を申し上げているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今まで課税をしてなかったじゃなくて内税で対応してきとつとでしょう。今、副町長はそういった言い方ですけども、都度都度上がった年に、いやこれば値下げていきますよということなんでしょう。今の答弁はちょっとおかしかですよ。どうですか、これ訂正してください。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） ちょっと言葉がちょっと使い方が間違っておりました。当然ですね、改定を行っていなかった部分につきましては、内税方式の中で使用料自体を値引きして、それに消費税を加算していたというような状況でございます。

訂正をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君は最後にしてください。

○5番（松本良人君） はい、3回目と思いますが、かなりですね、例えば、町民総合センターで5万人、そうですね、5万人が利用されるわけですね、資料によりますと。それが10円が多分値上げになると思いますけれども、私は、この施設を利用していただきたい。ただででもいいから使っていただきたいというようなことをとって、そのセンター自体が活性化になって、町民自体が愛着を持ってですね、いろんな形で使われると、健康にも使われると、知識の高揚にも使われると、そういったことであれば、苓北町全体がもっと栄えると。

それから、総合センターあたりはステージを持っとるし、志岐集会所あたりもステージを持っておりますので、例えば、天草市でやるイベントあたりも、苓北町は安かから、「あらあ無料てばい、あすこにいて何かやろう」と、こうした場合、集客がぼっと来るわけですよ。そうした場合は、苓北町は他の面でも本当活性する。あるいは、町民の方々が気軽に行って、安いなら気軽に行って、あるいは健康の施策を、スポーツをや

ったり健康の講演会、イベントをしたりいろいろする、それだけ町は相当なやっぱり金以上の、10円以上の効果があると思いますけれども、そこら辺は金が25、6万円の金がなかったから、必要だからこういったことでやられたわけですか。私は、課税云々じゃなくて、値引きをしたということであれば、国あたりは何も言わんと思うとですよ、かけろじゃの、「いやあ、そら値引きをしました。今の価格を据え置きました」、多分よそは全部そうと思いますよ。そういったことは考えられなかったというような先ほどの質問ですけれども、いかがですか、その考え方を聞いておりますよ。

○議長（錦戸俊春君） 何か答弁は。

副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、松本議員がおっしゃることは十分わかります。先ほど回答いたしましたように、その点もですね、いろいろ考えたわけでございますけれども、消費税の関連ということで、国からのほうのそれぞれ使用料に対してですね、その分を転嫁するよというふうなこともありますので、今回はですね、それに従って消費税の改定をご提案しているところでございます。

なお、各施設のですね、やっぱり使用、活用につきましては、今後ですね、たくさんの方にご利用いただけるように、私どもそれぞれ担当課でございますので、努力をしてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、提案されているのは、国の消費税値上げによる法律に基づいた提案だろうというふうに理解しております。その中で温泉センターについてですが、これはサービス業ですよね。先ほどの質問のやり取りの中で、よそは上げていないけれども苓北だけ上げるのかという話だったんですが、よその施設、例えば栖本とか、五和通詞はちょっと若干違いますが、栖本とかいろいろ各自治体、旧自治体が温泉センターは持っています。そういうところの今回の消費税値上げに対する料金の対応はどのようになっていたのか、調べてあるのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議員お尋ねの件でございますけれども、全員協議会です、資料にも添付をしておりましたけれども、類似施設ということで、それぞれ各施設資料をですね、提示をしているところでございます。ページは全員協議会の折の資料の2ページをご覧くださいというふうに思います。

それではですね、天草市のですね、施設につきまして調査をしておりますので、まず、ユメールですけれども、中学生以上がですね、500円ということで、小学生につきましては200円ですね。回数券につきましては5,000円という状況です。

〔「大人１人だけでよかぞ」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（西川文孝君） 改正ということですね。

〔「もうよか、２カ所でよか。議長」と呼ぶ者あり〕

○７番（浜口雅英君） 改正なしじゃですね、利用者に訴える力が弱いんですよ。そして１人当たり５００円なのか５１０円なのか６００円なのか１,０００円なのか、その具体的な数字をせんと、改正なしですよと言っても、昔ば知つとればよかですよ、知つとらんわけでしょう。今までは苓北が安かったから来とった、苓北の温泉、麟泉の湯に入っただけでしょう。しかし、「よそは改正なしぞ」で、「苓北は１０円上がったぞ」で、「よそは改正なしばってんほんなら幾らなあ」というときにですね、やっぱり苓北には来んわけですよ。

先ほどこちょっと触れましたように、温泉はサービス事業なんですよ。であればその担当の人は営業マンですよ、サービス事業の。もっとやっぱり細心の注意の中でどう集客をしていくか。平成３０年度が７万１,０００人ですか、町内が５万４,０００人で町外が１万７,０００人利用されているようです。この１万７,０００人を逃がさないようにしないといけないんじゃないですか。温泉センターも黒字じゃないわけでしょう。毎年１,７００万円ぐらい出しよつとじゃなかですか、委託料という名目の中で、そういうものを幅広く考えていかんと、人の税金、自分の小遣いじゃない、自分の貯金から出とらん、そういう感じで対応しとつとじゃなかですか。だから、この前の資料のときも質問しようと思いましたが、よそは値上げなしとかなんとかじゃなくて、よそは５００円が５００円です。苓北町は５００円が５１０円になります。１０円値上げしますで、そういうことやっぱり利用者に訴えるべきですよ。そして、それが訴えることが不都合になつとならば、経営上不都合であるのならそれはやめるべきですね。結論を言うと、値上げせずに、よそが値上げせんならば、消費税というのは、天草市にも上天草市にも適用されるわけでしょう。ならば何でよそはその消費税が、よそも消費税の対応をせないかんとに苓北町だけが素直に５１０円、素直じゃなかったですね、素直は５５０円だったですね、そういうことで値上げをするのかということなんです。そこら辺の考え方を聞かせてください。簡単でよかです。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 天草市につきましてはですね、それぞれ各施設、指定管理をされてますけれども、料金がですね、５００円よりも安かったり高かったりしたそうなんですけれども、そこを今年度４月から５００円に統一をされたということで聞いております。

温泉センターにつきましてはですね、７万２,０００人ほどですね、利用がありますけれども、その中でパス券もですね、１年、半年あるわけで、その部分でもですね、天

草市、上天草市に比べればですね、大分安くですね、ご利用いただける制度をつくっていると考えております。町外からもですね、どんどんですね、来ていただければいいというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、指定管理者の件がでましたけれども、苓北町の場合は、指定管理者のほうが、これを上限にして金額を下げるというようなことは可能になっているのか。あくまでもこの条例の金額は確実に取れということでの契約になっているのか、その辺りの柔軟性だけ1点をお聞きいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。1回だけ。

○商工観光課長（西川文孝君） 料金につきましてはですね、指定管理につきましても条例どおりですね、料金を取っていただくようなことで契約をしているところです。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（自席より発言する者あり）

○議長（錦戸俊春君） 一括討論でいいです。

〔「一括討論や」と呼ぶ者あり〕

〔「採決は別です」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 採決は各議案ごとに行います。

〔「そんならどこで討論すればよかと」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 今言ってください。

〔「自分で議案第何号で言うわけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） そうです。

はい、どうぞ、討論を行ってください。

失礼しました。まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 議案第53号、温泉センターの値上げ、消費税値上げに伴う値上げは反対です。理由は先ほど言いました。営業施設なので、せめてよそと同等ぐらいに抑えておくべきです。よその施設よりも上げるべきではありません。

よって反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 先ほど質問のときにも出ておりましたが、温泉センターはサービス業です。サービスが充実していれば料金が高くても選ぶんですよ、消費者は。その指示というのが、逆に委託でやりにくいというのもあるんでしょうけれども、そこが指示命令という形ではなくて、サービスを充実させてくださいという願いをするだけでも違うはずだと思いますので、料金が上がったとしてもサービス業である以上、良いサービスを提供すればお客様は来ていただけるので、値段が上がったとしても頑張っていたきたいと思って、私は賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 反対理由はですね、47号から54号まで全て同じ意見なので、統一した内容で反対討論をいたします。

町施設の使用料の消費税は、現行料金での内税とすべきだと考えておりますので、原案に反対いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 反対の立場で意見を申し上げます。

過疎の町、少子化と高齢化の町、総人口が6,000人台すぐにきている状況でございます。町内の現状、ついに高齢化率40%を超えてしまった苓北町に、本年度も町民に不安を与えながらも推し進めている事業の、富岡城関連施設である大手門復元こういう時の億単位の金が注ぎ込まれてきております。これまでに富岡復元による関連工事は15億円を超える血税が使われたにもかかわらず、唯一の収入源である富岡城の中にある歴史資料館の入館は、平成27年度から年間入館者数3,000人から5,000人程度であり、平成30年の入館料は52万8,500円、100万円にもほど遠く、その経済効果が町内に与えるものは期待できておりません。経済効果の少ない富岡城関連工事に億単位の予算が惜しげもなく投入される中に、町民のよりどころとなる、また、いろいろな形で町民の絆として利用される町施設の使用料、10円単位がなぜ改正されなければならないのか。全施設で今回47号から54号までの施設で、影響額が26万3,000円程度の年間使用料の増が言われると。実にアンバランスともいえると思われます。本来ならば使用料を無料、もしくは大きく減額し、町施設を町民の方々が多く利用され、いろいろな面で活躍してもらう場所の提供こそ町の活性化につながると思われます。利用が少なく、蜘蛛の巣の張るような状態では、町の活性化は望めないと思われます。

ところで、10月1日から消費税改定が決定し、今回の提案もこれに伴うものと思いますが、しかしながら、国内をはじめ苓北町においても経済は低迷し、値上げどころの時期ではない。日本の経済のマイナス成長、平均収入の減に拍車をかける、働く労働者への年金掛金の増も言われております。

一方では、これまでに国民健康保険税、下水道料金、介護保険料と軒並みに値上げが続いております。苓北町の主要産業である農業は、日々悪天候に見舞われ、特産であるレタスの植え付け、準備もままならない。みかんも日照不足、今後の台風の予測もできない、漁業は終年低迷、建設業も仕事がない、医療費や物品は日増しに値上がりし、高齢者の年金は期待どころか減額の恐れがある。また、公共料金の値上げは苓北町のイメージ悪化を招き、人口減少の要因にもなる。こんな中での町施設使用料についての増額改定には反対でございます。ちなみに、天草市、上天草市は改正なしという今回の据え置き措置の判断を大いに評価をしたいと思います。

よって、議案第47号から議案第54号までの一括審議された消費税改定に伴う条例改正する条例に反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回の条例改正案について、賛成の立場で討論に参加いたしたいと思います。

今回、全般的に見ますと、子ども、幼児等については据え置きということで、健康づくりのためにも非常にいいものじゃないかと思います。ただ一つ、先ほどちょっとお答えいただいた指定管理者制度を導入しているところをですね、多分ほかの町村での指定管理者の場合は、使用料あたりをもう少し収入を上げるために、柔軟な形で対応できるような制度にしているところもあろうかと思います。あんまり条例どおりきちんと取りなさいということで、収入が減になるよりも、ある程度自分の自主努力で下げるとかいうようなことで対応できるのであれば、指定管理者のほうで少し金額あたりは見直すことができるようなことを検討していただくということでですね、今回消費税が10%上がります。やはり、私たち国民全体も甘んじて受けなければならないということでもありますので、苓北町にとっては必要最小限にとどめるということがみられますので、条例改正には賛成の立場で討論いたしました。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私は47号から54号までの消費税に転嫁をするということで、反対の立場で討論をいたします。

3%から5%、5%から8%、3%値上げ、消費税が増税されたときにも、町として

頑張ってきていただいて、内税でしていただいていると思います。だから今回もやっぱり利用者を増やすという意味でも、内税で頑張してほしい。今までせっかく頑張ってきた町でございますので、頑張っていていただきたい。そして、町民のためにやっぱり少しでも安く利用できるようにしていただきたいということで、反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第４７号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第４７号、苓北町志岐集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第４８号、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４９号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第49号、苓北町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第50号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第51号、苓北町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第52号、苓北町物産館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
もう一度起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立少数です。したがって、議案第53号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、否決することに決定しました。

次に、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立多数です。したがって、議案第54号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第55号 苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長(錦戸俊春君) 日程第12、議案第55号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(福田誠一君) 議案第55号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

苓北町公民館条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。また、苓北町弓道場は、ここ数年利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから、廃止する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例(案)。

苓北町公民館条例(平成17年苓北町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお開きください。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。

まず、別表第１の名称、対象区域の改正でございます。提案理由でも説明をいたしましたが、弓道場はここ数年利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから、廃止するものでございます。

次に、中段の別表第２ですが、大会議室の午後５時から午後１０時までの１時間あたりの使用料１,６００円を１,６５０円等に、その他の会議室の午前８時３０分から午後５時まで１時間あたり１６０円を１７０円に、３２０円を３３０円に、結婚式使用についても消費税改定分を反映させ、改正するものでございます。

次のページをお開きください。

研修宿泊１日当たり５,４００円を５,５００円等に、また、冷暖房料を１時間当たり、大会議室１,０５０円を１,１００円に、中会議室・小会議室・和室３００円を３３０円に改正するものでございます。

条例本文の２ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 議長には従いますが、９時半から休憩なしはですね、トイレも行かんばんけんが、そこら辺は配慮してください。

提案理由に弓道場はここ数年利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから廃止する必要があるため。消費税の値上げだけでなくですね、こういうことが提案されていますが、この中で実績がないということですが、これは何年間の経過を調べられて実績がないというふうに捉えられたのか。この弓道場の建設費や、それからいろいろ維持、修繕あたりもかかっと思えますけれども、それにどのくらいかかったのか。

それから、今後も見込めないというその根拠はどういうことなんでしょうか。それから廃止する必要があるとは、廃止する必要があると非常に強い言葉といたしますか、上から目線の言葉になっていますが、その根拠は何なのか。廃止するとは、あの公民館裏の弓道場を取り壊してしまうということなのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 苓北町弓道場に関してでございますが、平成２６年からですね、現在まで使用は１回もございません。建設費用ですが、当時平成６年３月３１日完成、１,０３０万円でございます。

使用する見込みがないということなんですけど、今現在ですね、当時なんですけど、平成26年の後なんですけど、利用がないということで、現在、苓北町の指定のごみ袋をですね、現在置かせていただいております。平成26年から現在までは、今半分ぐらいごみ袋の置場を使っているんですけど、もし利用する場合は、現在、昨年度とかでも使える状態にはしといたんですけど、この5年間、約5年間どなたからの申請もありませんでしたので、今回弓道場を廃止するものでございますが、今のところ解体等は考えておりませんで、今後ごみ袋等の資材置場ということで、町の建物ということで利用していきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 解体は考えていないということです。そこで教育長にお尋ねするわけなんですけども、教育委員会には、社会教育社会体育の担当部署があります。これらの部署ではスポーツは主義主張に関係なく同じ目的でですね、修練によって各々が各々の目的に向けて活動がすることができます。考えが違うからあだからということがなくてですね、そんな人も一つの種目に練習することが可能です。

教育委員会は、この社会体育のこの特性を生かして、町民に広く普及を図り、町民の健康増進や適切な社会活動を普及することにあるのではないかというふうに思うわけです。何もせずにただ5年間何も申請がありませんでしたという報告ですが、何もせずに利用者がいないという一方的な判断の中で、弓道場を廃止するということは、職務の怠慢と言われてもやむを得ない。そして、弓道の発展を、弓道の振興のために道場建設につなげてこられた先達のご苦勞を尊重して、この弓道種目の再考に努力すべきだと思います。現在の中でも弓道を学校のときしていたという方もおられるかというふうに思いますので、体育協会などが専門の組織がありますので、そういうものを利用して、そういうことに取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の浜口議員のご質問にお答えいたします。

現都呂々公民館に設置してあります弓道場は、四半的ではない。

〔「そらわかっ」と呼ぶ者あり〕

○教育長（濱崎敏和君） ですから、あそこにある弓道場、四半的の協会がございまして盛んにやってらっしゃいます。これに関しましては、安全な場所できちんとした指導者のもとに弓を引いていらっしゃいます。残念ながら現在のところ苓北町におきましては、本弓というんでしょうか、正式名称は私、存じておりませんけども、立ち上がっての弓を引く、その競技については、指導者の方、それからその愛好家の方、その情報を私どもが現在のところ持ち合わせておりません。ですから、弓道場としてそのまま位置づけておくよりも、ほかに利用方法があればという形で、とりあえず建物は残すけれど

も、弓道場としての機能としては、閉鎖というふうな形を取らせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 教育長が弓道の名称を知らずに、本弓とかなんとかという話もされますが、弓道ですよ、本弓もウソ弓も要らんと。弓道です。特に今そういう弓道に親しんでおられる方は、社会人の中では、教員の方が一番いろんな種目の中でもですね、教員の方が比較的多いのではないかというふうに思いますので、再度次の人事異動のときには、そういうことも含めた中で、弓道の人口を苓北町に増やしていく。そのことが先ほどお尋ねした弓道種目の再考に努力すべきではないかというお尋ねだったんですが、そのことについては何も答えがありませんでした。

この公共施設で同様な状況、例えば、先ほど10億円か20億円使った富岡城には、100万円も使用料は入っていないというふうなことで、非常に使用者が、利用者が少ないようですが、そういう施設も含めて今回のような取り扱いをしていくのかどうか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 先ほどは失礼しました。教員のほうでですね、愛好家を探してみながら努力をしていきたいと思えます。

そのほかの競技についてどうなのかということでございますけれども、ここで具体的な競技名というのは、当然私のほうも把握はできておりませんけれども、今後使用状況、それから町、町民の方の愛好の状況、それから、これにはうちの町だけではなく県内の状況、そこら辺も見ながらの判断が必要かというふうに考えておりますので、どうしても活用状況が今のところ低い状況にある施設につきましては、そのような視点からももう一度洗い直していきたいというふうに考えております。以上でございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 富岡城は無料でありますけれども、毎年3万人前後の方たちが来ていらっしゃる。そういった面では、相当活用をしていただいと。ぜひたまの休みのときにはご視察に行っていただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私いつもですね、都呂々におってもったいなあとずっと思ってた。管理はぴしゃっとして使う者のおらんだったというような答弁のようにも思いますけれども、実は管理はしてなかった。雨樋は苔落ちて、もう既にこの条例が廃止される前に電気もメーターも外してある。なんか言い訳に矛盾がある。そ

うじゃなかでしょう、使うとらんとでしょう。

そして、せっかくの弓道場ですので、武道はできるような体系で造ってあるはずですよ。例えば剣道もできるだろう、健康体操もでくっだろう、そういった努力は、使う努力、社会教育の一環、あるいは健康づくりの一環、あるいは集いの一環として、何か教育委員会で今までのその施設を使う努力はなされましたか。

それから、今ちょっと町長が富岡城に3万人来とるということでございましたけれども、それが事実かどうか、こういった集計の方法でとられたか。私は、昨年度の、平成30年度の収入が52万8,000円ぐらいの入館料が物産館です。そのうちの何倍ぐらいが入って、そこら辺の根拠を、町長からその件について教えていただきたい。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 弓道場の管理の関係なんですけど、すみません、私、今年度から課長をしております、私も都呂々出身ですのでたびたび確認はしてたんですけど、この施設が郡民体育祭のときですね、利用されたと思うんですよ。その後も一時期はですね、協会の方が利用されてたとは聞いてます。ただ時代の流れていうともちよっと失礼な話なんですけど、先ほど教育長が申し上げたように、競技人口の減というのが一番原因かなあとは思っています。

〔「頑張らにゃいかん」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（福田誠一君） ほかの武道の施設に関しましては、苓北町総合武道場とかもありますので、そこを有効活用していただいて、今後の教育財産のですね、管理に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ビジターセンターでは人数を計っております。その集計の結果を聞いて話を申し上げているところです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、その弓道が云々とは聞かんとですよ。あの施設を活用した何か指導、もったいない。委員会あるいは福祉の関係、あそこはずっと遊んどってですね、私たち健康体操あたりするときもダブるところがあつとですよ。例えば社協のサロンあたりが和室でやりよりますので、私たちは和室でせにゃいかん。和室でも10人前後程度しかできない。その中で和室でやるわけですけども、やはり、そういったことであれば大いに活用したほうがよかつじゃなからかてずっと私は思っておりましたけれども、またほかにもですね、スポーツは健康のためのスポーツはいっぱいあります。今はそういったことをやって、介護を受けない人間づくりがいろいろと言われておる中でですよ、立派な施設がある中で放置されておる状態でございます。

私は、あそこはきれいにしてですね、例えば、卓球はあそこにしてくれんかと。こっ

ちはまた子どもたちが来るような施設にしてくれんかとかいうような形で、有効活用はできんものか。吹き矢あたりもあるわけですね。それから、今、ペタンクと同じようなスポーツが、革の小さな玉を使ったやり方があります。これは雨が降っても室内競技ができますので、そういったこともいっぱいできます、ありますけれども、そういったこととやっぱり率先してですね、社会体育の面、そういったことで大いにやらないかん。例えば、弓道が今、坂瀬川で、四半的がですね、坂瀬川で相当、これは確かに心身ともにですね、すばらしくなるということでやっておられますけれども、あそこはですね、坂瀬川の教室利用した四半的よりもぴしゃっとすれば立派に四半的ができますよ。そういった形を都呂々でも四半的を広げよう、あるいは荅北町に四半的を広げよう、そして今後のまちづくり、健康なまちづくりはできなかったかということ、そこら辺されたっですかされんとですかそういった努力。

それから、福祉保健課の方にお尋ねしますけれども、今、サロンとかなんかがいっぱいありよります。そしてダブるときがあります。今後もそういった形でいっぱい広げていかないといいかんわけですけども、あそこの施設が空いとるということはもったいないと思われませんか。またサロンはほかにもいろいろ講演会とかなんかもあつて、違う面でもあそこは必要じゃなかろうかと思えます。どうお考えになるか併せてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、この施設は今のところは解体はしない予定にしておりますので、今、先ほども説明しましたとおり、3分の1程度は今、ゴミ袋を置いています。教育委員会といたしましても、ほかの種目等で活用、健康づくりとか計画ができますならば、弓道以外の憩いの場として利用することは可能ではございます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 一応現地をですね、再度見させていただいて、できるものがあればですね、積極的に活用させていただきたいと考えております。

○5番（松本良人君） もう一点、今までそういったあそこの部屋を使うような努力はされたか。ほかのスポーツなんかも取り入れて、使うてしゅうだいて、もったいなかけんというのも社会体育とかなんかでしましたかというの。

○議長（錦戸俊春君） 利用促進について、はい。

○5番（松本良人君） 今までの経緯か、努力されたか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、その件に関しましては、弓道場として考えておりましたので、その以外のことは考えておりませんでした。

○議長（錦戸俊春君） ほかに、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 1点だけお伺いします。

今条例の改正はですね、今、弓道場の条例上の廃止の件と消費税と2つ同じ条例で提案をされておるわけですが、これは一括でしなければいけなかったのか。その提案の仕方についてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） この条例の提案にいたしましては、本来弓道場は使用料はございませんでした。ただ、もう先ほども申し上げましたとおり、平成26年度からですね、5年間利用もなかったということで、これを機にというのはちょっとおかしい話なんですけど、今の利用状況を見まして、弓道場としては用途がないということで廃止を同時に提案をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） いや、私が聞いているのは、この弓道場の使用としてなかったの、名称上が廃止されるわけで、現状としてはまた再利用をされる考えがあるというのはわかりましたけど、ただ、その弓道場の条例上、名前を廃止することと消費税を上げることの議案を一括にされたのは、なぜ一緒にされた。先ほどから消費税は別でさっき提案されましたけども、それと一緒に消費税は消費税、この弓道場の廃止は廃止としての条例提案はできなかったというのをお尋ねしてます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回、時期の関係で、なんですかね6月でもよかったという、極端な話ですね、6月とか12月でもよかった、なぜ9月なのか、一緒に出したのかというご質問なんですけど、先ほど言いましたとおり、5年を経過した時期ということしかちょっと、はい。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） いや、私が言っている意味と、今、課長が答えてる意味がちよっとずれてるのもう一回言いますけども、その時期のものじゃなくて、内容が弓道場の名称を廃止します、条例から廃止しますという条例案と、消費税が今度10%になりますから、使用料の10%分を提案しますという条例、これ全然中身のものが違うので、にもかかわらず今回、同じ提案の中に2つのことを入れてあるんですかとお尋ねします。

だから条例の内容が違うでしょう、意味が、意味が違っているのに何で1ページ、同じところに条例改正としてあげられたんですかて聞いたんです。はい、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） この点につきましては、議案自体がですね、苓北町公民館条

例という条例一本ですので、提案の中身はですね、複数にわたっていても、条例自体がその条例だということでこういう提案になっております。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） この件については、前回の全項目のところでも申し上げましたが、たかが2,000円程度が私もらってる資料でですね、見ますと、それが今度上げられて改定がなされるということ。それから、こういう施設は大いに使ってもらわにゃいかん。今までの今のような弓道場のような形である施設を放置されて使わんから廃止をするということでない。私は大いに使っていただくために、本当は、本来ならば無料にしてほしい。しかし、それが提案されておられませんので、気軽に、そしてまた金の持たん者も持っとる者も平均して使えるような形でですね、今までどおり値上げはしちゃいけない。特に今の行政の中ではですね、上げるべきじゃない、そう思っております。そういったことで、今回の値上げする分については反対です。

それから、先ほど申されました弓道の件に関してもいささか問題があるようでございますので、再度見直していただきたい、そう思っております。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほどの質問と若干重複しますが、教育委員会には、社会教育社会体育の担当部署があるが、これらの部署で、スポーツは主義主張に関係なく、同じ目的で修練により各々の目的に向けた活動が可能である。そして、町の行政の中で社会体育は、この特性を生かし、町民に広く普及を図り、町民の健康増進や適切な社会活動を普及することにある。実態をよく把握され、不十分な部分には積極的な対応をしていくことが求められます。このような中で、弓道場を閉鎖することについては反対します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 原案に反対の立場で討論いたします。

先ほどお尋ねしましたが、本案は、弓道場の条例廃止の件と消費税10%に関する条例が一括となっておりますので、弓道場の廃止の件につきましては、競技者の人口減によるこれやむを得ない措置だと思いますけども、こちらの消費税に関しては、先ほども申しましたように内税での対処をすべきだと考えておりますので、その点で反対いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第55号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため13時20分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時18分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで議会運営委員会開会のため暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後1時21分

再開 午後1時31分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

お諮りします。

議案第53号の否決に伴い、議案第62号の議案を精査する必要がある、最終日9月13日に審議することとしたいと思います。議案第63号から議案第72号までの同様

に最終日に審議とします。

なお、それに伴って、第19号より順次日程が繰り上がることになります。それぞれ修正方、よろしくお願いいたします。

お手元に配布しております日程の第30号を19号、日程第31号を20号、順次繰り上げをいたしますので、訂正方よろしくお願いいたします。

ということで審議をしますので、よろしいかお諮りをいたします。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をさせていただきます。

—————○—————

日程第13 議案第56号 苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第56号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 議案第56号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、課税対象となる使用料等のうち内税方式のものについて、消費税改定分を反映させる必要があるためでございます。また、苓北町相撲場は、ここ数年利用実績が無く、今後の利用も見込めないことから、廃止する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例（平成17年苓北町条例第20号）の一部を次のように改正する。改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。表の右側が改正前、左側が改正後

でございます。

まず、別表第1の総合センターの名称及び所在地、2ページの別表第2の供用日の供用時間の改正でございます。提案理由でもご説明をいたしましたが、相撲場はここ数年利用実績がなく、今後の利用も見込めないことから、廃止するものでございます。

2ページをお開きください。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。まず、中段の苓北町総合センター使用料、会議室の等の使用料ですが、大会議室の午後5時から午後10時まで1時間当たりの使用料1,600円を1,650円に、その他の会議室等についても消費税改定分を反映させ改正するものでございます。

3ページをお開きください。

中段、冷暖房料を1時間当たり大会議室1,050円を1,100円に、その他会議室300円を330円に改正するものでございます。

4ページをお開きください。

苓北町体育センター使用料、入場料を徴しない場合、午後5時から10時まで、使用1時間につき320円を330円等に、苓北町庭球コート、1コート半日使用540円を550円に、農村運動広場使用料、軟式野球場全日4,600円を4,620円等に改正するものでございます。

5ページをお開きください。

中段の相撲場使用料を廃止し、坂瀬川地区総合グラウンド、多目的広場使用料、全日9,000円を9,240円等に改正するものでございます。

6ページをお開きください。中段の夜間照明施設使用料、苓北町庭球コート、町内者、1時間につき410円を420円に、下段のほうで、苓北町坂瀬川体育館使用料、午後5時から午後10時まで1時間当たりの使用料を320円を330円等に改正するものでございます。

7ページをお開きください。

苓北町都呂々体育館使用料、入場料を徴しない場合、午後5時から午後10時まで、使用1時間につき320円を330円等に、また、麟泉運動公園使用料、多目的広場、スポーツに使用する場合、全日9,000円を9,240円等に、消費税改定分を反映させ改正するものでございます。

条例本文の2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 相撲場を廃止するということですが、あそこには屋根等、また土俵等が造られておるわけですが、あれはそのままにしておくのか、また撤去される予定なのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 苓北町相撲場の経過を若干ご説明いたします。

苓北町相撲場ですね、平成6年の7月の郡民体育祭以降はほとんど使用がない状態でした。それから当分の間使用がなくてですね、苓北中学校の統合の時期にですね、苓北中学校の部活をですね、今、グラウンドでしてるんですけど、そのときの駐輪場のような形で利用させていただいておりましたんですけど、今のところそういうことで利用がないということで、相撲場の用途はないということで廃止するものでございます。

あとですね、天草消防組合苓北分署の庁舎建設予定地にこの相撲場がかかっておりますので、そこまではそのままの状態で苓北中学校のサッカー部で利用される計画になっております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、消防署建設にかかっているというとは初めて聞いたんですけども、その計画は別に聞いたほうがいいんでしょうけども、何年後にそのような予定がされているのか。また、その敷地的にどの部分まで利用される予定なのか、その点だけお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 総務課長が答えいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ここではどうだろうかということです。平成35年ぐらいに造るということで、一応候補にはどうだろうかということぐらいですから、まだ正式には決めておりません。これは広域連合との話し合いも要ることですので、ただ、用地をわざわざ買い上げてまでということを考えますときに、あそこは候補地としてなり得るかなという程度でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ということは、まだ敷地的にどこら辺までとか、そういう具体的なことは、35年ごろということでその他は決まってないということで理解しとっていいんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 敷地は消防署内の敷地がどのくらいかというのは決まっておりますので、それに見合う分を造ると。今のあるところと思ったんですが、後ろが崖地になってるから、県が指定する崖地のあれに、だから、あそこには建物は建てられない

と、今後はですね、そういうことですので、やはり相撲場の方向に移動するというような方向性を今、立てているところで、正式にまだ決まったわけではございません。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先ほどの弓道場と内容は同じような質問をさせていただきますが、これは平成6年の郡体以降使用なしということですが、ゼロなのかどうか。それと平成6年前まではどうだったのか。それから、今後も見込めないということですが、そういう状況にあるのかどうかということです。

それから、野崎議員の質問と重複しますが、廃止するとは取り壊しになるのか。消防署の計画もあるようですけども、お尋ねします。

それから、現在、駐輪場扱いになっています。あれはやっぱり相撲をするせんはして、相撲愛好者ですね、からすると、土俵の上に、国技館では女性も乗っちゃいかんという話がありますけども、物議かもしましたけども、やっぱり土俵場にですね、自転車を乗せるということはどうかというふうに思います。私も1回拝見してですね、これは学校に言うか、教育委員会にこれはちょっと抗議せないかんという気がしましたので、やっぱり駐輪場はやっぱり別のところを考えてほしいと思います。

それから、総括的な話になりますが、教育委員会には社会教育、社会体育の担当部署があるが、これらの部署でスポーツは主義主張に関係なく、同じ目的で修練により各々の目的に向けた活動が可能です。社会体育はこの特性を生かし、町民に広く普及を図り、町民の健康増進や適切な社会活動を普及することにあるのではないのですか。何もせずに利用者がいないという一方的な判断の中で、国技である相撲の土俵場を廃止するということは、苓北町における相撲の発展を、そしてこれのために土俵の建設につなげてこられた先達のご苦勞を尊重し、この相撲の再考に努力すべきではないのですか。

現状では、天草市の佐伊津では、比較的相撲が盛んに行われておるようですので、単に苓北町だけじゃなくてですね、別の自治体ではありますけれども、天草市と苓北町は一体になって、こういうスポーツ振興に取り組むべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 利用状況なんですけど、正式にはちょっと把握はしてないんですけど、平成6年7月の郡民体育祭以降はほとんど利用がない状態で、平成27年統合以降は当然利用はございませんでした。統合のときにですね、先ほど駐輪場のご指摘もいただいて、当時は苓北中学校サッカー部の休憩所及び行事等の大会本部として活用したいということになっておりました。当時、平成27年以降にもし相撲をする場合は、盛土なしの土俵で対応するようになっておりましたが、平成27年度以降利用は

ゼロでございましたので、今回廃止するものでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 消防署の建設とですね、どっちが大事かとかいう話になると、非常に弱いわけですが、土俵を50センチぐらい盛り上げた中での土俵がありますので、あの形は尊重してほしいと思います。終わります。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 相撲場のことなんですけどですね、土俵は撤去しとっですよね。ただ屋根が付いてるだけ。いや、泥はもう全部泥はなかですよ。そるけん駐輪場に、自転車置いてあると思うんですけど、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 現在は土俵ていうかですね、杵もなんもありません。更地な状態なんですけど、当時はですね、相撲をする場合は盛土なしの土俵で対応するようにしておりました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） これは都呂々の弓道場と一緒になんですけども、このあと議題といますかね、それであがってくる教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、この中で昨年か一昨年に、もう利用しとらんとにということで、そのあとその泥を全部撤去されたんじゃないかなかなと。

そして、この前、1カ所穴がほげて、職員が一生懸命になって積みよったんですよね。だけん正直言って、あそこを今のままで相撲場にまた復元するのは、恐らく不可能かなと思うわけなんですけど、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 高戸議員ご指摘の今のままでというのはなかなか難しい状態と思うんですけど、盛土なしということで、もしという場合があればですね。陥没の部分をご指摘された分はですね、7月初旬の大雨で、ひさしの部分から雨がどぼっと落ちて、陥没1メートルの40センチぐらい確認したら穴がほげとりましたけど、その後すぐですね、泥等を積みまして、今、1カ月ちょっと、1カ月半ですね、様子を見ましたもう下がりにませんでしたので、そこは大丈夫だと思います。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 前回もらった資料でですね、影響額がおおよそ2万7,000円ぐらいですね。私は、この総合センターはあまり利用がなかったんじゃないかなというような、部屋あたりはですね、ぜひですね、大いにやっぱり利用してもらわばいかんとですけれども、これを値上げはせでんですね、そのままでおってするのが私は一番じゃな

からかと思うのですが、この2万7,000円、この金が財政面でやっぱり苓北町の財源を左右する額でしょうかね。違うとでしょうかね。私はこれは前回も前の項目でもこの件は25万円ばかりどうなるとかというところを聞きましたけれども、そこら辺は回答があまりなかったような気がしてですね、規則だから取るというようなことだったのですが、私は、財源は大丈夫か、ぜひ必要かというのをお尋ねしたいんですけど。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 財政への影響があるのかないのかというご質問ですけども、財政への影響という前にですね、冒頭、今回使用料等の内税に対する条例の案を上程申し上げておりますけれども、国からの指導に基づいて、今までずっと値上げはせずにきておりましたけれども、今回併せてするということで、財政への影響云々というのは、金額云々じゃなくて、そういったところの視点ではないところで上程を申し上げているということです。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 先ほども確かに国の影響とか、国の指導とかいうことでございましたけれども、利用が少ないのでなるべく値段を下げて活用していただいて、町の活性化につなげたらどうかということ为先ほども私は申し上げました。それは、国は今ある例えば100円について2%上げなさいですね、あるいは10%で原価が100円の場合は110円ですと、今まで108円取ったのを110円にきなさいよというのが指導だと思いますので、先ほどの件のときも言いましたけれども、使用料が町のために価格を下げて大いに使っていただきますよと、そのかわり価格を下げますよと、下げて今、仮に160円を160円のままにしときます。そのかわり原価を下げましたので、今のままで止まりましたというようなことでも、国はOKすつとでしよう。せんとですか。わたしはそのことをさっきからもずっと聞くばってん、確たる報告がなくて、ただ、国からの指導、国からの指導ということでございますが、そういうことであればですね、これは最後だけんちょっと、最後でございますのでちょっと念を押して言いますが、天草市とか天草町は今回は値上げはしとらんとですよ。この上天草、それから下天草の中で、この一番裕福であろうと思われるですよ、苓北町がですよ、上がったと。なかなか見物じゃなからうかと思うとですよ、逆に。「何じゃろかい苓北町は」て、「九電もあつとに」て、「相当銭もあつとやろで」て、私はそこら辺の風評がですね、そんな恐かつじゃなからうかなあと。いろいろな施設が高うなれば、やっぱりここに住みたくても、いやあ、ほんなら天草町に住所を移そかいていう者もでてくつとじゃなからうかなと、そこら辺も先ほども申しましたけれども、そこら辺はどう思われますか。もう一回。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回の消費税の改定につきましては、先ほどと同じ答えになってしまうかもしれませんが、国のほうで８％から１０％に変わるということで、それに伴いまして歳出面でもですね、それぞれの施設ごとのいろいろな運営に係る経費、これが８％から１０％に上がってまいります。そういったことでですね、使用料、歳入につきましてもそれに見合う分の歳入を得ないとなかなか厳しい状況になるというようなことで、今回８％から１０％の改正分をですね、お願いしているというところでございます。

それから、天草市、上天草市との比較ということで、上天草市、天草市は、それぞれ施設ごとに今回は改正なしということでありますけれども、それぞれの施設項目別に見てみますと、料金がですね、苓北町より現状より高い部分がほとんどでございまして、そういったことでございまして、これまでは天草市、上天草市より苓北町の場合は低い価格でですね、使用をお願いしていたという経緯もありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） 毎回ご理解をいただくためにこの議案は出してあると思うとですけれども、要するに、私はその形にはまったその回答じゃなくてですね、苓北町の町民皆様の立場のうえからですね、そこら辺から煮詰めていってですね、立場の、対面のじゃなかことを聞きよっとですよ。

要するに、今の特に総合センターは、本当に利用されとつとやろかと、ここ５番に書いてありますけれども、それはスポーツイベントをすればすぐ１００人、２００人寄るけんですね、そこら辺があがってきたのじゃなかろうかと思えますけれども、そこらへんがなかとですね、使用がなかと、とりあえず温存してですよ、国が上げるて言うたけん上げたという形でですね、上ぐつとが本当か。あるいは、もうしょうがなか、そんなかし町のためには１人でも多くの方が使っていただきたい。なら安うしようと、またこれよりも安うしようというお考えはなかかということをお尋ねしよっとですよ。そうした場合、特に総合センターあたりはいろんなイベントが、郡内の、いや天草の全てのいろんなイベントが苓北町であるような形になってくれば、今、富岡城で集客するよりも、そういった施設の中のそのイベントで人間は寄ってくる。

例えば、私はいつか言おうかなと思うとですけれども、苓北町出身の、出身とか知り合いがあるとか、親戚があるとか聞いておりますけれども、関ジャニやったかな、錦戸さんあたりは、天草に、苓北にゆかりのある方と聞きますので、あの方たちにちょっとでも足を運んでいただいて、ここで無料でイベントをやってください、貸しますのという形をもしとられるとしたらですよ、無理かもしれん、もう今になってあのような形でですね、偉くなれば相当な金も要すると思えますので、もっと前、昔でもですね、ちょ

っとそこら辺もしとって、ここに来てもらうとなれば、天草どころか、熊本からでも長崎からでも、福岡でも人間な寄せてくるような形になってくっとじゃなかろうか。ちょっとですね、例えば大きかったかもしれませんが、そういった形で大いに活用していただければ、まだまだそのセンターが生きるんじゃないかなと。そうした場合には、帰りには風呂でも入っていってもらおうと。そうすれば温泉センターのほうが増えと。あるいは富岡城に見に行ってもらえば、またそこら辺の富岡城としての価値が上がってくるといような形に、活用できんかということをお尋ねしよっとですよ。そこら辺はどうお考えですかね。まちっと前向きでですね、この前出ました、インターネットの関係とか集客の問題も出たですけども、ふるさと納税の関係も出たですけども、まちっとユニークな考え方はないもんかというのをお尋ねしよっとですよ。どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今おっしゃる松本議員のですね、おっしゃることは十分わかります。私どももこの消費税のですね、改定が決まりましてから、施設の使用料をどうしようかということで、庁内全ての課集まりまして話をしました。そのような中ではありますけれども、先ほどから申しますように、一部ですね、消費税が上がった時点においても、そのまま改定をしなくてそのままにしている施設もあるというようなこともございます。

それと、先ほど言いましたように歳出面でもですね、歳出の部分は必然的にその分の消費税の改正分が転嫁されてまいるわけですので、それに見合うですね、歳入は必要だろうといようなことで、今回の改定の提案を出しているところでございます。当然、各施設の使用にあたりましてはですね、今後やはり各施設とも十分に活用していただくように、それぞれ努力をしてみたいということでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） この条例改正、反対意見として反対の立場で意見を申し上げます。

過疎の町、少子化と高齢化の町、総人口が6,000人台がすぐそこにきている。庁内の状況、ついに高齢化率40%を超えてしまった苓北町に、今年度も町民に不安を与えながらも推し進められてきている事業の富岡城関連施設の一つである大手門復元工事

に億単位の金が注ぎ込まれようとしております。これまで富岡城復元による関連工事は 15 億円を超える血税が使われたにもかかわらず、唯一の収入のもとである富岡城の中にある歴史資料館の入館は、平成 27 年度からの年間入館数は年間約 3,000 人から 5,000 人程度であり、平成 30 年度の入館料は 52 万 8,500 円、100 万円にもほど遠く、その経済効果が町内に与えるものは期待できておりません。

一方では、これまで国民健康保険税、上下水道使用料金、介護保険税等軒並みの値上がりが相次いでおります。経済効果の少ない富岡城関連工事に億単位の予算が惜しげもなく投入されている中に、町民のよりどころとなる、また、いろいろな形で町民の要として利用される総合センターの使用料、10 円単位がなぜ改正されなければならないのか、この施設で 2 万 7,000 円、年間使用料の増と言われるが、実におかしなことと思います。

本来ならば使用料を無料、もしくは大きく減額し、総合センターを町民の方々が多く利用されて、いろいろな面で活躍してもらう場所の提供こそ町の活性化につながると思われれます。利用が少なく蜘蛛の巣が張るような状態では、町の活性化は望めないと思われれます。

ところで、10 月 1 日から消費税改定が決定し、今回の提案もこれに伴うものだが、しかしながら、国内をはじめ苓北町においても経済は低迷し、値上げどころの時期ではない。日本経済のマイナス成長、働く方々の年金収入の減に拍車をかける。また、働く労働者への年金掛金の増も言われております。一方では、これまでに国民健康保険税、下水道使用料金、介護保険税と軒並みに続いている中に、苓北町の主要産業である農業は、日々悪天候に見舞われ、特産であるレタスの植え付けの準備もままならない状態でございます。みかんも日照不足や今後の台風の予測もままならない。漁業は終年低迷しております。建設業も仕事がない。医療費や物品は日増しに値上がりし、高齢者の年金は期待どころか減額の恐れもあります。また、公共料金の値上げは、苓北町のイメージ悪化を招き、人口減少の要因にもなります。

こんな中で、総合センターの使用料についての増額改定は反対でございます。ちなみに、天草市、上天草市は改正なしという。今回の据え置き措置の判断を大いに評価しております。よって、議案第 56 号、消費税改定に伴う条例改正する条例（案）に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7 番（浜口雅英君） 先ほども触れましたが、天草は一体となって社会体育業務を充実させ、相撲場を残し、日本古来の相撲の復活を図るべく努力すべきです。苓北町相撲

場を廃止するとなっていますので、これに反対をします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第５６号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、議案第５６号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１４ 議案第５７号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１４、議案第５７号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第５７号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年９月５日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第２７号）並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第６１号）が令和元年８月１日から施行されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

中身の説明をいたします。恐れ入りますもう１ページめくられまして、新旧対照表のほうをご覧ください。

本条例の第15条にあたる部分でございます。左が改正後、右が改正前で、この対照する法例を変えております。これにつきましては、償還等の規定における条項がですね、国の法令等が改正されましたので、その分この本条例に対応する条項じゃなくなったため、条項ずれの整備をするためでございます。

恐れ入ります。1ページまたお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年8月1日から適用するとなっております。

以上が、議案第57号の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第58号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第58号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第58号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年 9 月 5 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）が、令和元年 5 月 31 日に改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 7 号、令和元年内閣府令第 8 号）が公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

まず概要についてご説明いたします。

今回の条例につきましては、まず用語の定義の改正がございます。それと利用者負担額の受領に関する規定というこの大きな 2 つがあります。恐れ入ります新旧対照表のほうをお願いいたします。22 分の 1 と書いてあるところでございます。左側が改正後、右側が改正前でございます。

先ほど申しましたとおり、用語の定義の改正ということで、「支給認定」という用語から「教育保育給付認定」という用語の改正が行われております。

それと新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。この中のですね、下段のほうです。改正後の下段の第 13 条のところに、「利用者負担額等の受領」とうたっております。これにつきましては、今回副食費というものが出てきましたので、徴収対象保護者をここに規定をしております。

補足説明を若干させていただきます。皆様ご存じのとおり、本年 10 月 1 日から、保育料に関して大きな制度変更がございます。主に 3 つの変更点がございます。

まず 1 つ目です。3 歳から 5 歳の保育料が、保護者の所得等に関係なく全額無料になります。3 歳から 5 歳というのは、いわゆる年少さん、年中さん、年長さんの 3 年間の方が、保育保護者の所得等に関係なく全額無料になります。

2 つ目です。0 歳から 2 歳の保育料につきましては、町県民税の世帯のみが無料となります。

3 つ目です。先ほどの条例改正の中に出てきております副食費の導入ということで、今まで保育料の中に副食費が含まれていましたが、今回の改正で切り離されました。金額は町内一律 4,500 円です。対象となる年齢は、3 歳から 5 歳の子どもさんが対象で、保育園が直接徴収することになっております。そういうことになりましたので、今回の条例のほうの改正を上程させていただきました。

なお、本文の 10 ページでございます。最後に附則がございます。

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとなっております。

以上が、議案第 58 号の中身の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 1点お尋ねいたします。

3点ほどの大きな改革の中で、副食費が各園で徴収するということでございますが、これはそれぞれの園において独自の金額を想定されて取られるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 一律ということをお願いをしたいと思っております。4,500円で町内一律でお願いを園長先生のほうにしたいと思っております。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第59号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第59号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第59号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）が、令和元年５月３１日に改正され、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１７号）が公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

それでは、中身のほうを説明したいと思います。１枚めくっていただきまして、本文があります。令和元年苓北町条例第 号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）ということで、ここに改め分がございまして、第３条から６条の規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めると、ここにあります。

次のページをお願いいたします。ここが新旧対照表でございます。左が改正後、右が改正前でございます。先ほど申しましたとおり、「支給認定」という用語から「教育・保育給付認定」という用語に改めてあります。

恐れ入ります。また１枚お戻りください。

附則、この条例は、令和元年１０月１日から施行するとなっております。

以上が、議案第５９号の説明でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第５９号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第１７ 議案第６０号 苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１７、議案第６０号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第60号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）が令和元年5月31日に改正され、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令第6号が公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

中身の説明をいたします。恐れ入ります1枚めくっていただけますか。お願いします。

令和元年苓北町条例第 号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例（案）ということで、中身です。第3条第2号中第1条を第1条の5に改めるとなっております。

恐れ入ります1枚めくっていただきますようお願いいたします。

次のページが新旧対照表でございます。本条例の第3条のところにありますとおり、この法例の番号が右の改正前から左の改正後に改めてあります。

1枚またお戻りください。

附則です。この条例は、令和元年10月1日から施行するということで、以上が議案第60号の中身の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 18 議案第 61 号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 18、議案第 61 号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第 61 号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和元年 9 月 5 日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）並びに関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年政令第 154 号）が、平成 31 年 4 月 17 日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町水道事業給水条例（平成 10 年苓北町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。改正（案）につきましては、次のページの新旧対照表をご覧ください。左が改正後、右が改正前でございます。

水道法施行令、第 4 条が新設されたため条ずれが生じたものです。新条例の内容につきましては、専用水道設置者に規定する給水人口の基準についてです。本町には専用水道がないため、関係項目はございません。

2 枚目に戻っていただきたいと思います。

附則として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 19 同意第 9 号 教育委員会の委員の任命について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 19、同意第 9 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第 9 号、教育委員会の委員の任命についてをお願いでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。氏名、坂西力。任期、令和元年 11 月 17 日から令和 5 年 11 月 16 日まででございます。

提案理由でございます。苓北町教育委員会の委員のうち、1 人の委員が令和元年 11 月 16 日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員につきましては、坂西委員の再任をお願いしたいと存じます。略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご覧いただき、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから同意第 9 号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第 82 条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は 11 名です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、10 番、倉田明君、11 番、田嶋豊昭君、1 番、

山口利生君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。立会人の倉田明君、田嶋豊昭君、山口利生君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 同意第9号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、反対0票、以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第9号、坂西力君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

日程第20 発議第1号 意見書の提出について

○議長（錦戸俊春君） 日程第20、発議第1号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 発議第1号、令和元年8月26日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。提出者、苓北町議会議員 浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員 田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員 高戸幸雄。

意見書の提出。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定

により提出します。

次のページをお開きください。

意見書（案）。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、核兵器禁止条約が採択されました。

核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器です。この条約は、核兵器の全廃と根絶を目的とした国際条約で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止、そして、これらの廃絶に関する条約とも呼ばれております。

このように、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないもので、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の設備にこたえるものとなっています。

この核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

しかし、日本政府は、広島、長崎の平和記念式典において、このことに何ら言及されておられません。地球上で唯一原爆投下を受けた広島と長崎で、核の惨禍を体験したその経験から、そして、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、これの推進の先頭に立つことが強く求められています。

このようなことから、私たちは、日本政府が速やかに核兵器禁止条約へ早期に署名と批准をされるよう要請するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 9 日、内閣総理大臣 安倍晋三様、外務大臣 河野太郎様、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山本太郎様、熊本県 菅野元二様、錦戸俊春。

意見書を提出する理由を述べさせていただきます。

昭和 20 年、1945 年 8 月 6 日午前 8 時 15 分広島に、そして 8 月 9 日午前 11 時 2 分に長崎に原子爆弾が投下され、多くの人命が失われ、町は破壊されてしまいました。上天草市、天草市、苓北町の私たちの天草でも、平成元年 6 月末現在で、総勢 557 人の天草郡市原爆被害者の会の会員の方々がお亡くなりになっています。悲惨な原子爆弾の被災者になっておられるのです。

このことから、亡くなられた御霊をお慰めするため、令和元年 8 月 9 日金曜日、午前 10 時から、苓北町コミュニティセンターにおいて、上天草市、天草市、苓北町の被災者やそのご遺族等、関係者の皆さんによって、令和元年度天草郡市原爆死没者追悼式が厳粛な雰囲気の中で執り行われました。

日本は、世界で唯一原子爆弾の被害を受けた国です。広島、長崎に原子爆弾が投下されてから 74 年の歳月が過ぎましたが、この地球上から核兵器は無くなっていません。原子爆弾の投下によってお亡くなりになられた方々、その後遺症に今なお苦しんでおら

れる方々のためにも、さらには、地球上の人類をはじめとした全ての生き物のためにも、日本は2017年国連で採択された核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとるべきです。

私たちの意見書提出の取り組みは、本当に小さな、小さな、とても小さな、とても力になれるものではないのかもしれませんが。でも世界平和のためにやらなければなりません。口先だけでなくやらなければならないのです。世界の平和を、そして地球平和のため、この苓北町の議会から始めていこうではありませんか。

よって、この意見書の提出を発議します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

ここで55分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

認定第 1 号から決算の認定に入ります前に、登本監査委員に出席を求めています。
野崎監査委員も監査委員席へ着席をお願いします。

―――○―――

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 1 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 2 | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 3 | 認定第 3 号 | 平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 4 | 認定第 4 号 | 平成 3 0 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 5 | 認定第 5 号 | 平成 3 0 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 6 | 認定第 6 号 | 平成 3 0 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 7 | 認定第 7 号 | 平成 3 0 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 8 | 認定第 8 号 | 平成 3 0 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 9 | 認定第 9 号 | 平成 3 0 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 0 | 認定第 1 0 号 | 平成 3 0 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 1 | 認定第 1 1 号 | 平成 3 0 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

○議長（錦戸俊春君） 日程第 2 1、認定第 1 号、平成 3 0 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 3 1、認定第 1 1 号、平成 3 0 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、1 1 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 1 1 号までを一括議題とします。

一般会計から順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第233条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から令和元年6月28日付けで提出を受けました一般会計、特別会計に係る決算書につきまして、令和元年7月1日付けで監査委員に審査をお願いをいたしました。

監査委員におかれましては、令和元年7月9日から8月19日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をしていただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、令和元年8月30日付けで適正であるとの審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長時間にわたり審査をしていただきました監査委員のご労苦に対しまして、深く敬意を表するものでございます。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額48億8,484万7,676円、歳出総額47億3,820万8,193円で、歳入歳出差引額1億4,663万9,483円から翌年度へ繰り越すべき財源5,004万円を引きますと、実質収支額は9,659万9,483円の黒字となりました。

なお、平成30年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配布してあります。

決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせます。

また、認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の認定について、ご説明を申し上げます。

平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、申し訳ありません。

決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

決算額は、歳入総額が48億8,484万7,676円、歳出総額が47億3,820万8,193円で、歳入歳出差引額が1億4,663万9,483円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5,004万円を差し引いた実質収支額は、

9,659万9,483円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により9,659万9,483円全額を令和元年度への繰越金とし、令和元年度において、剰余金のうち2分の1を下らない額5,000万円を財政調整基金に積み立てます。

したがって、決算書6の欄は、剰余金を全額繰り越しましたので基金繰入額はございません。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから47ページまで、歳出が48ページから194ページまでに掲載してあります。また、323ページから330ページに財産に関する調書を添付しております。

なお、決算に関する資料として、平成30年度の主要施策成果説明書を別冊で配布しております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の197ページをお開き願います。苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,907万4,570円、歳出総額34万8,205円、歳入歳出差引額1,872万6,365円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、1,872万6,365円で、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第3号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 認定第3号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の205ページをお開き願います。苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4,987万503円、歳出総額106万894円、歳入歳出差引額4,880万9,609円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は、4,880万9,609円で、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金

繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第4号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 認定第4号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の215ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、1. 歳入総額11億1,091万5,300円、2. 歳出総額10億6,460万5,019円、3. 歳入歳出差引額4,631万281円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5. 実質収支額4,631万281円、6. 実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はあります。

以上が、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第5号、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 認定第5号、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

恐れ入ります決算書の242ページをお開きをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1. 歳入総額9億4,706万9,632円、2. 歳出総額9億2,827万9,239円、3. 歳入歳出差引額1,879万393円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5. 実質収支額1,879万393円、6. 実質収支額のうち、苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はあります。

以上が、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第6号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 認定第6号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の266ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、１．歳入総額１億１,３５４万６,０２３円、２．歳出総額１億１,１１７万４,７２２円、３．歳入歳出差引額２３７万１,３０１円、４．翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５．実質収支額２３７万１,３０１円でございます。６．実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第７号、平成３０年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第７号、平成３０年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の２７７ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額２億１,８１３万７,０９８円、歳出総額２億８４９万８,８１８円、３．歳入歳出差引額９６３万８,２８０円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額９６３万８,２８０円です。実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入金はありません。

以上が、平成３０年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第８号、平成３０年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第８号、平成３０年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の２８８ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額３億４,３２０万２,２７４円、歳出総額３億３,８６１万２,１２９円、歳入歳出差引額４５９万１４５円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費として５万円、実質収支額４５４万１４５円です。実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入金はありません。

以上が、平成３０年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第９号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第9号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の299ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額1,792万793円、歳出総額1,779万1,310円、歳入歳出差引額12万9,483円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額12万9,483円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はありません。

以上が、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第10号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第10号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の308ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額4,682万5,912円、歳出総額4,601万231円、歳入歳出差引額81万5,681円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額81万5,681円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はありません。

以上が、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、認定第11号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 認定第11号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の318ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額929万8,284円、歳出総額878万9,040円、歳入歳出差引額50万9,244円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額50万9,244円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はあります。

以上が、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ただし、明日火曜日から決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。質問は各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成30年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成30年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳

出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１１号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く１０名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く１０名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、９月１０日火曜日、１１日水曜日、１２日木曜日、いずれも午前９時３０分から、大会議室及び第１、第２委員会室で行います。

—————○—————

日程第３２ 報告第５号 平成３０年度決算における健全化判断比率等について

○議長（錦戸俊春君） 日程第３２、報告第５号、平成３０年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 報告第５号、平成３０年度決算における健全化判断比

率等について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算における健全化判断比率の財政指標を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年9月5日提出、苓北町長 田嶋章二。

指標についてご説明させていただきますので、2ページをお願いします。

健全化判断比率の状況ということで、①から④まで番号を付けております。まず、①の実質赤字比率は、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんでしたので数値はあがってきません。次に、②は連結赤字比率ですが、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく一般会計、各特別会計ともに赤字はありませんでしたので、数値は上がってきておりません。次に、③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、広域連合まで含めた公債費比率で、12.4％になり、早期健全化基準値の25％以内となっております。次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合含めた将来負担比率で、121.5％でございます。早期健全化基準値の350％以内となっております。

なお、3ページから5ページまでが計算式等を用いた数値を示しております。また、決算審査意見書の49ページに今、申し上げた数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。

以上で、平成30年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

監査委員会の方におかれましては大変ご苦労さまでした。

本日はこれで退席いただいて結構でございますが、明日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましては、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第33 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第33、報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。その報告が提出されておりますので、お手元に配布しております。

朗読は省略します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号を終わります。

—————○—————

日程第34 陳情第9号 居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長についての陳情書

○議長（錦戸俊春君） 日程第34、陳情第9号、居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長についての陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって委員会を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号、委員会の付託を省略することに決定しました。

朗読は省略をいたします。

この内容について若干補足説明をいたします。

社会福祉法人慈正会理事長 渡邊一夫様より、居宅介護支援事業所の管理要件に係る経過措置期間の延長についてということで陳情書が提出されました。協議をお願いします。

内容について補足説明をいたします。

提出された根拠についてでございますが、まず、苓北町指定介護居宅支援等の事業の人員及び提出された根拠についてでございますが、第5条にもありますように、指定居宅介護支援事業者は、常勤の管理者を置かなければならないとされています。目的としては、その事業所による質の高いケアマネジメントの推進、公正・中立なケアマネジメントの確保等の観点から、管理要件を見直し、厳格化されています。その管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第38号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければなりませんとされています。この主任介護支援専門員になるためには、資格を有し、5年以上の実務経験がある者が、都道府県が行う研修を70時間の研修を受講することが必要であります。また、その資格を保有し続けるためには、5年に一度の更新研修を46時間の受講が必要であります。研修は年1回開催されるそうです。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の附則にもあるように、令和3年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができるよう経過措置がとられています。令和3年3月31日までの経過措置では、主任介護支援専門員を全事業所に配置することは至極困難と思われますし、居宅介護支援事業所の管理者資格失効になり、事業所の廃業を余儀なくされることもと思われます。

このことから最も被害を被るのは事業者ではなく利用者本人、いわゆる被保険者であることから、また、町も保険者でありますので、現状と今後のことを踏まえ、この陳情書を採択し、経過措置期間を現行の３年から最低でも６年、令和６年３月３１日以降までに延長すべきと思い、国に対し意見書の提出をしたいと思います。

協議をお願いいたします。

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

陳情第９号を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第９号を採択することに決定しました。

お諮りします。只今採択されました陳情第９号についての関係機関への意見書の提出については、その意見書の文面、提出先、発議の提出者、賛成者を定めることを議長に一任いただき、本議会最終日に追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第９号についての関係機関への意見書の提出については、本会議最終日に追加提案することに決定しました。

お諮りします。９月１０日から１２日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、９月１０日から１２日までの３日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は１３日金曜日、午前９時３０分から開会します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 3 時 3 5 分

令和元年 9 月 1 3 日（金）

（第 4 日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

令和元年第6回苓北町議会定例会は、令和元年9月13日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 6 2 号 | 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 2 | 議案第 6 3 号 | 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 | 議案第 6 4 号 | 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 6 5 号 | 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 | 令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 | 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 | 令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 | 令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 | 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 | 令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 2 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 3 | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 4 | 認定第 3 号 | 平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 5 | 認定第 4 号 | 平成 3 0 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 6 | 認定第 5 号 | 平成 3 0 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 7 | 認定第 6 号 | 平成 3 0 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 1 8 | 認定第 7 号 | 平成 3 0 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |

日程第 1 9	認定第 8 号	平成 3 0 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2 0	認定第 9 号	平成 3 0 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2 1	認定第 1 0 号	平成 3 0 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2 2	認定第 1 1 号	平成 3 0 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2 3	発議第 2 号	意見書の提出について
日程第 2 4		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 2 5		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

皆様に連絡をいたします。本定例会における審議経過を踏まえ、議案第62号の訂正差し替えを会議規則第20条の規定により議長として許可をいたしましたので、皆様方のお手元に配布されています。差し替えをお願いいたします。

—————○—————

日程第1 議案第62号 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,711万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億632万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日から引上げ改定されることに伴う施設の使用料半年分の増額補正、前年度決算による繰越金、国等からの交付金、負担金、補助金等の交付決定通知に基づくもの、土地再生整備計画事業として、大手門広場整備、観光案内板設置及び情報発信等の事業費、志岐集会所大規模改修に伴う設計費、河川、災害復旧費が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,711万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億632万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。「第2表 債務負担行為補正」でございます。1、変更で、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日から10%に引き上げられることに伴

う各指定管理施設の管理運営業務に係る限度額の変更でございます。期間については、変更ありません。

事項別では、苓北町老人福祉センター管理運営業務が、3,645万円から3,696万3,000円に、苓北町斎場管理運営業務が970万2,000円から978万円に、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機管理運営業務が4,240万2,000円から4,320万9,000円に、苓北町町民総合センター等管理運営業務が4,722万3,000円から4,745万4,000円に、苓北町温泉プール管理運営業務が4,779万円から4,797万2,000円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

7ページをお願いします。「第3表 地方債補正」でございます。

1、追加で、緊急自然災害防止対策事業債、単県海岸保全事業で190万円の追加、緊急自然災害防止対策事業債、単県急傾斜地崩壊対策事業で1,200万円の追加、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で330万円を追加するものでございます。

次に、2、変更で、公共事業等債、漁村再生交付金事業を100万円増額し、限度額を2,620万円に、緊急防災・減災事業債、緊急防災・減災事業を750万円増額し、限度額を4,210万円に、臨時財政対策債は発行額の確定により2,469万4,000円減額し1億6,530万6,000円に、公共事業等債、都市再生整備計画事業を3,210万円増額し、限度額を6,070万円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、3、廃止で、紺屋町海岸排水路流末部詳細設計委託について、緊急自然災害防止対策事業債、緊急自然災害防止対策事業から公共事業等債の漁村再生交付金事業に振替えて借り入れることとなるため、廃止するものでございます。

10ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項3軽自動車税、目2環境性能割、節1環境性能割は、自動車取得税交付金制度が本年9月末日をもって廃止され、10月1日から新たに環境性能割制度が導入改正されることに伴い、本年10月1日からの半年分に係る軽自動車税の環境性能割として15万7,000円を新たに計上するものでございます。

11ページをお願いします。

款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金、節1自動車取得税交付金は、自動車取得税交付金制度が本年9月末日をもって廃止され、環境性能割制度に改正されることに伴い、10月1日からの半年分に係る自動車取得税交付金の減額見込額603万9,000円の減額です。

12ページをお願いします。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税は、普通交付税の交付確定により4,379万2,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目4商工使用料及び目6教育使用料は、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、物産館施設使用料を1万3,000円、公民館使用料2,000円、小中学校施設使用料6,000円、志岐集会所使用料4,000円、社会教育施設使用料1,000円をそれぞれ増額し、合わせて2万6,000円の増額です。

14ページをお願いします。

項2手数料、目2衛生手数料、節3許可手数料は、廃棄物処理業許可に係る5件分の手数料1万円の増額です。

15ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、河川3カ所分の災害復旧事業に係る667万円の増額です。

16ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6社会資本整備総合交付金は、都市再生整備計画事業に係る720万円の増額です。

17ページをお願いします。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金は、早産予防対策、一般不妊治療費助成及び結婚チャレンジ事業に対する少子化対策総合交付金事業補助金72万5,000円と熊本県移住支援事業費補助金75万円合わせて147万5,000円の増額です。

目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、10月から国の幼児教育・保育無償化が始まるのに合わせ、多子世帯20世帯分の保育園児副食費支援事業補助金270,000円の増額。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金は、妊婦歯科検診補助金3万4,000円と妊婦膣分泌検査補助金2万2,000円合わせて5万6,000円を減額し、少子化対策総合交付金事業補助金に振り替えるものです。

目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、耕作放棄地解消事業補助金7万5,000円の増額、節2農業費補助金は、人・農地問題解決加速化事業補助金84万8,000円、中山間地域所得向上支援対策事業補助金149万9,000円など合わせて235万円の増額、節4水産業費補助金は、紺屋町海岸排水路流末部詳細設計委託について、緊急自然災害防止対策事業から農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）に変更したことによる120万円の増額。

目7教育費県補助金、節3中学校費補助金は、中学校3年生を対象とした中学校英語検定チャレンジ事業補助金4万9,000円の増額です。

１８ページをお願いします。

項３県委託金、目１総務費県委託金、節１総務費県委託金は、自衛官募集事務委託金９，０００円の減額、節４統計調査費委託金は、交付決定に基づき、学校基本調査他委託金１７万５，０００円の増額、節５選挙費委託金は、熊本県議会議員選挙事務委託金精算による２７万４，０００円の減額です。

１９ページをお願いします。

款１５財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入、節１土地貸付収入及び節２建物貸付収入の減額は、旧郷土資料館賃貸借契約解約により、合わせて貸付料２０万２，０００円の減額です。

２０ページをお願いします。

項２財産売払収入、目３生産物売払収入、節２木材売払収入は、林道災害復旧工事で出材する木材の販売及び買取収入として、３８万８，０００円の増額です。

２１ページをお願いします。

款１７繰入金、項１特別会計繰入金、目１介護保険特別会計繰入金４１８万８，０００円、目２後期高齢者医療特別会計繰入金４５万１，０００円、目４国民健康保険特別会計繰入金９９２万７，０００円は、平成３０年度分精算に伴う各特別会計からの繰入金合わせて１，４５６万６，０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

項２基金繰入金、目２減債基金繰入金、節１減債基金繰入金は、平成３０年度決算に伴い、減債基金からの取り崩し３，３６０万円の減額です。

２３ページをお願いします。

項３財産区繰入金、目１志岐財産区繰入金、節１志岐財産区繰入金は、志岐財産区議会議員選挙事務執行確定に伴う志岐財産区からの繰入金７９万７，０００円を減額するものです。

２４ページをお願いします。

款１８繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金は、平成３０年度決算額確定により８，１８６万８，０００円の増額です。

２５ページをお願いします。

款１９諸収入、項３貸付金元利収入、目１貸付金元利収入、節１貸付金元利収入は、奨学金貸付者のうち１名が大学院に進学することに伴う償還猶予申請に基づく１４万円の減額です。

２６ページをお願いします。

款１９諸収入、項５雑入、目１雑入、節２雑入は、消防団員安全装備品整備事業補助金１５１万１，０００円、旧郷土資料館等改修費徴収金９０万６，０００円ほか、合わせ

て３２３万４、０００円の増額、目２過年度収入、節４貸付金元利収入過年度収入は、奨学金貸付者１０名分の過年度収入１１５万７、０００円の増額、節５富岡港船客待合所過年度収入は、電気水道及び施設使用料滞納分、合わせて７万６、０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

款２０町債、項１町債、目１農林水産業債、節１水産業債は、紺屋町海岸排水路流末部詳細設計委託について、緊急自然災害防止対策事業債から公共事業等債（漁村再生交付金事業）に借り入れる起債の変更により、差引１４０万円の減額。目２土木債、節２海岸保全債は、萱の木海岸県営事業負担金に係る緊急自然災害防止対策事業債１９０万円の増額、節３砂防債は、富岡城内地区単県急傾斜地崩壊対策事業負担金に係る緊急自然災害防止対策事業債１、２００万円の増額、目３消防債、節１緊急防災・減災事業債は、志岐集会所大規模改修設計委託料に係る緊急防災・減災事業として、７５０万円の増額、目４臨時財政対策債、節１臨時財政対策債は、発行額の確定により２、４６９万４、０００円の減額。目５災害復旧事業債、節２公共土木施設災害復旧事業債は、河川３カ所分に係る３３０万円の増額、目１０総務債、節１総務債は、都市再生整備計画事業に係る３、２１０万円の増額です。

２８ページをお願いします。

款２１環境性能割交付金、項１環境性能割交付金、目１環境性能割交付金、節１環境性能割交付金は、自動車取得税交付金制度が本年９月末日をもって廃止され、１０月１日から新たに環境性能割制度が導入改正されることに伴い、本年１０月１日からの半年分に係る環境性能割交付金として２７８万８、０００円を新たに計上するものでございます。

２９ページをお願いします。歳出です。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１１需用費は、燃料費を３万円減額し印刷製本費を３万円増額、節２５積立金は、財政調整基金積立５、０００万円の増額、目５財産管理費、節９旅費は、みなとオアシス富岡運営協議会開催２回分の費用弁償３万円の増額、目６企画費、節１９負担金補助は、住宅リフォーム等支援事業補助金３件分３０万円、少子化対策総合交付金事業として結婚チャレンジ事業補助金２件分２０万円、移住者支援事業補助金１件分１００万円、合わせて１５０万円の増額、目８諸費は、自衛官募集事務配分額確定に伴う財源区分の変更であります。目１２庁舎管理費、節１１需用費は、役場庁舎蓄電池システム及び守衛室前トイレ等修繕料３３万３、０００円の増額、節１８備品購入費は、庁舎１階シュレッダー１台分の購入費２４万円の増額、目１４情報化推進費、節１８備品購入費は、苓北町地域情報通信基盤施設に係る告知端末１０台及びＶ－ＯＮＵ４台分の購入費５６万８、０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

項２徴税費、目１税務総務費、節３職員手当等は、納税方法変更に伴う口座振替依頼書受付等巡回相談に係る時間外勤務手当１５万円の増額、目２賦課徴収費、節１１需用費は、納税方法変更に伴う封筒印刷代６万円の増額です。

３１ページをお願いします。

項４選挙費、目５熊本県議会議員一般選挙費は、執行事務費確定による精算で、各費目合わせて３６万４,０００円の減額、目６志岐財産区議会議員選挙費も、執行事務費確定による精算で、３２ページまでの各費目合わせて８４万７,０００円の減額です。

３３ページをお願いします。

項５統計調査費、目２指定統計費は、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス基礎調査、全国消費実態調査及び国勢調査校区設定事務の各調査について、節１報酬４万２,０００円の増額、節８報償費４万１,０００円の増額、節９旅費２,０００円の減額、節１１需用費９万４,０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節２給料及び節３職員手当等は、職員の人事異動に伴う人件費調整のための増額、節２８繰出金は、特定健康診査等事業費法定外繰出金返還に伴う国民健康保険特別会計繰出金７１６万６,０００円の減額。目３老人福祉センター費、節１３委託料は、消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う老人福祉センター指定管理委託料１７万１,０００円の増額、目４介護保険事業費、節２給料から節４共済費までは、職員の人事異動に伴う人件費調整のための７６７万８,０００円の減額です。

３５ページをお願いします。

節２８繰出金は、介護保険特別会計繰出金合わせて２２万８,０００円の減額です。目５後期高齢者医療費、節２給料から節４共済費までは人件費調整による３８９万２,０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、療養給付費追加分として、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金３５０万円の増額です。節２３償還金利子及び割引料は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金返還金２７万円の増額、節２８繰出金は、平成３０年度事業費精算による後期高齢者医療特別会計繰出金２９万４,０００円の減額です。

３６ページをお願いします。

目６障害福祉費、節１２役務費は、重心医療費助成決定通知書郵送料１３万円の増額です。

３７ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節２０扶助費は、１０月から国の幼児教育・保育無償化が始まるのに合わせ、多子世帯２０世帯分の保育園児副食費支援事業補助金

54万円の増額です。県・町が各々2分の1ずつの財源負担となっております。

38ページをお願いします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金事務取扱費、節2 給料及び節3 職員手当等は、職員の人事異動に伴う人件費調整のため合わせて39万4,000円の増額です。

39ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節19 負担金補助及び交付金は、天草郡市医師会に対する、あまくさメディカルネット機器更新補助金252万4,000円の増額、目4 斎場費、節13 委託料は、消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う苓北町斎場指定管理委託料2万6,000円の増額、目5 健康増進事業費、節12 役務費は、健康診査の結果通知郵送料6万円の増額です。

40ページをお願いします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費は、節2 給料から節4 共済費まで、職員の人事異動に伴う人件費調整のため、合わせて734万8,000円の減額、目2 塵芥処理費、節4 共済費は、海岸漂着物清掃賃金について、社会保険適用となったため4カ月分の社会保険料等64万8,000円の増額です。

41ページをお願いします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、1 農業委員会費は、耕作放棄地解消事業に伴う節11 需用費8万5,000円の増額、節12 役務費1万円の減額であります。目2 農業総務費は、節2 給料から節4 共済費まで、職員の人事異動に伴う人件費調整のため合わせて801万3,000円の増額、目3 農業振興費は、人・農地問題解決加速化事業として、節3 職員手当等5万円、節7 賃金75万7,000円、節9 旅費8万2,000円、節11 需用費2万6,000円のうち2万5,000円及び次のページに入りまして、節12 役務費7,000円のうち5,000円合わせて91万9,000円の増額、環境保全型農業直接支払事業として、節11 需用費のうち1,000円と節12 役務費のうち2,000円合わせて3,000円の増額です。中山間地域所得向上支援対策事業として、節19 負担金補助及び交付金、苓北町有害鳥獣駆除対策協議会補助金、イノシシ等侵入防止柵設置分149万9,000円の増額、節23 償還金利子及び割引料は、経営所得安定対策等推進事業費補助金過年度返還金1,000円の増額、計242万2,000円の増額です。

43ページをお願いします。

項2 林業費、目2 林道費、節2 給料から節4 共済費まで、職員の人事異動に伴う人件費調整のため合わせて221万円の増額、節13 委託料は、広域基幹林道苓北天草線の未登記分丈量図作成委託料265万円の増額です。

44ページをお願いします。

項3水産業費、目2漁港管理費、節11需用費は、都呂々漁港外灯ほか修繕料105万1,000円の増額、目3漁港建設費は、財源区分の変更です。

45ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、節2給料及び節3職員手当等は、職員の人事異動に伴う人件費調整のため合わせて347万2,000円の増額です。目2商工業振興費、節11需用費は、物産館修繕料10万円の増額、目3観光費、節11需用費は消耗品費4万円の増額、印刷製本費78万3,000円は、都市再生整備計画事業のうち広報活動及び情報発信として、観光案内リーフレット等の印刷製本費78万3,000円の増額、修繕料は、物産館駐車場観光案内板撤去費13万円の増額、節12役務費は、都市再生整備計画事業広報活動及び情報発信として長崎電気鉄道電車広告宣伝料184万8,000円の増額、節13委託料は、消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う木場地区交流施設等管理委託料2万8,000円の増額、並びに都市再生整備計画事業広報活動及び情報発信として町内7カ所への観光案内看板製作設置委託料466万9,000円の増額、SNS等を使った情報発信等の強化及び情報発信の仕組み作りのための情報発信支援業務委託料300万円の増額、長崎電気鉄道電車広告デザイン委託料14万3,000円の増額です。

46ページをお願いします。

目4温泉センター管理費、節11需用費は、温泉浴室換気扇取替及び温泉給水加圧ポンプ等修繕料59万円の増額、節13委託料は、消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う温泉センター指定管理委託料26万9,000円の増額です。

47ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の節2給料及び節3職員手当等は、職員の人事異動に伴う人件費調整のため合わせて260万円の増額、目2道路維持費、節11需用費は、町道維持補修費として350万円の増額、節14使用料及び賃借料は、重機等借上料61万6,000円の増額、目5国道整備促進費、節19負担金補助及び交付金は、県道都呂々宮地岳線改良事業に伴う負担金123万9,000円の増額です。

48ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費 節11需用費は、小川内川護岸修繕料50万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、富岡城内地区単県急傾斜地崩壊対策事業負担金850万円及び萱の木海岸整備に係る県営事業負担金として50万円の増額です。

49ページをお願いします。

款8消防費、項2非常備消防費、節18備品購入費は、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備事業補助により消防団全17班に対する充電式投

光器及び防火服購入として１９４万５，０００円の増額、目４災害対策費、節３職員手当等は、台風・大雨等の警戒待機に伴う時間外勤務手当１３０万円の増額です。

５０ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節３職員手当等は、人件費に係る１，０４万円の増額、節１３委託料は、教育関連施設環境整備委託料として旧都呂々中学校特別棟１階の清掃委託料２０万円の増額、節２１貸付金は、奨学金貸付金確定による４２万円の減額。目３住宅施設費、節１１需用費は、桝の水教職員住宅等修繕料１５万円の増額です。

５１ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費は、財源区分の変更です。

５２ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費、節１１需用費は、苓北中学校関係で、グラウンド補修及び渡り廊下雨よけ板設置等修繕料として２２７万１，０００円、旧都呂々中学校校舎関係で、校舎跡地利活用のための家庭科室及び技術室のエアコン設置及び出入りロドア等修繕料として３１２万８，０００円合わせて５３９万９，０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金は、中学校３年生を対象に中学校英語検定チャレンジ事業補助金９万８，０００円の増額です。

５３ページをお願いします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費、節２給料及び節３職員手当等は、人件費に係る１９５万６，０００円の減額、節１９負担金補助及び交付金は、いきいき芸術体験教室負担金として志岐小学校と富岡小学校に対する自主文化事業負担金５万円の増額、目２公民館費、節１１需用費は、富岡公民館電力引込柱・配電取替ほか修繕料２５万円の増額、目３社会教育施設費、節１１需用費は、苓北町庭球コート的人工芝修繕料１０５万６，０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金は、消費税率及び地方消費税率引き上げに伴う苓北町町民総合センター等管理委託料及び温泉プール管理委託料合わせて９万８，０００円の増額、目４文化財保護費は、都市再生整備計画事業に伴う大手門広場整備に係る発掘調査関連費用及び測量設計委託料、工事請負費合わせて４，１２０万９，０００円の増額です。

５４ページをお願いします。

目５志岐集会所管理費、節１１需用費は、志岐集会所カーテン等修繕料２０万円の増額、節１３委託料は、志岐集会所大規模改修設計委託料７５０万円の増額です。

５５ページをお願いします。

項５保健体育費、目２学校給食費、節３職員手当等は、人件費に係る４８万円の増額、節１１需用費は、消耗品費２８万８，０００円の増額、学校給食調理場の電磁回転

釜基盤ほか機器等修繕料 113 万、000 円の増額です。

56 ページをお願いします。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産業施設災害復旧費、目 2 林道施設災害復旧費、節 2 2 補償補填及び賠償金は、広域基幹道苓北天草線地すべり災害復旧工事に係る立木等補償費 1 万 6,000 円の増額です。

57 ページをお願いします。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費、節 1 1 需用費は、消耗品費 10 万円の増額、節 1 5 工事請負費は、町河川小路川 2 カ所、山の迫川 1 カ所、計 3 カ所分の工事請負費 1,200 万円の増額です。

58 ページをお願いします。

款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費は 18 万 9,000 円の減額です。

以上で、令和元年度苓北町一般会計補正予算第 3 号（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりましたが、29 ページのですね、歳出、総務管理費の中で、情報化推進費の説明の欄の一番右下になりますけれども、ここに二重記載、備品購入費 56 万 8,000 円と、その上に数字が 56 万 8,000 円と 2 段で記載されておりますが、記載の誤りではないでしょうかと思いますけれども、訂正をされますでしょうか、どうでしょうか。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 申し訳ありません。そのとおりで二重計上になっておりまして、大変お手数をおかけしますが、説明の欄の上の段の数字だけの 56 万 8,000 円の数字を削除訂正方、お願いいたします。申し訳ありません。

○議長（錦戸俊春君） はい、わかりました。訂正方、お願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1 番（山口利生君） それでは、29 ページ、企画費、移住支援事業補助金 1 件 100 万円とありますが、これの内容についてもう少し詳しく教えていただきたい。

それと 47 ページ、道路維持費の使用料及び賃借料 61 万 6,000 円とありますが、これについては、今、借りている重機の使用料なのか、それとも工事といいますか、道路の維持で重機を借り上げて補修するものなのか。

それと 53 ページの文化財保護費、これ新大手門広場整備事業に係る補正というふうな説明がありましたが、7 月の臨時会でアパートの移転についての補正を行いました。が、今現在のアパートのほうの本人との交渉がどのような形でなされているのかをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 57ページの使用料及び賃借料についてお答えいたします。

失礼しました47ページです。すみません、失礼しました。

これについては、道路の土砂撤去及び支障木についての重機借上料になっております。以上です。ショベルカーではございません。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 大手門の用地交渉等の経過についてご説明いたします。日付を追って説明いたします。

7月30日に臨時議会で可決をしていただきまして、8月1日に臨時議会の経過を報告し、正式に用地交渉を行っております。オーナーの方にですね、まず、借家人の方なんですけど、お盆までに意思確認をお願いしますということで、1回目はそこで帰っております。その後8月19日に売買の承諾はいただいております。借家人の2世帯の方についても了承は済みです。あと借家人は今回3世帯おられるんですけど、たまたまお盆にちょっとおられなくて、その後また交渉されまして、8月28日に借家人3世帯とも了承をされております。今のところ借家人3世帯の方のうちの2世帯の方については、移転先まで決まっていると聞いております。あと1世帯の方につきましては、今現在、移転先を検討中ということでご報告を受けております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 熊本県移住支援事業補助金ということですが、先般ですね、熊本県のほうから熊本県内への移住支援を促進するということで、補助事業が創設されました。ここは少なくとも2人以上世帯について100万円の補助ということですが、これは各市町村最低でも1カ所分はあるなしにかかわらず計上してくれということでございまして、この100万円のうち75万円を県の補助金でいただくということになります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、この移住支援事業というのは、町外から苓北町に移住してきた場合に100万円の補助を出すと。その補助内容というのはどういうものなのか。苓北町外であれば天草市からこっちのほうに、苓北町に移転した場合も対象となるのか。一番近いところでですね。その点をちょっとお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 申し訳ありません。詳細の説明が不足しておりました。詳細はですね、東京圏に連続して5年以上移住、または通勤した方が、熊本県内の

市町村に転入し、ワンストップジョブサイトくまもとというのを今後熊本県が立ち上げられますけれども、このワンストップジョブサイトくまもとに掲載された移住支援金の対象求人に応募し、就業した場合、2人以上の世帯の場合にあっては100万円という補助を創設されるということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） わかりました。ありがとうございました。

また対象者不明でも各市町村全て最低100万円ということで、ここはなくなれば落とすというだけのことなんですね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） そのとおりです。もし登録された方が苓北町に移住をされたいという方がおられた場合に、補助金の交付ができませんので、最低でも1件分は9月の補正であげてもらいたいというふうな県の意向がありました。以上です。

〔「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） すみません、今さっき私の聞き間違いかもしれませんが、東京圏でなんかおっしゃったですけど。東京エリアでの方がという意味ですか。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 県の資料では、東京圏というふうな、圏域ではなくて東京圏というふうな表記がなされております。いわゆる東京というその圏域の域が漏れてるかどうかというところかと思っておりますけれども、いわゆるそういった東京圏と。熊本県の県ではなくて圏域の圏ということです。

○議長（錦戸俊春君） それはわかります。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 東京圏なので圏域ということで入ると思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、わかりました。ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 4点ほどお伺いいたします。

まず45ページの観光費の中の修繕料13万円あがっておりますけれども、これ先ほどの説明では、物産館の案内板撤去費ということで説明がありましたけれども、それはどれくらい前か、結構長くバリケードといいますか、土嚢袋とそしてバリケードで、それこそ入らないような措置がされとったわけですけども、これは危険防止、危険のための撤去なのか、それとも、もう案内板が古くなって結構くすんでいる状況にあるんですけども、そういった意味の撤去なのか、撤去したあとの新たなものを作られるのか、その点のご説明をよろしくお願いいたします。

それと52ページの中学校管理費の中で、先ほど修繕料53万9,000円、グラウンドほかの修繕料ということで説明ありましたけども、なんかクーラー設置、新たな

教室になんか必要的なもので、クーラーを何台か設置ということをちょっと説明ありましたが、その辺の内容をもう一度詳しくよろしくお願いします。

それから、53ページの社会教育施設費の中の修繕料、これ先ほどの説明では、105万6,000円は人工芝の修繕費ということで説明ありましたが、この辺の例えば100万円という結構な金額なんですけども修繕費で。その修繕の内容、どういう状況なのかをお伺いいたします。

それから、文化財保護費、同じページの文化財保護費の中で、先ほどアパートの方の移転のことでお伺いがありましたけども、2名の方は移転先が決定されて、1名の方はまだ決まってないということで説明ありました。その2件の方、決まった移転先というのは町内なのか町外なのか、その点をお伺いいたします。

それと最後に54ページの志岐集会所の大規模改修設計委託料750万円であがっておりますけども、事前に志岐集会所の設計といたしますか、その状況の資料を出してあるわけなんですけども、後ほど説明あるのかどうかわかりませんが、概算で大体幾らぐらいの改修費が必要になる予定なのか、その辺がもしわかっていればご説明よろしく願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 52ページの修繕料539万9,000円の説明です。

まず、苓北中学校のグラウンド改修、950平米で129万4,000円、ここは先日の一般質問の6月の中でもあつりました。ハンドボールコートの横の部分の改修の部分でございます。あと苓北中学校関係です、3年教室の外壁の補修、苓北中の渡り廊下の雨避け板設置で約100万円は、今年度、ここも議員さんに現地視察をしてもらった折にですね、指摘を受けた分はできる限り今年度で対応いたしました。もう済んでおります。ただし、この100万円分が不足しておりましたので、指摘部分を含めて今回お願いするものでございます。

そのほかのエアコンなんですけど、都呂々中学校の跡地の利用ということで、都呂々地区の特産品開発部会というものが本年に発足いたしましたので、その部分の都呂々中学校の校舎の右側の部分の1階部分にエアコンをですね、2階から2台移設、新品を4台設置をいたします。6台ですね。あとはですね、家庭科室の網戸設置とか換気扇の修理、出入り口のドアの修理、ガスコンロの修理等々を含めまして、約300万円程度の補修を、修繕を計画しております。

続きまして、53ページの修繕料のですね、テニスコートの分なんですけど、テニスコート今、2面ございまして、サーブを打つところが特に傷んでおりまして、その部分だけの部分改修でございます。4カ所になります。

続きまして、その下の先ほど山口議員さんからの分の継続の質問だと思うんですけど

ど、移転先は私の聞いたところによりますと、町内に移転されるとは聞いております。

最後に、志岐集会所の費用ということなんですけど、すみません、時間をお借りしまして若干、あとで説明するつもりだったんですけど、説明をいたします。

大手門の次のページにですね、志岐集会所の平面図がございます。本年度に入りまして専門の設計業者さんにですね、劣化度調査をしていただきました。北側、南側それぞれの側面と、あと天井の部分も含めて調査をしていただきました。詳細につきましては、この図面を見ていただければ一目瞭然なんですけど、腐食が大分進んでおります。町といたしましては、この施設が２００１年に完成したこともありまして、もう十数年経過もしております。部分補修をですね、今まで約３，０００万円程度補修をしておりましてけど、こういう状況もありますので、今回大規模改修ということでご提案をさせていただいておりますが、概算設計というかですね、概算の事業費はですね、町長が７月議会のときも申し上げましたとおり、相当の金額ということなんですけど、数年前ですね、窓の部分等をガルバリウム、ガルバていうとに変えたという設計を概算でもらったときでも、１億円を超えるような金額であったことは承知はしておりますが、今回は大規模改修ということで、今度は天井部分もですね、若干雨漏り等も心配されますので、その分を含めて今後設計料の中でですね、積算をしまいたいと考えております。以上、４点です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） ４５ページの修繕料１３万円でございますけれども、これにつきましては、物産館のところの案内看板が、経年劣化によりまして基礎部分が劣化をいたしまして、腐食をしております。それと表面部分がですね、色がくすんでおりまして、見えにくくなっているような状況でありますので、撤去の予算として１３万円を計上しております。

それと今回ですね、同じページの委託料の中の看板製作設置委託料４６万９，０００円、この中に新たに新設をする予算を計上しているところです。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） 看板につきましてはわかりました。あと荅北中学校の修理費の中の、雨避け看板を設置されるということでの予算なんですけども、あれは、例えば外が見えるような例えば何板というんですかね、要するに透明アクリル板的な、ああいう外も見て雨も避けられるような工法というか、そういった内容のものなのか。

それと都呂々中学校跡地を地元の方で利用いただくということでのクーラーですけども、６台というと結構な広さとあれなんですけども、規模的にやっぱり大きな加工場というんですか、そういった使い方をされるのか。その内容的なものがもしわかっていれば教えていただきたいと思います。

あとについては、志岐集会所の件ですけども、これが概算はまだ最終的な金額は当然出てないと思うんですけども、現段階でのそのやり直し、改修のやり方というのは、今、課長の説明では、屋根の雨漏りまで今度はやらないといけないような状況があるということですけども、あまりにも大掛かりになるのであれば、建て替えを視野に入れなといけないような経費的な部分なのか、改修ですむような状況なのか、そのへんは大まかな構想といたしますか、それはあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 苓北中学校の窓の分は、アクリルも若干検討いたしましたけど、強度的な問題、安全性を考えましたらですね、やっぱり板のようなやつになるような計画をしております。

次の旧都呂々中学校の利用なんですけど、今のところそこの中で加工等をされる方が、オリーブの塩漬け、晩柑の加工品、柚子の加工品、木工加工品とあと惣菜ということになっております。面積的にはですね、案外見てご承知と思うんですけど、1階を全て使いますので、エアコンのほうは6台必要ということです。あとですね、保健所の許可あたりでも温度の管理とかもありますので、できるだけ今、室内が暑うございますので、6台設置していくようになっております。

最後の志岐集会所の建て替えの関係は検討されたかということなんですけど、今回、志岐集会所の改修に関しましては、志岐集会所が避難場所の指定をいたしますので、緊急防災・減災事業債を財源として考えておりまして、100%充当の交付税措置70%をですね、3割が約手出しということで、当時この建物は4億数千万の建物なんですけど、ちょっとその部分に関しましては、1億円を超えるような建物で、改修が大きいと考えていますけど、その緊急防災・減災事業債を使いますと3割の一般財源ということになりますので、今のところ起債事業ということで今回は進めさせていただきます。

よろしくをお願いします。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今の志岐の集会所、大規模改修ということで、以前コミセンも大規模改修で、これも防災・減災を使っていたわけですが、この志岐の集会所はなんですか、日本建築学会賞ですか、相当有名な建築家さんの設計家がされたにもかかわらずこういった状況で、そしてから県の本材ですか、あれを使うから県のほうからも補助金をいただいたという経過があるようでございますけれども、今回、田中建築設計事務所ですか、大まかな設計をしておられるようでございますけども、もうですね、二度とああいった雨漏りがないように、建築家さんとはしっかりした協議を

していただきたいと思います。

そしてご案内のとおり、なぜか知りませんが地下から水が湧いてくると。私たち素人の考えでは、コンクリートを張った下からは普通はこんとやろばってんなあということもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、苓中のことで少し気になるわけですが、以前、苓中の渡り廊下を雨避けに防ぐと、なんか消防法にどうたらこうたらということで今の廊下になったような記憶といいますか、お話を聞いた覚えがあるんですけど、そこはクリアしているんでしょうね。これが間違えならいいんですよ、間違いなら、私の思い違いならそれで結構なんです。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 申し訳ありません、私は把握はしておりませんが、その部分を含めてちょっと確認はしていきたいと考えております。

○4番（高戸幸雄君） よろしくお願ひします。良くなることには反対しません。あくまでもその確認ができているか、それだけが気がかりですから質問いたしましたわけです。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 52ページの中学校のグラウンドの件なんですけども、先ほどもちょっとおっしゃいましたけども改修をするということですが、どういう形で改修をされるのかちょっとお聞きしたいんです。土の入れ替えということを少しお聞きしたんですけども、排水設備がちょっと悪いんじゃないかなということも聞いておりますので、そこら辺がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

もう一点なんですけども、志岐集会所の件なんです。これは本当に木造建築ですので、雨や風に対する対応も考えたうえでの設計・施工だったと言うふうに思いますけども、聞くとところによると、建設当初から雨漏りがしてたんだよということもちょっと耳にしました。もしそうだとすれば、設計業者や建築業者の責任も問われると思いますし、それを認めた町の責任も問われるんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり志岐集会所は町の中心にあって町民に親しまれておりますので、本当に早く改修してほしいというふうに思っておりますし、改修には全面的に賛成でございますけども、今までも何回となく補修がなされています。先ほども約3,000万円かかったというふうにおっしゃっていましたが、今までにその補修に正確な数字はどれぐらいかかったのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 苓北中学校のグラウンドの改修でございますけども、ここは当時平成27年のですね、統合のときにハンドボールコートに補修をいたしました。

その工法と同じでございます。泥の入れ替え等を行います。今、茶中のハンドボールコートは私も見に行ったんですけど、5年ぐらい経ちますけど良好な状態になっておりますので、同じ工法で実施したいと思いますが、学校のほうから排水関係の指摘がちょっとあつとるように私も聞いておりますので、今回のグラウンド改修を含めてまた検討させていただきたいと思います。

志岐集会所のですね、雨漏りが最初からということは、私は聞いておりませんが、一番最初の改修をしたのが、志岐集会所が平成14年に建っております。平成17年にですね、800万円程度かけて外装工事をしております。雨漏りが最初からというとは、ちょっと私も記憶がございませんが、17年にしておりますので、それくらいかなあという判断をしております。

あとは、ちょっと改修の部分なんですけど、すみません、ちょっと計算するのに長がかかりますけど、約3,000万円は間違いのない金額です。

よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 中学校のグラウンドの件なんですけども、やっぱり排水設備をきっちりしなかったら、土の入れ替えだけでは駄目だろうというふうに思いますので、そこも検討していただくということです。それで、せっかく改修をしたは、また水が溜まるはということで、水はけが悪いはということでは何なりませんので、排水をちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

志岐の集会所の件なんですけども、人づてに聞いた話なのではっきりとはわかりませんけども、やっぱり雨漏りが早くからしてたというのは、あっちこっちからちょっと聞いておりますので、そこら辺もちょっときっちりとしたことを調べていただけたらいいかなというふうには思いますけども。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 55ページで学校給食の修繕が、回転釜を修繕するということでしたけども、これは老朽化なのか、それともこの前の事故があつて、その対策なのかお尋ねします。

それから54ページです。同じ志岐集会所ですが、ちょっと今、石田議員からも発言がありましたが、この写真を見る限りですね、これはこういう施設の耐用年数というのは大体何年ぐらいなんでしょうか。2000年に造ったとすれば約20年、20年でこんなですね、柱が腐ってしまうとか、天井が、これは壁ですか、壁の表がなくなってしまうていうとか、私も総務常任委員会のときに現地に行きまして、壁の一番裾は手でボ

ロボロなるような状況になっていました。それが老朽化によるそういう状況なのか、それとも、石田議員も発言されとったように設計上の問題があったのか、施工上の問題があったのか、施工上の問題があったとすれば、業者にその責任はあるのか、その工事を監督した役場、苓北町にあるのか。それから、建設後の管理の状況に問題があるのか、そこら辺も十分検証した中でですね、委託をしてほしいと思います。

それから次、53ページですが、この13の委託料と15工事請負費が、委託料500万円、工事請負費3,600万円という形で掲載入れています。この内訳を教えてください。

それから、急傾斜地崩壊対策事業負担金が850万円計上してありますが、これはどこの対策なんでしょうか。今んた48ページですね。

47ページで国・県道整備事業の負担金が124万円ばかり組んであります。県道の志岐本渡線ですね、中尾地区の中尾橋の付近に、町道と県道が交差するところがあります。その県道敷地内に集水枡があるんですけども、そこ町道から流れてくる水がそこを溢れてですね、こっちから山に向かっていけば、左側の路側下にある田んぼの中に、水は入ってもいいんでしょうけども、適当な水はですね。枝木が入ってくるは、水も溢れるように入ってくるということでしたので、1回現場を見ていただいて、適当な対応をお願いしたいと思います。

それから45ページに、先ほど看板製作設置費が計上してあります。一部は物産館の取り替えというふうに話があったようですが、7カ所ということでしたけどもほかにどこどこあるのか教えてください。それから看板設置にあたられてはですね、言うまでもありませんが、町内から町外に向けての看板になりがちですよ。ですので1回町外に出て、町外というのは特別遠くへ行く必要はないわけですね、あそこの西川内で例えると、西川内の苓北町と天草市の境界に出て、町外から苓北町に入ってくる時に見やすいような看板、どういう看板なのかわかりませんが、そういうことで対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから42ページに有害鳥獣の補助金が出されていますが、これは当初は見込めなかったのかですね。有害鳥獣というのは、1年間通して、しかも何十年もなつとるかどうかわかりませんが、数年の課題ですよ。それがなぜ補正でなければ計上できなかったのかお尋ねします。

それから29ページですが、庁舎関連費の修繕料がですね、33万3,000円計上してあります。今、たばこの喫煙ができない状況ですよ。敷地内では禁煙になっていて、役場の場合は一般廃棄物の仮置場が喫煙所になっています。吸っちゃいかんというふうな感じですので、そこまでしてあればありがたいと思うべきなのかもしれませんが、天井がありません。ですので雨降りのときはですね、傘さして吸えば濡れて、たば

こ吸う人が、たばこ愛好者が風邪を引く恐れがあります。それから、最近の日は強いので、天気がいいときは熱中症になる恐れもありますので、そこら辺の天井をですね、あまり金をかける必要はないと思いますので、とりあえず雨避け、日除けの考えはないのかお尋ねします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） ４８ページの急傾斜地崩壊対策事業負担金の事業箇所でございますけども、富岡２丁目城内地区の分でございます。

続きまして、４７ページの国県道整備事業負担金につきましては、都呂々宮地岳線ですね、旧木場小学校を過ぎてからですね、の箇所でございます。そのうちの２００メートルほどちょっと測量と用地補償ということでございます。

〔「そら聞いとらん。そこは志岐本渡線の集水桝の話はした」と呼ぶ者あり〕

○土木管理課長（汐崎正喜君） 失礼しました。中尾の件につきましては現地を調査します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） ５５ページの学校給食調理場の修理なんですけど、回転釜に関しましては、何年経過しているとかちょっと今、資料がございませんが、劣化というかですね、の部分の修繕でございます。

５４ページの志岐集会所の耐用年数でございますが、４７年でございます。当時工事は適正だったのか、管理は適正だったかというご質問なんですけど、建設当時、町といったしましては、適正な工事、適正な管理の中で建築をしております。

５３ページの手門の工事の内訳でございますが、まず５００万円の設計委託料、公園整備部分の設計委託３２０万円、石垣整備の設計委託料１８０万円でございます。合計５００万円です。工事請負費３、６００万円の内訳でございますが、公園広場整備の工事１、１９４平米、芝、暗渠、散水、防護柵、東屋等々で１、６００万円、新大手門公園広場の旧の浦本商店さんの解体分３００万円、東側の石垣整備工事６１平米、１、３５０万円、遊歩道工事、約４００平米で３５０万円、以上の３、６００万円でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） ４５ページの看板製作設置委託料でございますけども、設置場所につきましては、富岡港、大手門、百間土手、千人塚、それと出来町、それと汐入の駐車場と上津深江の物産館になります。それと町外からこられた方にもわかりやすい看板を設置したいというふうに考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ４２ページの負担金補助及び交付金の苓北町有害鳥獣

駆除対策協議会への補助金ですけれども、これにつきましては、１７ページの農林水産業費県補助金であります中山間地域所得向上支援対策事業補助金を充当するものでございます。当初計画になぜなかったのかというようなご質問ですけれども、当初におきましては、既に３０１万円、別の地区を要望、採択受けております。今回県のほうへ追加要望しまして、その採択になった分を補正しております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 庁舎管理費の中で、現在設置しているたばこの喫煙所の屋根について、雨除け、日除け等の計画はどうかということでご意見をいただきました。そこにつきましては、一応役場のほうでは設置のほうは今のところは考えておりません。健康増進法の改正によって喫煙場所をですね、設けたわけですが、その後、それにつきましては、衛生管理委員会であるとか意見を聞きました。意見を諮りました。そのあと喫煙者の方ですね、一応お金でも出し合って、屋根でも簡易的なものを作ろうかという話もありましたけれども、現在のところはですね、簡易テントを持ってきて、中のほうには職員のほうからですね、持ってきていただいて、簡易テントを建てている状況です。以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで終わります。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 喫煙箇所についてはですね、喫煙者の健康を守るためにいうか、やっぱりたばこを吸われる方はですね、心筋梗塞になるそうです。６０歳ちょっと過ぎたぐらいですね、だけんそこら辺は総務課長のほうからも、職員の安全対策のために日除け、雨除けもすべきだろうけども、あなたたちの健康はあなたたちで、災害も一緒、自分たちの命は自分で守りましょうということもやっぱりＰＲされたがいいと思います。私が言うのはちょっと笑われそうですが。

ところで、５５ページですが、この劣化で補修ということであればですね、やっぱり何年、調べていないけども、何年経ったのか調べていないけども劣化なんだというのは、まさに苓北町の行政執行の典型的な説明の仕方ではないかというふうに思います。今日は結構ですので、やっぱり今後そういう貴重な税金を使うわけですので、基礎資料はですね、十分につかんだあとの補正の提案をしてほしいと思います。

それから、また教育課長ですが、集会所の寿命が４７年だというふうにされました。建築後、２００１年か２００２年か２０００年にしても、また２０４７年には経っていませんよね。やっぱりそういう意味では、先ほど触れましたように、施工に問題があるのか、当初の設計に問題があるのか施工に問題があるのか、施工の場合は請負業者さんの分もあると思いますし、それを管理する発注者の管理ですね、これは当然役場の職員になると思いますが、もしかしたら建築の場合はそれを民間に委託でですね、土木工

事の場合は役場が直営で管理しますが、建築の場合はそういう資格を持った人が非常に少ないということもあって、民間に委託されていたというふうに思います。しかし、役場職員が知らないからということで無頓着ではいけないというふうに思いますので、そこら辺もできる限りで結構ですので、調べていただいて、その結果も反映させてもらい、できればその状況でもですね、教えてもらえたと、教えていただければというふうに思います。

それから53ページの工事請負費の件ですが、ここは平面図で見ればですね、遊歩道が設置されて、これは遊歩道は必要なんでしょうか。あえて遊歩道として位置づけなければならないような場所ではないというふうに思うわけです。それから、この平面写真ですね、非常に懇切丁寧というですか、良い平面図が写真で載っています。このことなんですよ、私が前回のときにですね、嘘の平面図であなたたちは町民の代表である議会に、その工事を説明するんですかと言うたのはこのことなんです。これを見ればですね、当然この平面図の中に入ってもいい家屋が記載されていない。これは何ですか、今はやりの言葉で言えば、誰かに対する忖度なんですかということにもなってくるわけです。写真を見る限りですね、これは外れんですよ、この道の反対側の石垣があって、家が2棟、この平面図の中ではありますが、これを図示するということは、写真からいけば当然そのお宅も載せないかんわけです。そういうこともありますので、ぜひそういう取り組みでしてもらい。

そして、その平面図の中で、ここにも遊歩道があります。これは現地は今後階段を付けるのか、言われてですね、我々から言われて階段を付けるのか、あるいは斜路にするのか、このままでは土手になっとっですよ。どこに行くんですか。普通遊歩道というのは、例えば、今までの説明からすると、この西海岸からここを通って富岡に抜けるとかそういう話だったでしょう、じゃなかったですかね。私はそういうふうに理解していましたが、これは行き止まりのところに何で遊歩道ばせんばんですか。もし手を加えるならば何か別の名前を付ける。別ばせればまた言うばってんですね。東屋とか一時休憩場所とかトイレとか、そういう形でならば、この事業自体は反対ですが、この事業の説明にはある程度理解ができます。この遊歩道は全く意味を成さない。だから、何のための遊歩道ですかというのはこの遊歩道も一緒ですよ。前はここに門があった。門があって車が通れないので、人専用の道を造りますと、そういうことだったですよ、もともとの一番最初の遊歩道という考え方はですね。それが門は志岐集会所に、先ほど課長から話があったように、幾らかかるかわからんと。最初造ったのが4億円ぐらいで、またそれ相当ぐらいのお金がかかるやもしれない。そういうことから門は造りませんという話があったわけですので、そこら辺は十分さらに検討してください。

それから、48ページで富岡2丁目が県の県営工事になっているということです。ほ

かにも防災計画を見ていただければわかりますようにですね、急傾斜の地域は非常に人家に密接、引ついたところですね、防災計画の中に危険箇所としてあがっておりますので、富岡にかかわらず都呂々も坂瀬川も、志岐にはあんまりなかったというふうに思いますけども、そういう形での防災計画、この前の説明の中でも、現地を見ながら適切に対応していくという一般質問の回答もあっておりますので、そういうことで対応してください。

それから、43ページに丈量図が265万円計上してありますが、これはこれ1回で全てのあれが済むんでしょうか。それともまた2回、3回、4回としてさらに追加で補正が出てくるんでしょうか。

それから39ページに、最初ちょっと質問を忘れたんですが、あまくさメディカルネット機器、これはどういうことなんですか。AEDじゃなかったですもんね、これはですね。

以上、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 43ページの丈量図作成委託料、これにつきまして、森林基幹道苓北天草線の未登記分に係る分でございます。今回は16筆分を予定しておりますけども、未登記分が全体で100筆を超えるということでですね、一気にちょっとできない状況でございますけども、少しずつでも進捗していきたいと考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 39ページ、あまくさメディカルネット事業についてご説明いたします。

これはITを使った医療連携システムで、天草地域医療センターを拠点に天草圏域の66の医療機関が医療連携をとっているシステムになります。平成26年度に稼働しまして、天草郡市医師会と2市1町が協定書を交わしております。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、先ほど浜口議員さんのほうから質問もございましたので、すみません、大手門の整備について、7月臨時議会とほぼ変わっておりませんが、再度ご説明をさせていただきます。

緑の部分ですね、今回公園整備の予定でございます。1,194平米。

〔「課長、聞いとらんとはよかですばい」と呼ぶ者あり〕

○教育課長（福田誠一君） よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 遊歩道の必要性に関しましては、富岡ステーションのほうからですね、観光客の方が降りていただいて、大手門の石垣等を見ていただいて、ここを周遊をしていただくことについての遊歩道でございます。現地の議員さんの視察のときも、この堀切の部分の遊歩道の行き止まりの部分のご指摘もいただきましたが、この計画といたしましては、やっぱりこの遊歩道を有効活用して、富岡ビジターセンター等々に誘導していくための必要な遊歩道ということで町のほうは計画をいたしまして、この計画で国のほうにも申請の許可をいただいておりますので、このまま遊歩道ということで進めさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 富岡港と石垣、それから西海岸へ抜ける道の一つの手段なんだろうというふうに思います。とすれば、この図面に細かくケチをつけるわけじゃないんですが、この部分ですね、この部分は大手門遊歩道のソリかなんか造るわけですか。よそから来られた人は一張羅を着てこられるかもしれない。そしてここは土手になってますよね、ですね、違いますか。道路があつて消防倉庫があつて空き地があつて、そして遊歩道が茶色で塗ってあります。

[聴取不能]

○7番（浜口雅英君） いやいやいやいや、それは、ただ遊歩道が富岡港とこの石垣でも見物して、西海岸に抜けるという話はされませんでしたけども、石垣、来るということでしょう。とするならばこの茶色で塗った遊歩道として図示してある、これの入り口ですね、これ数値ですれば幾らですか。あ、言わんばいかんと思うとったばってん、これには縮尺が入っていた、ずっと教育委員会のとはですね。やっぱり説明地図には縮尺を入れるべきだと思います。ちょっと話がそれましたが、とすればここです、ここですよ、この小さい土手は、なんかソリかなんか作って、ソリに乗ってここを1メートルか2メートルぐらい滑る、そういう特徴ある遊歩道にするのかどうかということです。それならここに来るためには、地下足袋履くか登山靴履いてこんば、ちょこっとスリッパどん履いてきたっちゃこの遊歩道は通れないということになっとですよ、ここまで下りてしまえばよかばってんですね。

だけんそういう、もうちょっと緻密に、やっぱり自分たちの目でよく現地も見られて、そしてこの設計に対しても良く見られて、本当に必要な部分は税金も突っ込んでよかですたい、ですね。ところが、なんかそんとき取ってつけたような形で色を塗ってくる、そういう感じでは困りますよ。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今の部分の遊歩道なんですけど、そこの部分を乗り越える

遊歩道じゃございません。例えば、堀切で左側書いてありますけど、そこからずっと観光客の方が門の手前をここを通過していただきまして、ここでUターンをしていただいと意味もあります。

○議長（錦戸俊春君） 最後にしてください。浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） どうもですね、その回答も取ってつけたような返事じゃないですか。ここですよ、石垣のそばを通るならこっちの遊歩道もあるわけでしょう。石垣があって、そして堀切があってですね。引き潮のときには水もなんもなかばってん、満潮のときには水のきとっですたい、潮水がですね。ほんならここで遊歩道の役割しとっですよ。ここもですね、無理してこの空き地が町有地なのか民有地なのかわかりませんけども、遊歩道とするならば、これは余計なことですが、この町有地であるならば町有地に、民地であるならば民地も幅2メートルぐらいで購入して、そしてこの富岡港線につなげばよかですたい、ですね。行くときだけ、そしてこっちゃん回ってから来ますとかなんとか、そういう取ってつけたような返事をしなくてもいいようなことでとりくんだらどうですかて、先ほど質問したんですよ。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 29ページ、庁舎管理がですね、33万3,000円出ております。これはどういうところかなということで思うのですが、今現在ですね、庁舎の中で、よかですか、聞いとらるっですか。庁舎の中で大会議室の入り口とか、会議室の入り口なんかはいっぱい傷んついてですね、合板がペランペランしとる。そこら辺の修理は自分ですかですね、自分たちですか、やっぱり早めにあがんらんうちにやっばりする必要があります。

それから、これは大事なことだと思いますが、駐輪場の上の鉄骨がさびてですね、腐れとる。あすこら辺あたりはもうお気づきですか。もしあれが切れてですね、落ちた場合、相当な被害を、人的な被害があった場合は、町は相当なやっばりペナルティを喰う可能性があります。当然私たち議員にもその矢面に立たされるわけですけども、その前にはですね、やっぱり町長あたりに相当な批判がくると思いますので、もう一回見ていただいて、ここら辺を組んであるということであれば、33万円で存分にやっていたければなあと思います。

それから、年金関係の件でございますけれども、すみません、38ページ、これはちょっと関連すると思います。関連しないのもう答えないということであればそれで結構ですが、免除申請の方がどれくらいおられるか。それから、無年金者になる可能性は、やはりもらうだけの年数が足らなかったからもらわれんという方も多々おいでにな

るんじゃないだろうかと。ここら辺はですね、職員でも回してもろて、やっぱり今現在、年金を掛けられていない方でもですね、やっぱり足を運ばれて、その免除の手続きをしませんかというような、やっぱり町もサービスが必要じゃなかろうかなと。やっぱり65歳、今は仮に20歳代、あるいは30代の方で、将来的なことは何も考えとられずにですね、年金を掛けられないかたがおいでだろうと思いますけれども、やはり年金をもらうごてなってから、あら、あのとき掛けとけばよかったというような認識も出てくるかと思っています。

ところが、もしお金を払おうごてなかったもですね、免除申請を出しておけば、今はどれだけ来るかわかりませんが、3分の1の掛け金は来ると。そして、その対象になるということでございますが、と思いますけれども、そこら辺の対応はどがんなつとるのかなあ、お尋ねをします。

それから45ページ、観光費の委託料の件でございますけれども、まず第一に木場地区の交流施設等の管理委託料2万8,000円の増額がでておりますけれども、ここら辺は当初計画して、委託料はこれだけありますよというごとに委託すつとでしょう。もう今ずっと出しよつとがですね。その後、同額とか減額とかというので、なんか実績によってどうのこうのというのがあつとですかね。ここら辺はびしゃつと決められた額であるんじゃないだろうかと思いますが、2万8,000円の増額がでておりますので、そこら辺の流れをお尋ねしたい。

それから、あとその看板製作設置、あるいはデザイン委託料等が掲げてあります。先ほどからずっと出ておりますけれども、この看板の設置にしてもですね、私、見るからには、苓北町の看板が一番無駄なところに建ててあったり、目につかんじゃつたりとするところがあるように思われます。他市町を見ても、やっぱり有効に使って、ちょっと目の引くような看板が建つとつたりなんかしてあるところがありますので、そこら辺のですね、あれをずっと見ていただいて、やはりもうちょっとですね、今の現在までのような看板はちょっと目につきにくいとがあるんじゃないだろうかと思いますが、そこら辺を対応をお願いしたいんですけれども、そこら辺の考え方。

それから、広告デザイン委託料ということでありますけれども、広告デザインですね、これはどういった方に委託をなされるのか。やはりこの委託料が一番うーばんぎゃーしてですね、それを鵜呑みにしていろいろやるわけですが、やはり町の職員さん方あたりがですね、やはり、もしよかったならばですね、好きな人だけでも寄りおうて、やはり検討する機会あたりもつくっていただいて、苓北町に本当に合うような看板作りも必要じゃなかろうかと思っています。全てですね、委託委託になってしもてですね、何ともつくれんといっぱいありますけれども、そこら辺をですね、ぜひ考慮していただきたい。

それから、情報発信支援業務というのは、これはどういう事業かお尋ねしたい。

47ページ、道路推進費の需用費でございますけれども、350万円組んであります。実はこれまでですね、やはり私も常々言っておりますけれども、トラロープを張ってあるところあたりがいっぱいあります。これは危険極まりないということですね、ずっと言うてきましたけれども、ぜひですね、もしこれで足るとすれば、早急にそこら辺をですね、本当に危険がないように、あるいはここは危ないよというようなことがわかるような表示をですね、やっぱりやっていただきたい。そして、そうでなければですね、早めにまた12月補正でも臨時でもよかですから、早めに補正していただいて、これは人命に関するものですから、やっぱり早急な対応をしていただきたいなと思っておりますが、お考えをお尋ねします。

52ページ、学校管理費のですね、需用費、修繕料の530万円、苓中の関係でグラウンドの関係でお願いしたかっですけれども、多分これは砂の入れ替えで深層はびしゃっとしてあるでしょうけんね、あとは特別踏みつけたところを入れ替えとすることだろうと思います。

もし泥が余ったならばですね、今、グラウンドゴルフを老人の方あたりがやっておられます。例えば、西川内の漁港あたりをお借りしたり、富岡漁港あたりをお借りしたりしてですね、やっておられますけれども、入れ替える土は元々とも相当すばらしい泥でですね、ちょっと洗ったりなんかすればまた立派に使える泥でございますので、砂でございまして、安易にどこにでも持っていかんようにして、そこら辺をですね、再利用というか、そういったことを説明してどがんでしょうかなというような形で入れていただければ、健康づくりのために今やっておられる、グラウンドゴルフあたりをやっておられる方々が、相当喜ばれるんじゃないかなと思います。そこら辺の対応をお願いしたいんですが、どうでしょうかね。

それから、53ページ、文化財保護費ということでございますが、今回工事費が出されて、なんか公園整備にも幾らか使われるということでございます。それから、測量設計費も組んでありますが、まず、測量設計委託費の中で、先ほど申しました石垣のほうと、どうもこっち園整備云々とありましたけれども、そこら辺の話がでましたけれども、石垣の部分はもうある程度固まって、さっちが業者さんに出さんでも自分のとこっでくっとなかなかっですかね。もう石垣の単価もわかっとなし、それから断面もちょっと測ればできるし、ちょっとして慣れてる方ならば、今の多分なんか技術屋さんは頼んであるということでございますので、その方々に見てもらってですね、しておれば、単価も出ておりますので、ただ平米数を出して単価を出せばよかわけですから、そこら辺は無駄な金は使わんということでですね、検討いただければなと思いますけれども、いかがかお尋ねをします。

それから、この文化財保護関係となんか公園を今度補正いろいろするということが聞いておりますが、公園との関連はどのような位置づけで文化財が公園になったのか。私は、公園あたりで本当に、いや文化財の関係で本当に金を使うとすれば、先ほどから遊歩道関係の話が出ておりますけれども、そこら辺のですね、遊歩道をですね、ちょっとかっこよう裏の石垣を見せられる程度にですね、するとか、あるいはこっちの港湾のほうからでも歩いて入られるようなことでですね、ここなんか閉まっという気がしていることとでございます。ここら辺を開けて、そしてここら辺の裏手のですね、背後地あたりを十分な整備していろんなことをすれば、この前のですね、わざわざ本来ならばもうあれ通りましたからとやかくいいませんけれども、ここら辺に1億幾らもかけてですね、この前の土地からすれば相当な金がかかるわけですがけれども、何でそこら辺をやらなかったのか、私はそこら辺をお尋ねします。

そして、私はかねがね何で外側の整備をすつとか、内側の整備をすつとが本当じゃなかかというようなことをかねがね言うてまいりました。当然熊本城なんか堀の外側は全然せんですよ、してなかですよ、内側しきゃ。どこも、島原城にも行きました。あっちこっち行きましたけれども、苓北ですね、ここの外側ばどうのこうので一生懸命力を入れて、今度も公園整備までするということとありますので、そこら辺が、それが文化財の保護関係のなんですかね、補助金の規則に則ってそれをしなさいということになったのか。できるのかどうかお尋ねをします。

それから、54ページの志岐集会所の大規模改修の件でございます。これは先ほど石田議員さんからご指摘がありました。検査のときから雨漏りがしとったと。これは確実に雨漏りがしていたそうでございます。何で雨漏りしとってから検査通ったるか。たまたまですね、幸か不幸かその竣工検査のときに雨が結構降ったそうです。そしてそれがそっでも通ったもんなて。検査んときおらした人から聞きましたのでこれは間違いありません。これは石田議員さんたちは、私の違うほうのほうから聞いとられると思うので、2人がですね、同じ意見を聞いたということとでございますが、できればですね、この設計委託料あたりもですね、十分に考慮されて、力のある方を指名してください。そうしないと日本全国股に掛けて歩いておられる東北大学云々とか聞きましたけれども、何もならんじゃなかですか。今回ですね、そこら辺も十分に考慮をいれて。それから、木材の耐用年数の云々のと出ておりますけれども、水と白蟻が入らんとすれば、木材が鉄骨より、あるいは鉄筋コンクリートより長くもつとですよ。そのかわり水と白蟻はぴしゃっとしとかにやいかんとです。そういったこととでございます。

それから、この志岐集会所の改修計画をするうえでですね、やはり何かプロジェクトチームのようなものをつくってですね、検討委員会、常にですね、設計者とか町とか、あるいは町の第三者、建築に長けとられる方々を選考して、やっぱりなんですかね、そ

ういった会合をつくってですね、今後検討すべきじゃなかなかなと。この建物は特殊な建物ですけんね、やはり広く一般のやっぱり方の意見も聞くべきじゃなかなかなあと思いますが、そこら辺がいかかなあと思います。

それからもう一点、設計者とまた監督者の話がさっき出ておりましたけれども、設計者と監督者が同時の場合が一番危なかつですよ。絶対自分が設計したのをですね、曲げてもさすつとですよ、監督をさせれば。そるけん今後はですね、建築の場合は特に設計は設計、管理監督は別という形のやっぱり任命の、委託契約のやり方をなされたほうが、町のためにはなると思います。そこら辺をどうお考えになるかお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　ここで質問の途中ですけれども、１１時３０分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時３０分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　それでは、まずページ２９の庁舎管理の修繕料についてご質問がございました。今回計上しておりますのは、役場庁舎の蓄電池システムの修繕が金額的に２４万３,０００円でございます。ほかは調理場前の駐車場において、路面がデコボコしているところに採石を入れた分等で残りの金額になります。あと入り口等の修繕箇所、必要な箇所が多数、多く見受けられるというご指摘でございました。そういった件は確かにご承知をしておまして、今のところは庁舎管理の担当職員のほうが、随時簡易的な補修というものを行っております。

庁舎につきましては、平成８年に建築をされておりますので、当然、建築以来２３年が経過しております。中、外それぞれ補修が必要な部分等ございますので、維持管理計画というものを今ですね、作成中でございますので、それによって今後も補修計画を立てていきたいと考えております。

また、駐輪場の屋根についてのご指摘をいただきました。ご指摘いただきましたので今の休憩時間を利用して見てまいりました。おっしゃるように支柱から屋根の上の鉄骨までのアームですね、アームの接合部分において腐食等が起こっておりましたので、再度屋根のほうにですね、登りまして、腐食状況を確認して対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 松本議員のほうから、38ページに年金の補正予算とは直接関係ないけれどもということであった分でございますが、平成30年度末でいろいろ免除の種類はございますけれども、受けられている方が総数で366名おられまして、1号被保険者数の中に占める割合とすれば、50.7%の方が免除を受けられてるということになります。それと無年金者の減少への取り組みということですが、広報等を通じまして免除のご案内でありますとか、あと相談等が申し出があった場合には、それに対しても対応しております、できるだけそういうのがないように努めてっております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 45ページですね、木場地区交流施設等の管理委託料の2万8,000円ですけれども、これにつきましては、10月からの消費税改定に伴います委託料の増額分でございます。それと看板製作ですね、設置の委託料に絡みまして、看板の設置につきましてはですね、松本議員からもお話がありましたとおり、近隣市町ですね、看板もちょっと参考にしながらですね、デザインに工夫を凝らしてやっていきたいというふうに考えております。はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 同じく観光費のところですが、企画のほうでホームページ等の管理もしておりますので、あと都市再生の取りまとめも担当しておりますので、まとめて45ページの役務費の中の広告宣伝料と、委託料のところの広告デザイン委託料についてまずご説明させていただきたいと思います。

広告宣伝料、役務費のところはですね、先ほどご説明いたしましたとおり長崎の市電ですね、がありますけれども、あそこが4系統あります。あそこにラッピング電車ということで、市電の外側にですね、ラッピングということで、幅が4メートルと70センチぐらいだと思うんですけど、それを全部の4系統にデザインを、町の広告のデザインを施しまして、それを2カ月間の、今のところ予定で予算を通していただければ、長崎電鉄とも協議は必要ですが、10月と11月、年がまたがってランタンフェスティバル等がありますので、1月、2月に4カ月分のラッピングという、電車広告ですね、外側のですね、を考えております。そこに関するデザインがちょっと役場ではどうかというお話だったんですけど、そのデザインについては、ちょっとやっぱり専門のデザイン性があられるところに委託をしたいので、そこに係る予算の14万3,000円というのが広告デザインの委託料ということになっております。

また、情報発信支援等の業務委託料ということで、再三町のほうは情報発信がうまくいってないということで、これまで福岡とか、九州県内を多分ターゲットにした広告とか宣伝をやっておりましたけれども、広告の範囲をまず関西方面までですね、広げたと

ころの情報発信をするということで、これは企画提案方式の中で業者を募って、その中で一番いい、町が情報発信が一番これがいいんじゃないかという業者を選定して委託をするということになります。大きな中身としましたら、SNSとかトリップアドバイザー等のコミュニティサイトを通じた情報発信を行って、フォロワー数とか、口コミの評価とか口コミの数とかのところがまず1点と、2つ目としたら、マーケットを今お話ししましたとおり関西方面まで広げて、幅広くこちらに来ていただきたいということと、町の認知度が低いということがありまして、旅行会社等との連携による情報発信ですね。あと、今後情報発信について効果の検証も必要ですので、そういった今後持続可能な情報発信の仕組み作りのところの分野についても提案をいただいて、発注するということで、その経費が300万円ということになります。再三申し上げますが、一応情報発信の提案をいただいた中で、町が一番いい業者を選定してやるということの費用でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 47ページの道路維持費、11修繕料でございますけれども、議員おっしゃいました危険箇所等をですね、既に当初予算で何カ所かは修繕しておりますけれども、それ以外の分ですね、優先順位を付けまして順次ちょっと修繕させていただきたいと思っております。今後も危険な箇所の解消に努めてまいります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 52ページでございます。今回苓北中学校のグラウンド改修に伴う残土等を、町内のグラウンドゴルフ利用の施設等の土砂に利用できないかということなんですけど、今回工事発注まででございますが、工事の状態を見まして、もし使えるような泥があればですね、検討してまいりたいと考えております。

次に、53ページの石垣設計等の職員ができないかというご質問なんですけど、この件に関しては、土木事業等でも再三松本議員さんのほうからは、自分たちでできるんじゃないかというご質問をいただいておりますが、今回は石垣の断面とかですね、石垣の付近の交通安全施設、道路法線等の設計もございますので、できる限り今後は町の職員のほうで、設計をできる部分はしていきたいと思いますが、今のところこういうふうな感じで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、54ページの、すみません、53ページにあと一つですね、文化財と公園との関係なんですけど、大手門に関しては、町の重要文化財施設でございます。その中で、この重要文化財をですね、発信するためにも、今回都市再生整備計画を利用させていただきまして、公園整備等が必要だろうということで国の認可もいただいております。

また、先般の一般質問等々でもですね、公園の必要政等もご提案いただきましたので、町民の憩いの場としてもこの公園は活用できると考えておりますので、まだ文化財施設ではございますが、公園施設整備も必要だということで、今回公園整備ということで計上させていただいております。

最後に54ページですね、志岐集会所の設計に関しまして、業者を優秀な業者を選んでほしいというような趣旨のご質問だったと思うんですけど、町におきましては、町の中で指名委員会のなかでですね、十分協議をいたしまして、今までの実績等々を勘案しまして、適正な業者を指名をしております。それに含めまして管理のほうも別の業者ということもご提案ございましたが、そこも含めて指名委員会のほうで適切に審査をいたしまして、管理の業者のほうを指名をしてる状況でございます。

あと一つですね、志岐集会所の今回の設計に関しまして、プロジェクトチームのようなものを立ち上げたほうがいいんじゃないかというご提案なんですけど、町といたしましても今回は大幅な大規模改修でございます。私たちもなかなかどういう工法がいいのかどうかは、はっきり今のところわかりませんので、今度取られる業者さんにはですね、1案、2案ぐらいを出していただいて、専門家の方とはなかなか私たちもどういう方をお願いすれば、わからない部分もありますが、まずそういうこの材質で工事をしたらお幾らとか、これだったら長く持つとかという感じの評価をですね、まず部内でして、そのあとですね、議員さんたちにも全員協議会あたりでご説明をして、最終的に補正予算で工事費を提案をしたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 29ページの修繕料ですね、なんか私聞いておれば人ごとのようなことでございますけれども、そこの大会議室あたりに入っところではもう既にあっぱあっぱしとととですね。皆さんどう思われますか。どがんも思われませんか。ここを誰かが有名な方が設計なされた庁舎ですよ。そして、会議室等については、やっぱり顔なんですよ。それをですね、北んほうがばらんぱらんぺらんぺらんしとると、それをまたちょっと検討して、なんですかね、いろいろ担当に言うてどうのこうのします。私はもうそれは既に済んどかないかとじゃなかろうかと思うとですよ。私はずっと前からその件は気になっって、1回どなたかにですね、「私が接着剤ば買うてきてから引っつけてよかとかい」て言うたこともあつとですよ。銭ないっちょんかからんとですよ、ボンドば買うてきて引っつけば。そういったことを職員さんあたりがいっちょん頭に入れとらん、本当に仕事するだけというような感じだから、今ここの中、庁舎の中全体がぎくしゃくしとととじゃなかですかね。いっちょん輪がない。この辺はですね、やっぱりどうのこうの、調査してどうのこうのする問題じゃなかつですよ。ボンド1本

300円ぐらいしかせんとですよ。それを私がこういったことを言ったから、担当が、例えば誰かが、「ほんなら俺が買うてきて塗って引つつかい」という者がおらんとかな、おるとかなと思いますけれども、そこら辺のですね、対応というのは、もしできるとなれば業者さんをお願いしてちょっとしていただければなど。

それから、その自転車置場の錆の問題あたりですよ、どなたかですね、ペンキば買うてきて塗れば、そこ3年もてとつとが5年もてたり7年もてたりするわけですよ。ずっとメンテをしていけば。ところがそういったメンテがないもんですから腐れたりなんかするわけですよ。志岐集会所もそうですよ。竣工検査んとき雨漏つとるとは事実にあるとですから、そのときに対応しとけば。

町長さん知らんごてしとらるばってん、町長さん恐ろしかけん誰も報告しとらんとで
すたい、ね。それで報告されるような対応をとってください。「今、雨の降って漏って
どうもこうもされんばってん、竣工検査通したですばってんどがenschしようか」て、
私はそれで言えるようなやっぱりこの町関係のやっぱりせにゃですね、事実ですそれ
は。そるけん、そういったことですね、そのときでももうちょっと進んでですね、雨
漏りの漏らんごてせろばどがんじゃろかいということであれば、そのころはまだ設計屋
さんのプライドもメンツもあったわけですので、それは対応は無償ででん対応したりさ
れるわけですがけれども、そこら辺がなかったということは、相当なやっぱり苓北町にと
ってはマイナスですよ。そこら辺どう思われるかですね。

それから看板設置はそういったことですね、目立つ、そして長くもてるような看
板、他のところを見てとかいうことでございましたので、そこら辺ですね、一生懸命
頑張っていたきたい。苓北町のためにですね。

それから、いろいろ長崎との関連で船に付くつとですかね、そこら辺も聞きましたけ
れども、それはそつでよかと思います。できればですね、小さか看板でもよかですか
ら、口之津の船あたりにも何か付ければ、私はここよりも観光として来つとは向こうじ
ゃなかろうかと思うとですよ。鬼池航路じゃなかろうかと思うとですよ。特に車なんか
で来られる方はですね、そういったこと。

それからもう一点、情報発信の云々が出ましたけれども、今、私は都呂々老人会長し
とつとですけども、旅館のほうからですね、バリバリ案内がくつとですよ、旅館のほう
から。1泊4食付きで1万円でしますとか、送迎付きでしますとかていうてですね、そ
ういったことが今の状況でですね、旅行業者がすつとはそんな金持ちかですね、ツアー
組んで来られる方だけだと思いますが、私はそういった形でおいでになる方が大半じゃ
なかろうかなと思いますので、そこらへんは苓北町の旅館の方々が受け入れきらっさん
ばですね、天草市や、あるいは近郊のその旅館あたりをお願いしてですね、例えば、下
田の温泉のどこどこ温泉に入って、富岡城のコースがありますよというようなことをで

すね、ちょっと入れてもらえば、ほんなら今度は各団体に帰って、そうして、「ああ富岡城も見せてくださいと言えば、旅館のほうが車まわして見せてくれる。私、毎年2回ぐらいですね、老人会なんかで行きますので、ほとんどそれを利用しよつとですよ。そういったやり方もありますので、旅行業者とかなんかも募るとも結構ですが、身近なところですね、そういった方も利用していただければ、私はそっちのほうが増えたいしやせんかなと思いますけれどもね。

特に一時八代がですね、なんか1,000円ずつ割り戻しにくれたつですよ、券ば、市が。こつで商品ば買うてくださいと、ぼお一つ言うたですよ日奈久まで。そつでですね、そういったやり方もあったと。それはせんちゃよかばつてんですね、そういったことでお一つ日奈久に集中したということでございますので、ここら辺も参考になれば、これについては返事は要りません。

それから、道路維持費の関係で、今、順次優先順位をつけてどうのこうの。私はこの危険箇所、優先順位なんかでなかと思うとですよ、ですね。本来ならば即座にやつとらんばんことですよ。ただ、今までずっと足踏みしてですね、金のなかのどうのこうのというてからそれが放置された。たまたまその事故がなかったからよかもんのですね、例えば、都呂々宮地岳線の県道がございすけれども、県道から入ったところの、県道なんかにはですね、落石するところには、生コンのブロックなんかば置いとく、落ちてきても当たらんごて。あれは私が相当前、前回消防署にも言うた、消防倉庫、富岡の、あの件についても杭ば打ってなんか防護柵をしとけば、こけてきたとき止まるじゃつかて言うたばつてん、なかなかさっさんやった。その当時どなたか知らっさんやったばつてん。それもですね、例えば、県あたりはガードレールの廃材あたりを使うてですね、そしてガードレールば3枚ぐらい乗せてから、落ちてきたときそれで止まるというようなこともやっておられるようですので、そこら辺もですね、早急にやっていただいたほうが、もし事故が起きたときの賠償関係にもつれてこないうちにですね、そういった事業に取り組んでいただければいいと思います。これも一生懸命やっておられるということで、今の私の考え方を考慮していただければ回答要りません。

それからもう一点、これは聞き忘れたつですけども、48ページ、急傾斜対策事業で850万円組んであります。これは富岡2丁目と聞きましたけれども、そこら辺も必要です、あそこもですね。ただ、いっぱいあります、町内には、箇所が、危なかという所が。そこら辺もですね、やはり何かの形でPRをしていただいて、もしその該当があったらですね、人命の伴うことでございますので、これもひとつその富岡城と同じような内容でですね、やっていただければなあと思います。これも頑張るてしかなかけんか、これも要りません。

それから、富岡のその文化財関係でございますけれども、私が聞いたとは、公園と文

化財がなぜどういう形でつながるかなというようなことを聞いたっですね。それと、私は富岡城から仮に船の、要するに高速船を使って云々というのがいつも言われますけれども、本来ならばこの富岡港の駐車場付近から見えるような形でずっと整備していつて、そして入りよい、よいような裏から、裏ですたいな早よ言う。入って中を見られるような対応をするのが必要じゃなかろうかなと思います。それで私はいつも、前よりも中の整備をずっとが本当じゃなかろうかと言いましたけれども、どうのこうのですね、いろんなやらない理由はいっぱいあります。やる理由もいっぱいありますけれども、そういったことでございますが、今回この図面を見せてもらいますと、先ほど遊歩道の云々が出ました。広い海岸よりの遊歩道、確かに広いです。ただこっちの消防の倉庫あたりをもし耐用年数がきて造り替えるとしたら、これを取ってですね、ここら辺をちょっとしたきれいな広場にしろ、ここから入っていけばもうすぐですが、くるっと回らにゃいかん。それと時間が、船なんかが時間がありますのでね、ぐるっと回っていくとなら俺は行かんばいもうあすこにはというぐらいになろうと思いますが、そこら辺はどのように、ここはどうなつとつとですかねここは、私はここんにきはあんまりちよつとよう見んもんですから、もし良かったらですね、ここから行けるような、これ潮だまりというて書いてですね、ありますけれども、そしてこっちの背後地から、そこからでも入れるような感じで、裏口でおかしかですばってん、裏口でもよかつじゃなかですか、結構広さあるようですもんね。そういった形をぜひとっていただかんば、わたしはせっかく造ったこの観光施設が伸びんとじゃなかろうかなと思います。

私たちも年寄りと一緒に、私も年寄りですが老人の方と一緒に行けば、「もうそがんきつかとこには行かんばい」で言われるのが大半ですよ。もしこれを集客目的に造つてあるとすればですよ、そういった目的外で造つてあれば私は別だと思しますので、それでいいと思いますけれども、この大手門を文化財関係で、人に見せるために、観光客に見せるためにすつとならば、入りやすい、来やすい、そういったことを念頭においてせんば、ここにふとか公園のあるけんていうたっちゃ、誰も公園に座つとる者なおらんですよ、多分船を待ってる方は。それよりも富岡城さん行くですよ、時間があれば、もし私なら。そういったことを念頭に入れてですね、ぜひ前向きで検討してください。ここは通らるつごてすぐなつとでしょう。私は図面知らんとですよ、ここんにきは、もう前だけしか見んけんすみませんが、本当は知らにゃいかんとですが、ここは通られるもんと思うとつたっですが、なんか通られんということでございますので、ここら辺もし補助事業で造ったなら、適化法の関係とかなんかあろうと思いますが、そこら辺をですね、理由を付けてクリアでもしていただいて、こっちからも開けていただいて、ぜひ場内のほうも見れるような対応をとっていただきたいなあと思いますが、いかがでしょうかね。

そして、設計委託料の件です。この件については、今度までさせてくれと言われるのですけれども、ずっと今までに、もうちょっと検討しますよ、今度はそうですねと言われるのが、私、議会に立って今、5年目ですけれども、ずっと言われて5年間、とうとう死ぬまで、この次は通らんかもな、出たっちゃ通らん、出る可能性もなかかもしれんのですけれども、ずっと言い続けたけどもずっと上手に先延ばし先延ばしなんですよ。どなたかが取り組まばそういったことはできんのじゃなかろうかなと。私は、見るからにはこれが一番簡単な、自前でできる簡単な設計の取り方じゃなかろうかなと。前の断面が見ればそのとおり図面は作ればよかったですから。単価も前の歩掛かりに現在の単価を組み込んでたして計算すれば、必然的に出てくつとですのですね、新たなとこっじゃなかつたからです、そこら辺はやっぱりしてください。

それでわざわざですね、技術屋さんを今度は雇うとらすて思いますので、相談をさせば必ずわかられると思いますので、先送りはなっただけせんごてしてください。これ先送りしてですね、銭の要らんけん先送りして安うなつという逆ですの、銭の要らん方法にして先送りはやめてくださいということをお願いしとつとですから、そこら辺もう一回。

それでこの次の54ページの志岐集会所の件でございますが、私も指名委員会を云々で、指名委員会、指名委員会、全部ですね、私のおるときから指名委員会ですから指名委員会ですからということで逃げておられます。指名委員会も当時は役場の職員さんたちがつくった指名委員会でしたので、現在はどういう委員会かわかりませんけれども、ただ、それで失敗しとつとでしょうここは。これも指名委員会にかけてあつとでしょう。そして大失敗しとつとでしょう。そつで設計屋さんにも何も言われん、いうかペナルティもなんもなかったつでしょう。ほつだけん見て誰も、竣工検査のときに雨漏りしても、設計屋さんには何のペナルティもなかったつでしょう。それも指名委員会で選んだ方なんです。それは執行部のほうから、こういった形で指名しましたがよろしいでしょうか、ああ、そらしよんなかなあていただけですたい。私はそういうことは好かんのですよね。やっぱり論議して、そして検討して、そして町民の方にかためにためになるか、いかに金のかからん庁舎を造るか、あるいは施設を造るか、それが根本なんです。また明日は担当が代わつどとか、そのうち忘れてしまうでしょうとかいうようなことじゃ、私は世の中は通るて、今の世の中は通つとじゃもんなそれが。ばつてんが本当はそういったことはしてもらいたくなかつたが今の本音ですが、もう一度伺いをいたします。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 1件だけ前のことですから、今の担当はよく知らないと思いますが、この志岐集会所の設計に関しては、熊本県でアートポリス事業というのをやって

おります。そのアートポリス事業に参加なさった全国でも指折りの方がいらっしゃるからということで、熊本県からの推薦がありましたのでそれを採択したわけでございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 松本議員さんのほうから、今回いろいろなご助言、ご意見をいただきまして、今回の公園整備等々に関しましては、今後検討の余地も若干あると思いますが、今回は7月の臨時議会でもご説明しましたとおり、期限というともございますが、町長が7月申し上げましたとおり、大手門に関しては中断ということで進めてまいっております。先ほど消防倉庫の話とかですね、言われましたけど、そこもちょっと検討いたしまして、今後の計画がもしあるときにまた検討をしたいと思います。

あと設計の部分に関してなんですけど、町全体にもかかわりますが、先ほどの答弁と一緒にありますが、職員ができる部分は頑張っって設計をしていきたいと考えております。指名委員会に関しては、設計工事等々、町の決められた中でですね、指名委員会という制度の中で適正な業者を選んでですね、今までの公共工事、単独工事も含めてですね、やっておりますので、その部分でお答えさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 松本議員おっしゃるようになりますね、一人一人がそういった意識を持っていただいて、少しの部分だから自分がしようかという意識をですね、持っていただくのが一番いいと思っております。今後ですね、そこはどうしても庁舎管理は総務課だからということで、総務課のほうに言われてきますので、今おっしゃったような形で、気付いた部分、自分たちでできる部分は、できるだけ協力してもらいようにお願いをしたいとこれは思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそういったことも、ボンドば持って行って誰かそういったことできるて言うたっですよ。できるばってんないて、ばってんが早くしてください、自分ができんとならば。目障りでしょう、思わんですかね。私はいつもそう思いますよ。あそこに引っ掛かって倒れるかもしれんですよ、お年寄りさんは、今の大会議室とかなんかに入るとこのあのペラペラ。明日でもこの何十円ぐらいでできるので、どなたかに頼めばでくっとですが、すぐ対応しますというのがなかったもんですから、私はあえて何回も聞くとですよ。やっぱりそこら辺はですね、やっぱりその修繕料でございますので、課長決裁か、しいていえば副町長ぐらいまでの決裁でよかわけです、そこら辺はすぐできることです。

それから、例のその自転車置場あたりもちょっと上って行ってですね、見れば、ああこれは今のうちならばペーパーで、あるいはあれで擦って色を塗っとけばよかわけです、そこもすぐかかる。ぼってんこれが何年か、そこをここ1年置いとけば素から替えんばんもんだけんそんな金んかかりですよ。やっぱり今後は台風シーズンでございまずので、あまり雨あたりが降れば鉄は濡れればですね、錆びますので、そういったことを対応してくださいと。今どうのこうのと言われたので、すぐできんようなことを言われたので、すぐすつとが本当じゃなかるか。せんとならばボンド1本買うてくればでくるよと言うたっですよ。すぐしたほうがいいと思いますので、してくださいよ。

それから、国民年金関係ですけれども、これは要望だけにしときますけれども、ぜひですね、苓北町から、我々の年齢になってから無年金者をださないように、何らかの手立てでですね、今の年金を納められない方に、やっぱりいろんな形でですね、私は出向いていきよったですけれども、当時ですね、出向いていたりしてから印鑑なもろて、その1年に1回、1年に1回せんばならんと思いますよ。そういった免除申請あたりをさせていただいて、出していただいて、そしてその方たちが我々の時代になってから、例えば3分の1でもいいじゃなかですか、なあ、払わでんおって3分の1もらうてよかこっですよ。そっただけでももらうような体制を、ここの苓北町だけでもですね、させていただいて、皆さんの今から幸せのために一応頑張っていたいただければなと思います。

それから、53ページ、54ページの関係でございしますけれども、この設計料等またさしてくださいということでございしますが、そのうちまた今回までは云々ずっと押し出し、押すとをすんなということを言ったっですが、今回もそういったことになりつつありよりますので、できれば1カ所ぐらいからですね、ぜひですね、帰ってから部内で検討していただいて、あるいは、役場全部の技術系の方々とも話し合いをしていただいて、格好の悪うなかごとですね。惨めですよ今の苓北町のごてしとったっちゃ、全部委託でしょう。どがんすれば、今は自分たちの給料まで委託、今しとる仕事まで外部委託になるかもしれんですよ。そして人間は要らんごてなっじゃなかですか。そして苓北町は潰るっですよ。苓北町の役場があって、そこに給料ばもらわれるけん職員さんがおられるので、苓北町はやっぱり相当町民の方は、そのためにでも経済もいくらかあるわけですのでね、そこら辺です。

それから、志岐集会所の件は、熊本県の云々でございしますけれども、断ればよかつですよ、おろよかてわかれば。「まちっと考えてくれろて、熊本県は」て、「何でお前たちの言うことば聞かんばんか」て、これで25年前でうっ崩れてしもてから使い物にならん、そんなときはどがんしてくれるかと。私はそのくらいぐらいの力があってですね、それは設計書を見てですね、判断していけるぐらいの人間がですね、苓北町の中に1人でん、職員の中に1人でもおればよかつですよ。おらんじゃったでしょうもん。

町長がおっしゃった熊本県が、せんばならんけん、その設計屋ば連れてきたて。熊本県もいい加減なもんと思うですよ。熊本県の、県内の、熊本県が推進した独立の事業をするのであれば、熊本県の優秀な設計屋さんを使ってそういった事業をすればよかつてすばってん、わざわざ東北大学から連れてきたと。何でそがんことばせんばんですかて言えばよかですたい。東北大学んとは入れてくるんなて。そういった木材を使うてするところは、五木村にはおられんですかて、そこら辺ば言いきるぐらいなやっぱりこの役場の中の体制づくりは必要と思うですよ。私はいつも聞きよりましたよ。そっでそんときいっちょん言いよらんやっただて、ああそうだろかいて。ばってんもうその話は町長からいっばい聞きよりますから、あえて今日は言わせていただきますけれども、それは町がその設計屋さんに甘んじて、その設計を受けて、そしてそれを発注したその挙げ句が今でしょう。そして県あたりも、それは県な銭な出さんもんじゃけんしれーと見とる。それば県が責任持ってくればよかばってん、持たんでしょう。私はそこば言うんですよ。

ほっでですね、そういったことがあります。ほかにもあります。私が言おうごたっこあります。例えば温泉センターあたりのテントばしとつときも、「こらテントばどがんすつとですか。テントをこの寒か、冷えるだけですたい」て言うたところが、今の前のもう亡くなられたですけれども中山助役が、「結露がでて、いっちゃかったら心臓の悪かもんな死ぬかもしれんですよ」て言うたつですよ私が、言うたつですよ、そうしたところが何て言わつたと、「加藤茶が歌にもあるもね」て、「湯気が天井からポタリと落ちたてあっじゃっかい」て、ハハハて、そっで終いだつたつですよ。担当もしとらんやっただけですね。ほっでこの前改修されましたけれども、もし違うタイプですするならば、もうちょっと寿命は延びたかもしれんですよ。そのときの設計も、私は設計はマイナスだったと思うとつたつですよ。ほかんところはまだいっばいしとつところはまだ健在でいっばいあるもんな、そがんあんまり金はかけんでも。

そういうことでございますので、教育長、もう一回ですね、また続けてどうのこうのじゃなくて、今度今度までとかいうそういった気持ちじゃなくて、もうよかですなら、そこら辺を加味しながらひとつ頑張ってくださいと思います。終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ここで昼食のため１時１０分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩　午後０時０８分

再開　午後１時１０分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 2点についてお尋ねをいたします。

1点目が、29ページの結婚チャレンジ事業関係と、それともう一つは、45ページのいわゆる情報発信、この件でございますが、1点目の29ページの結婚チャレンジ事業、直接はあれなんですけども、少子化対策としていろいろ取り組まれておられます。その中で、今までご承知のとおりいろんな、昔の保育園の園長先生とか相談員になったり、あるいは専任を置いたり、また現在のような体制、いろいろ変革しております。

それはともかく、そういう中で、ご承知のとおりこの問題の内容については、個人のプライバシー、情報の保護等があらうと思いますが、いわゆる結婚相談事業にいわゆる登録されておられる人数、男女、もしよければですね、悪ければいいんですけども、教えていただければと思っております。

もう一つはですね、ご承知のとおり外国人労働者、いわゆる技能実習で各地においていただいているわけでございますが、その方の意思、あるいは雇用の方の了解等で、こういった事業に参加できるのかどうか、まずその2点をお尋ねいたしたいと思っております。

それともう一つ、45ページの情報発信の関係でございますが、ご承知のとおり情報発信にはいろんな方法等があらうかと思っております。やはりいかにこの苓北をPRするかということが最重点でございますが、そういった中で、先般私が二度ほどお尋ねいたしました。いわゆるローマ法王の来日、これが11月23日から4日間ほど、新聞報道等で載っておりますが、一応その折に親書をですね、地域の自治体等と協議しながら、出そうという方向で進んでいると理解しておるんですけども、現在の状況としてどうなっているのか、その2点をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） まず最初の登録の状況ですけれども、現在登録いただいている方が男性19名、女性9名、あと親の会ということでお二人、合わせてですね、30名になります。あと外国人労働者の方が町内で雇用されている方との苓北在住の方とのですね、結婚の推奨ということで、一般質問の中でもご質問がありましたけれども、事業所等の契約、あるいはその間に入っていらっしゃる会社も、雇用の形態とかもあられるかもしれませんが、一応事業所のほうにですね、お尋ねをしてみたいと思っております。そこで可能性があればですね、こちらのほうに参加して差し支えないと。例えば、就労の期間ですね、何年か居たらまた元の国に帰らなければならないというふうな、就労の制限とかもあられるかと思っておりますので、それぞれ雇っていらっしゃるところにお尋ねはしてみたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） ローマ法王のですね、親書つきましては、今現在、原

文のほうをですね、作り上げまして、外部の方に英訳のほうをですね、依頼をしているところです。今はそういった状況です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 今、課長のほうから、いわゆる結婚相談事業、これについては、雇用主さん、あるいは関連の会社等とも関連がありますので、その辺をですね、伺いながら、できたら可能だという答弁だと理解しております。

そして、さっき30名のうち2名の方は何やったですかね、すみません、もう一度。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） ご本人さんではなくてですね、親御さんのほうで自分の子どもさんを登録したいということで、情報があったら流してもらいたいということで、親御さんの登録といいますかですね、そのような形で登録ということで取り扱いさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） わかりました。やはりですね、いろんな結婚までのハードルはいろいろあろうと思いますが、やはり昨日も一昨日もいろんな話があっていましたが、非常にですね、やはり労働力の日本の方が不足してるということで、今後ますます増える可能性が十分にあると思います。そういうことで町もいろんな形で対応したい旨の内容のご答弁もありましたが、ぜひぜひですね、やはりそういった世界的な状況でもありますし、特に日本は一段と少子高齢化も進んでおる関係でですね、やはり受け入れ体制等をですね、十分に取っていただければと思っております。

なお、ローマ法王の来日に関係いたしましては、先ほど課長のほうから、一応文案を翻訳しているという状況でございますが、町長に1点だけお尋ねいたしますが、そのお渡しするような方向まで進んでいけるような可能性があるかどうか、その辺を1点、お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その辺はちょっと皆目予想がつきません。併せまして、日本のイエズス会の本部長が、前の本部長が、今度母国に帰られまして、ローマ枢機卿に選ばれたということでございますので、我が町はイエズス会の関係が非常に強ございますから、そういった意味でその方にもつなぎを入れていただくようお願いの文章も出そうかと。むしろ手紙で最初出したほうがいいんじゃないかというアドバイスもありました。そういう状況で来られたときにはなかなか予定を取っていただく時間がないだろうと。前もって出しておいたほうがいいんじゃないかという意見もございますので、これからまた検討をしていきたいと考えております。

〔「よろしくお願いします。終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで質疑を終わります。

高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） 組み替え動議をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ここで補正予算の組み替え動議が提出されました。

この動議は提出者のほか１名以上の賛成者がありますので、成立をします。

資料作成のため、暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午後１時１８分

再開 午後１時２５分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

提出のあった動議は本案と関係ありますので、併せて議題とし、提出者の要旨の説明を求めます。

高戸幸雄君。

○４番（高戸幸雄君） 説明を申し上げます。

令和元年９月１３日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員 高戸幸雄。

賛成者、苓北町議会議員 浜口雅英。

賛成者、苓北町議会議員 石田みどり。

賛成者、苓北町議会議員 松本良人。

賛成者、苓北町議会議員 野崎幸洋。

令和元年第６回苓北町議会定例会、議案第６２号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第３号）に対する組み替え動議について。

上記の動議について、会議規則第１６条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページお願いいたします。

別紙。令和元年度苓北町一般会計補正予算（第３号）に対する組み替え動議。

令和元年度苓北町一般会計補正予算（第３号）について、下記のとおり組み替えを要求する。

記。組み替えの内容。

１、都市再生整備計画、富岡城新大手門公園広場整備事業。款９教育費、項４社会教育費、目４文化財保護費、節１３委託料及び１５工事請負費中、東側石垣整備工事費を除く２,７５０万円を削除し、これに係る特定財源についてはそれぞれ構成を行い、一

般財源については不測の事態に備えるため、予備費に充当するものとする。

提出の理由でございます。富岡城新大手門公園広場整備事業において、当該事業は、費用対効果及び10月から予定される消費税引上げ等をかんがみるとき、今後市民の暮らしは今より増して厳しい状況となること必至である。

以上のような理由を照らし合わせ、本事業は中止すべきと考える。なお、東側石垣整備工事については、安全対策上から工事竣工はやむを得ないと理解する。ただし、工事発注にあたっては、再度工事費の密なる精査を行い、施工に当たることを併せて要求するものである。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 趣旨説明が終わりました。

これから提出された動議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから提出された動議に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず提出された動議に反対者の発言を許します。

次に、動議に賛成者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 修正組み替え動議に賛成の立場で討論いたします。

令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）に対する組み替え動議に賛成で討論しますけれども、令和元年7月30日、議会臨時会で提案された一般会計補正案の文化財保護費の土地購入費、住宅移転補償費の5,292万6,000円についての説明の際、今回の都市再生計画事業では、大手門工事は計画を中断する旨の説明がありました。このときの反対討論でも申し上げましたが、大手門も造らないのに土地購入費、移転補償費の5,292万6,000円もの費用をかけ、また公園整備に約4,100万円、合計約9,400万円もの予算を今後も投入することには納得できません。作るのであれば子どもたちの遊具を備えた公園を別の場所に整備するべきであるとして、これまでも反対しております。

今回も富岡城新大手門公園広場整備事業費として3,600万円が提案されておりますが、安全上の理由から東側石垣整備工事費1,350万円はやむを得ないとして、他の事業費2,750万円を削除する組み替え動議には賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に反対者の発言を許します。

次に、動議に賛成者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）の組み替え案に賛成します。

本都市再生整備事業のうち新大手門広場関連の事業について、町長は、7月16日の全員協議会、7月30日の第5回臨時会において、志岐集会所の抜本的な改築の対策をしたい。3、4、000万円ぐらいではないかと考えていたが、とてもそういう金額ではできる状況ではない。志岐集会所は、ご承知のとおり町民の憩いの場、楽しみの場、そしてまたいろいろ協議会など検討していただく重要な場であります。また、さらに避難所として志岐集会所については、町民のいざ災害があったときに大きな役割を果たしてもらわなければならない場所であります。これをやはりまず苓北町の整備計画の第一番目にあげてくるべきではないかと。

そういたしますと、これはやはり借入金で賄ったほうが相当有利になります。これを進めて、そしてまた、これ以上の大手門整備を進めていくと借り入れが嵩みます。やっと借入金も返済がですね、順調に進み始めたところでございますので、ここのところはあっちもこっちもどっちもというわけにはいかない、という判断をいたしております。そのためにですね、まず8月の半ばぐらいまでには、志岐集会所の更新のですね、全容が大体見えてくると考えておりますので、やはりこれに集中したいと。

そしてまた、大手門整備につきましては、大手門広場、これはできるだけ交流をして、先の見通しもよくして、そして大手門広場も使っていただきたい。今回の大手門整備はここまでにして、都市再生整備計画のタイムリミットに近づいてきますので、熊本県には、9月議会までには都市再生整備事業の概要を報告してくれと。もし国費予算を消化できないようであればほかにまわしたいので、なるべく早く結論を出していただくようにということでございました。

そういう中でございますので、議員の皆様方に詳細を説明し、ご理解もいただき、今回は大手門の整備は、都市再生整備事業ではできないということは、次の新たな有利な補助事業が出てくるまでは、しばらく中断ということで考えているところでございます。という町長の発言がありました。そういう中で、7月30日の第5回臨時会の補正予算、そして今回の補正予算については、広場の整備後の活用の説明も不十分です。広場が必要であるならば、この場所に巨額の税金を注ぎ込まなくても、坂瀬川には大師山公園広場、志岐深江には天神山公園、志岐の中央には衝鉦地区、そして元KDD中継局跡、富岡には元袋地区、四季咲公園駐車場、四季咲館先の元富岡温泉跡地、山陽公園広場、そして、現地の既に解家してある跡地、都呂々には国道沿いの旧苓北陶石南側の広場などが町内全域に存在しており、これらの広場の有効活用ができるように、問題提起が議会から、そして複数の議員から何回となく行われています。しかし町は、これらの

件には何の対応もなされておりません。

先日、本定例会の議案の資料の中で、町監査委員から、平成30年度苓北町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書が配布されました。この意見書の8ページに町債の状況として、30年度末の人口は7,223人、町債の残高は103億7,561万7,000円で、町民1人当たりの計算は143万6,000円であると意見書に記載されています。さらには、志岐集会所に限らず、ほかにもこの後、多くの公共施設の老朽化に伴う補修や、これら公共施設の維持管理などなど、膨大な事業費の支出が予測されます。しかも多額の借金財政状況と成果の出ない事業効果を十分理解されているにもかかわらず、どうしても富岡城大手門公園広場整備を進めようとしている町の姿勢を疑わざるを得ません。

このような中で、町長は、新大手門の建設は、志岐集会所の改築に巨額の投資が必要という認識から、都市再生事業は中断すると議会イコール町民に断言されました。私は今述べましたような内容で、先の臨時会、議案第43号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第2号）に反対しました。

繰り返しになりますが、先の全員協議会第5回臨時会における町長の挨拶及び教育課長の事業の概要の説明では、議会や住民説明会での意見を踏まえたうえで、また志岐集会所の大規模改修という早急な対策が必要な事業が出てきたので、第3期都市再生整備計画のハード事業は終了するという話でした。まさにその通りです。しかし、その舌の根も乾かないうちに、都市再生事業によってこの広場公園に1億円近くの税金を投じて、町民の生活の安寧のためとは思えない、この工事に取り組もうとしておられます。なぜなのでしょう。

先ほど述べました町内各所に存在する広場は、フェンスの設置、トイレの設置、あるいは雨避け、日除けの東屋的な施設の設置など、少し手を加えれば町民の憩いの広場として、友人同士や家族揃って親睦を深めるための広場として十分に活用できます。にもかかわらず、なぜ本事業の執行に固執されるのか。なぜ町長の自宅周辺の景観整備に税金を投じようとしておられるのか。このようなことにより、町民の行政に対する不信感の声は増すばかりです。このような公共工事は断じて許されるものではありません。

よって、本組み替え修正案に賛成します。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に反対者の発言を許します。

次に、動議に賛成者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私は、一般会計補正予算（第3号）に対する組み替え動議について、賛成の立場で討論を行います。

私は6月議会で、富岡城近くに子どもが自由に遊べる、小さくてもいいので公園を造

ってほしい。そうすることで、きずなステーションで毎週行っているマルシェにも若い人も足を運びやすくなるのでは、そして少しでも活気づくのではないかとの思いで質問をしました。町民の声としても大きな公園を一つ造るより、小さくてもいいので各行政区に児童公園を造ってほしいと出ております。

7月30日の臨時議会では、大手門広場の建設に民有地まで買い取って建設するというものでした。土地購入費と住宅移転補償費で約5,300万円、これに公園整備にも多額な費用がかかります。本日の補正にも入っています。アパートには今、居住している家族もいらっしゃいます。家主からは、今年中にアパートを出ていってくれとせかされているとのことです。今日の説明で、2世帯は転居先が苓北町内に決まったと聞きました。また、1世帯も検討中ということがありましたけども、時と場合によっては、苓北町から出て行かなければならないようなことが無きにしも非ずではないか。今でも町の人口は減る一方なのにとこの心配もしておりました。

また、志岐集会所の改修も、今回補正で設計委託料で750万円があがっておりますが、改修にどれだけかかるか予測もできない状況の中で、民有地まで買い取って広い公園を造る必要がさらさらないと考えます。今ある町の空き地に児童公園を造るだけで十分です。広い公園、つまり新大手門広場公園を建設したからといって、観光客が急増して町に金を落としてくれる保証はないと思います。町の監査委員さんの意見としてもあがってるではないですか。町債、つまり町の借金が町民1人当たり143万6,000円になっており、今後も引き続き厳しい財政運営が続く中で、適切な町政運営に努められたいと出されております。監査委員さんの意見も強く受け止めるべきです。

よって、私は一般会計補正予算（第3号）に対する組み替え動議に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に反対者の発言を許します。

次に、動議に賛成者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 補正予算組み替え動議、賛成の立場で意見を申し上げます。

私は、これまで苓北町の財政に不安があり、再三再四財政が厳しい苓北町が進むべき財政健全に向けでの意見を述べてまいりました。現在、国の借金が100兆円を超え、本町の借入額の総額も100億円を超えているものと思われませんが、2014年4月1日現在の総務省によると、国の借金は1人当たり859万円、総額959兆1,413円となっております。この時点で熊本県内における1人当たりの借り入れ状況の中で、苓北町の状況は1人当たり91万9,000円、現在におきましては1人当たり100万円を既にオーバーしており、県内市町でダントツ1位であると思われま

富岡城復元計画には、これまでの多額の資金が注ぎ込まれ、今や15億円を超えとど

まるところを知らない有り様です。本年度の当初予算は、住民皆様の力強い後押しもあって、富岡城新大手門整備関連に伴う予算、調査報告書作成業務委託料は修正動議が提出され、修正を求められ、削除をされました。しかし、7月臨時議会において、新たに大手門前に公園建設の名目で用地買収費、移転補償費等約5,200万円の多額な金が予算化され、今回、公園整備等の目的として4,100万円の予算が上程されました。

先の7月実施された臨時議会において、ここの申請地付近に山陽公園、百間土手の下の公園があるが、公園としての利用はほとんど見受けられない中に、この地に公園を造るために5,200万円の多額な金をかけて造らなければならないのかとお尋ねをしました。それに対しての明確な回答はありませんでした。

本議会の一般質問でもお聞きをいたしましたが、富岡海水浴場に付随する公園を含めて、今回提案された分を含め、半径500メートル範囲に同程度の、しかもあまり機能されていない、利用されていない、されないであろう公園が4カ所できることとなります。なぜ富岡2丁目のこの地にこれだけの予算が投入され、開発されなければならないのか疑問です。

反面、一方では河川の維持管理及び整備、町道、林道の維持管理は著しく低下し、治山事業には全く手が付けられないのが現状です。そのために土砂災害、洪水、落石等は非常に危険度が高い。振興計画の安心して住める苓北町は、ほど遠い存在です。

また、今回消費税改定に伴い利用料金の改定が提案されました。残念ながら可決されましたが、今回の値上げで得るべき影響額は約28万円程度です。個人9万4,600人、団体38団体、約10万人が利用する町施設で、年間28万円の収入増があるとして提案がありましたが、一方で、何に利用するともわからない公園造りに億単位の金がかかけられ、今後毎年維持管理にも相当の予算を伴うであろう今回の予算要求、実に納得しがたいものです。

今回の我々議会議員の選挙は、町長選挙も含めて無投票でした。この無投票はこれまでに以上に責任が課せられたものと認識を新たにしております。私は誇りをもって町民の方々の代弁者としての議会議員として、この場に立たせてもらっています。町民の方々のご意見を伺う中に、その8から9割の方々が、何で富岡城が要るのか、大手門復元工事は何か、やめろという厳しいご意見が大半です。私も毎回発言しておりますが、町の今の苓北町の財政事情の中、また、将来くるべき苓北町の状況をイメージしますと、安易な金の使い方は慎むべきであると考えます。

よって、提出されました本一般会計へ補正予算は、そのまま放置されない東側石垣工事1,350万円はやむを得ないとして、他の事業費の2,750万円を削除する動議に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に反対者の発言を許します。

山本政人君。

○9番（山本政人君） 私は一般会計補正予算の（第3号）に対する組み替え動議に反対する立場で討論を行います。

現在までいろいろ大手門広場の整備がなされてきました。ここに整備計画の地図がございますけれども、これから見ますと、ここに公園を造るということで計画がなされております。現在、富岡城に来ていただく観光客が約年間3万人というふうに聞いておりますが、そういうよそから来ていただく方々のためにも、ここに公園を整備して、心豊かに町並みを拝見していただければと思います。

つい先日も私も富岡城の上に登りまして資料館に行きましたら、千葉県ですかね、習志野から観光客の方がお見えでした。こんなにも遠くのほうからお見えになるのかなというふうに思いました。それは苓北町富岡が、やはり昔からの歴史があるからというふうに思います。

つい先日、盆休みでございましたが、私の親戚が熊本から来ました。彼は経済連に勤めておりまして、一緒に富岡城に連れて行ったんですが、彼が言うには、「天草といえど、やはり本渡よりも富岡が知名度がありますもん」と、そういう話をしました。そのようにやはり富岡というのは歴史がある。そうであればやはり整備をすることが大事だというふうに思いますし、この大手門前広場のこの地図を見ましても、町有地を挟んで真ん中に私有地があるわけですね。ですから十分な活用をするためにもその私有地を取得するということは、非常に大事なことだというふうに思います。

よって、第3号の組み替え動議には反対であります。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に賛成者の発言を許します。

次に、動議に反対者の発言を許します。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 組み替え動議反対、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

ご承知のとおり、この富岡城等の整備計画については、平成7年の基本設計を基に、苓北町振興計画指針の第6次基本構想並びに第11期基本計画に基づき、事業推進が行われ、平成16年度にまちづくり交付金で、そのあと平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金事業で国庫補助を40%の都市再生整備計画事業について、改めて平成27年3月議会で説明がありました。

ご承知のとおりこの都市再生整備事業計画とは、地域の歴史、文化、自然環境等の特性を生かし、個性あふれたまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進するとともに、地域住民の生活の質の向上と、地域経済社会の活性化を図るための制度であり、この制度を生かし、この事業計画の目的である富岡城から志岐城にかけた歴史的文

化遺産の復元と歴史的景観を保全し、歴史を生かしたまちづくりを進めてこられ、既に、今日まで地域住民のご理解のもとご協力をいただき、事業の大部分が整備され、事業も大詰めを迎えております。

この事業案では、大手門公園周辺の交通安全が心配されている中、新たに近隣の土地等を求めることにより、利便性と安全性がより確保され、さらに土地の有効利用拡大に大きく寄与するものと考えます。併せて、歴史的イベント天草島原の乱は、ご承知のとおり、天草島原の農民、キリシタンのためによる反乱衆が、幕府連合軍と戦ったこのような事件は、日本歴史上唯一民衆の反乱であり、世界的にも見て大きな意義があると言われております。この貴重な歴史的遺産を生かせるのは苓北町であり、我々に課された案件でもあります。この事業の早期完成を目指し、歴史的遺産をさらに生かし、大いに情報を発信すべきものとする。

よって、組み替え案には反対し、原案を支持する。以上。

○議長（錦戸俊春君） 次に、動議に賛成者の発言を許します。

次に、動議に反対者の発言を許します。

ほかに動議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

高戸幸雄君外4名から提出された議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）に対する予算組み替え動議を採決します。

提案された動議に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立少数です。したがって、予算組み替え動議は否決することに決定しました。

これから議案第62号、原案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論いたします。

先ほど補正予算組み替え動議の賛成のときにも討論いたしましたけども、大手門もお造らないのに土地購入費、移転補償費の5,292万6,000円もの費用をかけ、また公園整備に約4,100万円、合計約9,400万円もの予算を今後も投入することには納得できない。造るのであれば子どもたちの遊具を備えた公園を別の場所に整備すべきである。しかし、安全上の理由から東側石垣整備工事費1,350万円はやむを得な

いとして、他の事業費 2,750 万円は削除すべきと考え、原案には反対いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3 番（廣田幸英君） 議案第 6 2 号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号）に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

大手門公園整備事業、また志岐集会所大規模改修設計委託料、また、災害復旧費、安心安全のまちづくり、また町の発展に必要な補正予算と私は認めます。

よって原案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

高戸幸雄君。

○4 番（高戸幸雄君） 議案第 6 2 号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号）に反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

まず私は、本補正予算審議において、先ほど組み替え動議の提出者として反対された議員の皆様に対し、提案した内容及び理由に対し理解を得ることができなかったこと、残念でたまりません。

私は、大手門広場工事そのものの全体を反対したわけではございません。必要な工事については竣工はやむを得ないという理解を示しながら、組み替え動議を提出したわけでございます。そもそも動議による予算の修正をした発端は、賛否を討論に参加するにあたっては、何々であるから何々の部分を直せば賛成であるとか、何々の部分を除いて賛成であるというふうに条件付き討論はあり得ないと討論の中でうたっております。

よって、私はこの中でうたっているように、必要によっては修正案を提出することなどの措置をとるべきかどうかというもので、あえて組み替え動議ということ提案をし、審議をしていただいたわけでございます。私は、今後とも同一事業にあってもその内容による賛否の選択に努めてまいりたいと思います。

なお、本予算の反対理由は、動議提出の折、述べたとおりでございます。よって、原案には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○1 番（山口利生君） 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第 3 号）の原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

新大手門広場整備事業につきましては、7 月臨時議会でアパート購入の補正予算を付け、本日の説明では地権者の皆さんとの本協議に入り、アパート所有者からは 8 月 1 5 日、3 人の借家人からは 8 月 2 8 日に同意を得たという説明がありました。できるだけ早く契約書の締結までこぎつけていただきたいと思いますのでございます。

皆様ご承知のとおり、昨年、国土交通省から富岡港船客待合所周辺がみなとオアシスに認定されました。現在、みなとオアシス富岡運営協議会が定期的を開催するみなと土曜市やみなとマルシェの開催等により、富岡港に賑わいが戻ってきていると思います。また、新大手門の公園広場が完成することによって、相乗効果が生まれ、さらに賑わってくるものと思っております。

今回の補正予算は、公園広場の整備費並びに東側石垣の整備、また、旧浦本商店の解体費等重要な予算が計上されております。特に東側石垣につきましては、建設途中でありますので、崩壊の危険性もあり、また旧浦本商店の老朽化した建物は、今回のアパートが解体されると、台風等で倒壊し隣家に危害を及ぼすことも懸念されるところでございます。そのためにも早急に工事に着手することが必要と思っておりますので、今回の補正予算の承認に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 一般会計補正予算（第3号）原案に反対の立場で討論をいたします。

富岡港の近くに児童公園を造ってほしいと6月議会で質問をいたしました。町は富岡城新大手門広場公園ということで、町民が居住しているアパート及び民有地まで約5,300万円をかけて買い取り、大きな公園を造る計画、公園整備にも金もかかります。今ある空き地に公園を造ることで児童公園は十分にできます。大手門の東側石垣は、通行に支障がないかぎり整備はすべきです。志岐集会所の改修工事も予測できない金額になるのは目に見えている中、町民の目線で見ても税金の無駄遣いであると思われる今回の補正予算（第3号）原案には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 私は、令和元年第62号一般会計補正予算（第3号）に対する賛成の立場でこちらの討論に参加したいと思います。

本来、今回の富岡の大手門建設というのは、大手門まで造って道路まで拡張できれば、大変富岡の象徴的な観光スポットになるはずだったんですけれども、残念ながら計画の一時中断ということで、最後まではいかなくなりました。ところが、実際に公園まで併設して実際の観光客誘致の可能性を広げることこそが、将来の計画進行も見据えて大変重要なことで、苓北町に観光の拠点となるべき本来の施設であると考えております。そのため今回の計画、今回の会計補正予算（第3号）には賛成いたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 細かい理由は先ほど述べたとおりです。今、意見の中でですね、3万人の富岡城への入場者があったということですが、これは富岡ビジターセンターの入館者が3万955人ということです。それから、これはご存じのことと思いますが、富岡ビジターセンターは、雲仙天草国立公園の観光案内所ですね、を富岡の本丸跡に造ったということでございます。そして、富岡の歴史に関心のある方は、当然苓北町歴史資料館に入館をされるというふうに思いますが、この入館者は、町の資料によれば富岡城お城まつり及び産業文化祭期間中、入館料を無料とし、利用促進を図った。その入館者数は、ビジターの3万955人に対して、歴史資料館には3,469人です。そこら辺のところは十分認識していただきたい。

それから、一揆がいかにも、島原の乱とおっしゃいましたが、今は乱という言葉じゃなくて一揆という言葉を使わなければならないというふうに思いますが、一揆がないのはこの近代日本になってからです。それまでは全国いたる所で一揆があつて、戦国時代もあつたし、それから江戸時代でほぼ一揆のない世の中が確立されてきたのではないかというふうに思います。詳しくはなかなか歴史の先生ではありませんのでわかりませんが、概要とすればそういうことですので、そういう意味から、広場は先ほど申し上げましたように、町内いたる所に各、しかも富岡に偏らずに坂瀬川から志岐、富岡、都呂々にいたる所にありますので、そういう各地域に平等に、各地域の住民の皆さんに平等に生活の和みの場を造ると、そういうことに税金を使っていたきたいというふうに思います。

以上の理由から本案に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 原案賛成の立場で討論します。

富岡城の玄関口である大手門、その門前に整備された公共の空間をつくり出すことは、その景観上からも必要であると思います。また、急速に進む情報化社会に対応するための地方自治体としての情報発信の強化は急務であります。

よって、補正予算の原案に賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 補正予算案に反対の立場で意見を申し上げます。

富岡城新大手門公園広場事業として、これまでに土地購入費、家屋移転補償費約5,300万円、公園整備に約4,100万円、合計9,400万円がかけられようとしております。確かにこれまでに子どもや家族とゆっくり過ごせる公園整備の要望が相次いで

要望されました。私は8日一般質問で、都呂々ダム下流部に放置されている広大な荒地を利用し、この財政難の中で金のかからないやすらぎの場とした広場はできないものかとお願ひしました。サッカーボールを親子で蹴り合い、野球やソフトのキャッチボール等も親子でできる、今盛んなグラウンドゴルフやゲートボールコートも十分にとれ、憩いの広場、わんぱく広場、やすらぎの広場として大いに期待もできるところで、熊本県企業局の所管であるので、経費も交渉次第ではあまりかからない最良の所です。しかし、否定はされませんでした。色よい返事はなかったように感じました。

今回、事あるごとに、ここの申請地付近に山陽公園、百間土手下の公園があるが、公園としての利用はほとんど見受けられない。山陽公園は石段の石、通路に張り詰められた張り石は、風化により割れたり剥がれたりして修繕さえされていない。子どもやお年寄りがいつ引っ掛かって転んでもおかしくない状態が放置されているということは、利用者がいないということではないかと発言をしてきました。

また、本来観光客が訪れ、百間土手の石垣を眺めるために造られたであろう百間土手下の公園は、今やグラウンドゴルフの練習場となっております。海水浴場に付随している公園も同じであります。今、計画してある公園が経済効果も望めない状態で、1億円前後の予算を投じられ造られることは、無謀としか言いようがない。いろいろ歴史についても語られておりますけれども、復元して見てもらうのも一つの方法かもしれませんが、歴史は大手門、富岡城があった場合のみが歴史ではない。戸田氏により富岡城が破城された経緯や状況とも歴史であろう、そのように感じます。特に破城については、国内外に十分周知させる努力も私たちは必要ではないかなと思っているところでございます。いろいろ経済効果等も言われておりますけれども、平成30年度の歴史資料館の入館額は、昨年52万8,000円の入館料でございました。これは到底苓北町に経済効果をもたらすような額ではない、そう思われます。

よって、提出された本一般会計予算案に反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

山本政人君。

○9番（山本政人君） 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

内容につきましては、先ほど修正組み替え動議が出されたときに申し上げたとおりですが、加えてこの大手門整備計画は、国の補助金があつて成り立っているというふうに思います。それで、大手門広場の公園のそこの取得につきましても、先ほど説明がありましたように所有者の方からもほぼ了解を得ているし、そして、ここに居住されている3世帯の方々につきましても、移転はそれぞれ納得されているということでござ

います。そうであればこのような好条件でここの土地を購入できるということは、所有者によっては大変ありがたいことじゃないかなというふうに思います。

そういうこともありまして賛成をするわけですが、付け加えてこの左手から抜けますと西海岸に出ます。この道路整備計画案も出ましたけれどもこれは否決されました。しかし、この道路というのは、したから上っていくときには、非常にあそこは三叉路になっていまして、逆視線になりまして大変見通しが悪い。したがって、ここも将来は整備されることを強く望みます。

以上のような観点から賛成であります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、議案第62号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時30分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第2 議案第63号 令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、議案第63号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第63号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補

正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ62万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,967万9,000円（とするもの）でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金が62万4,000円の減額でございます。これは、平成30年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次の7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款2予備費、項1予備費、目1予備費が62万4,000円の減額でございます。これは、先ほどご説明いたしました6ページの歳入の減額を受け、予備費を減額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和元年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第3 議案第64号 令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第64号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第64号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補

正予算（第2号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,121万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金が49万1,000円の減額でございます。これは、平成30年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款2予備費、項1予備費、目1予備費が49万1,000円の減額でございます。これは、先ほどご説明いたしました6ページの歳入の減額を受け、予備費を減額するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 委員会のところでもちょっとだけ頭を出しておりました。それから、一般質問の中でですね、国道389号線の竹の迫、この地区についての嵩上げあたりもどうかということを質問いたしましたけれども、実は、今、都呂々のほうの太陽光発電のあそこら付近からですね、サンシン工業の工場付近のちょっと下田寄りぐらいまで、財産区の管理になっとつとですね、上が。昨年と、今年はまだ災害はございせんけれども、今までは毎年落石があつたりなつて、あそこは通行止めになつとるわけですが、財産区の山になっている関係上ですね、もし上が崩れでですね、下のほうに通行しておられる方々や車、その他に被害をおよぼした場合の対応をどう考えられているのかなということで、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 国道389号線の件ですけれども、今、県のほうでは389号線、特に萱の木から下田間についての法面、これまで落石等があつたということで、法面等の調査を行つて、危険箇所の確認を行つて、年次計画で今、法面の補修、改修作業を進められております。そういった中で、現在も工事予定されている部分について、町のほうに財産区のほうからの土地の購入ということで相談があつておりますので、そういった分、適宜今年度も契約、今、進めているところでございます。

県のほうにおかれましては、法面調査をした中で、年次計画を立てて優先順位をつけた中でですね、作業をしていただいておりますので、財産区のほうとし

ましても危険解消のために用地の相談にはご協力をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 今、総務課長がおっしゃったのは全て知っております。私はそういうことを尋ねたわけじゃなかったですよ。あそこが財産区の土地だから、もし上から落ちてきて災害が発生した場合は、財産区の立場としてどうなるのかなど。今後もうあれよ、県に全部ですね、あそこら辺を売り渡すとかなんかで、なるだけですね、町が被害を被らんようにするか、あるいはもっと頑丈な落石防護柵をしていただくか、県あたりにですね、そういったこと対応をせんとしやがな、今は網を張ったりなんかしております。向こうの小松、萱の木のほうには今度は逆にね、大きな支柱を建ててネットを張るような工事もしております。知っております私は。そこら辺随时してきよるのはわかっとですが、昨年と今年を除いて、その前は毎年崩れてきよったところなんですよ。そこら辺の財産と事故の関係はどう考えておられるかと、ですね。工事は県が常時してくるっかもしれない、国道やけんですね。ただ、もうある程度出来上がとととです、網張り上げとととですけれども、網が破れたりなんかしたところからまたこけてきよるわけですよ。竹の迫の場合は、それかそれ以上の上からですね。今やとられる防護柵では足らんのじゃなかろうかというような懸念もあるわけです。

そういったところがございますので、私、重々見てきよって知っとる。危ないなあていうていつも見とります。そこら辺がもし財産区に責任度合いが落ちてきた場合の対応をどう考えておられるかなあて、早めにですね、相談があるなしにかかわらず、もう県に上のほうをかうてくれろと、国にかうてくれろと言うたほうがよはなかかなというように、私自体はそういった考えを持っておりますので、お尋ねをいたしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「今、どがん思うと・・・」と呼ぶ者あり〕

〔「検討いたしますて言え」と呼ぶ者あり〕

〔「さっきとは違う質問やったけん今同じごたつと聞いたただけん」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今の件につきましてはですね、やはり財産区としまして、そういった場合災害のですね、責任がどこにあるのかということもございまして、管理会の中でそういう意見があったということでまずお伝えをし、当然そういうことがないように県のほうにもですね、これは県のほうに一応、国道関連で県のほうにちょっと協議をお願いをしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そういうことがないようにというのはどういうこと、事故がな

いようにでしょうか、かなて思うわけですがけれども、意味的にですね。私は、県のほうに買い上げてもらったほうがよはなかとかいというようなことを大半思うとるものですから言うわけですね。そういうことがないようにじゃなくて、ぜひ買い上げ等の、前向きで検討されるようなことでもし管理委員会からの話があったならばですよ、前向きに検討をしていただきたいなあと、そう思っております。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和元年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第65号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第65号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第65号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

1ページお願いします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,128万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億440万4,000円とするものです。

補正の主な理由としましては、繰越金や国保税現年分課税額の確定に伴いまして、歳入歳出とも増額の補正を提案させていただきました。

補正予算の中身についてご説明いたします。

6ページをお願いします。まず歳入予算の補正です。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1

医療給付費現年課税分 864 万 3,000 円の減額、節 2 後期高齢者支援金分現年課税分 262 万 9,000 円の減額、節 3 介護納付金分現年課税分 162 万 6,000 円の減額、目 2 退職被保険者等国民健康保険税、節 1 医療給付費分現年課税分 5 万 1,000 円の増額、節 2 後期高齢者支援金分現年課税分 1 万 3,000 円の増額、節 3 介護納付金分現年課税分 1 万円の減額は、国保税現年分課税額の確定によるものです。

7 ページをお願いします。

款 2 一部負担金、項 1 一部負担金、目 1 一般被保険者一部負担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額、目 2 退職被保険者等一部負担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額は、滞納額確定によるものです。

8 ページをお願いします。

款 3 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 一般被保険者分担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額、目 2 退職被保険者分担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額は滞納確定によるものです。

9 ページをお願いします。

項 2 負担金、目 1 一般被保険者負担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額、目 2 退職被保険者負担金、節 2 滞納繰越分 1,000 円の減額は、滞納額確定によるものです。

10 ページをお願いします。

款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 2 特別交付金の保険者努力支援分 77 万 5,000 円の減額は、交付金確定によるものです。

11 ページをお願いします。

項 2 財政安定化基金交付金、目 1 財政安定化基金交付金、節 1 財政安定化基金交付金 1,000 円の減額については、交付がなかったことによるものです。

12 ページをお願いします。

款 7 連合会支出金、項 1 連合会補助金、目 1 連合会補助金、節 1 現年度分 1,000 円の減額は、補助対象事業がなかったことによるものです。

13 ページをお願いします。

款 8 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金 1 万 4,000 円の増額は、基金の運用益増によるものです。

14 ページをお願いします。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 5 その他繰入金 716 万 6,000 円の減額は、国の方針により国民健康保険財政の健全化のため、法定外繰入れをやめるためのものです。

15 ページをお願いします。

項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 財政調整基金繰入金 4 0 3 万 2, 0 0 0 円の減額は、繰越金による財源調整によるものです。

1 6 ページをお願いします。

款 1 0 繰越金、項 1 繰越金、目 1 その他繰越金、節 1 その他繰越金 4, 6 3 0 万 9, 0 0 0 円の増加は、繰越金の確定によるものです。

1 7 ページをお願いします。

款 1 1 諸収入、項 3 受託事業収入、目 1 特定健康診査等受託料、節 1 現年度分 1, 0 0 0 円の減額、節 2 過年度分 1, 0 0 0 円の減額は、該当がなかったことによるものです。

1 8 ページをお願いします。

項 4 雑入、目 5 特定健診等利用者負担金、節 1 現年度 6, 0 0 0 円の減額は、負担金確定によるものです。節 2 過年度 1, 0 0 0 円の減額、目 6 療養給付費等負担金、節 1 過年度 1, 0 0 0 円の減額、目 7 療養給付費等交付金、節 1 過年度 1, 0 0 0 円の減額、目 8 特定健康診査等負担金、節 1 過年度 1, 0 0 0 円の減額は、該当がなかったことによるものです。目 9 雑入、節 1 雑入 2 0 万 1, 0 0 0 円の減額は、現年度精算によるものです。

1 9 ページをお願いします。これより歳出予算の補正となります。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分、目 2 退職被保険者等医療給付費分は、財源内訳の変更です。

2 0 ページをお願いします。

款 5 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金、目 1 財政安定化基金拠出金は、財源内訳の変更です。

2 1 ページをお願いします。

款 6 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費は、財源内訳の変更です。

2 2 ページをお願いします。

項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、節 1 1 需用費 4 万 4, 0 0 0 円の増額、節 1 3 委託料 5 0 万円の減額、節 1 4 使用料及び賃借料 5 0 万円の増額は、今年度特別交付金を活用して実施する未受診者対策事業の事業費の組み替えと、事務費の追加によるものです。

2 3 ページをお願いします。

款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金 5 5 1 万 4, 0 0 0 円は、歳計剰余金による積み立て 5 5 0 万円の確定と基金運用益の増加に伴う利子積立金によるものです。

2 4 ページをお願いします。

款 8 公債費、項 1 公債費、目 1 元金は、財源内訳の変更によるものです。

25 ページをお願いします。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 5 保険給付費等交付金償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料 580 万 4,000 円の増額は、平成 30 年度の保険給付費及び保険事業費の確定見込みに伴う交付金の償還によるものです。目 6 療養給付費等負担金償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料 1,000 円の減額、目 7 療養給付費等交付金償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料 1,000 円の減額、目 8 特定健康診査等負担金償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料 1,000 円の減額、目 9 その他償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料 1,000 円の減額は、平成 30 年度事業の実績によるものです。

26 ページをお願いします。

項 3 繰出金、目 1 一般会計繰出金、節 2 8 繰出金 992 万 7,000 円の増額は、平成 30 年度の法定外繰入れとして繰り入れた一般会計繰入金、特定健康診査分を国の方針により国民健康保険財政健全化のため、全額返還するためのものです。

以上が、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5 番（松本良人君） 22 ページです。予算のときに説明があったんだろと思いますが、すみませんが、私、ちょっとわかりかねましたので、この特定健診未受診者対象事業委託料とありますけれども、これはこういったものでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） これは平成 30 年度に実施する予定でした未受診者対策事業を、平成 30 年度はうまく調整できなかったもので、翌年度に持ち越しますということで今年度実施させていただきます。

まず、検診を受けてもらっていない方をピックアップしまして、その方がなぜ受診されないのかなというアンケートをとりまして、その結果により受診案内通知を工夫するというものが主な事業になります。それによって受診率アップを図りたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5 番（松本良人君） 委託料としてですね、減額が 50 万円してあるわけですが、この委託料ていうのはどういった関係で、我が家でしとって何か違うとがあとかなとか、そこらへんが。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） すみません、この委託料を 400 万円で組んでいた

んですけども、見積もりを取ってみましたらば350万円ぐらいでできそうでしたので、50万円減額をしました。その部分で14の使用料及び賃借料に50万円をあげているんですけども、これは、特定保健指導のときに今、指導用のノートを厚いのを2冊ほど訪問時に持っているんですけども、それがタブレットを利用して指導ができるということでしたので、そちらのほうに50万円あげさせていただきました。

すみません、これがですね、10分の10の補助事業がありましたもんですから、ちょっとそれを活用させていただこうかなというところで、ちょっと今回は、それを実施された市町村に聞きますと、実績が上がったというのを聞いておりますので、今回それに取り組むようにさせていただきました。

〔「委託先は」と呼ぶ者あり〕

○健康増進室長（荒木真喜子君） 民間の業者で、まだ決定はしておりません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 6ページですね、一般被保険者国民健康保険税が1,289万8,000円減額になっておりますけれども、これはどういった理由で減額というふうになったのか教えてください。

それと15ページの財政調整基金繰入金となっておりますが、これは一般会計のほうで財政調整基金というのが、これは企画政策課の所管かと思うんですが、そのことでしょうか。ちょっと名称が財政調整基金というのがちょっとよくわからないので、それを教えていただきたい。

それと、あとすみません、私も今回初めてでですね、よくわからなくてはなはだ失礼にあたり、勉強不足で、あと財政安定化基金というのは、これは県のほうの財政安定化基金というのがあるのかどうか。ちょっとこちらのほうの基金の積み立て基金の名称にはそれがなかったもんですから、苓北町の中では、ちょっとその。

○議長（錦戸俊春君） 何ページですかね。

○1番（山口利生君） すみません、11ページの財政安定化基金交付金という、すみません、これは県からの支出金でした。これは今の質問から取り消します。これは県からのほうの交付金ですから、失礼いたしました。

2点ですね、国保税の減になっている理由と、もう1点は、財政調整基金という名称ですね、この2点、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 基金に関しましたら国保との財政調整基金になります。国保が持ってる、はい。

○議長（錦戸俊春君） 15ページの分。

○健康増進室長（荒木真喜子君） すみません、15ページの分です、その基金の取り崩しです。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 国民健康保険税の減額についてですけれども、まず当初予算の編成についてご説明をいたしたいと思います。

当初予算の編成につきましては、平成30年の12月時点で作成を行っておりまして、この時点では平成31年度の数等がまだ予測といえますかできませんので、その時点の平成30年の12月時点の世帯数とか、被保険者数を基に算定を行います。

それと所得につきましても、平成30年中の所得がまだ把握できませんので、前年の平成29年中の所得を基に算定を行っております。中身を見てみますと主な差といえますか、農業所得が前年比7,955万3,000円減少。79553ですね。それと営業等の総所得、国保世帯が多い、この2つの部分につきまして、営業等の総所得が2,816万9,000円減少となっております。28169ですね。前の年が農業所得は前年に比べて、平成29年中は良かったといえますか、平成30年が実際6月に年度の当初の調定を行う際には、それだけの減額があったということが一番大きな原因だと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。国民健康保険税の減が、今わかります算定の時点修正で確定ということですね。それと確かに農業関係が非常にレタスが大暴落されてるということで、大変厳しいというのは聞いております。これが一日も早い回復を願うところでございますが、営業のほうも2,800万円ということで、非常に町の収入自体が相当なダメージを受けてるなということで、国保税のほうを見るだけでも感じました。またこれが町民税のほうにも跳ね返ってくるんだろうなということで、財政の厳しさが年々厳しくなっていくんだと思います。これだけ厳しいとなるとまた現年の徴収率がまた厳しくなるのではなからうかと思しますので、十分その点、決算のときもお話を伺いましたけれども、十分税務住民課のほうは大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

それと15ページの財政調整基金の繰入金、これについては非常に間違いやすいと思いますので、ここの目の名称をですね、変更するような形で検討されたほうが、財政調整基金となると、一般会計の重要な予算関係が不足したときに調整する財政調整基金との混同がありますので、ここはやっぱり国保財政調整基金というような名称にですね、見直されたほうが私は非常にわかりやすいと思います。執行部はそれが当たり前と思うでしょうけど、私たちではちょっとそのあたりがわかりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 国保の基金の中の財政調整基金ということで、一般会計の中にも財政調整基金ということで混同しやすいということですので、来年度の予算編成からですね、目のところか節のところ、国保という文字を柱に入れて費目の調整をちょっとしてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第66号 令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第66号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第66号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,980万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億962万3,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、前年度実績報告による国・県交付金精算及び繰越金の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分

の8万円の増額は、歳出の高額介護サービス費を40万円増額したため、負担割合であります20%相当分として8万円の増額でございます。

7ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金の3万6,000円の増加は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額40万円に対しまして負担割合の9.22%相当分の3万6,000円の増額でございます。目2地域支援事業交付金、節1現年度分の6万3,000円の増額は、歳出の地域包括支援センター運営事業費を16万4,000円増額したため、歳出増額の負担割合の38.5%相当分の6万3,000円の増加でございます。目3補助金、節1補助金の30万9,000円の増額は、国からの補助金が入ることになったためでございます。

8ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分の10万8,000円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額40万円に対しましての負担割合の27%相当分の10万8,000円の増額でございます。

9ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分の5万円の増額は、6ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額40万円に対しましての負担割合の12.5%相当分の5万円の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分の3万1,000円の増額は、7ページの歳入増と同じ理由で、歳出増額16万4,000円に対しましての負担割合の19.25%相当分の3万1,000円の増額でございます。

11ページをお願いします。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金の9,000円の増額は、基金預金利子の増額でございます。

12ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分の5万円の増額は、6ページと同じ理由で、歳出増額40万円に対しまして負担割合の12.5%相当分の5万円の増額でございます。目2地域支援事業繰入金、節1現年度分の3万1,000円の増額は、7ページと同じ理由で、歳出増額の16万4,000円に対しまして負担割合の19.25%相当分の3万1,000円の増額でございます。目3事務費繰入金、節1事務費繰入金の30万9,000円の減額は、国からの補助が同額入ってくるようになりましたので、その分を減額するものでございます。

13ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金の579万2,000円の増額につきましては、事業費確定により返還金が発生しましたので、基金から取り崩すものでございます。

14ページをお願いします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の1,878万9,000円の増額につきましては、平成30年度の歳入から歳出を差し引いた額でございます。

15ページをお願いします。

款9諸収入、項3雑入、目4過年度収入、節2介護給付費交付金過年度収入の476万5,000円の増額につきましては、平成30年度の事業費確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの交付が理由でございます。

16ページをお願いします。これより歳出となります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、システム改修委託料に国からの補助金を充当できるようになりましたので、その分のその他財源を減額いたします財源区分の変更でございます。

17ページをお願いします。

款1総務費、項4地域包括支援センター運営事業費、目1地域包括支援センター運営事業費、節9旅費の3万6,000円と節11需用費4万円の増額は、介護支援専門員の資格取得に係るもので、旅費と資料代でございます。節13委託料8万8,000円の増額は、消費税率の改定によるシステム改修委託料でございます。

18ページをお願いします。

款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節19負担金補助及び交付金の40万円増額は、今後の高額介護サービス費の増額が見込まれるためでございます。

19ページをお願いします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金の1,000万9,000円の増額は、繰越金から積み立て分が1,000万円と基金預金利子分の9,000円でございます。

20ページをお願いします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、節23償還金利子及び割引料の8万1,000円の増額は、過年度分保険料払戻金の増額によるものでございます。目2償還金、節23償還金利子及び割引料の1,496万2,000円の増額は、平成30年度の事業費確定による国・県社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

21ページをお願いします。

款6諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金の418万8,000円の増加は、30年度事業費の確定による介護給付費と地域支援事業費を精算ということで一般会計に繰り出すものでございます。

以上が、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第67号 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第67号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 議案第67号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,515万6,000円とするものです。補正の主な理由としましては、繰越金や前年度事業の精算により、歳入歳出とも増額の補正を提案させていただきました。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお願いします。

まず、歳入予算の補正です。款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1事務費繰入金29万4,000円の減額は、本年度事業の事務費精査によるものです。

7 ページをお願いします。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金 2 3 7 万円の増加は、繰越金の確定によるものです。

8 ページをお願いします。これより歳出予算の補正となります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 2 役務費 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、郵便枚数等の増加によるものです。

9 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、節 1 9 負担金補助及び交付金 5 3 万 4, 0 0 0 円の増額は、平成 3 0 年度に徴収した保険料確定に伴う追加納付によるものです。

1 0 ページをお願いします。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金、節 2 8 繰出金 4 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、平成 3 0 年度事業精算に伴う返還によるものです。

1 1 ページをお願いします。

款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 9 9 万 9, 0 0 0 円の増額は、決算剰余金によるものです。

以上が、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 6 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 議案第 6 8 号 令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 7、議案第 6 8 号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第68号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ763万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億268万4,000円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款5、項1、目1、節1、繰越金は、前年度繰越金の確定により763万8,000円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節29、予備費は、予備費への全額補正です。

以上で、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和元年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第69号 令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第69号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第69号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正

予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ453万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億188万円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきまして、6ページをお願いいたします。

款5、項1、目1、節1、繰越金は、前年度繰越金の確定により、453万9,000円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いいたします。

款1 公共下水道事業費、項1 下水道管理費、目1 一般管理費、節1 1 需用費の修繕料は、マンホールポンプや非常用警報装置修繕用などの増額です。

次のページをお願いいたします。

款3、項1、目1、節2 9、予備費は253万9,000円の増額です。

以上で、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第70号 令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第70号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第70号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,780万8,000円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1、繰越金は、前年度繰越金の確定により8万9,000円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いいたします。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水管理費、目1一般管理費、節11需用費は、電気設備修繕料、薬品代等として8万9,000円の増額です。

以上で、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和元年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第71号 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第71号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第71号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処

理事業特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７５万１,０００円を追加し、歳入歳出それぞれ４,８５０万８,０００円とするものです。主な内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款３県支出金、項１県補助金。目１、節１特定地域生活排水処理事業費補助金は、前年度事業の確定により５万４,０００円の減額です。

次のページをお願いいたします。

款５、項１、目１、節１、繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い８０万５,０００円の増額です。

歳出につきましては、８ページをお願いいたします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項１特定地域生活排水処理管理費、目１一般管理費、節１１需用費は、空気送風機などの修繕料で１０万５,０００円の増額です。

次のページをお願いします。

款２、項１公債費、目１元金は、財源区分の変更です。

次のページをお願いいたします。

款３、項１、目１予備費は、６４万６,０００円の増額です。

以上で、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第７１号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７１号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１１　議案第７２号　令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第１１、議案第７２号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第７２号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５０万８,０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７６０万２,０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、６ページをお開きください。歳入でございます。

款３繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金５０万８,０００円につきましては、平成３０年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

７ページをお開きください。歳出でございます。

款３予備費、項１予備費、目１予備費５０万８,０００円につきましては、繰越金をそのまま予備費とするものでございます。

以上で、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第７２号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７２号、令和元年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１２ 認定第 １号 平成３０年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第１３ 認定第 ２号 平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 14 認定第 3 号 平成 30 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15 認定第 4 号 平成 30 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16 認定第 5 号 平成 30 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17 認定第 6 号 平成 30 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18 認定第 7 号 平成 30 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19 認定第 8 号 平成 30 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 20 認定第 9 号 平成 30 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 21 認定第 10 号 平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 22 認定第 11 号 平成 30 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 12、認定第 1 号、平成 30 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 21、認定第 11 号、平成 30 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、11 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しております。

会議規則第 41 条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

山本政人決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（山本政人君） それでは、決算審査特別委員会の審査結果報告をいたします。

皆様方お手元に報告書が提出されておりますが、それによって説明をいたします。

苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和元年第 6 回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された平成 30 年度苓北

町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記。１、審査年月日、令和元年９月１０日、１１日、１２日の３日間。

審査場所、大会議室及び第１、第２委員会室。

委員の出席、山本政人委員長、石田みどり副委員長、山口利生委員、野田謙二委員、廣田幸英委員、高戸幸雄委員、松本良人委員、浜口雅英委員、倉田明委員、田嶋豊昭委員。委員の欠席はありません。

委員外の出席は、錦戸俊春議長。

監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、野崎幸洋監査委員。

執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、会計、土木管理、農林水産、商工観光、税務住民、福祉保健、水道環境、教育の各課長及び健康増進室長。

８、委員会の出席は、龍岡議会事務局長、田尻総務課長補佐、松本企画政策課長補佐。

９、審査の過程、本委員会は、平成３０年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

１０、審査の結果、認定第１号、平成３０年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号、平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号、平成３０年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号、平成３０年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第６号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第７号、平成３０年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第８号、平成３０年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第９号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第１０号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第１１号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上１１件、全て認定すべきものと決定しました。

なお、少数意見の留保があります。

１２、併せて、次の事項について、執行部に対し要望することを決定しました。

まず、一般会計の歳入の部であります。１番に、町税等の滞納整理については、税負担の公平性を図るためにも引き続き努力されたい。

２番目に、ふるさとづくり寄附金については、返礼品の充実を図り、自主財源の確保に努められたい。

次に、歳出についてであります。都呂々ダム共同管理費負担金については、都呂々ダムの収支等の現状を再確認し、引き続き、熊本県と負担金の見直しについて協議されたい。

2 番目に、企業誘致を積極的に行い、人口減少の歯止め、雇用の確保・拡大に努められたい。

3 点目に、町内の危険個所を再確認し、危険個所の表示を行い、補修、危険防止に努められたい。

4 点目に、公民館活動はじめ社会教育行政の充実を図られたい。

なお、特記事項といたしまして、1 点目に、苓北町の魅力を発信するため、積極的に情報発信を行われたい。

2 点目に、庁舎をはじめとした公共の建物や道路、水道、下水道等の公共施設の老朽化への適切な対応をお願いする。

なお、特記事項には記載しておりませんが、令和2年度から納税組合がなくなり、苓北町における納税等の徴収方法が大きく変わることになります。収入未済額が増加となることが懸念されるわけですが、そのことについての十分な対策を講じられるように要望をしておきます。

次に、特別会計であります。まず、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし。

都呂々財産区特別会計、特記事項なし。

国民健康保険特別会計につきましては、1 点目に国民健康保険税の滞納整理については、税負担の公平性を図るためにも引き続き努力をされたい。2 点目に、引き続き、健康保持増進の取り組みを進められたい。

次に、介護保険特別会計、1 点目に介護保険料の滞納整理については、税負担の公平性を図るためにも、引き続き努力をされたい。2 点目に、引き続き、介護予防について積極的に取り組まれたい。

次に、後期高齢者医療特別会計、引き続き、健康保持増進の取り組みを進められたい。

次に、水道特別会計であります。特記事項はありません。

次に、下水道特別会計、特記事項なし。

次に、農業集落排水特別会計、特記事項なし。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計、特記事項はありません。

次に、宅地造成事業特別会計も特記事項はありません。

以上、慎重審議をしていただきました。また、この特別会計の特別委員会のもう一つの目的であります審査の結果は、今年度の予算編成や行政執行に生かされるということが大事なことでありますけれども、それは十分に果たせるような特別委員会であったと

いうふうに思います。

以上、令和元年9月12日、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、山本政人。

苓北町議会議長 錦戸俊春様。以上であります。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本件について、浜口雅英君外1名から、会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 令和元年9月12日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。平成30年度苓北町一般会計決算審査特別委員会委員 浜口雅英。賛成者 松本良人。

少数意見報告書。9月10日から9月12日までの平成30年度苓北町一般会計決算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条の2の規定により報告します。

記。1、議案番号、件名、令和元年第6回苓北町議会定例会認定第1号、平成30年度苓北町一般会計決算の認定について。

2、意見の要旨、苓北町における少子高齢化、人口の減少対策は、今後のまちづくりの貴重な案件である。本件については、町長も、町長就任時からまちづくりの課題であると危惧しているという発言を再三再四されている。そして、これの有効策の一つとして企業の誘致を口にされている。私も同様の考えで、企業誘致には職員の企業訪問等に十分な予算を計上し、このことへの取り組みの強化を執行部に求め、そして期待もしてきたが、平成30年度決算では、当初予算1,703万6,000円から約700万円が減額され、企業訪問等に必要と思われる旅費は、予算額37万3,000円に対し2,000円の支出である。このことは、企業の誘致という本町が抱える重要な課題に対しての取り組みの姿が見えない。

また、社会教育における女性の会のさらなる充実、青年団の復活に対しても積極的な取り組みが見られない。少子高齢化が進む中で、高齢者の見守りの一つの手段として、社会教育団体の活動は有効な手段と考える。

ほかにも幾つもあるが、主として以上述べた案件により、平成30年度苓北町一般会計決算の認定には反対する。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 決算審査結果報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 平成30年度一般会計決算について、反対の立場で討論をいたします。

世の中の経済状態が著しく悪化をしています。生活も大変厳しくなっている中です。各税金の収入未済額が多くなっているのは、このような状況の中でのことだとは思いますが、気になります。町も努力はされているのはわかります。滞納者への心配りも必要ですが、気になるところです。

もう1件、一般質問でも申しましたし、今までもほかの議員さんも何回となく質問をしている河川の管理、河川内の竹木や堆積土砂の撤去、異常気象で全国で河川の氾濫で被害も出ています。人命も失われています。今までの質問の対し、臨時雇用をして対処するとの町長の答弁で期待をしていましたが、平成30年度決算では17万6,000円の支出です。あまりにも少なすぎます。河川の状態が良くなっているとは思えません。町民の命、暮らし、財産を守る決算にはなっていません。この事業は急ぐ必要があります。よって、平成30年度一般会計決算に反対をします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 平成30年度歳入歳出決算に、反対の立場で意見を申し上げます。

平成30年度実施された予算の執行体制について、理解ができない項目が多々あります。一例を申し上げますと、一番右側にある庁舎駐車場の樹木の管理体制です。この項目は、款2総務費、項1総務管理費、目12調査管理費、13委託料の樹木等管理委託で、庁舎敷地内樹木等いっさいの管理を委託したものと思われませんが、現在、庁舎外来駐車場の樹木の管理の状況は、外周の樹木はある程度きれいに整備され、庭木の役目は果たしておるものの、駐車場の台数ごとの区切りとして植栽されている樹木は、大半が枯渇し、その後補植されることなく放置されています。

委員会の折、このことに質問をいたしましたが、私が理解できるような明確な回答を得られず、その回答の中の一つに、枯れたままにしていると。今後の植栽の計画もないというような回答もありました。

この樹木が枯れてなくなっているあとはそのまま放置されて、駐車場と庭木の植栽、あとは縁石で囲まれているため、また、植栽されていたところは土であるために段差が生じ、非常に危険な状態です。また、一部においては車により縁石が崩壊し、へこんだ所もあります。枯れたままにしている、今後の植栽の計画はないということでありましたが、そういうことであるならば、枯れた樹木のあとの低くなった箇所に、土砂を入れ

るか危険防止の柵を設置するか等、最小限の事故防止策を行う必要があると思われますが、来庁者がつまずいて転んで大けがするのはいつ起こってもおかしくないような状態です。このような危険箇所が、苓北町の行政発信の本拠地であります役場敷地内に、しかも外来駐車場にあるということは、全ての予算の対応が危ぶまれる状態ではないかと推測します。

平成30年委託契約された樹木管理委託の契約料は88万5,600円です。当然一番に樹木等の管理ということですので、受託者は樹木等の適正な管理をやらなければならない。また、委託者はその監督をしなければならない。それから、樹木等が枯死した場合は、受託者はその報告をしなければならないであろうし、委託者はその原因を確かめ、精算等は変更契約等により委託料の支払いが実行されるなどの対応があるはずですが、この駐車場の樹木がいくら枯れているのか、その把握さえ行われていないのではないかと思います。

その理由として、契約が平成26年度89万1,000円、平成27年度、89万1,000円同額ですね。平成28年度88万5,600円、平成29年度88万5,600円、平成30年度88万5,600円であり、平成27年度から平成28年度に掛けては5,400円の差がありますけれども、ほとんど同じとっていいぐらいの差です。そして、最後の3年間は同額です。本来なら年々管理する樹木が減少していきますので、当然委託対象樹木の減により、契約料は減少するはずですが、もし枯死されている分まで算定されているならば、違算であり、税の無駄遣いとなりますし、重大な問題となります。

平成30年度樹木等管理委託料は88万5,600円で委託契約をしてあり、この委託料を支払ってありますが、この委託契約の算定等にまた委員会等の内容等に疑義を生じるところがあります。このほかに、このようなものがいくらか感じるところがあります。

よって、提出された平成30年度歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、認定第1号から第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第1号、平成30年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第2号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第3号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第4号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

す。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立多数です。したがって、認定第5号、平成30年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立多数です。したがって、認定第6号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成30年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立多数です。したがって、認定第7号、平成30年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成30年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立多数です。したがって、認定第8号、平成30年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第9号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第10号、平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。したがって、認定第11号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第23 発議第2号 意見書の提出について

○議長（錦戸俊春君） 日程第23、発議第2号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 発議第2号、意見書の提出について。令和元年9月13日、苓北町議会議長 錦戸俊春。

発議第2号、令和元年9月11日、苓北町議会議長 錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員 浜口雅英。

賛成者、苓北町議会議員 山本政人。

意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書（案）、介護保険法が施行され約20年が経過しました。指定居宅介護支援等

の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）が改正され、平成３０年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移るとともに、指定居宅介護支援事業所による質の高いケアマネジメントの推進、公平・中立なケアマネジメントの確保の観点から、管理者要件を見直し、厳格化がなされ、その管理者要件を「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に限定することとされ、令和３年３月３１日までがその経過措置期間とされています。

このように居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移ったからといって、その人員及び運営に関することは国の基準に従うこととされ、その旨、市町村の条例で定めてあります。

主任介護支援専門員となるためには、５年以上、専任で介護支援専門員として就労し、かつサービス計画の作成を行うという実務経験があるものが、都道府県が行う７０時間の研修を受講する必要があるとされ、その資格を保有し続けるためには、５年に一度４６時間の更新研修が必要となります。経過措置期間が３年、令和３年３月３１日までは期間内に資格を取得できない管理者が多数でてしまい、多数の居宅介護支援事業所が廃業を余儀なくされ、利用者（被保険者）が不利益を被ることとなることが想像に難しくありません。

私たちは、このことを避けるためには、経過措置期間を現行の３年から最低でも６年（令和６年３月３１日まで）に延長されるよう要請するものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和元年９月１３日、内閣総理大臣 安倍晋三様。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

衆議院議長 大島理森様。

参議院議長 山東昭子様

熊本県苓北町議会議長 錦戸俊春。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 提案者の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

発議第２号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありません

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号、意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定されました。

お諮りします。只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

日程第２４ 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第２４、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長及び議員定数等調査特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

—————○—————

日程第２５ 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第２５、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたと思います。

なお、議員派遣の変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第6回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員